

平成26年度

I R（統合型リゾート）に関する調査業務委託  
報告書

平成26年6月





## 目次

用語定義	- 1 -
1 調査目的	- 3 -
1.1 調査目的	- 3 -
2 世界の IR・カジノ整備状況等分析	- 5 -
2.1 地域別カジノ施設数及びカジノ設置国数	- 5 -
2.2 カジノ設置国数状況	- 6 -
2.3 カジノ非合法国数状況	- 7 -
2.4 東京都の姉妹友好都市及びアジア大都市ネットワーク 21 におけるカジノ設置状況	- 7 -
2.5 地域別 IR 施設規模	- 10 -
2.6 地域別カジノ設備規模	- 15 -
2.7 カジノの市場規模	- 17 -
2.8 IR を検討・建設している国及び撤退を検討中の国	- 21 -
2.8.1 IR を検討・建設している国の事例	- 21 -
2.8.2 IR の撤退を検討中の国	- 24 -
2.9 総括	- 25 -
3 本報告書における中心的な調査対象となる国・地域	- 29 -
3.1 中心的な調査対象となる国・地域の選定に関する考え方	- 29 -
3.1.1 ネバダ州・ラスベガスの IR 関連の歴史	- 29 -
3.1.2 マカオの IR 関連の歴史	- 30 -
3.1.3 シンガポールの IR 関連の歴史	- 31 -
3.1.4 韓国の IR 関連の歴史	- 32 -
4 IR 設置国と日本の基本的事項	- 35 -
4.1 カジノに係る法制度の整備状況	- 35 -
4.2 カジノに対する税及び税率、入場料、その用途 等	- 38 -
4.3 カジノを含むゲーミング産業の市場規模	- 41 -
4.4 裏カジノの現状	- 45 -
4.5 オンラインカジノの現状	- 46 -
4.6 日本における都民・国民のカジノに対する意識調査	- 48 -
4.6.1 カジノ合法化に対する意識	- 49 -
4.7 日本人の海外カジノの利用実態	- 50 -
4.7.1 韓国カジノの利用状況	- 50 -

4.7.2	海外 IR の利用実態アンケート結果.....	- 51 -
4.8	総括 .....	- 51 -
5	IR 設置に伴う効果等.....	- 54 -
5.1	IR 設置に伴う経済波及効果.....	- 54 -
5.1.1	GDP から見た IR の設置効果.....	- 54 -
5.1.2	MICE 誘致状況から見た IR の設置効果.....	- 55 -
5.1.3	外国人旅行者数 .....	- 57 -
5.1.4	IR 設置に伴う雇用創出効果.....	- 59 -
5.1.5	IR 収益の地元自治体への還元（事例） .....	- 60 -
5.2	総括 .....	- 63 -
6	カジノの設置に伴い実施されている対策等.....	- 66 -
6.1	カジノ運営のライセンスに関する対策.....	- 66 -
6.1.1	ネバダ州 .....	- 66 -
6.1.2	マカオ .....	- 66 -
6.1.3	シンガポール .....	- 66 -
6.1.4	韓国 .....	- 67 -
6.2	入場制限 .....	- 67 -
6.2.1	ネバダ州 .....	- 67 -
6.2.2	マカオ .....	- 67 -
6.2.3	シンガポール .....	- 68 -
6.2.4	韓国 .....	- 68 -
6.3	治安・生活環境への影響に対する分析.....	- 68 -
6.3.1	カジノ関連犯罪数 .....	- 68 -
6.3.2	IR 設置前後の犯罪発生件数の変化.....	- 69 -
6.4	マネーロンダリング対策 .....	- 71 -
6.5	カジノ施設内での安全対策 .....	- 73 -
6.6	ギャンブル依存症対策 .....	- 73 -
6.6.1	ネバダ州 .....	- 75 -
6.6.2	マカオ .....	- 81 -
6.6.3	シンガポール .....	- 86 -
6.6.4	韓国 .....	- 93 -
6.6.5	日本のギャンブル依存症対策 .....	- 98 -
6.7	青少年への影響 .....	- 104 -
6.8	総括 .....	- 105 -

7	IRの実施主体分析	- 109 -
7.1	ラスベガス	- 111 -
7.1.1	MGM リゾート・インターナショナル	- 111 -
7.1.2	シーザーズ・エンターテイメント・コーポレーション	- 121 -
7.2	マカオ	- 128 -
7.2.1	ウィン・リゾート	- 128 -
7.2.2	ギャラクシー・エンターテイメント・グループ	- 133 -
7.3	シンガポール	- 140 -
7.3.1	ゲンティン・シンガポール	- 140 -
7.3.2	ラスベガス・サンズ・コーポレーション	- 144 -
7.4	韓国	- 150 -
7.4.1	カンウォンランド	- 150 -
7.4.2	パラダイスグループ	- 154 -
7.5	IR・カジノの来場者属性	- 159 -
7.5.1	ラスベガスへの訪問者の属性	- 159 -
7.5.2	マカオへの訪問者の属性	- 161 -
7.5.3	シンガポールへの訪問者の属性	- 164 -
7.5.4	韓国 済州島への訪問者の属性	- 166 -
7.6	総括	- 167 -
8	外国人のみを対象とするカジノ	- 169 -
8.1	韓国	- 169 -
8.1.1	グランドコリアレジャー (Grand Korea Leisure)	- 169 -
8.2	ベトナム	- 173 -
8.2.1	ドーソンリゾートホテル (Do Son Resort Hotel)	- 173 -
8.2.2	ロイヤルインターナショナルコーポレーション (Royal International Corporation)	- 175 -
8.3	モナコ	- 177 -
8.3.1	モンテカルロ SBM (Monte-Carlo SBM)	- 177 -
8.4	総括	- 182 -
	参考文献	- 184 -

## 用語定義

- IR：Integrated Resort の略で、「統合型リゾート」ともいう。本報告書においては現在国会で審議されている「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（IR 推進法案）」に準拠し、「カジノ」と「その他付帯施設」が組み合わさったものを指す。なお、それぞれの施設の運営主体・敷地の同一性は問わない。
- ゲーミング：金銭や品物等を賭けて、その勝負の結果によって賭けたものをやり取りする行為を「ゲーミング」という。「ギャンブル」よりも広い意味を指すことが多い。
- ゲーミング売上高：カジノを含むゲーミングで顧客の賭け金の総額から、顧客に支払った額を差し引いたものを基本とし、金額を調整したもの。各国の会計基準や各社でそれぞれ「Gaming Revenue」、「Gross Revenue」、「Total Revenue」等の用語が用いられ調整項目が異なるが、本レポートにおいては便宜的に「ゲーミング売上高」と定義する。
- カジノ売上高：カジノで顧客の賭け金の総額から、顧客に支払った額を差し引いたものを基本とし、金額を調整したもの。各国の会計基準や各社でそれぞれ「Casino Revenue」、「Gross Gaming Revenue」、「Gross Gaming Win」、「Operating Revenue」等の用語が用いられ調整項目が異なるが、本レポートにおいては便宜的に「カジノ売上高」と定義する。
- 売上高：年次報告書に示されている、カジノオペレーターの総売上高を「売上高」という。
- 年次報告書：アニュアルレポートともいい、株式を上場・店頭公開している企業が、事業年度終了後に作成される財務諸表等を記載して作成するもの。
- 10-K レポート：米国証券取引委員会（SEC）への提出が義務付けられている財務情報等を含んだ年次報告書をさす。面積表示は平方メートル（m<sup>2</sup>）とし、引用論文等が別の単位で記載されている場合は、以下のとおり換算している。
  - 1 平方フィート=0.09 m<sup>2</sup>
  - 1 ヘクタール=10,000 m<sup>2</sup>
- 通貨は、引用論文等に記載された現地通貨を、以下のレートで一律に日本円に換算している（為替変動による影響は反映されていない）。

為替レート
1 韓国ウォン=0.1 円
1 シンガポールドル=80 円
1 米ドル=102 円
1 ベトナムドン=0.005 円
1 香港ドル=13 円
1 マカオパタカ=13 円
1 ユーロ=140 円

## 第 1 章

### 調査目的

# 1 調査目的

## 1.1 調査目的

都はこれまで、外国人旅行者の増加、都内産業のビジネス機会やイノベーションの創出等を図るため、MICE<sup>1</sup>誘致を積極的に推進してきた。平成 25 年 5 月に改定した「東京都観光産業振興プラン」においても、東京の観光産業振興を図るための重要な戦略の一つに「MICE 誘致の促進」を位置づけており、東京の持つ強みを活かした、より積極的な MICE 誘致を展開していく必要がある。

一方、シンガポールにおいては、近年、MICE 施設だけではなく、ホテルやエンターテインメント施設、ショッピングモール、カジノ等を含む統合型リゾート（IR）を国を挙げて整備する等、官民一体となった施策を展開し、MICE 受入数を順調に伸ばしている。

我が国においても、2013（平成 25）年 12 月に、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」、いわゆる「IR 推進法案」が国会に提出され、衆議院内閣委員会において審議されているところであり、今後 IR 設置に向けた具体的な議論が国内で進むため、都としても IR に関して具体的な検討を行う。

都として検討を行うにあたっては、IR に関する世界の市場規模や主要な事業者等の基本的事項を把握する必要がある。また、IR については、経済波及効果や雇用創出効果等があるとされる反面、ギャンブル依存症者や治安への影響等を懸念する声も聞かれることから、既に IR を設置している国・地域における IR 設置に伴う効果、影響等についても分析する必要がある。

そこで、都における今後の IR に関する検討の基礎資料となることを目的として、以下の事項について調査を実施した。本調査は、世界主要各国の中から IR を設置する国や地域を選定し、それを取り巻く様々な状況について調査・分析する。具体的な調査項目は以下のとおりである。

調査事項
1. 世界の IR・カジノ整備状況等分析
2. 本報告書における中心的な調査対象となる国・地域
3. IR 設置国と日本の基本的事項
4. IR 設置に伴う効果等
5. カジノの設置に伴い実施されている対策等
6. IR の実施主体分析
7. 外国人のみを対象とするカジノ

<sup>1</sup> MICE とは、M : Meeting（企業系会議）、I : Incentive（企業の報奨・研修旅行）、C : Convention（国際会議）、E : Exhibition/Event（展示会・見本市、イベント等）を総称した造語である。



## 第2章

### 世界の IR・カジノ整備状況等分析

## 2 世界の IR・カジノ整備状況等分析

カジノは、古くから世界の多くの国において上流階級の社交場及び庶民の娯楽として広く認知されてきた。19世紀に入ると、多くの国でカジノが合法化されるようになり、カジノ運営によってもたらされる収益の一部を国や地方自治体の財源とするため、カジノへの課税が行われるようになった。

また、カジノが産業として適切に機能するために市場ルールを整備するとともに、ギャンブル依存症等のカジノがもたらす負の影響を極小化するため、各国では国や地方自治体等の公的機関により規制が整備されている。

本章では、各国の合法化された IR・カジノの整備状況<sup>23</sup>を整理する。

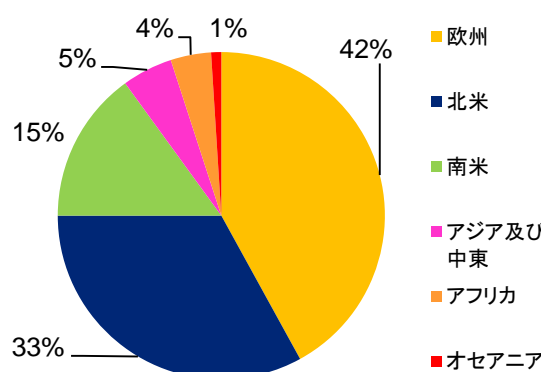
### 2.1 地域別カジノ施設数及びカジノ設置国数

世界の多くの国では既にカジノが設置されているが、その中でも合法化されている施設と合法化されていない施設がある。我が国にカジノを設置する上での参考に資するカジノを調査するため、本項では合法化されているカジノを対象として整理する。2013（平成 25）年時点で各国の規制当局によって認められているカジノ施設数及び設置国数を整理したものを以下に示す(表 2-1)。世界のカジノの構成比を施設数ベースで見ると、欧米（欧州・北米）のカジノが世界のカジノの約 75%を占めている(図 2-1)。

表 2-1 カジノ施設数及びカジノ施設設置国数

地域	カジノ施設設置国数	カジノ施設数
欧州	42	1,832
北米	3	1,422
南米	33	661
アジア及び中東	20	219
アフリカ	35	154
オセアニア	7	37
合計	140	4,325

図 2-1 地域別カジノ施設数構成比



(出典：Casino City Press『Global Gaming Almanac 2013 Edition』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

<sup>2</sup> 本章における「カジノ施設数」は、当該地域のカジノ規制当局によって管理されている数を指しており、国によってその定義が統一されていない。

<sup>3</sup> 本章における「国」は、当該地域にカジノ規制当局が存在し、かつ規制当局がカジノを有すると定義しているものを指しており、地域区分は出典元（Casino City Press）の区分によるものである。

## 2.2 カジノ設置国数状況

本項に示すカジノ設置国は、2013（平成25）年時点で各国の規制当局によってカジノが認められている国の数を示したものである（表2-2）。地域別にみると、カジノ文化の歴史が長い欧州が最も多く、国別に見た場合はアメリカ合衆国（以降、「米国」という。）が最も多い。なお、括弧内の数字は、当該国におけるカジノ施設数を示している。

表 2-2 カジノ設置国一覧

地域名	国名
欧州 (42ヶ国)	アイルランド(19)、アルバニア(1)、イギリス(312)、イタリア(9)、エストニア(70)、オーストリア(41)、オーランド諸島(1)、オランダ(14)、キプロス(24)、ギリシャ(9)、グルジア(11)、クロアチア(70)、ジブラルタル(1)、スイス(20)、スウェーデン(4)、スペイン(79)、スロバキア(21)、スロベニア(41)、セルビア(43)、チェコ(95)、デンマーク(6)、ドイツ(266)、ハンガリー(28)、フィンランド(1)、フランス(202)、ブルガリア(24)、ベラルーシ(45)、ベルギー(63)、ポーランド(40)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(1)、ポルトガル(11)、マケドニア(6)、マルタ(4)、マン島(1)、モナコ(5)、モルドバ(4)、モンテネグロ(5)、ラトビア(73)、リトアニア(134)、ルーマニア(25)、ルクセンブルグ(1)、ロシア(2)
北米(3ヶ国)	米国(1,216)、カナダ(107)、メキシコ(99)
南米 (33ヶ国)	アルゼンチン(157)、アルバ(10)、アンティグア・バーブーダ(5)、イギリス領バージン諸島(1)、ウルグアイ(32)、エルサルバドル(2)、オランダ領アンティル(25)、ガイアナ(1)、グアテマラ(6)、グアデルーペ(2)、コスタリカ(49)、コロンビア(84)、ジャマイカ(25)、スリナム(6)、セント・ビンセント及びグレナディーン諸島(2)、セントクリストファー・ネイビス(3)、セントルシア(1)、タークスカイコス諸島(2)、チリ(23)、ドミニカ(38)、トリニダード・トバゴ(10)、ニカラグア(19)、ハイチ(1)、パナマ(46)、パナマ(3)、パラグアイ(5)、バルバドス(3)、プエルトリコ(22)、ベネズエラ(8)、ベリーズ(6)、ペルー(60)、ホンジュラス(2)、マルティニーク(2)
アジア及び中東 (20ヶ国)	アルメニア(4)、イラク(1)、インド(8)、エジプト(26)、カザフスタン(14)、韓国(18)、カンボジア(29)、北朝鮮(2)、シンガポール(2)、スリランカ(9)、トルクメニスタン(2)、ネパール(11)、フィリピン(32)、ベトナム(5)、香港(1)、マカオ(46)、マレーシア(1)、ミャンマー(4)、ラオス(3)、レバノン(1)
アフリカ (35ヶ国)	アンゴラ(4)、ウガンダ(4)、ガーナ(3)、ガボン(1)、カメルーン(3)、ガンビア(2)、ケニア(12)、コートジボワール(1)、コンゴ(2)、サン・トメプリンシペ(1)、ザンビア(2)、シエラレオネ(1)、ジブチ(2)、ジンバブエ(8)、スワジランド(4)、セイシェル(3)、セネガル(5)、タンザニア(5)、チュニジア(3)、ナイジェリア(2)、ナミビア(3)、ベナン(1)、ボツワナ(10)、マダガスカル(2)、マラウイ(2)、マリ(1)、モーリシャス(7)、モザンビーク(2)、モロッコ(7)、リベリア(2)、ルワンダ(1)、レソト(1)、レユニオン(3)、赤道ギニア(7)、南アフリカ(37)
オセアニア (7ヶ国)	オーストラリア(22)、ソロモン諸島(2)、ニューカレドニア(2)、ニュージーランド(6)、バヌアツ(3)、パプアニューギニア(1)、北マリアナ諸島(1)

(出典：Casino City Press『Global Gaming Almanac 2013 Edition』を基に  
デロイト トーマツ コンサルティング作成)

## 2.3 カジノ非合法国数状況

2013（平成 25）年時点で合法化されていない主要な国を以下に整理する（表 2-3）。合法化されていない国のうち、近年、ウクライナとエクアドルが、それぞれ 2009（平成 21）年、2012（平成 24）年にカジノを非合法とした。

### (1) ウクライナ

ウクライナでは、国が運営するくじ以外のギャンブルが 2009（平成 21）年に禁止された。ただし、この決定はウクライナにおけるギャンブルの永久的な禁止を意味するものではなく、ギャンブル産業の適正な管理、税収の確保、ツーリズム及び街との親和性の観点からギャンブル施設を再配置することを目的とした暫定的な決定である。

### (2) エクアドル

エクアドル政府は 2011（平成 23）年に実施した国民投票を経て、1949（昭和 24）年から続いていた国内におけるカジノを全て廃止し、約 3,000 人が失業したとされている。廃止の主な理由としては、賭博施設がマネーロンダリング等の温床となっていることがあげられている。

表 2-3 カジノ非合法国一覧

地域名	国名
欧州	ウクライナ、ノルウェー、リヒテンシュタイン
北米	—
南米	エクアドル、ブラジル
アジア及び中東	アゼルバイジャン、アラブ首長国連邦、インドネシア、タイ、中国、日本、モンゴル
アフリカ	エチオピア
オセアニア	キリバス、フィジー

## 2.4 東京都の姉妹友好都市及びアジア大都市ネットワーク 21 におけるカジノ設置状況

東京都の姉妹友好都市及びアジア大都市ネットワーク 21 加盟都市（ANMC21）におけるカジノの設置状況を示す（表 2-4）。インドネシア、タイ、台湾、中国、ブラジル、モンゴルでは国内にカジノが存在しない。各国別に見てみると、中国本土で法的に認められているギャンブルはビデオくじ<sup>4</sup>及びそれ以外のくじであり、カジノは認められていない。

インドネシアでは、イスラム教徒が国民の 9 割近くを占めているため、ギャンブル全般が禁止されている。

ブラジルでは、合法的に認められているギャンブルは機器を使ったゲーム、ビンゴ、くじ、レ

<sup>4</sup> スロットマシンのように機器を使用して行うくじ。

ース賭博、スポーツ賭博に限定されており、カジノは認められていない。2008年にカジノ合法化を認める法案が審議されたものの、未だに立法化に至っていない。

台湾では、2009（平成21）年9月、カジノがリゾート施設内に建設されること及び地元住民による住民投票によって認められることを条件に合法化されたものの、2014（平成26）年6月時点で運営されているカジノは1つもない。台湾政府は新たにカジノ建設に住民投票を条件としない法律を審議中である。

モンゴルでは、2009（平成21）年8月、カジノ合法化に向けて法律を審議していたが、翌年に開催された閣議によって廃案となっている。その後、モンゴル政府はカジノの合法化、取り締まりの根拠となる法律の制定を進めている。

タイでは、競馬、政府公認のくじが合法的に認められているが、カジノを含むそれ以外のギャンブルは非合法である。

ロシアでは、2009（平成21）年7月、都市圏におけるギャンブル依存症蔓延への対応、ギャンブル関連犯罪の撲滅、カジノを比較的貧しい地方に移転することによる地方経済の活性化を狙った賭博禁止令が施行された。これによりアルタイ、ウラジオストク、カリーニングラード、クラスノダル以外におけるギャンブルは禁止されたために、首都モスクワにはカジノは存在していない。

インドでは、全ての州でカジノの運営が禁止されていたが、1999（平成11）年にゴア州において、州の主要産業である観光を活性化させる目的でカジノが合法化された。さらに、2009（平成21）年にはシッキム州において、規模は小さいながらもカジノが合法化されたが、首都ニューデリーにはカジノは認められていない。

表 2-4 東京都の姉妹友好都市及びアジア大都市ネットワーク 21 におけるカジノの設置状況

都市・州名	都市種別	カジノの設置状況
北京市(中国)	姉妹友好都市	無し
ジャカルタ特別市(インドネシア)	姉妹友好都市 ANMC21 加盟都市	無し
ニューヨーク市(米国)	姉妹友好都市	有り
パリ市(フランス)	姉妹友好都市	有り
ニュー・サウス・ウェールズ州 (オーストラリア)	姉妹友好都市	有り
ソウル特別市(韓国)	姉妹友好都市 ANMC21 加盟都市	有り
サンパウロ州(ブラジル)	姉妹友好都市	無し
カイロ県(エジプト)	姉妹友好都市	有り
モスクワ市(ロシア)	姉妹友好都市	無し
トムスク州(ロシア)	ANMC21 加盟都市	
ベルリン市(ドイツ)	姉妹友好都市	有り
ローマ市(イタリア)	姉妹友好都市	無し
デリー準州(インド)	ANMC21 加盟都市	無し
ハノイ市(ベトナム)	ANMC21 加盟都市	有り
台北市(台湾)	ANMC21 加盟都市	無し
ウランバートル市(モンゴル)	ANMC21 加盟都市	無し
ヤンゴン市(ミャンマー)	ANMC21 加盟都市	無し
クアラルンプール市 (マレーシア)	ANMC21 加盟都市	無し
バンコク都(タイ)	ANMC21 加盟都市	無し
マニラ首都圏(フィリピン)	ANMC21 加盟都市	有り
シンガポール共和国	ANMC21 加盟都市	有り

(出典：Casino City Press 『Global Gaming Almanac 2013 Edition』を基に  
デロイト トーマツ コンサルティング作成)

## 2.5 地域別 IR 施設規模

2013（平成 25）年時点における、各地域別カジノ施設数、カジノの施設面積、コンベンション施設の面積、ホテル客室数、レストラン施設数、エンターテイメント施設数、駐車場区画数、従業員数を示す(表 2-5)。

表 2-5 地域別カジノ施設規模

地域	2013 年 カジノ 施設数 <sup>5</sup>	カジノ 施設面積 <sup>6</sup> 合計 (㎡)	コンベンション 施設面積 <sup>7</sup> 合計 (㎡)	ホテル 客室数 合計	レストラン 施設数 合計	エンターテイメント 施設数 合計	駐車場 区画数 合計(台)	従業員数 合計 (人)
欧州	1,832	397,338	31,265	36,330	1,441	363	70,993	44,347
北米	1,422	4,146,434	1,468,404	256,360	3,778	1,114	1,000,265	647,094
南米	661	200,072	174,773	45,414	705	87	39,299	50,560
中東 アジア 及び び	219	543,536	202,751	52,802	450	65	10,710	89,510
アフリカ	154	121,227	9,857	14,661	460	112	25,891	15,875
オセアニア	37	96,713	32,209	6,314	199	71	16,078	17,267

(出典：Casino City Press 『Global Gaming Almanac 2013 Edition』を基にデロイト トーマツ  
コンサルティング作成)

<sup>5</sup> 面積や従業員数等を公表していないカジノ施設も含んでいる。

<sup>6</sup> IR 施設のうちカジノフロアの面積を示しており、小数点以下四捨五入している。

<sup>7</sup> IR 施設のうちコンベンションフロアの面積を示しており、小数点以下四捨五入している。

コンベンション施設  
(サンズエキスポアンドコンベンションセンター  
(Sands Expo and Convention Center))



(yoursingapore.comから引用)

カジノ施設  
マンダレイベイ (Mandalay Bay)



(lasvegastdirect.comから引用)

ホテル施設  
(ベネチアン・マカオ (The Venetian Macau)  
※向かって左の建物)



(yoursingapore.comから引用)

エンターテイメント施設  
(マリンライフパーク (Marine Life Park)  
※リゾート・ワールド・セントーサ (Resort World Sentosa) 内)



(yoursingapore.comから引用)

また、表 2-5 の数値を複合的に分析するためカジノ関連指標値を以下のとおり整理し、カジノ施設数に対するカジノ面積規模を地域間で比較するための参考値として、「1施設当たり平均カジノ施設面積」を記載した(表 2-6)。

これによると、欧州と北米における「2013年カジノ施設数」はほぼ同程度であるのに対し、「1施設当たり平均カジノ施設面積」には大きな差異がある。

また、オセアニアは他地域と比較すると「2013年カジノ施設数」が最も少ないにもかかわらず、「1施設当たり平均カジノ施設面積」は北米と同程度である。

表 2-6 地域別カジノ関連指標値

地域	2013年カジノ施設数	1施設当たり平均カジノ施設面積 (㎡)
欧州	1,832	217
北米	1,422	2,916
南米	661	303
アジア及び中東	219	2,482
アフリカ	154	787
オセアニア	37	2,614

(出典：Casino City Press 『Global Gaming Almanac 2013 Edition』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)



## (1) 欧州

1 施設当たりの平均カジノ施設面積は 217 m<sup>2</sup>であり、他の地域と比較するとカジノは小規模である。

付帯施設をみると、レストラン施設数については、北米に次ぐ規模を有している。コンベンション施設の面積は他の地域と比較すると小さいが、エンターテイメント施設数及び駐車場区画数も多く、欧州のカジノは MICE 等のビジネス需要より、近距離圏から訪れる顧客をターゲットとして娯楽を提供するリゾート施設であることがうかがえる。

欧州において最も高い売上高を誇る企業<sup>8</sup>は、ソシエテ・デ・バン・ド・メール (Societe des Bains de Mer) である。同社はモナコを本拠地とし、モナコ国内に 5 件の IR を有する。同社の企業詳細は、8 章で分析する。

### モンテカルロベイカジノ(Monte-Carlo Bay Casino) ※左:カジノ施設、右:ホテル



(出典:モンテカルロSBM HP, livecasinosguide.comから引用)

## (2) 北米

1 施設当たりの平均カジノ施設面積は 2,916 m<sup>2</sup>であり、世界で最も大きい規模となっている。

付帯施設についても、コンベンション施設面積、ホテル客室数、レストラン施設数、エンターテイメント施設数、駐車場区画数のすべてにおいて世界で最も大きい規模となっており各施設がもたらす雇用創出効果は大きく、従業員数も他の地域と比較しても群を抜いて多い。

北米において最も高い売上高を誇る企業は、ラスベガス・サンズ・コーポレーション (Las Vegas Sands Corporation) である。同社は米国ラスベガスを本拠地とし、米国、マカオ及びシンガポールに 9 件の IR を有する。同社の企業詳細は、7 章で分析する。

---

<sup>8</sup> 本項における「最も高い売上高を誇る企業」とは、NAICS2012 (北米産業分類システム: North American Industry Classification System の略で、米国連邦政府の統計機関が用いる産業分類として、正式に採用されているもの) において、「Casino Hotels」に分類されている企業のうち、当該地域で最も売上高が高い企業のことを指している。

**ベネチアン(The Venetian) ※左:施設全景、右:ショッピングモール**



(出典: Conde Nast, Wikimedia commonsから引用)

**(3) 南米**

1施設当たりの平均カジノ施設面積は303㎡であり、欧州と同様に小規模である。

附帯施設を見た場合、コンベンション施設面積は北米やアジアと比較するとまだ小さい水準にあるが、欧州やその他地域と比較すると圧倒的に高い。

また、レストラン施設数、エンターテインメント施設数、駐車場区画数はアジアを上回る規模を誇り、ビジネス需要、観光需要の双方に答え得る施設を有していると言える。

南米において最も高い売上高を誇る企業は、エンジョイ (Enjoy SA) である。同社はチリを本拠地とし、チリ、アルゼンチン及びブルグアイに9件のIRを有する。IRの運営だけでなく、スロットマシンのレンタル業等も行っている。同社のIR、エンジョイ・サンティアゴは、都心から離れた山間にあり、ホテル等を併設している。

**エンジョイ・サンティアゴ(Enjoy Santiago) ※左:施設全景、右:ショー施設**



(出典: 800.cl, revengetributo.comから引用)

#### (4) アジア及び中東

1 施設当たりの平均カジノ施設面積は 2,482 m<sup>2</sup>であり、北米と同様に大規模のカジノである。

附帯施設をみると、コンベンション施設面積及びホテル客室数は北米に次ぐ規模だが、レストラン施設数、エンターテイメント施設数、駐車場区画数は、欧州、南米及びアフリカよりも規模が小さく、従業員数が欧州及び南米の 1.7 倍程度多くなっている。この点は、マカオやシンガポール等の成長が雇用創出効果の一役を担っていると言える。

アジアにおいて最も高い売上高を誇る企業は、ギャラクシー・エンターテイメント・グループ (Galaxy Entertainment Group) である。同社は香港を本拠地とし、マカオに 5 件の IR を有する。同社の企業詳細は、7 章で分析する。

##### ギャラクシー・マカオ (Galaxy Macau) ※左:施設全景、右:映画館



(出典: galaxy entertainment HPから引用)

#### (5) アフリカ

1 施設当たりの平均カジノ施設面積は 787 m<sup>2</sup>であり、他の地域と比較すると中規模程度の水準である。

附帯施設をみると、コンベンション施設面積は他の地域と比較しても圧倒的に低い水準にあり、そもそも MICE 需要が高くないと言える。この点は、アフリカ大陸における政治、衛生、移動の不便さ等の要因から、ビジネス需要が少ないことが影響していると考えられる。一方で、ホテル客室数、レストラン施設数、エンターテイメント施設数、駐車場区画数は中規模程度の水準にあり、娯楽を目的とした観光需要を見込んだ施設構成と言える。

アフリカにおいて最も高い売上高を誇る企業は、トゴサンホールディングス (Tsogo Sun Holdings Ltd) である。同社は南アフリカ共和国のヨハネスブルグを本拠地とし、アフリカ及び中東に 90 件のホテルを有する。同社の保有するカジノブランドであるモンテカジノ (Monte Casino) は、アフリカで最も広いカジノ施設面積を誇る。

パラッツォ・モンテカジノ(The Palazzo Monte Casino)



(出典: Stay in Africaから引用)

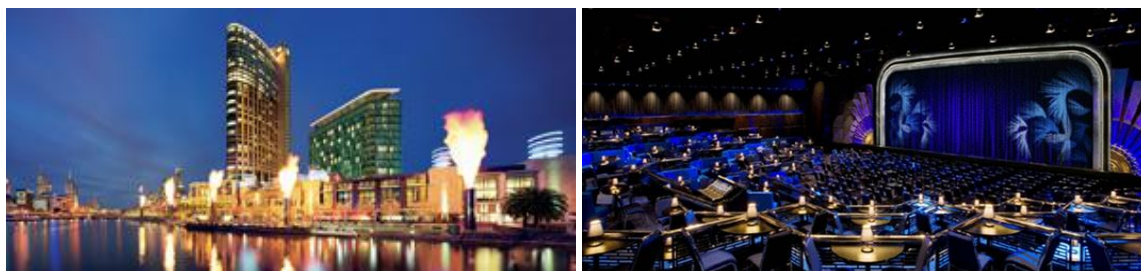
## (6) オセアニア

1施設当たりの平均カジノ施設面積は2,614㎡であり、北米と同様に、カジノは大規模の傾向にある。

附帯施設は、コンベンション施設面積、ホテル客室数及びレストラン施設数の規模が小さい。一方で、エンターテイメント施設数及び駐車場区画数は、アジアと同程度またはそれ以上の規模であり、娯楽を目的とした近距離圏からの日帰り顧客需要を見込んでいる傾向にあると言える。

オセアニアにおいて最も高い売上高を誇る企業は、クラウンリゾート (Crown Resorts Ltd) である。同社はオーストラリアのサウスバンクを本拠地とし、オーストラリア、ロンドン及びマカオに5件のIRを有する。また、2014(平成26)年5月時点において、スリランカのコロomboに建設されるIRの入札及び、オーストラリアのシドニーに建設されるIRの入札に参加している。

クラウンメルボルン(Crown Melbourne) ※左:施設全景、右:劇場



(出典: Crown Resort HPから引用)

## 2.6 地域別カジノ設備規模

本項では、テーブルゲーム台数、スロットマシン台数等のゲーミング機器の規模を調査した(表2-7)。

北米はゲーミング機器総数が圧倒的に多い。また、ゲーミング機器の内訳をみると、多くの地域においてスロットマシン台数比が90%を超えているのに対し、アジア及び中東では78.0%にとど

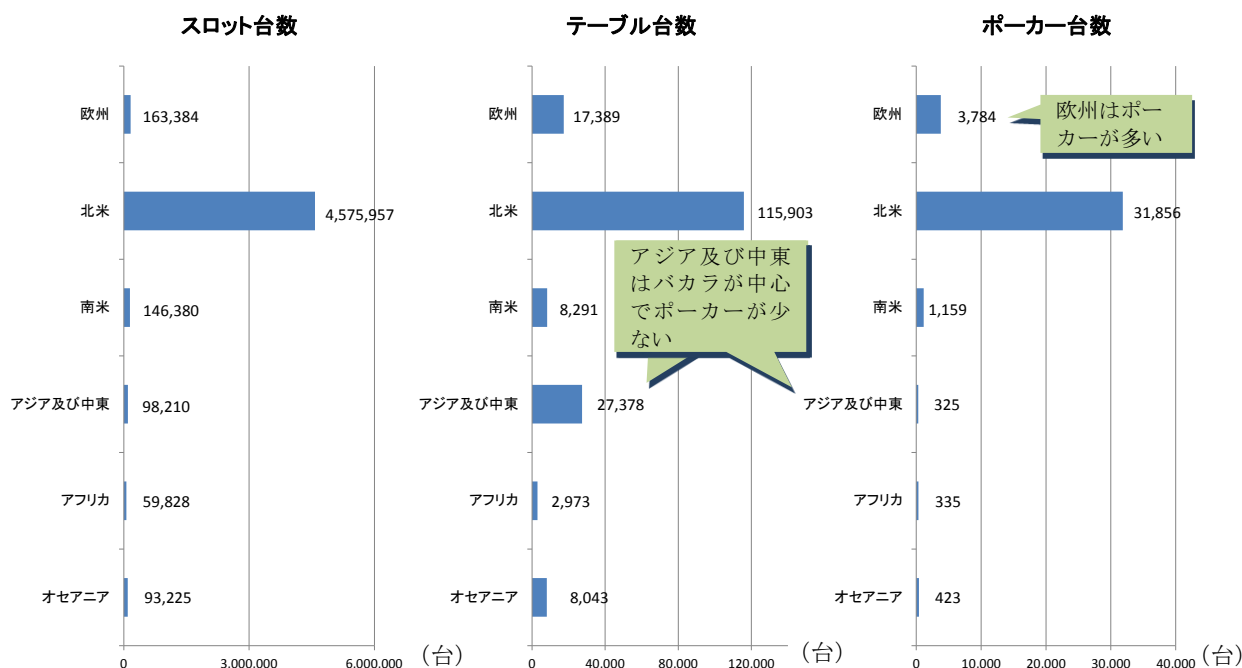
まり、他の地域と比較するとテーブルゲームが多い傾向にある。これは、アジアではバカラの需要が高い（テーブルゲーム台数のうちバカラが多くを占める）ことによるものである（図 2-2）。

表 2-7 カジノにおけるゲーミング機器規模

地域	ゲーミング 機器総数	スロット マシン 台数	スロット マシン 台数比	テーブル ゲーム 台数	テーブル ゲーム 台数比	ポーカー 台数	ポーカー 台数比
欧州	184,557	163,384	88.5%	17,389	9.4%	3,784	2.1%
北米	4,723,716	4,575,957	96.9%	115,903	2.5%	31,856	0.7%
南米	155,830	146,380	93.9%	8,291	5.3%	1,159	0.7%
アジア及び 中東	125,913	98,210	78.0%	27,378	21.7%	325	0.3%
アフリカ	63,136	59,828	94.8%	2,973	4.7%	335	0.5%
オセアニア	101,691	93,225	91.7%	8,043	7.9%	423	0.4%

（出典：Casino City Press『Global Gaming Almanac 2013 Edition』を基にデロイト トーマツ  
コンサルティング作成）

図 2-2 地域別ゲーミング機器種別



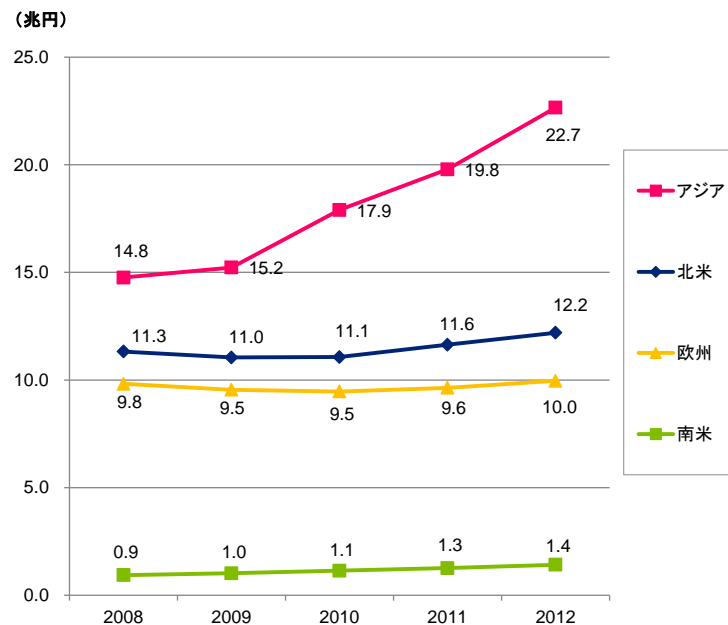
（出典：Casino City Press『Global Gaming Almanac 2013 Edition』を基にデロイト トーマツ  
コンサルティング作成）

## 2.7 カジノの市場規模

カジノを含むゲーミング売上高を地域別に見ていくと、2008（平成20）年から2012（平成24）年における地域別のゲーミング売上高は北米、南米、欧州地域がほぼ横ばいである。一方で、アジア地域は堅調に拡大しており、当該期間における年平均増加率は、11.3%となっている（図2-3）。アジアにおける市場規模拡大の理由として、マカオ、シンガポールにおけるカジノの拡大がその一因であることが考えられる。

2012（平成24）年時点における地域別のカジノ売上高のシェアは、アジアが53%、北米が37%、欧州が9%、南米が1%となっている（図2-4）。

図 2-3 地域別ゲーミング売上高<sup>9</sup>の推移



（出典：MarketLine『Casinos & Gaming in Asia-Pacific』等を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

<sup>9</sup> 各地域に含まれる国

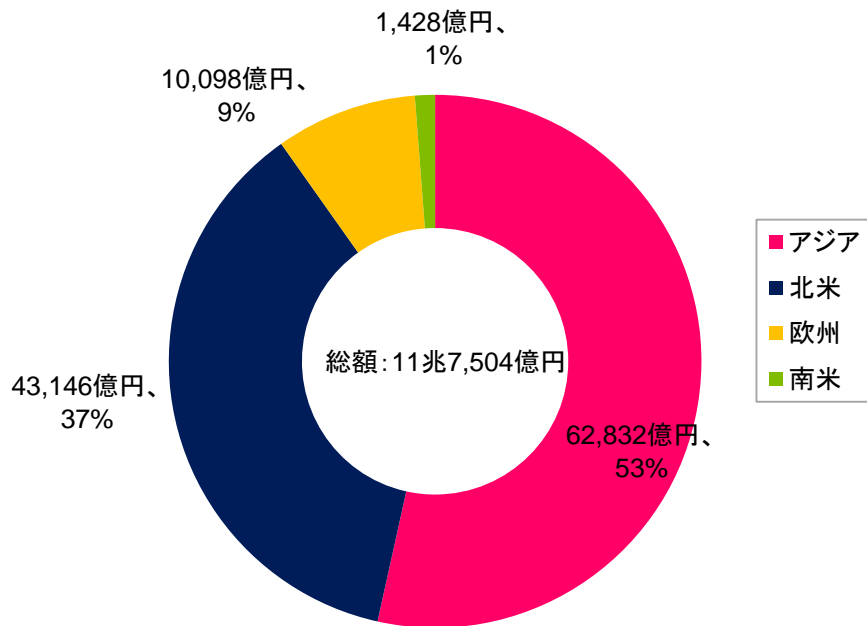
欧州：ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシア、イタリア、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、チェコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ロシア、ウクライナ

北米：カナダ、メキシコ、米国

南米：アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、ベネズエラ

アジア：オーストラリア、中国、インド、インドネシア、日本、ニュージーランド、シンガポール、韓国、台湾、タイ

図 2-4 2012（平成 24）年における地域別のカジノ売上高のシェア



(出典：MarketLine『Casinos & Gaming in Asia-Pacific』等を基にデロイト トーマツ  
コンサルティング作成)

#### <地域別詳細>

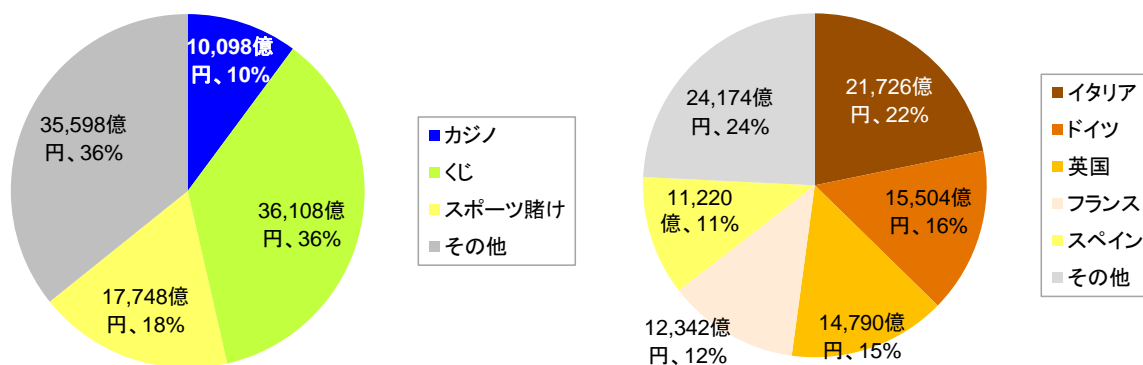
欧州ではくじ、スポーツ賭けが全体の半分以上を占めている。国別にみるとイタリアが全体の約2割を占めており、ドイツ、英国、フランス、スペインが合わせて50%超を占めている(図 2-5)。

北米におけるゲーミング売上高はカジノ、くじがそれぞれ約3割ずつの割合となっており、国別の割合としては、ラスベガスのある米国が約8割以上を占めている(図 2-6)。

南米ではくじが約4割を占めており、カジノは全体の約1割となっている。国別にみるとブラジル、アルゼンチン、チリの割合が大きくなっているが、ブラジルではカジノは合法化されていない(図 2-7)。

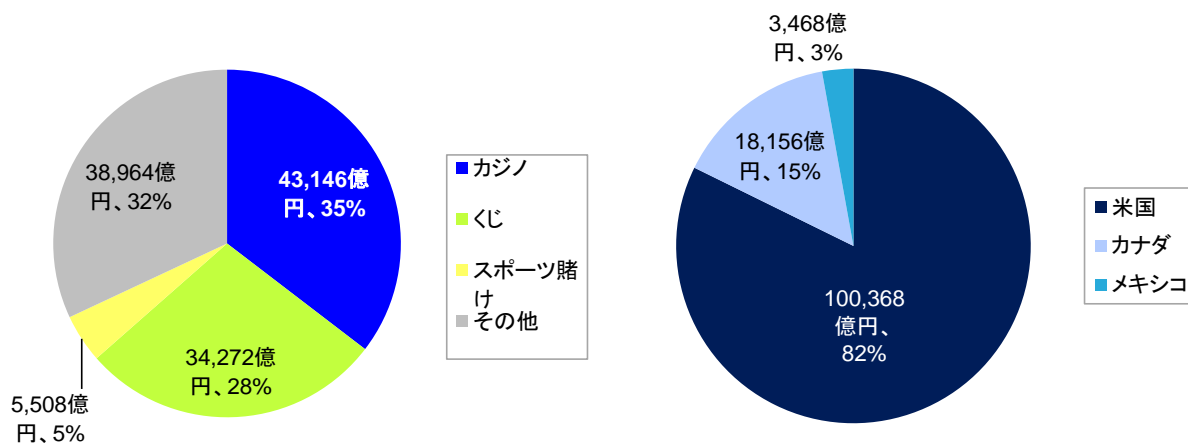
アジアではくじ、カジノがそれぞれ全体の約3割、スポーツ賭けは約2割となっている。国別の割合は中国がその半分を占めている(図 2-8)。中国にはマカオが含まれており、マカオにおけるカジノ売上高がアジア全体のゲーミング売上高を押し上げる一因となっていると考えられる。

図 2-5 2012（平成 24）年における欧州におけるゲーミング売上高の内訳



(出典： MarketLine 『Casinos & Gaming in Europe』 を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

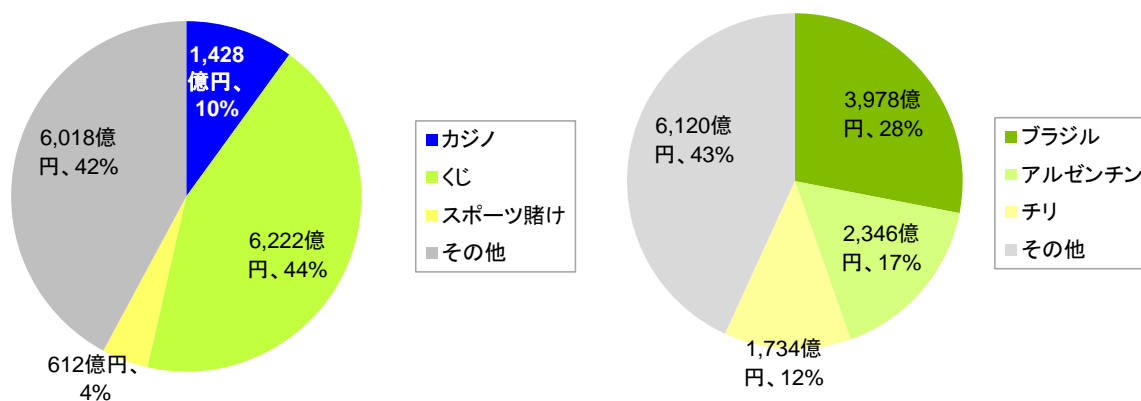
図 2-6 2012（平成 24）年における北米におけるゲーミング売上高の内訳



(出典： MarketLine 『Casinos & Gaming in North America』 を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

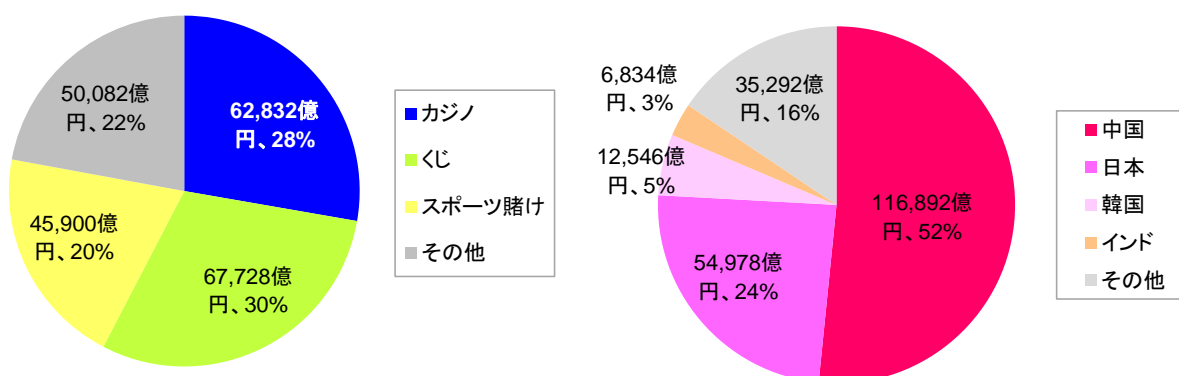


図 2-7 2012（平成 24）年における南米におけるゲーミング売上高の内訳



(出典： MarketLine 『Casinos & Gaming in South America』 を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

図 2-8 2012（平成 24）年におけるアジアにおけるゲーミング売上高の内訳



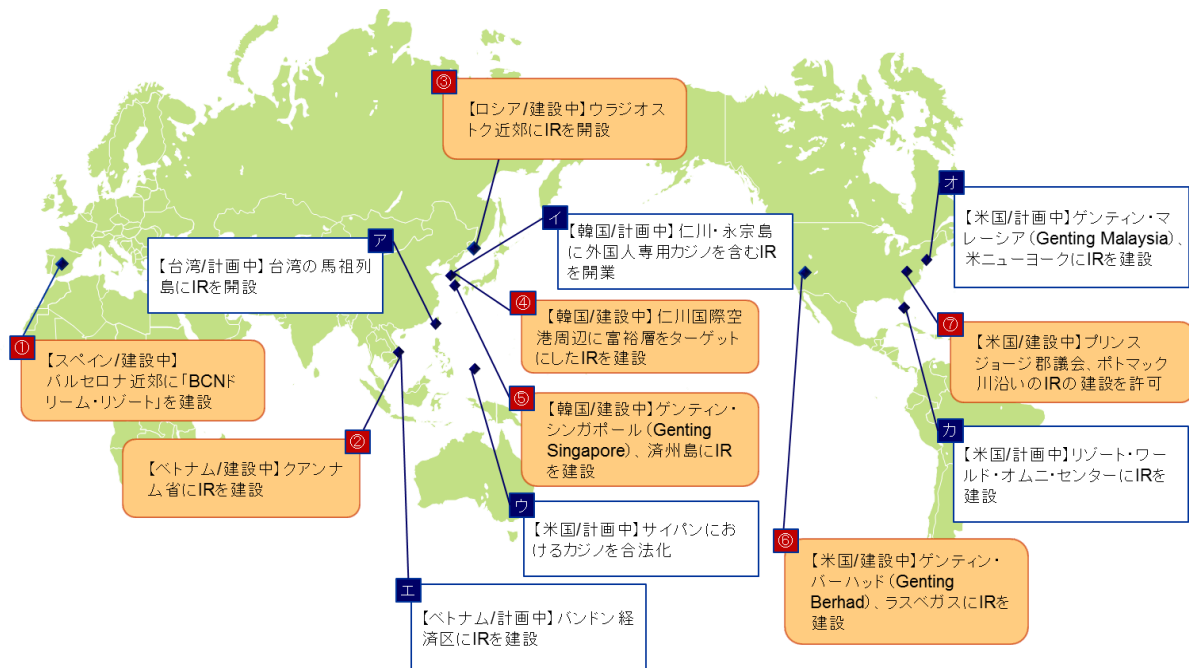
(出典： MarketLine 『Casinos & Gaming in Asia-Pacific』 を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## 2.8 IRを検討・建設している国及び撤退を検討中の国

### 2.8.1 IRを検討・建設している国の事例

2012（平成 24）年以降に IR を検討・建設していると公表した国の代表的な事例を、世界地図上に示す（図 2-9）。過去 2 年間に於いて、IR を検討・建設している国は世界中で存在するものの、アジア圏に比較的集中している。

図 2-9 IRを計画・建設している国<sup>10</sup>



（出典：各種公開情報を基にデロイトトーマツコンサルティング作成）

#### (1) 計画中の IR の概要

##### (ア) 台湾・馬祖列島（開業予定：2019（平成 31）年）

台湾は、中国に近接する離島の馬祖列島を「第2のマカオ」とすることを目標にカジノ計画を進めている。台湾では、2009（平成 21）年 9 月に地元住民による住民投票によって認められることを条件にカジノが合法化された。2012（平成 24）年 7 月に馬祖列島にてカジノ誘致の是非を問う住民投票が行われた結果、中国の観光マネーを呼び込みたい推進派の賛成により可決され、早ければ 2019（平成 31）年までに IR が誕生するとみられている。

<sup>10</sup> 調査の結果、建設が開始されていることが明言されているものは「建設中の IR」へ、計画中とだけ書かれ、建設への着手が明言されていないものは「計画中の IR」へ分類している。

**(イ) 韓国・仁川/永宗島（開業予定：2018（平成30）年）**

韓国の文化体育観光部は2014（平成26）年3月、外資系のリップー&シーザーズコンソーシアム（LOCZ Korea）が提出した仁川/永宗島における外国人専用カジノの認可事前審査請求に対し、「適合」判断を下した。同社は第1段階として約800億円を投じ、2018（平成30）年初めに外国人専用カジノを含むIRを開業する予定である。

**(ウ) 米国・北マリアナ諸島（開業予定：不明）**

米国では2014（平成26）年4月、北マリアナ諸島のイノス知事がサイパンにおけるカジノ法案を承認する意向を表明した。なお、北マリアナ諸島の中でロタ島、テニアン島では既にカジノが合法化されている。この動きに伴い、マリアナススターズエンターテイメント（Marianas Stars Entertainment）とベストサンシャインインターナショナル（Best Sunshine International）の2社がサイパンでのカジノライセンスに対する申込金1億200万円を支払った。今後、両社は約30億円の預託金を預ける必要があり、リゾートの詳細や3年間のビジネスプラン提出等も求められる。

**(エ) ベトナム・バンドン経済区（開業予定：2020（平成32）年頃）**

ベトナムではトゥアンチャウ・グループ（Tuan Chau Group）と米国のISCコーポレーション（ISC Corporation）が、クアンニン省人民委に対し、バンドン経済区における「カジノ付き高級複合観光サービス区計画」を提出した。この計画によると事業投資額は約7,000億円、カジノのほか、ヨットハーバーやホテル等を建設する予定であり、2020（平成32）年頃に開業される見込みである。

**(オ) 米国・ニューヨーク（開業予定：不明）**

ゲンティン・マレーシアは、米国ニューヨークにIRの建設を計画しており、2014（平成26）年4月、ニューヨーク州賭博事業委員会に対し、選考への応募料として約1億円を支払った。

このIRは、都心部から離れたニューヨーク州北部のタキシードリッジスキーリゾートに建設され、カジノや2つのホテルに加え、季節ごとのイベントを実施するエンターテイメント施設、スキーアトラクション施設、ショッピングモールを含む見込みである。

**(カ) 米国・マイアミ（開業予定：不明）**

ゲンティン・マレーシアは、同社が所有し、ホテル、ショッピングモール、オフィス街が一体となったオムニ・センターにて、カジノや場外馬券売り場を備えたIRの新たな設置を予定し、複数の現地企業との提携に向けて協議している。計画中のIRは、スロットマシン2,000

台を備えた規模となる見通しである。

## **(2) 建設中の IR の概要**

### **① スペイン・バルセロナ（開業予定：2016（平成 28）年）**

スペインでは、ベルモンテ・エスパーニャ（Veremonte Espana S.L）がカジノのほか、客室 10,000 室以上のホテル、展示場やコンベンション施設等の MICE 施設、劇場、ビジネスオフィス等を含む BCN ドリーム・リゾートがバルセロナ市内から電車で 30 分の場所に建設中である。BCN ドリームは延床面積 3 万 5,000 m<sup>2</sup>のカジノのほか、客室数 1,800 室のホテルや、コンベンションセンター等が建設される見込みである。

### **② ベトナム・クアンナム省ナムホイアン（開業予定：2015（平成 27）年）**

ベトナムでは、全国 10 省市でカジノ事業が計画されている。ベトナム最大の資産運用会社ビナキャピタル（Vina Capital）は、ベトナム中部クアンナム省ナムホイアンで計画段階で頓挫していた IR の建設を再開する。本計画は、ビナキャピタルとゲンティン・バーハッドによって進められていたが、ゲンティン・バーハッドが撤退を決定したため頓挫していた。事業投資額は約 4,000 億円となる見通しであり、2015（平成 27）年頃に開業される見込みである。

### **③ ロシア・ウラジオストク（開業予定：2014（平成 26）年）**

ロシアでは、香港市場に上場するカジノオペレーターであるメルコ・クラウン・エンターテインメント（Melco Crown Entertainment）とその会長兼 CEO であるローレンス・ホーが会長を務めるサミットアセントホールディングス（Summit Ascent Holdings Ltd.）が中心となり、ウラジオストク近郊に IR を建設中である。この IR は 2014（平成 26）年下半期に開業する予定である。なお、ウラジオストクは政府が同国内にてカジノ運営を認める 4 地区（アルタイ、ウラジオストク、カリーニングラード、クラスノダル）の 1 つであり、ロシアでは 2009（平成 21）年以降、この 4 地域以外でのカジノを禁止している。

### **④ 韓国・ソウル周辺（開業予定：2018（平成 30）年）**

韓国の仁川国際空港公社は、中国やその他の国からの富裕層をターゲットにした IR を建設する計画を発表している。この IR はソウルから西へ 50km の空港周辺に建設が予定されており、ホテル、外国人専用カジノ、コンベンションセンター、ショッピングモール、医療施設等を含む IR となる。建設の第 1 段階では、ホテル、ショッピングモール等が建設され、2016（平成 28）年に完了する予定である。第 2 段階では、ホテル、コンベンションセンター等が建設される予定であり、2018（平成 30）年に完了する見込みである。

## ⑤ 韓国・済州島（開業予定：2017（平成 29）年）

ゲンティン・シンガポール（Genting Singapore）と中国の不動産ディベロッパー藍鼎国際は、韓国に約 2,000 億円規模の IR を開発すると発表した。「リゾートワールド済州」とよばれるこの施設は済州島に建設される予定であり、カジノのほか、ホテルやショッピングモール、テーマパーク、居住区域が併設される IR となる。

## ⑥ 米国・ラスベガス（開業予定：2017（平成 29）年頃）

マレーシアに本社を置くゲンティン・バーハッドは、2014（平成 26）年後半にラスベガスに約 4,000 億円を投資し、IR の建設を開始する予定であり、完成までに約 3 年かかるとされている。この施設ではレストラン、ショッピングモールが併設され 11,000 人の雇用が創出される見込みである。

## ⑦ 米国・プリンスジョージ郡（開業予定：2016（平成 28）年）

米国では、プリンスジョージ郡の議会がラスベガスのカジノオペレーターである MGM リゾート・インターナショナル（MGM Resorts International）に対し、ポトマック川沿いに IR を建設することを許可した。投資額は約 900 億円で、2016（平成 28）年の開業を目指しており、ホテル、レストラン、ショッピングモールが併設される IR となる見込みである。

## 2.8.2 IR の撤退を検討中の国

図 2-10 IR の撤退を検討している国



（出典：各種公開情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

### (1) 計画が中止された IR の概要

#### (ア) スペイン・マドリッド（計画中止：2013（平成 25）年）

スペインでは、米国のリゾート開発企業であるラスベガス・サンズ・コーポレーションは、マドリッド近郊に巨大な IR を建設する計画を中止した。本計画によって、6 つのカジノと 12 軒の

ホテル、及び多数の小売店等からなる「ユーロベガス」が建設される見込みであった。約 3 兆円の投資により直接的、間接的に最大 25 万人の雇用が創出される見通しであったが、ラスベガス・サンズ・コーポレーションが要求していた、将来的に政策が変更された場合にスペイン政府から補償がなされること等の条件をスペイン政府が拒否したことが主な理由とされている。

## (2) 事業の撤退が発表された IR の概要

### (イ) フィリピン・マニラ（事業撤退：2014（平成 26）年）

フィリピンでは、公営賭博会社フィリピン・アミューズメント&ゲーミング（Pagcor）が、マニラ首都圏パラニャーケ市で運営するカジノ「エアポート・カジノ・フィリピーノ」を閉鎖するとした。売上高のうち半分を内国歳入庁に納付するほか、高額な土地のリース料を支払わなければならないため、赤字が続いていたことが理由とされている。

## 2.9 総括

カジノ設置国数を地域別にみると、カジノ文化の歴史が長い欧州が最も多く、国別に見た場合は米国が最も多くなっている。また、近年カジノが合法化されていない国の中では、ウクライナ及びエクアドルは合法化から非合法に変更したという経緯を持つ。

東京都の姉妹友好都市及び AMNC21 加盟都市であるインドネシア、タイ、台湾、中国（マカオを除く）、ブラジル、モンゴルでは国内にカジノが存在しない。インド、ロシアではカジノが合法化されているものの、ギャンブル犯罪の極小化や観光振興に係る国の方針から、カジノが運営されているエリアは限定されており、首都にカジノを設置していない。

地域別の IR 施設規模をみると、欧州は面積規模が小規模であるにも関わらず、レストラン施設数等が多い。北米は面積規模は世界最大級であり、附帯施設数も多い。南米はカジノ施設数は多くないが、地域別ゲーミング売上高最大のアジアを凌ぐ規模の附帯施設を有している。アジアはカジノ施設数は少ないが、圧倒的なカジノ売上高を誇り、一つひとつの IR の収益性の良さが伺える。アフリカはカジノ施設数、附帯施設数ともに少ない。オセアニアはカジノ数は少ないが、広大な国土を活かし、1 施設当たりの施設面積が大規模である。

地域別カジノ設備規模では、地域ごとに好まれるゲーム種別の違いがあり、また、1 施設に設置するゲーム機器の台数にも、地域ごとの特色がある。

2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年における地域別のギャンブル行為の市場規模をみると、北米、南米、欧州地域がほぼ横ばいである一方で、アジア地域は堅調に拡大している。

### <地域別の特徴>

#### ○欧州

- ・ 欧州はカジノ発祥の地であり、現在はそのほとんどの国がカジノを合法化している。
- ・ 1施設当たりのカジノ面積は小規模であるが、レストラン施設数、エンターテインメント施設数、駐車場区画数等の附帯施設が多く、近距離から訪れる顧客に対して娯楽を提供するリゾート施設となっている。
- ・ カジノの市場規模（カジノ売上高）は約1兆円（2012（平成24）年）

#### ○北米

- ・ ラスベガスでは、カジノを含む大規模なMICE施設やリゾート施設を備えたIRが発達している。対象となる顧客は、地元住民だけでなく、国内外から訪れる旅行者であり、顧客はそこに滞在して長時間過ごすことが多くなっている。
- ・ カジノの市場規模（カジノ売上高）は約4兆3,000億円（2012（平成24）年）

#### ○南米

- ・ 1施設当たりの平均カジノ施設面積は欧州と同様に小さい。
- ・ 一方で、コンベンション施設面積、ホテル客室数、レストラン施設数、エンターテインメント施設数、駐車場区画数が多く、ビジネス・観光両方の需要に対応できるものになっている。
- ・ カジノの市場規模（カジノ売上高）は約1,400億円（2012（平成24）年）

#### ○アジア及び中東

- ・ マカオを中心にカジノ市場の発展が目覚ましく、カジノの市場規模（カジノ売上高）は約6兆円にのぼる<sup>11</sup>。
- ・ 大規模のカジノが多い。
- ・ レストラン施設数、エンターテインメント施設数、駐車場区画数は、欧州、南米及びアフリカよりも規模が小さいものの、従業員数が欧州及び南米の1.7倍程度多い。

---

<sup>11</sup> 市場規模には中東は含まれていない。

地域	概要	施設規模	ホテル	コンベンション	エンターテイメント	ゲーム嗜好
欧州	カジノ発祥・近距離圏向け娯楽施設	小規模	中程度	少ない	多い	ポーカー
北米	大規模な MICE 等併設のIR	大規模	多い	多い	多い	スロット
南米	他地域に比べ小規模	小規模	中程度	中程度	中程度	スロット
アジア	マカオ中心に発展・世界一のカジノ売上高	大規模	中程度	中程度	少ない	パカラ
アフリカ	観光需要を見込んだ施設構成	中規模	中程度	少ない	中程度	スロット
オセアニア	日帰り需要を見込んだ施設構成	大規模	少ない	少ない	中程度	スロット



## 第3章

### 本報告書における中心的な調査対象となる国・地域

### 3 本報告書における中心的な調査対象となる国・地域

#### 3.1 中心的な調査対象となる国・地域の選定に関する考え方

これまで述べてきたとおり、世界には一定の規制の下にカジノを合法化している国が多数あり、カジノ施設にホテルやエンターテインメント施設などの附帯施設を持った IR の事例が、各地域に見られた。

一方で、本調査の目的は、IR における経済波及効果、雇用創出効果、ギャンブル依存症対策等を把握し、IR に関する東京都の基本的な取組方向の検討に資するというものであることから、IR としてある程度の規模を有し、その影響を把握することができる国や地域に重点を置いた調査分析をすることが望ましい。

こうした考えに基づき、次章から 7 章においては、ネバダ州・ラスベガス、マカオ、シンガポール及び韓国を中心に調査分析を行う。

##### 3.1.1 ネバダ州・ラスベガスの IR 関連の歴史

ラスベガスは、1931 (昭和 6) 年にネバダ州にてカジノが合法化されてから、カジノに加えて、ショッピングモール、エンターテインメント施設、レストラン、ホテル、コンベンション施設等を含んだ IR へと成長してきた。

2000 (平成 12) 年以降のラスベガスにおける IR 関連の主な出来事をみると、総客室数が 1,000 を超えるホテル、ゴルフコース、ショッピングモール、レストラン等の建設が続いていることが分かる。テーマパークや屋内大ショッピング・センターの併設などによる総合的な戦略により、ホテル全体を現実離れした夢の世界に演出し、ビジネスマンから家族連れまで、大人も子供も楽しめるような工夫によって、集客力のアップに成功している<sup>12</sup>、と考えられる (表 3-1)。

表 3-1 ラスベガスにおける IR 関連の主な出来事

年	事項
2003 (平成 15) 年	マンダレイベイが全室スイート(客室数:約 1,100)の新館ザ・ホテル (THEhotel) をオープン。
2005 (平成 17) 年	約 2,700 の客室及びゴルフコース、人工湖等を有するウィン・ラスベガスがオープン。
2007 (平成 19) 年	全室スイートの分譲型ホテルザ・シグネチャー・アット・MGM グランド (The Signature at MGM Grand) (客室数:約 580) がオープン。
2008 (平成 20) 年	約 3,600 の客室を有するザ・パラッツォ・リゾートホテル&カジノ (The Palazzo Resort Hotel & Casino) がオープン。
	約 2,000 の客室及びゴルフコース等を有するエンコア・ラスベガス (Encore Las Vegas) がオープン。

<sup>12</sup> 自治体国際化協会フォーラム No.125 『アメリカにみるカジノを主体とした街おこし』より引用。

年	事項	
2009(平成 21)年	M リゾート・スパ・カジノ(M Resort, Spa Casino) (客室数:390)がオープン。	
	ハードロック・ホテル&カジノ(Hard Rock Hotel & Casino)がパラダイス・タワー(Paradise Tower) (客室数:490)をオープン。	
	ホテル モンテカルロ(Monte Carlo Hotel)の最上階(32階)にデザイナーズホテルのホテル 32 アット・モンテカルロ(Hotel 32 at Monte Carlo) (客室数:50)がオープン。	
	シティセンター (CityCenter)にショッピングモールのクリスタル(The Crystals) (店舗数:約 30)がオープン。	シティセンターには合計 29,000 m <sup>2</sup> のコンベンション施設が設置されている
	シティセンターに全室スイートのデザイナーズホテルのヴィダラ・ホテル&スパ(Vdara Hotel & Spa) (客室数:約 1,500)がオープン。	
	シティセンターにマンダリンオリエンタル(Mandarin Oriental) (客室数:約 390、住居用部屋数:225室)がオープン。	
	シティセンターに、約 4,000 の客室及び 16 のレストランと 10 のバー&ラウンジ等を有するアリア・リゾート&カジノ(ARIA Resort & Casino)がオープン。	
	ハードロック・ホテル&カジノ(Hard Rock Hotel & Casino)がオール・スイート・タワー(All-Suite Tower) (客室数:約 860)をオープン。	
プラネット・ハリウッド・タワーズ・バイ・ウエストゲート(Planet Hollywood Towers by Westgate) (客室数:約 960)がオープン。		
2012(平成 24)年	シーザーズパレス(Caesars Palace)の 6 棟目となるオクタビアスタワー(客室数:約 670)がオープン。	

### 3.1.2 マカオの IR 関連の歴史

マカオ政府は、2002（平成 14）年よりカジノ王と呼ばれるスタンレー・ホーが経営する企業が独占していたカジノ経営権を対外開放した。これは、世界最先端のカジノホテル、IR の建設を誘発し、海外からの投資資金の流入により、マカオの経済発展を加速するためと言われている。

この結果、ギャラクシー・エンターテイメント・グループや、ウィン・リゾーツ (Wynn Resorts, Limited) 等の外国籍企業が投資し、ウィン・マカオ(Wynn Macau)、ベネチアン・マカオ(The Venetian Macao) 等の 20 以上の大規模 IR の運営が開始された。

また、2003（平成 15）年には中国からの個人旅行の緩和措置がなされ、中国本土から広東省経由でマカオへ入境することが原則自由となり、中国本土からマカオへの旅行者が増加した（表 3-2）。

表 3-2 マカオにおけるカジノ関連の主な出来事

年	事項	概要
2002(平成 14)年	カジノ経営権の対外開放	40 年間スタンレー・ホーの独占状態であったカジノ経営権を、海外の大手カジノオペレーター等に開放。
2003(平成 15)年	中国からの個人旅行の緩和措置	個人観光ビザ制度を開始し、中国本土から広東省経由でマカオへ入境することが原則自由になり、中国本土からマカオへの旅行者が増加。
2004(平成 16)年	米国ラスベガスのラスベガス・サンズ・コーポレーションがサンズ・マカオ(Sands Macau)を開業	マカオにラスベガススタイルのカジノを導入。
2006(平成 18)年	米国ラスベガス・ウインのウイン・リゾーツ社がウイン・マカオ(Wynn Macau)を開業	600 室の客室を誇るカジノを併設した豪華ホテルを開業。
2007(平成 19)年	ベネチアン・マカオが開業	カジノの本場ラスベガスにあるベネチアンの 2 倍の規模の客室全 3,000 室を擁する IR を開業。
2011(平成 23)年	ギャラクシー・マカオ(Galaxy Macau)が開業	3 万 9000 m <sup>2</sup> の巨大カジノ及び合計 2,200 室ある 3 つのホテルを擁する施設を開業。

### 3.1.3 シンガポールの IR 関連の歴史

シンガポールは、国際的に観光地として知られながらも、犯罪の温床となり得ること、また国のイメージを損なうとの理由から、リー・クアンユー (Lee Kuan Yew) 首相 (任期：1959 (昭和 34) 年－1990 (平成 2) 年)、及び次政権を担ったゴー・チョクトン (Goh Chok Tong) 首相 (任期：1990 (平成 2) 年－2004 (平成 16) 年) が反対の姿勢を示していたこともあり、カジノは長く合法化されていなかった。

2004(平成 16)年に首相に就任したリー・クアンユー元首相の息子のリー・シェンロン (Lee Hsien Loong) は、年間旅行者の減少等に加え、近隣諸国の観光誘致に危機感を感じ、2005 (平成 17) 年に IR 開発の一環としてカジノ解禁を決定した。

これに伴い、2006 (平成 18) 年にはマリーナ・ベイ・エリア及びセントーサ島における開発計画に対する国際公募を実施し、マリーナ・ベイ・エリアはラスベガス・サンズ・コーポレーション、セントーサ島はゲンティン・シンガポール (Genting Singapore) がそれぞれ落札した。

その後、マリーナ・ベイ・エリアには地上 200m、55 階建ての 3 つの高層タワーからなるマリーナ・ベイ・サンズ (Marina Bay Sands) が、セントーサ島にはカジノを始め、4 つのテーマホテル、ショッピングとグルメスポット、コンベンション施設等が集約されたリゾート・ワールド・セントーサ (Resort World Sentosa) が開業した (表 3-3)。

表 3-3 シンガポールにおけるカジノ関連の主な出来事

年	事項	概要
2005(平成 17)年	IR 開発計画を閣議決定	単なる賭博施設ではなく、世界一流のエンターテインメント、レジャー、ビジネスを体験できる滞在型複合観光施設としての IR の建設を決定。
2006(平成 18)年	開発計画に対する国際公募実施	マリーナ・ベイ・エリアはラスベガス・サンズ・コーポレーション、セントーサ島はゲンティン・シンガポールが落札。 なお、マリーナ・ベイ・エリアの開発は、ラスベガス・サンズを含む 4 社、セントーサ島の開発へはゲンティン・シンガポールを含む 3 社が応札。
2010(平成 22)年	マリーナ・ベイ・エリア及びセントーサ島に巨大 IR が開業	マリーナ・ベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサが開業。

### 3.1.4 韓国の IR 関連の歴史

韓国では、1967（昭和 42）年に、外国人旅行者誘致や外貨獲得等を目的としてインチョン・オリンポス・ホテルに最初のカジノが開業した。当初は内国人も入場が可能であったが、1969（昭和 44）年に観光振興法が改正され、内国人の入場が禁止され、それ以来、韓国におけるカジノは外国人専用であった。

その後、仁川等の国際的な観光リゾート施設に併設する形でカジノが設置されてきた。また、1970 年代後半から 1980 年代にかけては、済州島観光開発に伴い、同島に 8 施設の外国人専用カジノが許可されるに至った。

このように、韓国におけるカジノは外国人専用として運営されてきたが、1995（平成 7）年には、廢鉱地域の活性化を目的として、廢鉱地域開発支援に関する特別措置法が制定され、例外的に内国人の利用が可能なカンウォンランドカジノ (Kangwon Land Casino) が、2003（平成 15）年から江原道において全面開業した。カンウォンランドは、カジノ以外にもゴルフやスキーが行える施設を擁する総合的なリゾート施設となっている（表 3-4）。

表 3-4 韓国におけるカジノ関連の主な出来事

年	事項	概要
1961(昭和 36)年	観光振興法制定	カジノ設立の根拠法となる。
1967(昭和 42)年	インチョン・オリンポス・ホテルにカジノ開場	韓国初のカジノとして設立される。
1969(昭和 44)年	観光振興法の改正	カジノにおける内国人の出入り禁止を規定。
1985(昭和 60)年	済州ハヤットホテルカジノ開業	81 台のテーブル及びスロットマシンを設置したホテルとして開業。
1994(平成 6)年	観光振興法の改正	カジノ産業を一つの観光産業として規定。
1995(平成 7)年	廃鉱地域開発支援に関する特別措置法の制定	過疎地域における内国人対象のカジノ設置が可能となる。
2000(平成 12)年	カジノとホテルが備わったリゾート施設であるカンウォンランドが開業	テーブル 30 台、スロットマシン 480 台、199 の客室を有するカジノホテルがオープン。
2003(平成 15)年	特 1 級ホテルを備えたホテルカジノとしてカンウォンランドが全面開業	テーブル 100 台、スロットマシン 960 台を有するカジノがオープン。
2006(平成 18)年	グランドコリアレジャー(Grand Korea Leisure)によるカジノが開業(セブンラックソウル 江南 (Seven Luck Seoul Gangnam)、セブンラックミレニアムソウルヒルトン (Seven Luck Millenium Seoul Hilton)、セブンラック釜山ロッテ (Seven Luck Busan Lotte))	セブンラックソウル江南は 202 台、セブンラックミレニアムソウルヒルトンは 211 台、セブンラック釜山ロッテは 137 台のテーブル及びスロットマシンを有する。

## 第4章

### IR設置国と日本の基本的事項

## 4 IR 設置国と日本の基本的事項

ここでは IR 又はカジノ運営に係る各国の関係法規、カジノを含むゲーミングの各国の市場規模、裏カジノやオンラインカジノの現状等についてまとめる。

### 4.1 カジノに係る法制度の整備状況

日本の現行法では、賭博は刑法第 185 条により禁止された違法な行為であり、また、カジノの開設者は、刑法第 186 条第 2 項の「賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者」に当たり、三月以上五年以下の懲役に処される。

本章では、ネバダ州、マカオ、シンガポール、韓国における法制度等の概要を示す。なお、各国・地域における具体的な対策等については 6 章に記載する。

#### (1) ネバダ州

##### 規制機関

ネバダ州では、州法のネバダ州改定法 (Nevada Revised Statutes) の中で、規制当局としてゲーミング委員会 (Nevada Gaming Commission) 及びゲーミングコントロールボード (State Gaming Control Board) の設置を規定している。

ゲーミング委員会は、州知事によって任命された 5 名<sup>13</sup>で構成されており、立法及び行政から独立した州政府の機関<sup>14</sup>である。主に諸規制 (ゲーミング委員会とゲーミングコントロールボードの規則 (Regulations of the Nevada Gaming Commission and State Gaming Control Board) (以降、「ゲーミング規則」という。)) の制定やライセンスの承認を行っている。

また、ゲーミングコントロールボードは、州知事によって任命された 3 名による行政委員会として構成されており、主に諸規制の執行を行っている。ゲーミングコントロールボードには、総務局 (Administration Division)、監査局 (Audit Division)、法執行局 (Enforcement Division)、調査局 (Investigation Division)、税・ライセンス局 (Tax & License Division)、技術局 (Technology Division) がある。2011 (平成 23) 年現在、437 名の職員を擁し、年間予算は 4,251 万ドル (43.4 億円) となっている<sup>15</sup>。

##### ゲーミング産業に係る法規制

ネバダ州改定法では、ゲーミングのライセンス付与と管理 (Licensing and Control of Gaming) といったゲーミング産業の直接的な規制だけでなく、ネバダ州の主要産業であるゲーミング産業

<sup>13</sup> 任期は 4 年。

<sup>14</sup> IR ゲーミング学会『コラム No.152』より引用。

<sup>15</sup> IR ゲーミング学会『コラム No.153』より引用。



の在り方そのものについても規定している。なお、ネバダ州改定法には他に、ライブエンターテインメント税、宝くじ、パリミチュエル方式<sup>16</sup>の賭博、ゲーミングに係る不正、競馬についても規定されている。

ゲーミング規則では、ネバダ州改定法に定めのある内容をより具体的に規定しており、ライセンスの取得からライセンス保有者等のゲーミング事業に係る手続等を定義している。

また、運用面でも、ゲーミングコントロールボードの法執行局がモニタリングを実施しており、法令の遵守状況を定期的に確認する仕組みがとられている。

## **(2) マカオ**

### **規制機関**

マカオでは、ゲーミング産業の規制当局として、財務局の下に博彩監察協調局 (Direcção de Inspeção e Coordenação de Jogos :DICJ) が設置されている。博彩監察協調局には、カジノ賭博検査部 (Departamento de Inspeção de Jogos de Fortuna ou Azar:DIJFA)、パリミチュエル賭博検査部 (Departamento de Inspeção de Apostas Mútuas:DIAM)、監査部 (Departamento de Auditoria:DA)、研究調査部 (Departamento de Estudos e Investigação:DEI)、総務・財政部 (Divisão Administrativa e Financeira:DAF) がある。

### **ゲーミング産業に係る法規制**

マカオでは、法律 (マカオ特別行政区規則) により基本的なカジノ運営に係る規制等が規定されているほか、行政法規、行政長官指示文書、行政命令等が出されている。

## **(3) シンガポール**

### **規制機関**

シンガポールでは、内務省大臣の下、規制当局としてカジノ規制機構 (Casino Regulatory Authority) が設置されている<sup>17</sup>。

カジノ規制機構には、企業開発部門 (Corporate Development Division)、ゲーミング技術部門 (Gaming Technology Division)、査察・コンプライアンス部門 (Inspection & Compliance Division)、情報通信技術部門 (Infocomm Technology Division)、人事部門 (Human Resource Division)、政策及び広報部門 (Policy & Communications Division)、調査部門 (Investigations Division)、法務部門 (Legal Division)、ライセンス部門 (Licensing Division) があり、カジノ

---

<sup>16</sup> 賭け金の総額から手数料を差し引き、運営元が利益を確保した上で、プレイヤーに配当金を配分する方式の賭博である。

<sup>17</sup> IR ゲーミング学会『コラム No.277』に基づく。

に関連する諸制度の制定、ライセンスの発行に係る調査、カジノ運営のモニタリング等を実施している。

### **ゲーミング産業に係る法規制**

シンガポールでは、カジノ管理法（Casino Control Act）において、カジノ事業に関わる枠組みについて規定している。

また、カジノ管理法の細則であるカジノ管理規則（Casino Control Regulations）では、カジノライセンスや違法行為への対策等の詳細について規定している。

## **(4) 韓国**

### **規制機関**

韓国では、これまでに紹介した各地と異なり、カジノ事業のみを対象とする規制当局が設置されていない。

カジノ事業については、政府の文化体育観光部が管轄する文化観光局が、カジノオペレーターに対し、施設運営の許可、指導、監督を実施し、その命令権を有している。

また、安全行政部が管轄する警察庁及び地方警察庁が、射幸器具製造業者・射幸器具販売・輸入業者に対する許可、カジノオペレーターに対する許可、指導、監督を実施するとともに、カジノ業施行者が保持する射幸器具の許可、指導、監督を実施し、その命令権を有している<sup>18</sup>。

### **ゲーミング産業に係る法規制**

韓国では、文化観光局が所轄する観光振興法が制定されている。また、その細則として、観光振興法施行令、観光振興法施行規則、文化観光部令、通達・指導等がある。

観光振興法では、内国人はカジノを利用できないこととされているが、廃鉱地域である江原道の復興を目的として、内国人が入場可能なカジノを含む IR の開発を認める廃鉱地域開発支援に関する特別措置法が制定され、江原道に内国人が入場可能なカジノが開設され、内国人に対してカジノが一部開放された。

また、ゲーミング事業に携わる事業者（射幸行為営業者及び射幸器具の製造、販売に関わる事業者）の当該法律の遵守については、安全行政部が所轄官庁である射幸行為等規制及び処罰特例法が制定されている。

---

<sup>18</sup> 社団法人 日本プロジェクト産業協議会『韓国におけるカジノ政策並びに運営の実態に関する調査報告書』に基づく。

## 4.2 カジノに対する税及び税率、入場料、その用途 等

ここでは各国（各都市）のカジノオペレーターに掛けられている税率、カジノオペレーターが入場者に課している入場料及びそれらの用途を比較する。

### (1) ネバダ州

#### カジノ売上高に対する課税・ライセンス料

カジノオペレーターは、ネバダ州改定法に基づき、州に対して、毎月、カジノ売上高の5万ドル（510万円）までは3.5%、5万ドルから8.4万ドル（857万円）までの4.5%、8.4万ドル以上の6.75%を納税しなければならない<sup>19</sup>。また、カジノのあるネバダ州下の郡や市町村からも最大で1%の税金が課税される。

また、ネバダ州改正法では、州は、カジノ売上高以外にも、スロットマシン、テーブル等の整備等に対しても、課税やライセンス料の徴収がされる。

例えば、スロットマシンは、1台当たり年間250ドル（25,500円）が税金として徴収されるほか、四半期ごとに20ドル（2,040円）のライセンス料が徴収される。また、カジノのテーブルは、年間及び四半期ごとにテーブル数に応じてライセンス料が徴収される。

2012（平成24）年のネバダ州のライセンス料及び税収を合わせると総額で1,449億円に及ぶ（表4-1）。このうちカジノ売上高に対する税収については、教育、公共交通機関、ゲーミングに係る問題解決プログラム等に活用される。

表 4-1 ネバダ州におけるゲーミング税収及び観光産業関連の税収の内訳（2012（平成24）年）

税金の種類	税収（億円） <sup>20</sup>
カジノ売上高に対する税	667
一時的滞在に利用する部屋（ホテル・ロジ）に対する税	567
エンターテイメント税	128
スロットマシンの台数に応じたライセンス料	69
テーブルの台数に応じたライセンス料	9
その他	9
合計	1,449

（出典：ネバダ州リゾート協会『Nevada Gaming Fact Book』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

<sup>19</sup> 北海道庁『カジノを含む統合型観光リゾート（IR）による経済・社会影響調査（平成24年）』に基づく。

<sup>20</sup> 1億円以下を四捨五入している。

## 入場料

入場料の徴収については、ネバダ州改定法では、カジノオペレーターが申請し、ゲーミング委員会の認可を経て、最終的にカジノオペレーターの規模や徴収する入場料の目的等が妥当である場合、州政府が承認する（入場料の徴収が許可される）仕組みとなっている。

しかし、ゲーミングエリアへの入場の際に際して入場料を徴収している施設はほとんどないのが現状である。なお、徴収された入場料は、ネバダ州改定法で、ゲーミングエリアでの活動等に使用することが禁止されている。

## 法人税

米国の連邦法人税は、収益に応じて 15～35%の間で課税される。なお、ネバダ州では、カジノ事業であることを問わず、州の法人税は 0%である。

## (2) マカオ

### カジノ売上高に対する課税・ライセンス料

カジノオペレーターは、マカオ特別行政区規則に基づき、マカオ特別行政区に対して、カジノ特別税としてカジノ売上高の 35%が課税される。

また、マカオ特別行政区が指定する特定の公共財団に対する特別目的税として、カジノ売上高の 2%以下（カジノオペレーター毎の契約によって異なる）が課税される。

さらに、都市開発・社会保障に使用される特別目的税として、カジノ売上高の 3%以下（カジノオペレーター毎の契約によって異なる）が課税される。

ライセンス料（年度特別賦課金）については、固定費部分と変動費部分に分かれ、固定費部分は毎年 3,000 万パタカ（3 億 9,000 万円）で、マカオ特別行政区の平均物価指数に応じて毎年調整する。変動費部分は各カジノオペレーターが保持するテーブル並びにスロット・マシンの数に応じて年毎に課税する固定税となる。特定されたゲーミング・ホールのテーブルは 1 台につき 30 万パタカ（390 万円）、特定されていないゲーミング・ホールのテーブルは 1 台につき 13 万パタカ（169 万円）、電子式ゲーム機械は 1 台につき 1,000 パタカ（13 万円）が徴収される<sup>21</sup>。

2014（平成 26）年のゲーミング税の歳入予算額は 1 兆 5,293 億 700 万円であった<sup>22</sup>。

## 入場料

マカオではカジノへの入場料について、法令で規定されていない。

<sup>21</sup> IR ゲーミング学会『コラム No.268』に基づく。

<sup>22</sup> ゲーミング税には、カジノ関連税以外のゲーミング関連税も含まれている。

## 法人税

マカオの法人税は、収益に対して12%課税される。ただし、カジノオペレーターは、カジノ特別税の納付を義務付けられているため、法人税は課税されない。

### (3) シンガポール

#### カジノ売上高に対する課税・ライセンス料

カジノオペレーターは、カジノ管理法に基づき、国に対して、カジノ税として富裕層顧客<sup>23</sup>からのカジノ売上高の5%、それ以外の顧客からのカジノ売上高の15%が毎月課税される。富裕層顧客からのカジノ売上高に対する税率が低いため、富裕層顧客を誘致し易い制度設計になっている。徴収されたカジノ税は一般財源であり、特定の目的に支出することは想定されていない<sup>24</sup>。

また、ライセンス料は、ライセンス毎に定額で徴収される。なお、マリーナ・ベイ・サンズは6年間で約75億円のライセンス料を支払っている<sup>25</sup>。

2012（平成24）年における、賭博税<sup>26</sup>の年間徴収額は1,840億円であった<sup>27</sup>。

## 入場料

カジノ管理法により、シンガポール国民は、入場料として24時間ごとに100シンガポールドル（8千円）を支払うか、年間2,000シンガポールドル（16万円）を支払わなければならない。また、徴収された入場料は、カジノ管理法において、自国の公共・社会・慈善目的に支出されることが規定されている。

なお、2013年（平成25年）の入場料総額は136億円であった。

## 法人税

シンガポールの法人税は、収益に対して一律17%課税される。収益の多寡によって当該税率が変動することはない。

### (4) 韓国

#### カジノ売上高に対する課税・ライセンス料

観光振興法に基づく外国人専用カジノオペレーターは、同法に基づき、国に対して、年間カジノ売上高に応じて、10%を上限とした一定の課税比率に該当する金額を観光振興開発基金に支払

<sup>23</sup> 当該カジノ施設に800万円以上の預金口座を所有している顧客を指す。

<sup>24</sup> IRゲーミング学会『コラムNo.278』に基づく。

<sup>25</sup> ライセンスを保持するマリーナ・ベイ・サンズは、2010（平成22）年4月に約30億円（3年間分）、2013（平成25）年4月に約45億円（3年間分）のライセンス料を支払っている。

<sup>26</sup> 賭博税には、カジノ税以外のゲーミング関連税も含まれている。

<sup>27</sup> ジェトロ『シンガポール経済の動向（2013（平成25）年）』より引用。

わなければならない。課税比率は観光振興法施行令によって定められている。また、基金の用途は、観光振興開発基金法で定められている。

一方で、廃鉱地域開発支援に関する特別措置法に基づくカジノオペレーターは、同法に基づき、カジノ業及びそのカジノ業を経営する観光ホテル・総合遊園施設の利益金<sup>28</sup>の25%を上限とした一定の課税比率に該当する税金を、観光振興開発基金に納める金額に上乗せして廃鉱地域開発基金に納めなければならない。当該税金の用途は、廃鉱地域開発支援に関する特別措置法施行令において、廃鉱地域と関連する観光振興及び地域開発のために使用することが規定されている。2012（平成24）年においては、観光振興開発基金に237億円、廃鉱地域開発基金に115億円が納められた。

なお、ライセンス料については徴収していない。

## 入場料

内国人は、廃鉱地域開発支援に関する特別措置法によって許可を得たカジノを利用する際、1人1回の入場に対して500円の入場料が徴収される。

なお、カジノオペレーターは、外国人1人の1回の入場あたり200円、内国人1人の1回の入場あたり630円（廃鉱地域開発支援に関する特別措置法によって許可を得たカジノの場合）を納めることが個別消費税法によって定められている。

## 法人税

法人税は収益に応じて10～22%の間で課税され、また、地方税も収益に応じて1～2.2%の間で課税される。

### 4.3 カジノを含むゲーミング産業の市場規模

本項では、日本、ネバダ州、マカオ、シンガポール及び韓国におけるカジノとカジノ以外のゲーミング産業の市場規模とそのゲーミングの種類による内訳について比較する<sup>29</sup>。

総論としては、日本のゲーミング市場では競馬が全体の約半分を占めている。

また、カジノ設置国である各地のゲーミング市場をみると、ネバダ及びマカオではカジノがそのほとんどを占める一方で、内国人に対して一部しか開放していない韓国では、カジノは約3割程度となっている。

---

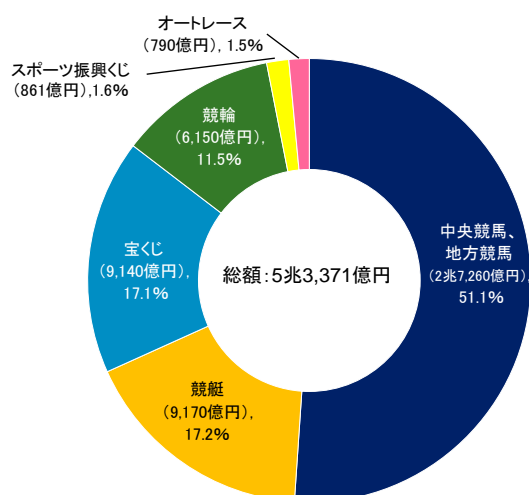
<sup>28</sup> 利益金とは、法人税差減前の当期純利益を示す。

<sup>29</sup> 日本はカジノが合法化されていないため、カジノ以外のゲーミングの市場規模をまとめている。

## (1) 日本

ゲーミング市場の内訳は、図 4-1 のとおりである。賭け金総額は 2012 (平成 24) 年で 5 兆 3,371 億円となっており、そのうち 51.1% (2 兆 7,260 億円) が競馬である。次に競艇、宝くじと続き、それぞれ 17.2% (9,170 億円)、17.1% (9,140 億円) となっている (図 4-1)。

図 4-1 娯楽部門におけるゲーミングの賭け金総額<sup>30</sup>の内訳 (2012 (平成 24) 年)



(出典：公益財団法人 日本生産性本部『レジャー白書 2013』、独立行政法人 日本スポーツ振興センター『平成 24 年度事業報告書』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

なお、パチンコ・パチスロは本報告書におけるゲーミングに該当しないが、市場規模<sup>31</sup>は 19 兆 660 億円であり、日本におけるゲーミング市場全体の約 3.6 倍となっている。

## (2) ネバダ州<sup>32</sup>

ネバダ州の制限無しライセンス<sup>33</sup>を取得した企業におけるゲーミング売上高の内訳は、図 4-2 のとおりである。カジノ施設内におけるゲーミング売上高をまとめたものであり、その内訳はスポーツ賭博とレース (競馬等) のみで、それぞれ 1.3% と 0.6% であった (図 4-2)。

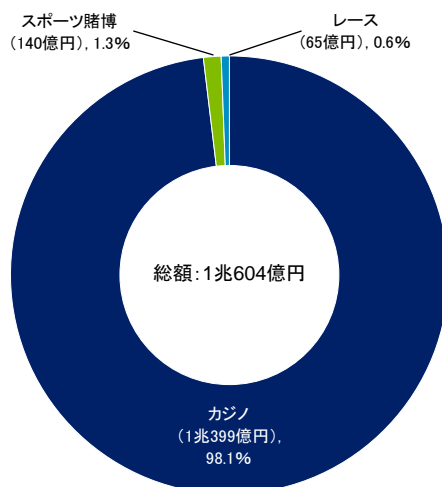
<sup>30</sup> 日本の市場規模算出で使用する賭け金総額は、ネバダ州、マカオ、シンガポール、韓国の市場規模算出で使用するゲーミング売上高と異なり、顧客への支払額を控除していない。

<sup>31</sup> 貸玉料及び貸メダル料の総額。

<sup>32</sup> ネバダ州はゲーミング売上高ではなく、年間カジノ売上高が 100 万ドル (1 億 200 万円) を超えるカジノオペレーターのカジノ売上高を便宜上 100% として換算した。なお、これらのカジノオペレーターのカジノ売上高がネバダ州の年間カジノ売上高の大部分を占める。

<sup>33</sup> スロットを 16 台以上又はテーブルゲームを 1 台以上を保持するカジノオペレーターが取得するライセンス。

図 4-2 ネバダ州のカジノ施設内におけるゲーミング売上高の内訳<sup>34</sup>（2013（平成 25）年）

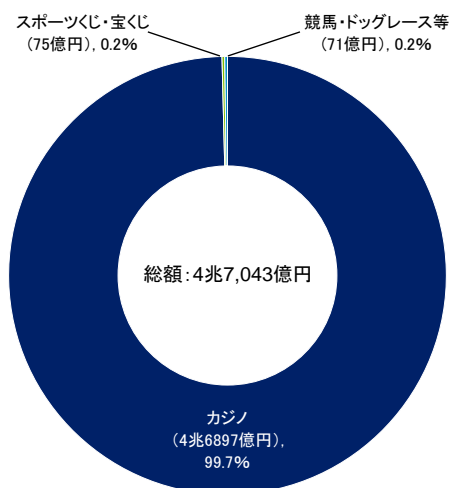


（出典：ゲーミングコントロールボード『Nevada Gaming Abstract 2013』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

### (3) マカオ

ゲーミング売上高の内訳は、全体の 99.7% をカジノ関連ゲームで占めており、カジノ関連ゲーム以外では、スポーツくじ・宝くじ、競馬・ドッグレース等があるが、共に約 0.2% であった（図 4-3）。

図 4-3 マカオのゲーミング売上高の内訳（2013（平成 25）年）



（出典：博彩監察協調局『Quarterly Gaming Statistics』を基に作成）

<sup>34</sup> ネバダ州のうち、クラーク郡ラスベガスストリップエリアにおけるカジノ売上高は、5,867 億円であった。

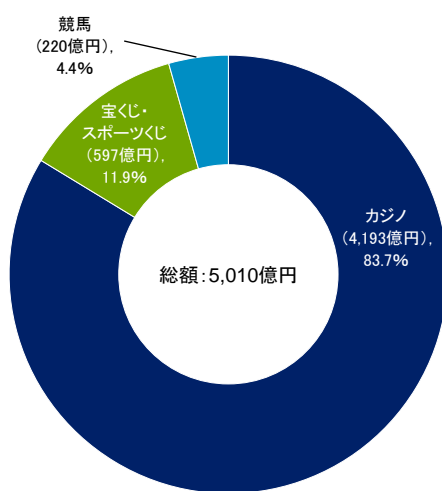


#### (4) シンガポール

シンガポールにおけるゲーミングは、カジノ以外に、宝くじ・スポーツくじ、競馬が確認された（図 4-4）。

シンガポールのカジノ売上高は 4,193 億円であった。宝くじ・スポーツくじ、競馬のゲーミング売上高は、それぞれ 597 億円と 220 億円となっている。

図 4-4 シンガポールのゲーミング売上高の内訳<sup>35</sup>（2013 年（平成 25）年）



（出典：ネバダ大学『Singapore Gaming Summary』、シンガポルトータリゼーター庁<sup>36</sup>『Annual Report for financial year ending 31 March 2013』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

#### (5) 韓国

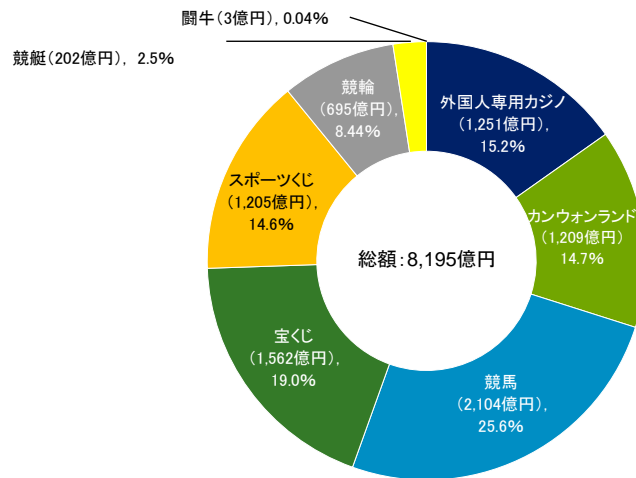
ゲーミング売上高の内訳は、カジノが全体の約 30%を占め、次いで競馬（25.6%）、宝くじ（19.0%）となっている（図 4-5）。

なお、カジノの割合のうち内国人が利用できるカンウォンランドのカジノ売上高は、カジノ全体の 49.2%、韓国のゲーミング全体の 14.7%を占める。

<sup>35</sup> シンガポールのゲーミング売上高は、ゲーミングのうち、カジノ、宝くじ・スポーツくじ、競馬で構成し、便宜上 100%として換算した。カジノは、2 施設のカジノ売上高の合計数値を利用しており、宝くじ・スポーツくじと競馬はトータリゼーター庁発表の数値を利用している。

<sup>36</sup> 代理店やその他の営利団体を通して競馬の運営権利を持つ公的機関である。また、宝くじやスポーツ賭博を代理店やトータリゼーター庁の関連会社であるシンガポールプールズ（Singapore pools）を通して運営している。さらに、これらの運営によって得られた収益の管理も行っている。

図 4-5 韓国のゲーミング売上高の内訳 (2012 (平成 24) 年)

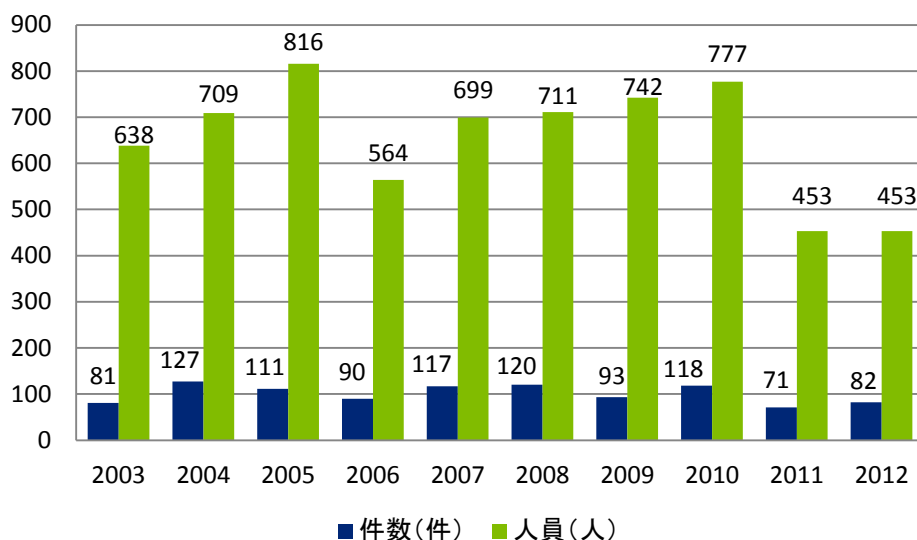


(出展：射幸産業統合監督委員会『射幸産業関連統計 2013』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

#### 4.4 裏カジノの現状<sup>37</sup>

日本におけるゲーム機等を使用した賭博事犯の摘発状況の推移を示す (図 4-6 及び図 4-7)。2012 (平成 24) 年では、82 件、453 人の検挙事例があり、押収賭金は 1 億 335 万円であった。過去 10 年間の推移をみると、押収賭金は減少傾向にある。

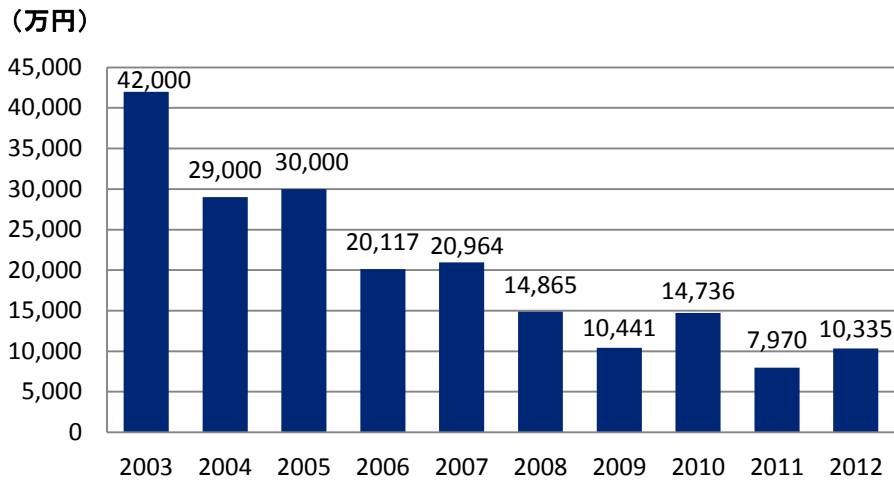
図 4-6 裏カジノの摘発件数と人員



(出典：警察庁『平成 19、21、25 年版警察白書』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

<sup>37</sup> ネバダ州、マカオ、シンガポール、韓国においてギャンブル関連犯罪は存在するものの、その中に裏カジノという概念は含まれていないため、ここでは分析していない。

図 4-7 裏カジノによる押収賭金



(出典：警察庁『平成 19、21、25 年版警察白書』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## 4.5 オンラインカジノの現状

### (1) 市場規模 (オンラインカジノの売上高・利用者数)

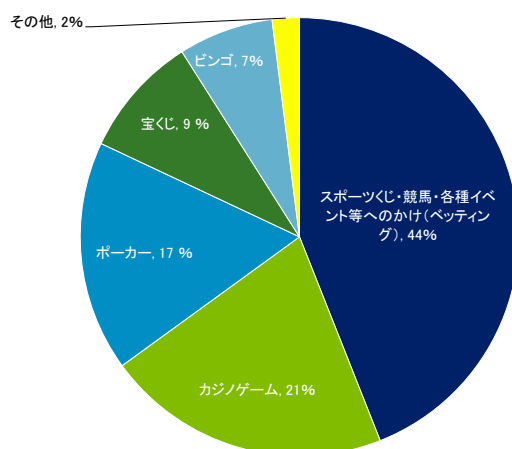
全世界の 2008 (平成 20) 年のオンラインカジノの売上高は 2 兆 2,946 億円に上る。また、オンラインゲーミングサイト数は 2009 (平成 21) 年では約 2,500 サイトで、約 600 の団体によって運営されている<sup>38</sup>。

2008 (平成 20) 年における地域別オンラインゲーミングの利用者数は、EU 圏が 684 万人、アジア及び中東が 432 万人、北米が 421 万人であり、これら地域別の利用者数を合算すると、1,537 万人に上る。

オンラインカジノ協会の調査によると、オンラインゲーミングにおける主なゲームの種類は、スポーツくじ、競馬、各種イベント等への賭け、カジノゲーム、ポーカーであり、オンラインカジノ利用者がプレイしたゲーム別の内訳を示す (図 4-8)。

<sup>38</sup> オンラインカジノ協会 (Remote Gambling Association) 『RGA Fact Sheets』より引用。

図 4-8 オンラインゲーミングで顧客が選んだ（プレイした）ゲーム別の割合



(出典：オンラインカジノ協会 (Remote Gambling Association) 『RGA Fact Sheets』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## (2) オンラインカジノに対する法規制

シンガポール、マカオ、韓国においては、オンラインカジノを規制するための法律は確認できず、明確に合法とされていない。また、日本においては、オンラインカジノについて賭博罪が成立すると考えられている<sup>39</sup>。

一方で、米国のネバダ州ではオンラインカジノのための規制が整備され、合法化されている。ネバダ州からオンラインカジノを運営するためのライセンスを受けたカジノオペレーターは3社である (表 4-2)。

表 4-2 ネバダ州からオンラインカジノ運営のためのライセンスを受けたカジノオペレーター

事業社名	サイト名	URL
サウスポイントポーカー (South Point Poker LLC)	リアルゲーミング (REAL GAMING)	<a href="https://realgaming.com/">https://realgaming.com/</a>
ファティータ・インタラクティブ (Fertitta Interactive LLC)	アルティメイトポーカー (ULTIMATE POKER)	<a href="http://www.ultimategaming.com/">http://www.ultimategaming.com/</a>
シーザーズ・インタラクティブエンターテインメント (Caesars Interactive Entertainments, Inc)	ワールドシリーズオブポーカー (World Series of Poker:WSOP)	<a href="http://www.wsop.com/">http://www.wsop.com/</a>

(出典：ゲーミングコントロールボード 『Nevada Gaming Commission Approved and Licensed Operators of Inteactive Gaming』)

<sup>39</sup> 衆議院 HP 『賭博罪及び富くじ罪に関する質問主意書』より引用。

#### 4.6 日本における都民・国民のカジノに対する意識調査

これまでに、株式会社 博報堂（以下、博報堂）と株式会社 電通（以下、電通）により首都圏在住者・全国を対象にインターネットで実施した以下の4件のカジノに対する意識調査では、半数以上がカジノ合法化に賛成と回答したほか、その多くがカジノを訪問したいという結果であった（表 4-3）。

表 4-3 過去に行われた都民・国民のカジノに関する意識調査

アンケート NO.	実施者	調査時期	調査手法
①	博報堂	2003(平成 15)年 3 月	<調査概要> <b>【調査対象】:</b> 首都圏在住の 20-60 代の男女 合計 500 人(各年代男女 50 人同等割付け) <b>【調査手法】:</b> インターネット調査
②	博報堂	2003(平成 15)年 9 月	<調査概要> <b>【調査対象】:</b> 日本全国の 20-60 代の男女 合計 5,293 人 <b>【調査手法】:</b> インターネット調査
③	博報堂	2006(平成 18)年 12 月	<調査概要> <b>【調査対象】:</b> 全国の 20-60 代の男女合計 8,166 人(有効回収) <b>【調査手法】:</b> インターネット調査
④	電通	2014(平成 26)年 2 月	<調査概要> <b>【調査対象】:</b> 国内外約 1,400 人(日本:1,089 人、中国[大陸:以下、中国と表記]、香港、シンガポール:各 100 人)のビジネス層。 ※ビジネス層:国内は日経ビジネスオンラインの読者で世帯年収 500 万円以上の有職者、海外は対象エリア在住の世帯年収が上位 20%に属する有職者 <b>【調査手法】:</b> インターネット調査

## 4.6.1 カジノ合法化に対する意識

### (1) カジノに対する関心

博報堂が首都圏在住者の20代から60代までの男女を対象としたアンケート調査(表 4-3 No. ①)では、「東京のお台場のカジノについて、この計画では、場内は海外のカジノのように、テーブルゲーム(ブラックジャックやルーレット等)やスロットマシン等様々なゲームで構成されます。入場するとお金をチップやコイン等にかえてゲームに賭けて、儲かった分は自由に直接換金することができます。カジノの周囲にはレストランや映画館、劇場やホテル等が併設され、にぎわいのある街を形成します。このようなカジノができた場合、行ってみたいですか。」という質問に対して、「行ってみたい」と答えた人の割合は64.6%に上った。

また、同社が2003(平成15)年及び2006(平成18)年に実施した全国の20代から60代までの男女を対象としたアンケート調査(表 4-3 No. ②、③)では、「カジノ合法化に賛成する」と答えた人の割合はそれぞれ49.1%、40.2%であり、「不正や悪影響等といったリスクに対する法規制等を徹底した場合に賛成する」と答えた人の割合を加えると、合法化に賛成する人の割合はそれぞれ66.5%、64.0%であった。カジノを取り巻く法規制等の整備への関心がうかがえる結果となっている(表 4-4)。

表 4-4 博報堂、電通が実施したアンケート調査の回答結果

質問項目	アンケート②	アンケート③	アンケート④ (回答は国内居住者に限る。 n=1,089)
カジノ合法化に賛成の割合	49.1%	40.2%	61.2%
条件付き賛成 <sup>40</sup> <sup>41</sup> <sup>42</sup> の立場を取る人々の割合	17.4%	23.8%	12.1%
「賛成」と「条件付き賛成」の合計	66.5%	64.0%	73.3%

(出典：博報堂『カジノビジネス生活者調査 第二回 速報』、博報堂『カジノに関する生活者意識調査』、電通『日本版統合型リゾートに対する国内外ビジネス層の意識調査』を基にデロイトトーマツ コンサルティング作成)

40 (アンケート② 博報堂) 条件付き賛成：カジノ合法化のみでは賛成ではないが、悪影響防止のための制度・施策が実施されると想定した場合に賛成するとした層。

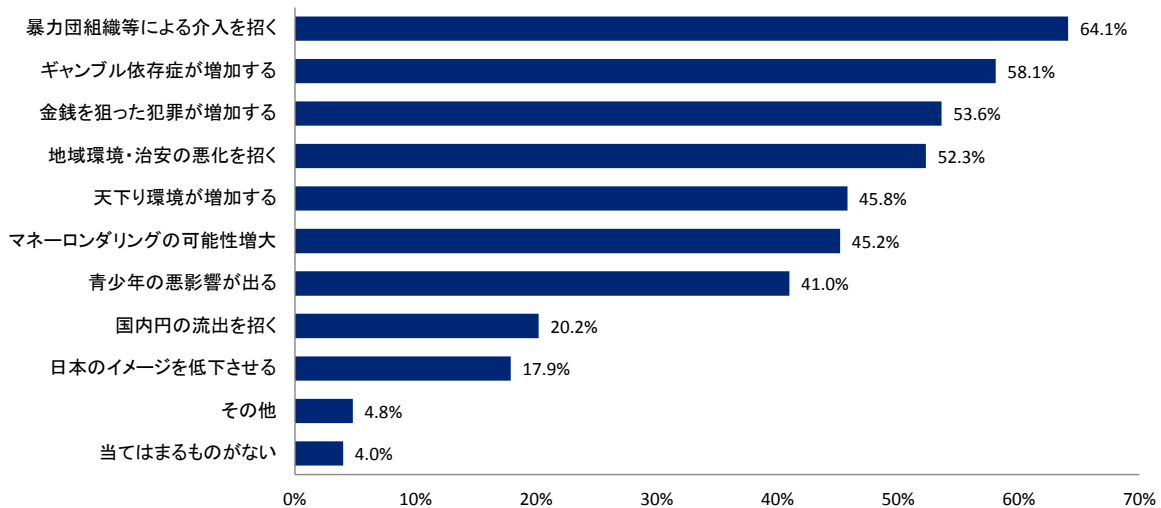
41 (アンケート③ 博報堂) 条件付き賛成：カジノ合法化のみでは賛成ではないが、治安悪化防止・犯罪組織の関与防止・マネーロンダリングの防止等の各制度や施策もあわせて実施するという条件であれば賛成するとした層。

42 (アンケート④ 電通) 条件付き賛成：関連法制が整備され、透明・公正な運営と犯罪防止、青少年保護等が担保される施策が講じられることを前提とした際に賛成を選択。

## (2) カジノに対する懸念

電通が実施したアンケート（表 4-3 No. ④）によると、日本の IR に対する懸念点としては、「暴力団組織等による介入を招く」（64.1%）が最も高く、次いで「ギャンブル依存症が増加する」（58.1%）となっている（図 4-9）。

図 4-9 日本の IR に対する懸念点（複数回答可。回答は国内居住者に限る（n=1089））



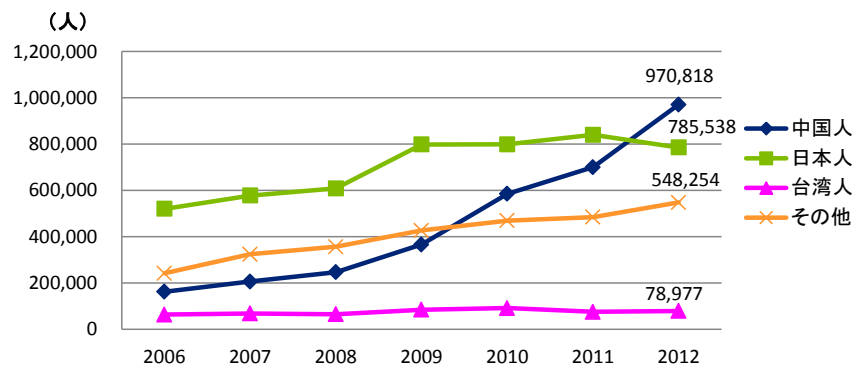
（出典：電通『日本版統合型リゾートに対する国内外ビジネス層の意識調査』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

## 4.7 日本人の海外カジノの利用実態

### 4.7.1 韓国カジノの利用状況

本章で調査対象としている国・地域のうち、韓国のカジノを訪問した日本人は、2012（平成 24）年で約 78 万人に上り、中国に次ぐ人数が訪問している。韓国カジノへの訪問者数の推移からも、日本人が安定的に韓国のカジノを訪れていることが分かる（図 4-10）。

図 4-10 韓国カジノへの外国人訪問者数の推移

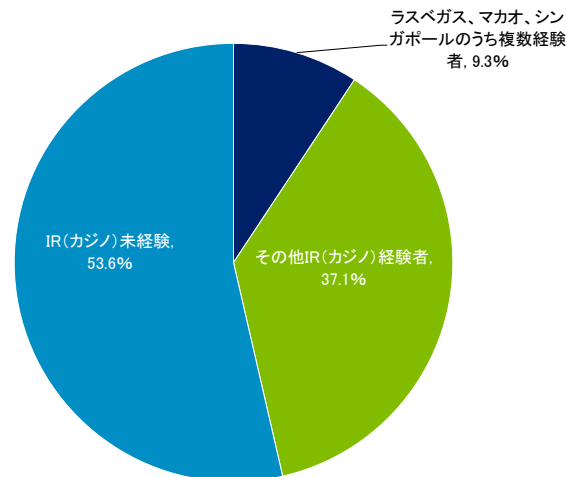


（出典：文化体育観光部『カジノ統計』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

#### 4.7.2 海外 IR の利用実態アンケート結果

電通が実施したアンケート調査（表 4-3 No. ④）では国内回答者 1,089 人のうち、46.4%が IR（カジノ）を利用した経験があると回答した（図 4-11）。

図 4-11 統合リゾート(IR)利用経験者割合



（出典：電通『日本版統合型リゾートに対する国内外ビジネス層の意識調査』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

#### 4.8 総括

- ・ 各国・地域では、州や政府の機関の一部としてカジノを規制する機関を設置しており、カジノ運営や賭博行為の監視・監督、カジノオペレーターに対する規制等を実施している。また各地の法律等においてカジノ関係法令を整備しており、産業の透明性を確保している。
- ・ カジノを設置する各地では、カジノに係る税又は納付金として、カジノ売上高に対して法規制で定める一定の比率を課税している。また、ネバダ州、シンガポールにおいては、入場料に関する法律を定めて、規定の入場料を徴収できることとし、シンガポールでは実際に徴収している。

なお、韓国においては、税金として、カジノオペレーターから入場者1人あたり規定額を徴収している。

- ・ カジノ以外のゲーミングの市場規模については、ネバダ州（カジノ施設内の情報に限る）及びマカオにおいては、カジノのシェアがゲーミング市場のシェアのほとんどを占めている。

またオンラインカジノについて、合法化している国は少ないものの、2008（平成20）年の全世界のオンラインカジノの売上高は2兆2,946億円に上る。

- ・ 民間が実施した日本における都民・国民のカジノに対する意識調査の結果によると、回答



者の半数以上が日本におけるカジノ合法化に賛成と回答したほか、その多くが日本にレストランや劇場、ホテル等が併設されたカジノができた場合訪問したいという結果であった。

<関係法制度等まとめ>

	ネバダ州 (ラスベガス)	マカオ	シンガポール	韓国
規制当局	・ゲーミング委員会 ・ゲーミングコントロール ボード	博彩監察協調局	カジノ規制機構	・文化観光局 ・警察庁・地方警察庁 ※専門機関なし
法規制	州法及びゲーミングに関する諸規則によって規制	法律(特別行政区規則)によって規制	カジノ管理法及びカジノ管理規則によって規制	・観光振興法及び 射幸行為等規制及び処 罰特例法によって規制 ・内国人向けカジノは、 廃鉱地域開発支援に関 する特別措置法によって 規制
カジノ税・ 納付金・ ライセンス料	・カジノ税率 (州)カジノ売上高の最大 6.75% (郡/市)カジノ売上高の 最大1% ・設置ゲーム数に応じた定 額ライセンス料  2012年カジノ関連税・ ライセンス料 <b>1,449億円</b>	・カジノ税率 カジノ売上高の35% ・特別目的税 カジノ売上高の最大5% ・運営ライセンス・ 設置ゲーム数に応じた 定額ライセンス料  2014年賭博税予算 (カジノ以外を含む) <b>1兆5,293億円</b>	・カジノ税率 カジノ売上高の5~15% (顧客層ごとに課税割合を 変えて富裕層誘い込み) ・運営ライセンスごとの 定額ライセンス料  2013年賭博税・ライセンス 料(カジノ以外を含む) <b>1,840億円</b>	・納付金額 外国人専用はカジノ売 上高の最大10% 内国人向けは上記納 付金に加え、利益金の 最大25% ・納付金は基金化 ・ライセンス料なし  2013年納付金 (国内カジノ総計) <b>352億円</b>
法人税	・連邦税 15~35% ・州税 なし	・国税地方税 なし (カジノオペレーター以外 12%)	・国税 17% ・地方税 なし	・国税 10~22% ・地方税 1~2.2%
入場料	法律で規定されているが徴 収していない	法律で規定されていない	・内国人のみ設定 8千円/日又は 16万円/年 2012年入場料実績 <b>136億円</b>	・内国人:500円/日 ・外国人:なし ※カジノオペレータ ーが入場者数に応じ て規定額を納税

## 第5章

### IR 設置に伴う効果等

## 5 IR 設置に伴う効果等

IRには、経済波及効果や雇用創出効果、また、外国人旅行者の獲得等の効果があると言われて  
いる。そこで、本章では、3章で述べた中心的な国・地域において、これらの効果がどのように  
表れているか調査分析を行った。さらに、こうした定量的な調査分析に加え、カジノオペレータ  
ーが地元自治体に対して収益を還元している事例についても調査した。

なお、経済効果等の調査分析においては、IRの設置前後における経済指標の変化等を比較する  
必要があるが、ラスベガスのように古くからIRを設置・運営したり、既存のIRが複数ある場合  
には、一つのIRの増加によって、新たな雇用の創出やその施設での新たな収益源の創出等が期待  
されると考えられるものの、相対的に効果を把握しにくいものがあった。そのため、本章では、  
IRによって効果が生じたと考えられるが、その効果の大きさを具体的に示すことが困難なもの  
ではなく、効果の大きさがある程度明確に分析できたものについて記載することとした。

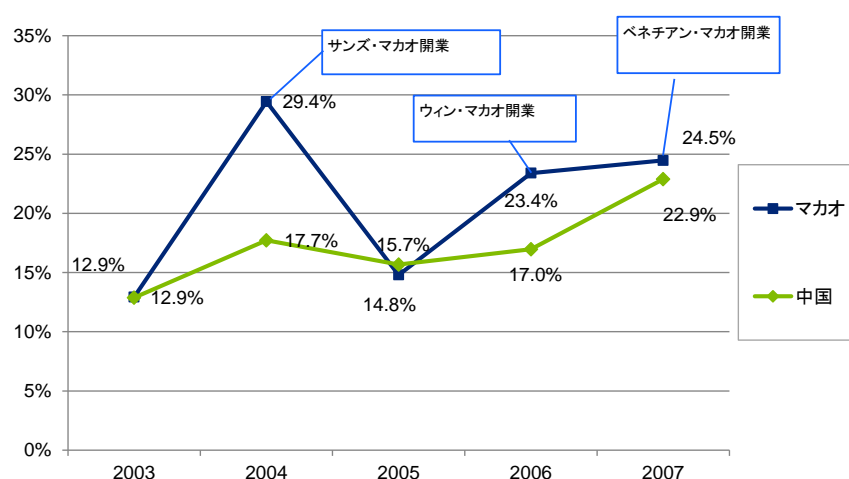
### 5.1 IR 設置に伴う経済波及効果

#### 5.1.1 GDP から見た IR の設置効果

マカオでは、3章の表 3-2 で述べたとおり、2004（平成 16）年にサンズ・マカオが、2006（平  
成 18）年にウィン・マカオが、2007（平成 19）年にベネチアン・マカオが開業している。

これらの事情を踏まえて図 5-1 のマカオと中国本土の GDP 年成長率の推移をみると、マカオの  
GDP の年成長率は、2003（平成 15）年時点では、中国本土と同じであるものの、IR が開業した年  
では、中国の成長率よりも大きくなっている（図 5-1）。

図 5-1 マカオ及び中国における GDP の年成長率の推移

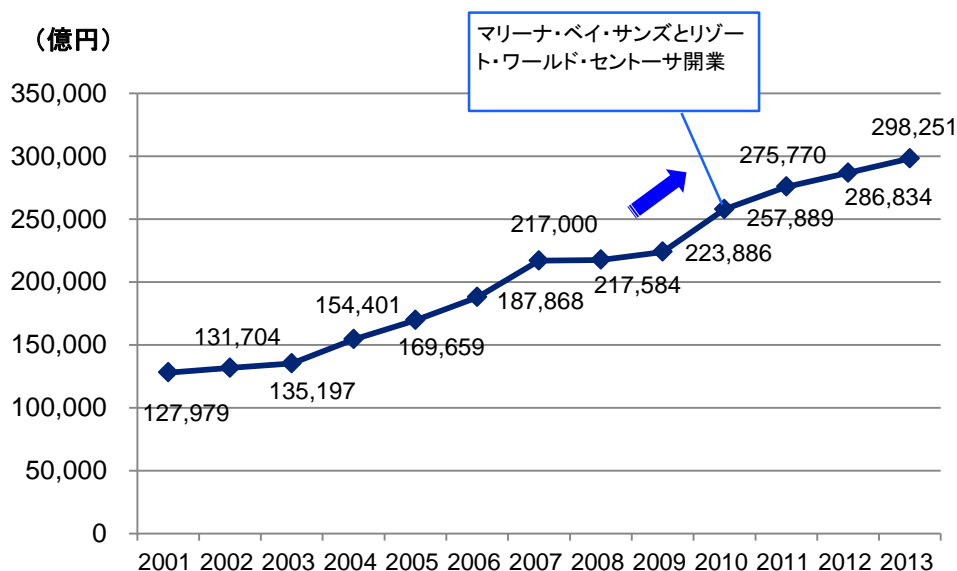


（出典：マカオ統計局、中国国家統計局公表データを基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

シンガポールでは、3章の表 3-3 で述べたとおり、2010（平成 22）年にマリーナ・ベイ・サンズ及びリゾート・ワールド・セントーサが、シンガポール初の IR として開業している。

この事情を踏まえて、シンガポール GDP の推移をみると、IR が開業した 2009（平成 21）年から 2010（平成 22）年における成長率は特に大きく、15%となっている（図 5-2）。

図 5-2 シンガポールの GDP の推移



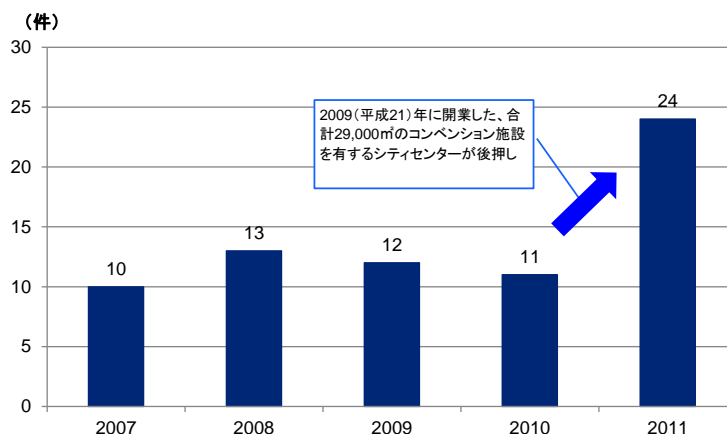
（出典：The Singapore Department of Statistics 『Yearbook of Statistics Singapore』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

### 5.1.2 MICE 誘致状況から見た IR の設置効果

3章の表 3-1 で述べたとおり、ラスベガスでは、2009（平成 21）年に、ホテル、コンドミニアム、ショッピングモール、レストランが融合する複合施設であるシティセンターが開業した。このシティセンターの一角をなす3つのホテルには、それぞれコンベンション施設が備えられており、そのうち、アリアリゾート&カジノ（ARIA Resort & Casino）のコンベンション施設は 27,000 m<sup>2</sup>を超える大規模なものとなっている。

この事情を踏まえて、ラスベガスにおける国際会議開催件数をみると、シティセンターの開業が一つの要因となって、2011（平成 23）年に国際会議開催件数が大きく伸びていると考えられる（図 5-3）。

図 5-3 ラスベガスにおける国際会議開催件数<sup>43</sup>



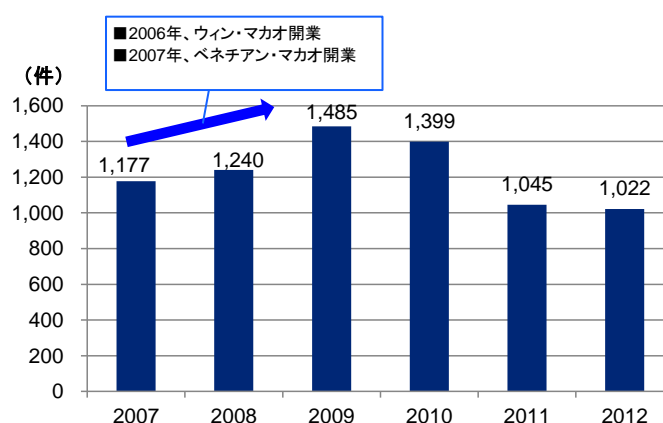
(出典：国際会議協会 (ICCA) 公表資料を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

マカオでは、3章の表 3-2 で述べたとおり、2004（平成 16）年から 2007（平成 19）年にかけて、新たに大型の IR が開業した。

この事情を踏まえて、マカオにおける MICE 件数の推移をみると、大型の IR の開業が一つの要因となり、2007（平成 19）年から 2009（平成 21）年にかけて MICE 件数は増加していると考えられる（図 5-4）。

なお、2010（平成 22）年から 2011（平成 23）年にかけて MICE 件数が落ち込んでいる原因としては、同じアジアのシンガポールで 2010（平成 22）年にマリーナ・ベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントリーサが開業し MICE 誘致競争が激化したことが考えられる。

図 5-4 マカオにおける MICE 件数の推移



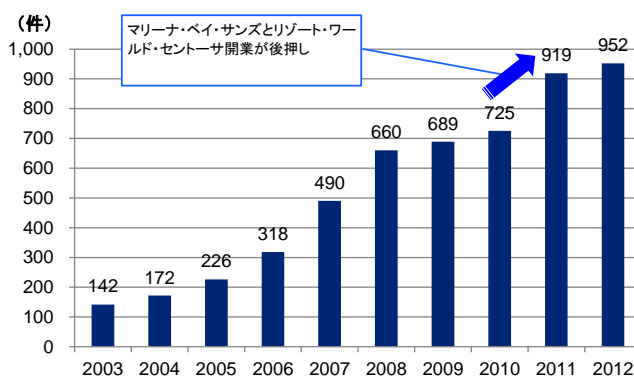
(出典：マカオ統計局公表資料を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

<sup>43</sup> 国際団体に定期的に行われている会議であり、最低 3ヶ国において持ち回りで開催されている会議。ICCA のデータベースが国際会議を狙ったマーケティングデータとして作成されているため、1 度限りの会議や、開催場所の変更がない国際会議は含まれない。

シンガポールでは、3章の表 3-3 で述べたとおり、2010（平成 22）年にマリーナ・ベイ・サンズ及びリゾート・ワールド・セントーサが、シンガポール初の IR として開業している。

このため、シンガポールにおける国際会議開催件数をみると、2008（平成 20）年から 2010（平成 22）年にかけて頭打ちであったものの、IR の開業を契機として、2010（平成 22）年を境に増加に転じている（図 5-5）。UIA の統計によると、シンガポールにおける会議の開催件数は 2011（平成 23）年以降、世界一位となっている。

図 5-5 シンガポールにおける国際会議開催件数<sup>44</sup>の推移



（出典：The Union of International Associations (UIA) 公表資料を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

### 5.1.3 外国人旅行者数

マカオでは、3章の表 3-2 で述べたとおり、2004（平成 16）年から 2007（平成 19）年にかけて、新たに大型の IR が開業した。

この事情を踏まえて、マカオへの外国人旅行者数の推移をみると、大型の IR の開業が一つの要因となり、2003（平成 15）年から 2007（平成 19）年にかけて、外国人旅行者数が 2 倍以上に増加していると考えられる（図 5-6）。

44 (1) 国際機関・国際団体（UIA に登録されている機関・団体）の本部が主催又は後援した会議。

① 参加者数 50 人以上

② 参加国数 開催国を含む 3 ヶ国以上

③ 開催期間 1 日以上 ※ただし、主催者が国際機関・国際団体であるか否かについては、組織の目的、会員、活動内容等の情報を総合的に勘案し、UIA が判断。また、主催者が「国際機関・国際団体」でない判断された場合でも、会議名、展示会併設の有無、事務局の有無等の情報を総合的に勘案し、(1) に該当する国際会議とみなされる場合もある。

又は

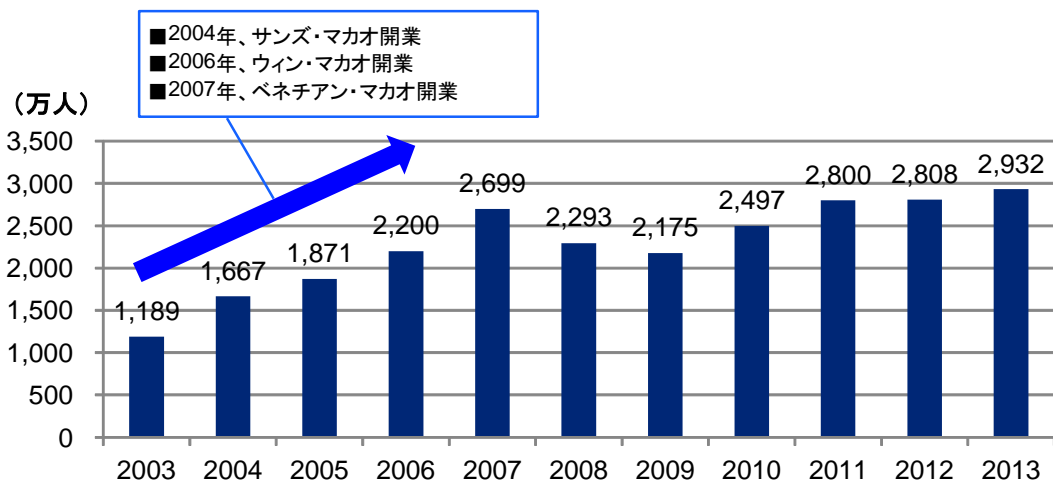
(2) 国内団体もしくは国際団体支部等が主催した会議。

① 参加者数 300 人以上（うち 40%以上が主催国以外の参加者）

② 参加国数 開催国を含む 5 ヶ国以上

③ 開催期間 3 日以上

図 5-6 マカオへの外国人旅行者数の推移

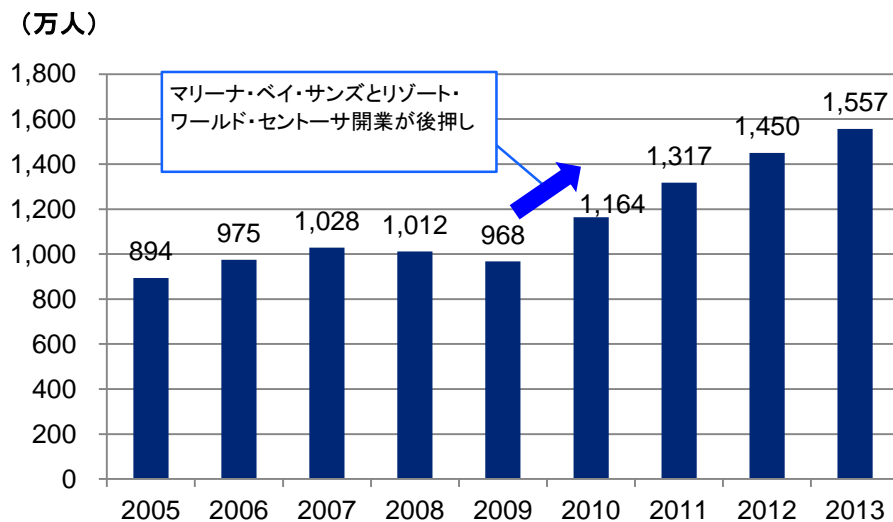


(出典：マカオ統計局公表資料を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

シンガポールでは、3章の表 3-3 で述べたとおり、2010（平成 22）年にマリーナ・ベイ・サンズ及びリゾート・ワールド・セントーサが、シンガポール初の IR として開業している。

このため、シンガポールへの外国人旅行者数の推移をみると、2006（平成 18）年から 2009（平成 21）年までは微減傾向にあったものの、IR の開業が、2009（平成 21）年から 2010（平成 22）年の増加を後押ししていると考えられ、前年比 20%で増加している（図 5-7）。

図 5-7 シンガポールへの外国人旅行者数の推移



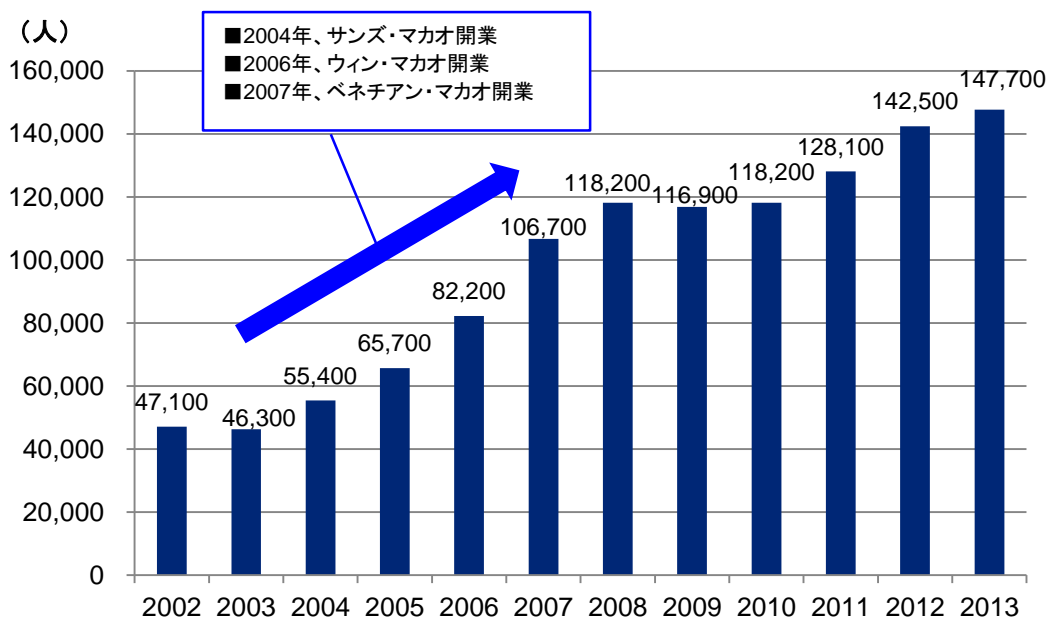
(出典：The Singapore Department of Statistics 『Yearbook of Statistics Singapore』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

#### 5.1.4 IR 設置に伴う雇用創出効果

マカオのゲーミング等のレクリエーション産業及びホテル、レストラン産業の雇用者は、2003（平成 15）年までは横ばいであるが、サンズ・マカオ、ウィン・マカオ、ベネチアン・マカオ等の開業が本格化した 2004（平成 16）年以降増加に転じ、5 年で 2 倍以上となっている（図 5-8）。

なお、サンズ・マカオでは 8,000 名、ウィン・マカオでは 7,000 名、ギャラクシー・マカオでは、9,000 名が直接雇用されている（2012（平成 24）年末時点/出典：Casino City Press『Global Gaming Almanac 2013 Edition』）。

図 5-8 ゲーミング等のレクリエーション産業及びホテル、レストラン産業の雇用者の推移



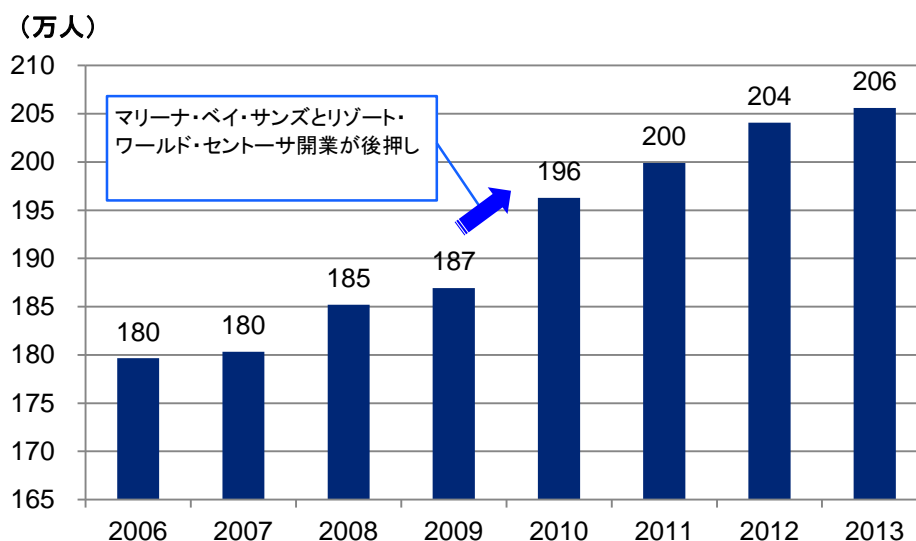
（出典：マカオ統計局公表資料を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

シンガポールにおける雇用者は増加傾向にあり、マリーナ・ベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサが開業した 2009（平成 21）年から 2010（平成 22）年にかけて、シンガポール全体で約 10 万人の雇用が創出されている（図 5-9）。

なお、マリーナ・ベイ・サンズでは 4,500 名、リゾート・ワールド・セントーサでは 10,000 名が直接雇用されている（2012（平成 24）年末時点/出典：Casino City Press『Global Gaming Almanac 2013 Edition』）。



図 5-9 シンガポールの雇用者数<sup>45</sup>の推移



(出典：労働省『Labour Force In Singapore』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

### 5.1.5 IR 収益の地元自治体への還元 (事例)


ラスベガス、マカオ、シンガポール、韓国の IR を運営する事業者が、その収益を地元自治体に還元している主な事例を整理する。

ラスベガスでは、全米各地にカジノを展開するカジノオペレーターであるシーザーズ・エンターテインメント・コーポレーション (Caesars Entertainment Corporation) が、地域コミュニティに寄付するためのファンドを設立している。教育分野では奨学金及び寄付金の提供を実施している。また回収・リサイクルした石鹼類を貧困エリアに提供し、衛生環境向上に貢献している。

カジノオペレーターである MGM リゾーツ・インターナショナルはホームレス、ストリートチルドレンの支援のほか、識字率向上のために、書物を修繕し児童に提供する等の活動を行っている。

<b>実施主体</b>	シーザーズ・エンターテインメント・コーポレーション	
<b>概要</b>	全般	・収益の一定の割合を使って地域コミュニティに寄付するためのファンドを設立しており、同社が事業を行うコミュニティにある慈善団体及びプログラムと同社のつながりを強固にするために組成された(2002(平成14)年から毎年実施)。
	教育	・教育機関に通うことのできない学生に、様々な種類の奨学金として提供しており、2013(平成25)年には約3億7千万円を国内外の教育支援等を目的とした非営利団体に寄付している(2008(平成20)年から毎年実施)。
	健康	・ラスベガス・リサイクル・オペレーション・センター(Las Vegas Recycling Operations Center)と協力し、宿泊施設等から石鹼類等のアメニティを回収・リサイクルし、貧困地区の衛生環境向上のために提供している(2010(平成22)年から毎年実施)。

<sup>45</sup> シンガポール国民及び永住権を獲得した外国人の雇用者数。

実施主体	MGM リゾーツ・インターナショナル	
概要	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国最大の慈善団体の一つであるカトリックチャリティを通じて、ホームレスに対し、宿泊施設の清掃、食事の提供等を提供している。また、ホームレス、ストリートチルドレン、非行の可能性を抱える青少年に対しトレーニング等を提供する慈善団体 HELP を通じて、同社の社員が青少年のメンターを担当した(2012(平成 24)年の活動)。</li> <li>・ 南ネバダ小学校において、状態の悪い書籍を修繕し、児童が本を読む機会を拡大し、識字率の向上につなげる取組である Spread the Word Nevada にて、同社のインターン学生が参加した(2012(平成 24)年の活動)。</li> </ul>
		
(書籍修繕の様子)		

マカオでは、マカオのカジノ王とされているスタンレー・ホーが経営する SJM ホールディングス (SJM Holdings) が教育の分野でマカオ大学の生徒に奨学金を提供しているほか、文化及びスポーツイベントに参加する団体への渡航費の補助を行っている。

カジノ、ホテル、その他エンターテインメント施設を運営するギャラクシー・エンターテインメント・グループのギャラクシー・マカオは、各種社会団体に対して寄付を実施するとともに、教育分野では若い世代に教育プログラムを提供している。

実施主体	SJM ホールディングス	
概要	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マカオ大学の生徒で大学が優秀と判断した 10 名に奨学金を授与するとともに、中国からのマカオ大学への大学院留学生に 520 万円の奨学金を提供している(毎年実施)。</li> </ul>
		
	(奨学金授賞式の様子)	
芸術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マカオで開催される展示会等の文化イベントにおいて、参加するグループの香港からマカオへの渡航費に対し補助を実施した(定期的実施)。</li> </ul>	
スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マカオ、香港のスポーツイベントがある際はマカオ、香港のスポーツ団体に対して、マカオ-香港間のフェリー代を補助した(定期的実施)。</li> </ul>	

<b>実施主体</b>	ギャラクシー・エンターテイメント・グループ	
<b>概要</b>	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>マカオにおいて 20 のボランティア組織に対し、延べ 1,940 時間のボランティアワークを提供した(2013(平成 25)年の活動)。</li> <li>これまで右記の組織に対して寄付を実施している(幼児虐待に関する団体、薬物依存患者のリハビリテーション支援団体、聴覚障害者支援団体、動物保護団体、社会サービス促進団体 等 30 団体) (毎年実施)。</li> </ul>
	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャラクシー・マカオは若い世代のスキルの向上がマカオ全体の競争力向上につながると思え、優秀な学生の能力開発を目的とした GEG Youth Achievement Program を提供しており、2012(平成 24)年には本プログラムを通じて 6 名の学生をカンボジアでのプログラムに参加させた(毎年実施)。</li> </ul>

シンガポールでは、ラスベガスに本社を置くカジノオペレーターであるラスベガス・サンズ・コーポレーションが、障害を持つ学生に対して寄付金、インターンシップの提供を行うとともに、映画上映会への招待、人気俳優との交流の場の設定を行っている。また旧正月の祭礼、F1 レース、建国記念日のパレード等の祭事を積極的に支援している。

ゲンティン・シンガポールは、子供のためのチャリティープログラムであるオーサム・キッズ・デート (aRWSome Kids' Date) を設立し、親のいない児童らを水族館に招待する等の取組を行っている。

<b>実施主体</b>	ラスベガス・サンズ・コーポレーション	
<b>概要</b>	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校を含む教育機関に毎年寄付をするとともに、障害をもつ学生に対する就職支援、インターンシップ研修を提供している(2011(平成 23)年の活動)。</li> <li>ソニー・ピクチャーズと協同で障害をもつ学生を映画の上映会に招待するとともに、人気映画の出演者と地元の学生との交流の機会を設定した(2014(平成 26)年の活動)。</li> </ul>
	コミュニティ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールの、旧正月の祭礼、F1 レース、建国記念日のパレード等の祭事を積極的に支援している(定期的実施)。</li> </ul>



(地元の学生と映画出演者の交流の様子)

<b>実施主体</b>	ゲンティン・シンガポール	
<b>概要</b>	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供のためのチャリティープログラムであるオーサム・キッズ・デートを設立しており、2013(平成 25)年には、リゾート・ワールド・セントーサ内に新たに建設した水族館の初めての来館者として、親のいない児童等 400 名を招いた(2012(平成 24)年の活動(様々な活動を毎年実施))。</li> </ul>

韓国では、廃鉱エリアにエンターティメント施設を建設する事業を展開しているカンウォンランド (Kangwon Land, Inc.) が、廃鉱エリアの特性に合わせたボランティア活動を提供している。

<b>実施主体</b>	カンウォンランド	
<b>概要</b>	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃鉱エリアの学生に対し、スポーツクラブ、奨学金を通じて、基本的な教育環境及び長期的な教育プログラムを提供している(過去の実績)。</li> <li>・ 本を通じて乳幼児と親との関係を醸成するための教育プログラムを提供している(過去の実績)。</li> </ul>
	芸術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃鉱エリアの学生に対し、多様な文化、芸術に触れる機会を提供している(過去の実績)。</li> </ul>
	環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃鉱エリアに再生可能エネルギーを導入することで、その地域への電力の供給及び雇用の創出を実現している(過去の実績)。</li> </ul>
	健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元鉱山労働者の医療コストに係る経済的負担を軽減するために、肺疾患を検査する医療サービスを提供している(過去の実績)。</li> <li>・ 医療サービスが満足に受けられないエリアに居住する住民に対し、移動式の医療サービスを提供している(過去の実績)。</li> </ul>

## 5.2 総括

### ■経済波及効果

#### ○GDP

マカオでは、2004 (平成 16) 年以降、大型 IR 開業年において中国本土の成長率を上回る成長率を記録している。シンガポールでは、IR 施設が相次いで開業した 2010 (平成 22) 年の GDP が前年比 15% (約 3,400 億円) 増となった。

#### ○MICE

ラスベガスにおける国際会議件数は、大型 IR 施設が開業した 2010 (平成 22) 年から 2011 (平成 23) 年にかけて倍増した。マカオでも IR 施設開業に伴い、MICE 件数全体が増加した。さらにシンガポールでも、IR 開業に伴い、2010 (平成 22) 年に国際会議開催件数が増加に転じ、2012 (平成 24) 年は世界第 1 位 (952 件) であった。

#### ○外国人旅行者

マカオへの外国人旅行者数は、IR 開業が一つの要因となり、2002 (平成 14) 年から 2007 (平成 19) 年にかけて 2 倍以上に増加し、2,500 万人以上を記録している。シンガポールの外国人旅行者数は、IR 開業前後で前年比 20% 増加し、2013 (平成 25) 年で 1,500 万人を記録した。

### ■雇用創出効果

#### ○雇用者数

マカオでは、2003 (平成 15) 年まで横ばいだった雇用者数が、大型 IR において約 24,000 人の直接雇用が生じたこともあり、その後も増加している。シンガポールにおける雇用者数も増加

傾向にあり、2つの IR では 14,500 人が雇用されている。

■ IR 収益の地元自治体への還元事例

カジノオペレーターが IR によって得られた収益は、様々な形で地元自治体に還元されている。

(具体例)

- ・教育支援目的の NPO に対する寄付・奨学金設立。
- ・障害をもつ学生に対する就職支援・インターンシップ研修の実施。

## 第6章

### カジノの設置に伴い実施されている対策等

## 6 カジノの設置に伴い実施されている対策等

カジノの設置については、治安や青少年への影響、ギャンブル依存症等の課題が生じるという指摘がなされることから、本章では、カジノを合法化し、設置・運営している米国（ネバダ州ラスベガス）、マカオ、シンガポール及び韓国において、これらの課題に対して実施されている対策等を取りまとめた。

### 6.1 カジノ運営のライセンスに関する対策

各国ではカジノオペレーターに対してライセンスの取得を法律によって義務付けており、主に規制当局がカジノオペレーターに対する詳細なバックグラウンドチェックの結果、ライセンスを発行し、反社会勢力等をカジノ運営から排除している。以下、ネバダ州、マカオ、シンガポール、韓国におけるライセンス制度について述べる。

#### 6.1.1 ネバダ州

ネバダ州改定法でライセンスについて規定されており、カジノオペレーターはライセンスを取得しなければならない。主にカジノオペレーター等の法人や、その経営陣等の個人が審査の対象となり、財務状況や法人・個人情報を証明する書類の提出を求められ、それらに基づく詳細なバックグラウンドチェックの結果、ライセンスが発行される。ライセンス発行後、適切な施設運営が行われていない場合や、不適切な行為が長期に渡って黙認されていた場合、ライセンスの取消し又は懲戒処分を下すとしている。

#### 6.1.2 マカオ

マカオ特別行政区規則でカジノ事業を運営するための適格要件、財政的能力、資本金及び株式の基準が規定されており、カジノオペレーターはそれらの基準を満たす必要がある。

#### 6.1.3 シンガポール

カジノ管理法で、カジノオペレーターのライセンスの取得について規定しており、（現在開設されている）2つ目のカジノの開設地が指定されてから10年間は、ライセンスの付与を当該2施設に限定するとしている<sup>46</sup>。カジノ管理法においては、カジノオペレーターが不正にライセンスを取得したことが発覚したり、不適格と思われる運営や規則違反とされる行為を行った場合、ライセンスの取消し又は停止、ライセンス区分の変更、文書による警告、経済的制裁を実施すると規定している。

---

<sup>46</sup> 2つ目のカジノ施設の開設地であるセントーサ島エリアは、2007（平成19）年に指定された。それ以前に指定のあったマリーナ・ベイエリアも含めて、2007（平成19）年から10年間はカジノの数を2つに制限している。

#### 6.1.4 韓国

観光振興法で、カジノオペレーターは専用営業場等文化体育観光部令で定める施設と器具を備えて文化体育観光部長官の許可を得なければならないと定められており、観光振興施行規則には、関連書類を文化観光体育部長官に提出しなければならないとしている。

また、観光振興法では、観光事業の登録・申請をするカジノオペレーターが文化体育観光部令で定める重要事項に対して変更許可を受けずに変更を行った場合、管轄機関の長によって、事業計画の承認の取消しか、6ヶ月間以内に当該事業の全部または一部の停止命令または施設・運営の改善命令を受けるとされている。

### 6.2 入場制限

カジノへの入場制限に関する項目も各国の法律によって定められており、悪影響を及ぼす可能性のある人物のカジノ内への入場を禁止する対策や年齢制限<sup>47</sup>が規定されている。

以下、ネバダ州、マカオ、シンガポール及び韓国における入場制限の制度について述べる。

#### 6.2.1 ネバダ州

ネバダ州改定法では、入場制限に関する事項が規定されている。具体的には、ゲーミングコントロールボード及びゲーミング委員会が犯罪歴やゲーミングにおける問題行為の履歴等を基に作成した入場禁止者リストをカジノオペレーターに配布し、オペレーターは、そのリストに掲載されている者をカジノから排除することができると規定している。

また、年齢制限もネバダ州改定法で規定されており、21歳未満の者がカジノへ入場することを禁止している。なお、カジノ内の21歳未満と思われる人物に対して、身分証明書の確認が行われる。

#### 6.2.2 マカオ

マカオ特別行政区規則で、泥酔者、薬物使用者及び武器・爆発物等の危険物を所持した者の入場を拒否することができるとしているほか、博彩観察協調局の監査官はカジノにおいてカジノ関連規定・条件に違反した者に対して退場を命じることができると定めている。

年齢制限についてもマカオ特別行政区規則で規定されており、21歳未満の者がカジノへ入場することを禁止している。

また、同規則では、警察官がカジノ利用者に対して身分証明書の提示を求めることができる権限を与えており、カジノ内の21歳未満と思われる人物に対して身分証明書の確認が行われる。

---

<sup>47</sup> 北海道庁『カジノを含む統合型観光リゾート（IR）による経済・社会影響調査』に基づく。



### 6.2.3 シンガポール

カジノ管理法で入場制限が規定されており、カジノオペレーター、カジノ規制機構及び警察は、カジノ利用者の財務状況や生活保護の受給状況を基に入場禁止者リストを作成し、リストに掲載された者をカジノから排除できるとしている。

年齢制限についてもカジノ管理法で規定されており、21歳未満の者がカジノへ入場することを禁止している。また、同法律では、カジノオペレーター及びその従業員がカジノ利用者に対して身分証明書の提示を求める権限を与えている。なお、実際のカジノ入場時には、身分証明書の提示が求められる。

入場料に関しては、4章に記載したとおり、シンガポール国民は、入場料として、24時間ごとに100シンガポールドル（8千円）を支払うか、年間2,000シンガポールドル（16万円）を支払わなければならないとカジノ管理法で規定している。

### 6.2.4 韓国

観光振興法で入場制限が規定されており、原則的に内国人のカジノへの入場を禁止している。

なお、廃鉱地域開発支援に関する特別措置法によって営業が許可されたカジノに関しては、観光振興法施行規則によって内国人のカジノ利用が許可されている。

年齢制限については観光振興法で規定されており、カジノオペレーターが19歳未満の者をカジノ内に入場させることを禁止している。

また、同法律では、カジノ利用者はカジノオペレーターからの全ての質問に対して回答する必要があると規定しており、カジノ利用者が外国人か否かを判断することが目的だとしている。実際のカジノ入場時には、身分証明書の提示が求められる。

## 6.3 治安・生活環境への影響に対する分析

カジノについては、その設置に伴い、犯罪の増加等を懸念する意見があることから、本項では、各国・地域における治安への影響について分析する。

### 6.3.1 カジノ関連犯罪数

#### (1) ネバダ州

FBIが発行するUCR(Uniform Crime Reporting)の2012(平成24)年度版によると、ネバダ州では、2012(平成24)年の総逮捕件数は142,459件であり、そのうちギャンブリング(Gambling)<sup>48</sup>に分類される逮捕件数は52件であり、総逮捕件数に占める割合は1%未満であった。

<sup>48</sup> FBIのUCR(Uniform Crime Reporting)によると、ギャンブル犯罪とは、違法な賭け、違法ゲームの運営・宣伝・その幫助、ギャンブルに関する情報の違法な所持・発信、違法なギャンブル機器・装置・商品の製造・販売・拡散・輸送、ギャンブルを有利に進めるようにスポーツイベントで八百長を行うこととしている。

## (2) マカオ

マカオ特別行政区検察院(Public Prosecutions Office of the Macao Special Administrative Region)によると、マカオでは、2012(平成24)年に新たに発生した総犯罪件数(Criminal Cases Opened in 2012)は12,172件であり、そのうちゲーミング関連犯罪<sup>49</sup>の件数は235件であり、総犯罪件数に占める割合は1.9%であった。

## (3) シンガポール

シンガポール警察(Singapore Police Force)によると2012(平成24)年、2013(平成25)年の総犯罪件数はそれぞれ31,015件、29,668件であった。また、カジノにおける2012(平成24)年、2013(平成25)年の犯罪件数<sup>50</sup>は、それぞれ214件、139件であった。

なお、シンガポール内務省(Ministry of Home Affairs)が2013(平成25)年11月にホームページにて公表した情報によると、カジノが開設されてから3年経つが、カジノにおける犯罪(Crime in the Casinos)の割合は全体の犯罪件数の1%未満であった。

## (4) 韓国

韓国検察庁が発行する犯罪統計の2013(平成25)年版によると、韓国における2012(平成24)年の総犯罪発生件数は1,944,906件で、そのうち賭博関連犯罪の発生件数は10,296件<sup>51</sup>であり、総犯罪発生件数に占める割合は約0.5%であった。

### 6.3.2 IR設置前後の犯罪発生件数の変化

#### (1) マカオ

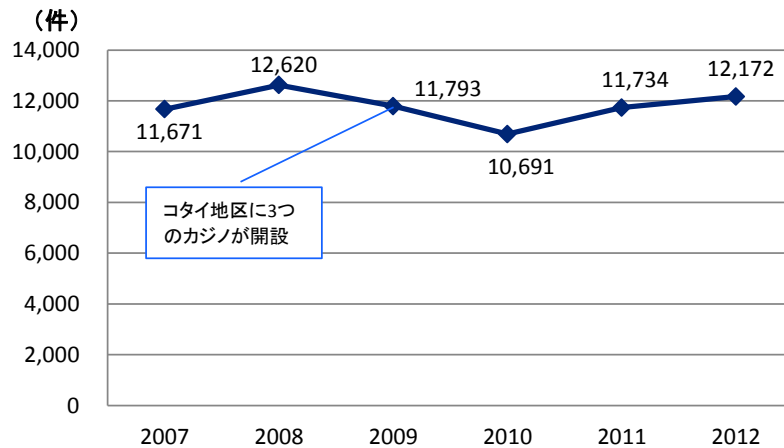
マカオにおける過去5年間の総犯罪件数の推移をみると、一時的に減少したが、横ばい傾向である。なお、コタイ地区に3つのカジノが開設した2009(平成21)年以降に総犯罪件数の急激な増加は見られない(図6-1)。

<sup>49</sup> 違法ギャンブル及び違法貸付金(Illegal Gambling and Usury)に分類される犯罪の件数。

<sup>50</sup> シンガポール警察公表値を Home Team News ホームページより引用。

<sup>51</sup> 賭博及び宝くじ関連犯罪の発生件数と、射幸行為等規制及び処罰特例法違反の発生件数の合計。

図 6-1 マカオにおける総犯罪件数の推移

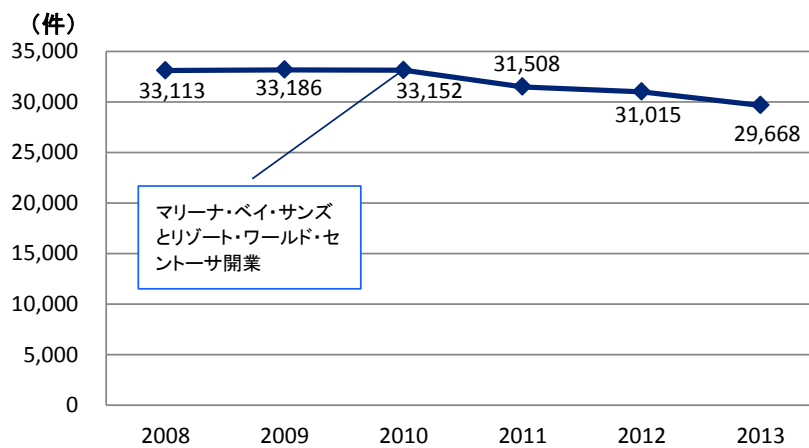


(出典：マカオ特別行政区検察院公表資料を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## (2) シンガポール

シンガポールにおける過去5年間の総犯罪件数の推移は横ばいである。なお、マリーナ・ベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサが開業した2010（平成22）年以降に総犯罪件数の急激な増加は見られない（図6-2）。

図 6-2 シンガポールにおける総犯罪件数の推移

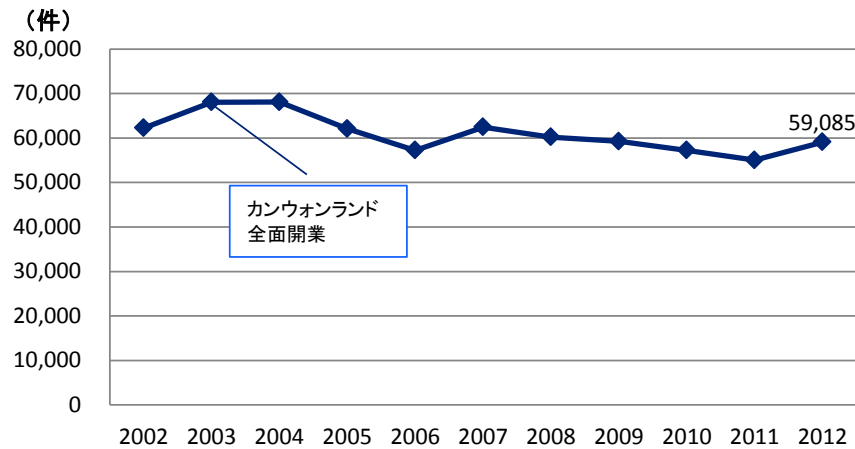


(出典：シンガポール警察公表資料を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## (3) 韓国

国内唯一の内国人向けカジノがある江原道における総犯罪件数の推移によると、過去10年間の総犯罪件数の推移は横ばいである。なお、カンウォンランドが全面開業した2003（平成15）年以降は、総犯罪件数に急激な増加は見られない（図6-3）。

図 6-3 江原道における総犯罪件数の推移



(出典：韓国検察庁公表資料を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## 6.4 マネーロンダリング対策

マネーロンダリングとは、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにし、捜査機関による収益の発見や犯罪の検挙を逃れようとする行為であり、資金洗浄とも言われる。我が国では、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法において、マネーロンダリングが罪として規定されている。IMF の発表によると、マネーロンダリングは世界の GDP の 2-5% を占めると言われている。

カジノオペレーターが、カジノ施設内における資金の流れを帳簿等で確実に記録しなければ、犯罪者等が様々な手法を用いて資金洗浄を行う可能性があり、カジノを設置している国では、様々なマネーロンダリング対策を講じている。

本項では、米国・ネバダ州、マカオ、シンガポール及び韓国におけるマネーロンダリング対策をまとめた。

### (1) 米国・ネバダ州

米国連邦政府では、財務省の外局である金融犯罪取締ネットワーク (Financial Crimes Enforcement Network) 及び国税庁 (Internal Revenue Service) がマネーロンダリング対策を管轄している。また、米国は FATF<sup>52</sup>加盟国であり、FATF 勧告<sup>53</sup>に則ったマネーロンダリング対策

<sup>52</sup> FATF とは、Financial Action Task Force on Money Laundering (金融活動作業部会) の略である。マネー・ロンダリング対策における国際協調を推進するために、1989 (平成元) 年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、2001 (平成 13) 年 9 月の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的役割を果たしている。2014 (平成 26) 年 2 月時点で 34 の国・地域及び 2 つの国際機関が参加している。

<sup>53</sup> マネー・ロンダリング対策のために各国が法執行、刑事法制及び金融規制の各分野でとるべき措置を、FATF が勧告としてまとめ、提言したもの。資金洗浄及びテロ資金供与防止のために、金融機関並びに非金融業者及び職業専門家がとるべき措置として、「顧客管理措置及び記録保存」、「疑わしい取引の届出及び遵守」等を求めている。

を実施している。ネバダ州では、ゲーミングコントロールボード及びゲーミング委員会が管轄している。ネバダ州のいくつかの IR には国税庁の特殊調査官が常駐しており、マネーロンダリング等の疑わしい口座取引、外貨取引を監視している。

さらに、カジノオペレーターは、銀行秘密法 (Bank Secrecy Act, 1970 年制定) に基づき、金融機関と同様に、疑わしい取引の報告書 (Suspicious Activity Report for Casinos) 及び外貨取引報告書 (Currency Transaction Report for Casinos) を金融犯罪取締ネットワークへ提出する。

## (2) マカオ

マカオでは、マネーロンダリング及び反テロリズム金融法 (マカオ特別行政区規則) 及びマネーロンダリング犯罪防止・撲滅法 (マカオ特別行政区規則) で、マネーロンダリング対策が規定されている。マカオのカジノオペレーターは、金融機関と同様の対応が求められており、マカオ特別行政区規則に基づき、顧客に対する行動規定及び疑わしい取引の報告書 (Suspicious Transaction Report) をマカオ特別行政区金融情報室 (Office of Financial Intelligence) へ提出する。なお、マカオは FATF 参加国ではなく、マネーロンダリング対策の実施に当たっては、APG<sup>54</sup>参加国として APG の支援を受けている。

## (3) シンガポール

ネバダ州やマカオでは、カジノオペレーターに対して金融機関と同様の対応が求められているのに対し、シンガポールでは、カジノ管理法でマネーロンダリング対策が規定されている。具体的には、同法で、カジノオペレーターは指定非金融業者とされ、疑わしい取引の報告書の提出等が求められる。なお、シンガポールは米国と同様に、FATF 参加国として、FATF 勧告に則ったマネーロンダリング対策を実施している。

また、シンガポール警察の金融捜査部 (Financial Investigation Division) では、マネーロンダリング等の複数国にまたがる犯罪への対策として、複数の海外の機関と覚書を締結しており、金融情報の相互提供や、提供した情報が捜査の解決にどのようにつながったのかフィードバックを受ける等の取組を行っている。また、疑わしい取引の報告書支局 (Suspicious Transaction Report Office Branch) と協力し、企業や金融機関及び規制当局等に対して金融犯罪のトレンド等に関するセミナーや出版物の発行等を行い、金融犯罪に対する意識を高めるための啓発活動

---

る。

<sup>54</sup> APG とは、Asia/Pacific Group on Money Laundering (アジア・太平洋マネー・ロンダリング対策グループ) の略である。アジア太平洋地域の FATF 非参加国・地域に対してマネー・ロンダリング対策を促進するため、1997 (平成 9) 年 2 月に設立された国際協力の枠組み。アジア・太平洋地域におけるマネー・ロンダリング対策が不十分で「抜け穴」となり得るような国・地域をなくすため、マネー・ロンダリング対策が不十分な国・地域に対し、技術的・財政的支援を行って、その整備を推進している。

行っている。シンガポール警察によれば、金融犯罪に対応するためのこのような協業体制が、疑わしき取引の報告書やカジノにおける外貨取引報告書等の品質を高めることにつながっているとしている。

#### (4) 韓国

韓国では、金融取引報告法（Financial Transaction Reports Act）で、マネーロンダリング対策が規定されている。韓国のカジノオペレーターは金融機関と同様の対応が求められており、金融取引報告法に基づき、疑わしい取引の報告書（Suspicious Transaction Report）、外貨取引報告書（Currency Transaction Report）及び顧客の適正評価報告書（Customer Due Diligence）を韓国金融情報分析院（Korea Financial Intelligence Unit）へ提出する。なお、米国と同様に、FATF 参加国として、FATF 勧告に則ったマネーロンダリング対策を実施している。

### 6.5 カジノ施設内での安全対策

一般的に、IR 内には監視カメラが設置されるとともに、各カジノにはサーベイランス（監視）部門があり、カジノフロアや不審者の動き等を監視している。このサーベイランスについては、カジノ専門の監視コンサルティング企業があり、専門コンサルタントの派遣やディーラーを含む従業員への教育、詐欺行為の発見や不審行為を行う者の監視に関する情報提供等のサービスを行っている。

また、各国の IR では、入り口やカジノフロア各所に警備員を配置している。

特にシンガポールでは、2009（平成 21）年にシンガポール警察（Singapore Police Force）が犯罪捜査部（Criminal Investigation Department）内にカジノ犯罪捜査局（Casino Crime Investigation Branch）を設置した上で、警察内の他部門、司法機関、カジノ規制当局やカジノオペレーターと連携し、カジノにおける不正行為、麻薬取引、マネーロンダリング、窃盗、詐欺等の組織犯罪の捜査を行っている。

なお、シンガポールのカジノ犯罪捜査局の局長は、かつてベネチアン・マカオのセキュリティディレクターを務めていた人物であり、捜査員はラスベガス、オーストラリア及びマカオ等においてトレーニングを受けている。2010（平成 22）年時点で、20～30 名の捜査員が在籍している。

### 6.6 ギャンブル依存症対策

本項では、カジノに限らず、ギャンブル全般に関する依存症対策をまとめつつ、カジノに特化した対策がある場合には、個別に詳細を記載した。

なお、ギャンブル依存症に関する調査基準は、国際的に統一されていない。

例えば、アメリカ精神医学会（American Psychiatric Association）では、精神障害の分類のための共通言語及び標準的な基準である DSM-IV<sup>55</sup>を用いて、病的賭博であると診断している。なお、DSM-IVでは、以下の10個の評価基準のうち5個以上が、持続的かつ反復的に該当する場合、病的賭博としている。また、病的賭博（Pathological gambling）より軽度の状態（評価基準10個のうち3-4個に該当）の患者を、問題賭博（Problem gambling）としている。

- ① 賭博にとらわれている（例：過去の賭博を生き生きと再体験すること、ハンディをつけること、または次の賭の計画を立てること、または賭博をするための金銭を得る方法を考えることにとらわれている）。
- ② 興奮を得たいがために、掛け金の額を増やして賭博をしたい欲求がある。
- ③ 賭博をするのを抑える、減らす、やめる等の努力を繰り返し成功しなかったことがある。
- ④ 賭博をするのを減らしたり、またはやめたりすると落ち着かなくなる、またはいらいらする。
- ⑤ 問題から逃避する手段として、または不快な気分（例：無気力、罪悪感、不安、抑鬱）を解消する手段として賭博をする。
- ⑥ 賭博で金をすった後別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い（失った金を「深追いすること」）。
- ⑦ 賭博へののめり込みを隠すために、家族、治療者、またはそれ以外の人に嘘をつく。
- ⑧ 賭博の資金を得るために、偽造、詐欺、窃盗、横領等の非合法的行為に手を染めたことがある。
- ⑨ 賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある。
- ⑩ 賭博によって引き起こされた絶望的な経済状態を救うために、他人に金を出してくれるよう頼る。

（出典：『DSM-IV-TR 精神疾患の分類と診断の手引き』医学書院）

また、世界保健機関が定めた ICD<sup>56</sup>では、以下の2点に該当する者を病的賭博（Pathological Gambling）と診断している。

- ① 持続的に繰り返されるギャンブリング
- ② 貧困になる、家族関係が損なわれる、そして個人的生活が崩壊する等の、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する。

さらに、これらのほかにも、SOGS<sup>57</sup>やNODS<sup>58</sup>と呼ばれる基準もある。

---

<sup>55</sup> DSM とは、Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders の略。なお、2014（平成26）年4月時点の最新版は DSM-V である。

<sup>56</sup> International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems の略。異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、世界保健機関憲章に基づき、世界保健機関が作成した分類である。2014（平成26）年4月時点の最新版は、第10回目の修正版であることから、ICD-10 と呼ばれる。

<sup>57</sup> South Oaks Gambling Screen の略。12項目の質問に対する回答結果から、ギャンブル依存症を判別する指標である。1980年代にネバダ州が初めて人口に占めるギャンブル依存症者の割合を調査した際から使われ、その後ヨーロッパやカナダでも使用されるようになった。

このように、複数の基準が存在することから、異なる基準で調査された結果を比較することは困難であることに留意しなければならない。また、DSM等の基準は、「～したことがある」といった経験の有無を尋ねるものであり、その頻度を問わないことから、個々の診断目的には十分とは言いがたいといった指摘や、アンケート調査では質問項目から受けるニュアンスが個人によって異なることから、こうした評価が適切かといった指摘もあることに留意しなければならない<sup>59</sup>。

## 6.6.1 ネバダ州

### (1) ギャンブル依存症者数

#### 調査対象者

電話インタビュー対象とした2,200世帯のうち、回答者としてふさわしい成人（18歳以上）を各世帯から1人抽出し、その中から733人を調査対象者とした。なお、対象者733人の属性の構成は、ネバダ州の人口属性の構成と比例するように抽出されている。

#### 調査方法

2000（平成12）年10月20日から2001（平成13）年3月12日にかけて、電話により実施した。

#### 調査結果

本調査では、ネバダ州人事局（Nevada Department of Human Resources）が、ネバダ州問題賭博有病率調査を実施し、SOGS及びNODSの二つの調査基準に照らして問題賭博の推定有病率を算出した。なお、二つの調査基準を比較すると、SOGSを用いて評価した方が、病的賭博の推定有病率が高い数値を示している（表6-1）。

表 6-1 問題賭博の推定有病率（ネバダ州）

	2000年（SOGS基準）	2000年（NODS基準）
病的賭博の推定有病率	3.5%	2.1%
問題賭博の推定有病率	2.9%	3.0%
合計	6.4%	5.1%

（出典：Gemini Research, Ltd. 『GAMBLING AND PROBLEM GAMBLING IN NEVADA Report to the Nevada Department of Human Resources』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

<sup>58</sup> NORC Diagnostic Screen の略。1994（平成6）年に制定されたDSM-IVに基づき、医学的な基準を基にギャンブル依存症を判別する指標である。

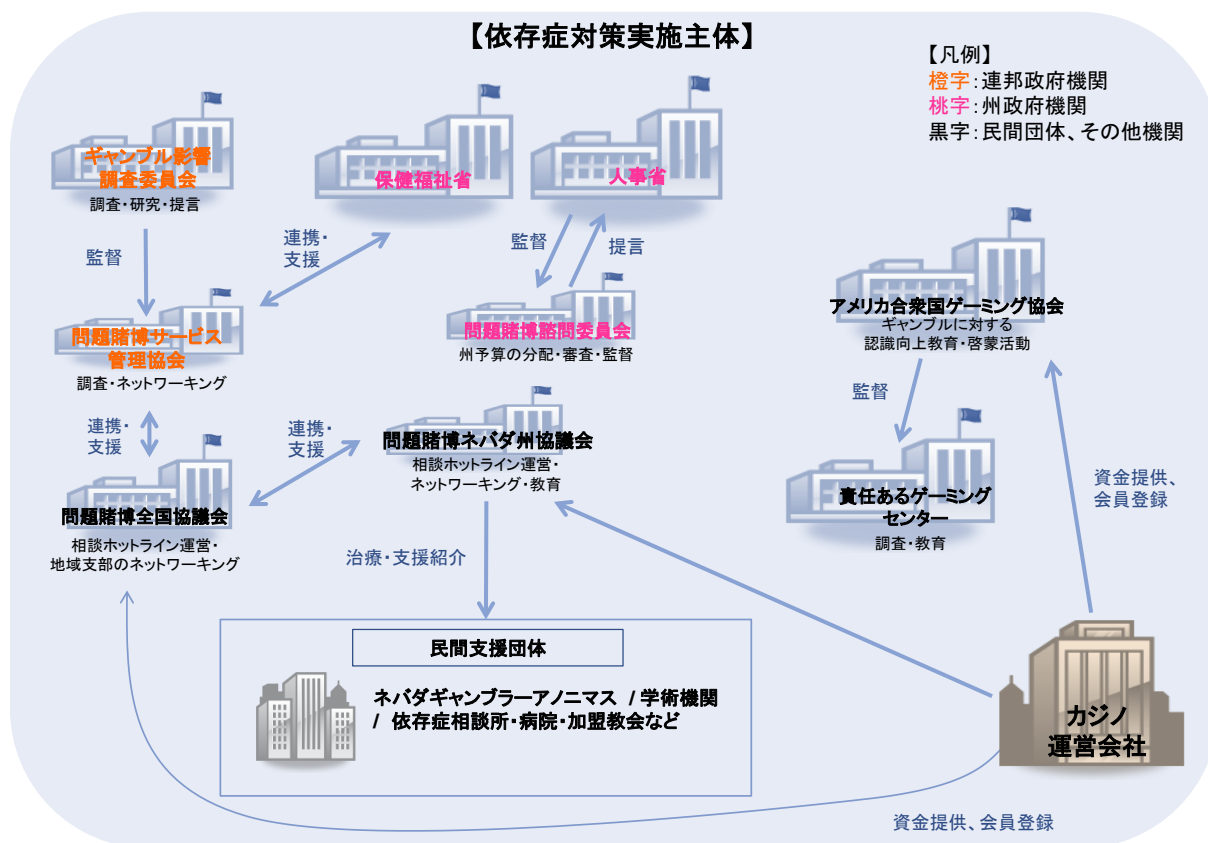
<sup>59</sup> 大阪商業大学アミューズメント産業研究所「カジノ研究プロジェクト」研究報告書『カジノ導入をめぐる諸問題<3>』を引用。



## (2) ギャンブル依存症対策の実施主体

図 6-4 及び表 6-2 は、ネバダ州におけるギャンブル依存症対策に関連する組織と当該組織の活動内容を示したものである。ネバダ州では、連邦レベル、州レベルの複数の行政機関が連携し、行政、カジノオペレーター、医療機関、その他機関による包括的な連携が行われている。また、精神疾患等に関するセラピーや研究が進んでおり、シンガポールと同様に、調査・研究機関が多く、治療の充実度が高い傾向にある。

図 6-4 ギャンブル依存症対策に関連する組織の関連図（ネバダ州）



(出典：各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

表 6-2 ギャンブル依存症対策に関連する組織（ネバダ州）

組織区分	組織名称	概要（活動内容等）	主な活動対象		主な活動内容区分					
			カジノ	ギャンブル全般	治療	教育	普及・啓発	調査・研究	ネットワーキング	
公的機関	連邦政府	ギャンブル影響調査委員会 (The National Gambling Impact Study Commission)		●					●	
		問題賭博サービス管理協会 (Association of Problem Gambling Service Administration)		●		●	●	●	●	●
	州政府	保健福祉省 (The Nevada Department of Health and Human Service)	ギャンブル依存に対する予防及び治療のための予算権限をもつ機関。		●	●	●	●	●	●
		問題賭博諮問委員会 (Advisory Committee on Problem Gaming)	保健福祉省配下に設置され、9名の委員によって構成される。ギャンブル依存に対する予防及び治療のための予算の使途を監視する。		●				●	●
民間団体	カジノオペレーターによる運営	アメリカ合衆国ゲーミング協会 (American Gaming Association)	●			●	●	●		
		責任あるゲーミングセンター (The National Center for Responsible Gaming)		●		●	●	●	●	

組織区分	組織名称	概要（活動内容等）	主な活動対象		主な活動内容区分					
			カジノ	ギャンブル全般	治療	教育	普及・啓発	調査・研究	ネットワーキング	
民間団体 その他団体	問題賭博全国協議会	ギャンブル依存症に対する社会の理解の促進、ギャンブル依存症者やその家族が利用可能な治療、啓発及びギャンブル依存症予防・教育のための調査やプログラムを推進することを目的とする全国的組織。全国共通のホットラインを設けており、同協議会が受付した後、発信地に最も近いコールセンター <sup>60</sup> に転送するようになっている。個人及び団体会員からの会費により運営されている。		●	●					
	問題賭博ネバダ州協議会 (Nevada Council on Problem Gambling)	ギャンブル依存症に対する社会の理解の促進、ギャンブル依存症者やその家族が利用可能な治療を啓発及び、ギャンブル依存症予防・教育のための調査やプログラムを推進することを目的とする。問題賭博全国協議会のネバダ州提携機関である。シーザーズ・エンターテインメント・コーポレーション、MGM リゾーツ・インターナショナル・コーポレーション、トロピカーナエンターテインメント(Tropicana Entertainment)等のカジノオペレーターが創設に携わった。		●		●	●	●	●	
学術機関 <sup>61</sup>	ハーバード大学	ギャンブル依存症の調査・研究を行っている。また、研究の一貫として、ギャンブル依存症者に対し治療サービスを提供している。		●	●		●	●		
	ネバダ大学			●				●		
医療機関	民間運営のギャンブル依存症クリニック	各カジノオペレーターが運営しており、ネバダ州に合計 9 ヶ所設置されている。問題賭博ネバダ州協議会と提携している。		●	●					
自助グループ	ネバダギャンブラーアノニマス(NEVADA GAMBLERS ANONYMOUS& GAM-ANON)	ギャンブル依存症者及びその家族によって運営される組織であり、全世界で設置されている。ネバダ州には 52 ヶ所存在する。		●	●	●	●			●

(出典：各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

60 問題賭博全国協議会に事業者登録申請を行い、同協議会が定める基準を満たして登録されたコールセンター事業者。

61 代表的な学術機関のみ記載している。

### (3) 国・自治体の対策事例と効果

ネバダ州ゲーミングコントロールボードは、ネバダ州改定法で、ギャンブル依存症者がカジノへ入場できないよう制限することを規定している。同規定では、排除認定者のリストを作成し、被排除者として認定されリストに掲載された者に対し、全てのカジノへ立ち入りできないようにすることを規定している。なお、地域やカジノに脅威を与える恐れから、同リストに掲載される者の中には、ゲーミングコントロールボードにより居住地を指定される者もいる。

また、ゲーミング規制においてカジノからの排除制度が規定されており、2011（平成 23）年 12 月から施行されている。本制度における被排除者は、ギャンブル依存症者自身の申請又は行政機関からの申請を受け、ゲーミングコントロールボードが審査の上認定する。なお、ゲーミングコントロールボードによって認可を受けているカジノは、ギャンブルへの依存が見られる者に対し、カジノからの排除の自己申請を行うよう助言することが義務付けられている。

本制度により被排除者と認定された者は、ゲーミングコントロールボードのホームページ上に、顔写真及び氏名が掲載される。また、そのうち特に注意を要する人物については、最重要人物 (Most Wanted) として個別のページに掲載される。なお、2014（平成 26）年 5 月時点の掲載者数は 40 名である。

### (4) カジノオペレーターによる対策事例

表 6-3 は、ネバダ州においてカジノを運営している企業のうち、売上高上位の代表的な企業が取り組むギャンブル依存症対策を示したものである。いずれの企業も表 6-3 に示す全ての対策を実施している。

米国では、アメリカ合衆国ゲーミング協会がカジノオペレーターに対し、ギャンブル依存症対策の推奨事項を定義している。各カジノオペレーターは、当該事項に則った対策を基本とし、その他必要に応じて各社独自の対策を行っている。ギャンブル依存症対策プログラムの開発における医療機関との連携のように、ギャンブル依存症対策に取り組むために様々な機関との連携体制を構築している。

また、多くのカジノオペレーターでは、問題賭博全国協議会のヘルプラインを紹介している。

表 6-3 カジノオペレーターによるギャンブル依存症対策（ネバダ州）

カジノオペレーター	勝率報告書 (Win/Loss Statement) <sup>62</sup> の送付	従業員への依存症教育	ホットライン	依存症の相談方法等を記載したパンフレット等をフロアに設置	取組内容を掲載	各社ウェブサイトにて依存症対策の取組内容を掲載	従業員及びプレイヤーに対し、各ゲームの勝率を説明	依存症研究機関に対する資金提供	依存症とみられるプレイヤーをカジノから強制退去	その他の特徴
ラスベガス・サンズ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	・ハーバード・メディカル・スクール (Harvard Medical School) との提携
MGM リゾーツ・インターナショナル	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
ウィン・リゾーツ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
シーザーズ・エンターテイメント・コーポレーション	●	●	●	●	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーバード・メディカル・スクールが開発したギャンブル依存症対策プログラムを推奨</li> <li>・ギャンブルに対する正しい理解のため、問題賭博全国協議会と協業してギャンブル業界として初めてギャンブル依存症に関する放送広告を実施</li> <li>・自社でギャンブル依存症に関する従業員教育プログラムを開発</li> </ul>

(出典：各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## (5) NPO等その他機関の対策・活動事例

ハーバード・メディカル・スクール等が研究目的で治療を行う場合があり、無料又は廉価で治療を受けることが可能である。

医療機関については、総合病院の1部門ではなく、ギャンブル依存症対策のための独立した機関として治療を行うことが多い。サービス内容としては、日帰り治療、入院を伴う集中治療、家族を含めた治療等を行っている。なお、ギャンブル依存症は、薬物依存症やアルコール依存症と同じ施設で治療を行っている場合があり、高所得者向けの高級施設を完備する医療機関も存在する。

<sup>62</sup> 顧客の賭け金、顧客への支払額、賭け金と支払い額の差額等の情報を、カジノオペレーターがレポートとして作成し、定期的又は依頼があった際に顧客に提示するもの。紙面による送付だけでなく、昨今ではインターネット上の会員システムのポータル画面から参照させる形態もある。

## 6.6.2 マカオ

### (1) ギャンブル依存症の定義付け

マカオでは、米国と同様に、DSM-IVで定義される精神疾患の分類に基づき、ギャンブル依存症数の調査を行っている。

なお、マカオ大学ギャンブル研究所 (Institute for the Study of Commercial Gaming) では、問題賭博について「感情、健康、仕事、勉学、財務状況、結婚、家族やその他の人々との関係等の個人の人生をかく乱させる作用を持つ、制御不能かつ過剰なゲーミング活動」と定義している。

### (2) ギャンブル依存症者数

#### 調査対象者

2003 (平成 15) 年及び 2007 (平成 19) 年にマカオ大学ギャンブル研究所がマカオ居住者の 15 歳から 64 歳を調査対象とした。

なお、調査方法は明らかにされていない。

#### 調査結果

2003 (平成 15) 年時点での問題賭博の推定有病率は 4.3%であった。また、2007 (平成 19) 年には 6.0%となり、4年間で問題賭博の推定有病率は 1.7ポイント増加した (表 6-4)。

表 6-4 問題賭博の推定有病率 (マカオ)

	2003 年	2007 年
問題賭博の推定有病率	4.3%	6.0%

(出典：マカオ大学ギャンブル研究所『Responsible Gambling Awareness Week 2009』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

### (3) ギャンブル依存症対策の実施主体

表 6-5 は、マカオにおけるギャンブル依存症対策に関連する組織とその概要 (活動内容等) を示したものである。民間団体としては、主にキリスト教系団体によるものが多く、医療機関との連携による包括的な治療の提供は行われていない。

なお、カジノに特化した治療を行う医療機関は設置されていない。

表 6-5 ギャンブル依存症対策に関連する組織（マカオ）

組織区分	組織名称	概要（活動内容等）	主な活動内容区分							
			主な活動対象	カジノ	ギャンブル全般	治療	教育	普及・啓発	調査・研究	ネットワーク
公的機関	中央政府	博彩監察協調局	社会福祉局、マカオ大学ギャンブル研究所、民政総局 (Civic and Municipal Affairs Bureau) 及びギャンブル運営会社と協力し、国民及び観光客に対し責任あるギャンブル活動を推進し、ギャンブル依存症予防に関する正しい情報を普及することを目的として活動している。		●			●	●	●
		回復センター (The Resilience Centre)	ギャンブルに関連する問題に悩まされている家族等に対する支援を目的として、社会福祉局の所掌組織として 2005 (平成 17) 年に創設。ギャンブル依存症者及びその家族等を対象としたソーシャルワーカーによるカウンセリング、ホットライン、普及啓発活動等を実施している。		●	●		●		
民間団体	宗教団体	聖公会ギャンブルカウンセリング・ファミリーウェルネスセンター (Sheng Kung Hui Gambling Counseling and Family Wellness Center)	ギャンブルに関連する問題に悩まされている家族等に対する支援を目的として、ギャンブル依存症の予防と治療を兼ねたサービスを提供。責任あるギャンブル活動に関する指導、家庭指導、互助支援と治療を主要サービスとしており、責任あるギャンブル活動に関する指導及び家庭指導のために、電話ホットラインを設置している。	●	●	●	●			●
		青少年ギャンブル予防教育団体 (智醒少年預防賭博教育計劃)	青少年のギャンブル依存症予防に関する活動団体で、社会福祉局及び YMCA によって運営されている。なお、具体的な治療や支援ではなく、主に高校生以上の学生に対して、ギャンブル予防教育を含んだ健全な青少年育成活動を実施している。		●		●			●
		マカオ産業福音団体 (Macau Industrial Evangelistic Fellowship)	マカオの低所得労働者及びその家族に対して総合的なケアサービスを提供しており、教会等の寄付によって運営されている。提供する主なプログラムとして、集合ワークショップ、個人指導、ギャンブル依存症からの脱却の一貫としての職業訓練、地域活動等があり、HP 上ではギャンブル依存を測定する簡易検査を提供している。2004 (平成 16) 年からプロブレム・ギャンブラー健康回復センター (問題賭徒復康中心) を開設し、併せて電話ホットラインを設置している。	●	●	●	●	●		●
		カリタスマカオ (Caritas Macau)	社会福祉に貢献するキリスト系団体であり、その一部門として、家庭や青少年の支援を行う部門がある。寄付によって運営されている。特にギャンブル依存症者に特化したサービスではないが、家庭問題のホットライン <sup>63</sup> や生命のホットラインを設置している。		●					●

(出典：各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

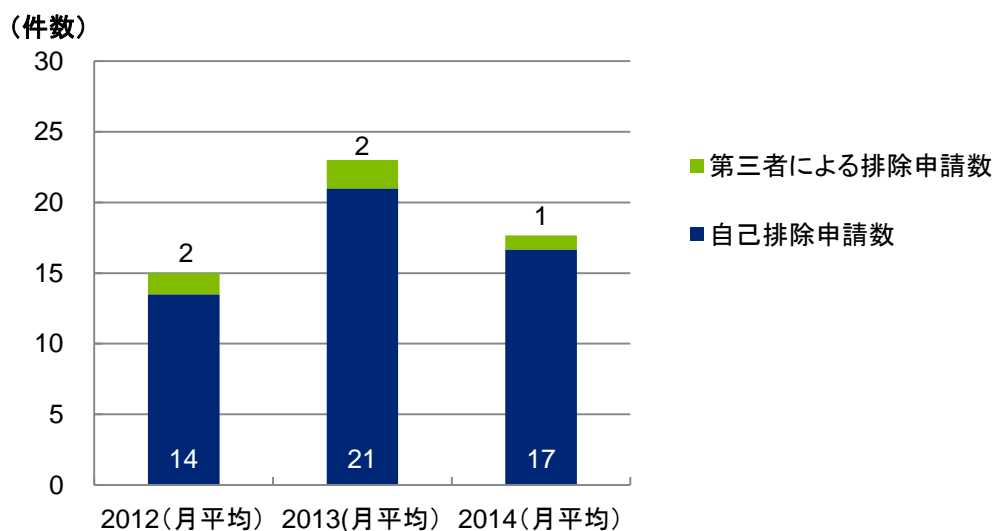
<sup>63</sup> カリタスマカオのボランティアがホットラインの応対を行っている。相談者は、必要に応じて、電話応対を行ったボランティアワーカー及びソーシャルワーカーと対面で相談することができる。

#### (4) 国・自治体の対策事例と効果

博彩監察協調局は、ギャンブル依存症者及びギャンブル依存症の可能性のある人物がカジノへ入場できないよう制限するため、カジノからの排除制度（規範進入娯楽場和在場内工作及博彩的條件）を2012（平成24）年11月から施行している。本制度は、ギャンブル依存症者自身のみならず、家族等の第三者からも申請することが可能である。

図6-5は、本制度を利用してカジノからの排除申請者数（月平均）を示したものである。2012（平成24）年から2014（平成26）年にかけて、排除申請者数（月平均）は、大きく変動していない。

図6-5 カジノからの排除申請者数（マカオ）



（出典：博彩監察協調局『Quarterly data of the Casino Exclusion Applications』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）



## (5) カジノオペレーターによる対策事例

表 6-6 は、マカオのカジノオペレーターが実施しているギャンブル依存症対策を示したものである。米国を本拠地とする企業と比較すると、マカオの企業が実施している対策の種類は少なく、代表的な取組として、各社のウェブサイト上でのギャンブル依存症対策への取組内容の表示や、パンフレットのカジノフロアへの設置等が行われている。

なお、当該パンフレットには、ギャンブル依存症に関する相談方法や相談先、自己又は第三者によるカジノからの排除に関する詳しい申請方法、規制当局である博彩監察協調局への排除申請書等が記載されている。

表 6-6 カジノオペレーターによるギャンブル依存症対策（マカオ）

カジノオペレーター	勝率報告書 (Win/Loss Statement) の送付	従業員への依存症教育	ホットライン	依存症の相談方法等を記載したパンフレット等をフロアに設置	取組内容を掲載 各社ウェブサイト に依存症対策の取組内容を掲載	従業員及びプレイヤーに対し、各ゲームの勝率を説明	依存症研究機関に対する資金提供	依存症とみられるプレイヤーをカジノから強制退去	その他の特徴
ラスベガス・サンズ・コーポレーション(米国)	●	●	●	●	●	●	●	●	・ハーバード・メディカル・スクール (Harvard Medical School) との提携
MGM リゾーツ・インターナショナル(米国)	●	●	●	●	●	●	●	●	
ウィン・リゾーツ(米国)	●	●	● <sup>64</sup>	●	●	●	●	●	
ギャラクシー・エンターテイメント・グループ(マカオ)	-	-	● <sup>65</sup>	●	●	-	-	-	・ゲーミングに係る使用金額の管理についてセミナーを開催 ・ヘルプラインだけでなく、対面及びオンライン上でもカウンセリングを提供
メルコ・クラウン・エンターテイメント(マカオ)	-	●	-	●	●	-	-	-	

64 ウィン・リゾーツでは、回復センターのホットラインを紹介している。

65 ギャラクシー・エンターテイメント・グループでは、聖公会ギャンブルカウンセリング・ファミリーウェルネスセンター、マカオ産業福音団体、カリタスマカオ及び回復センターのホットラインを紹介している。

カジノオペレーター	勝率報告書 (Win/Loss Statement) の送付	従業員への依存症教育	ホットライン	依存症の相談方法等を記載したパンフレット等をフロアに設置	取組内容を掲載	各社ウェブサイトにて依存症対策の取組内容を掲載	従業員及びプレイヤーに対し、各ゲームの勝率を説明	依存症研究機関に対する資金提供	依存症とみられるプレイヤーをカジノから強制退去	その他の特徴
SJM ホールディングス(マカオ)	-	-	-	●	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>マカオ大学・ゲーミング調整局・社会福祉局が主催する責任あるゲーミング啓発週間2012に参加</li> <li>ギャンブル依存症者を対象として、年間約 600 人を対象として賭博に関する責任について説明会を開催</li> </ul>

(出典：各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## (6) NPO等その他機関の対策・活動事例

マカオ政府とマカオ理工学院が共同で運営しているマカオ観光・カジノ職業センター (Macao Tourism and Casino Career Centre) では、カジノディーラーへのキャリア教育の一貫として、ギャンブル依存症予防教育を実施している。

また、依存症者だけでなく、その家族に対する依存症予防支援サービスを強化するため、2010 (平成 22) 年には社会福祉局によって聖公会ギャンブルカウンセリング・ファミリーウェルネスセンターが設立された。同センターでは、カジノオペレーターと共同で、ギャンブル依存症者の家族に対するワークショップの開催、依存症者の家族やカジノオペレーターの従業員に対するホットラインの設置やカウンセリング等の教育・支援を行っている。

その他の NPO 法人等の機関としては、青少年に対するギャンブル関連教育に特化した青少年ギャンブル予防教育団体、ギャンブルには特化していないが、宗教団体による活動の一環としてホットライン等を設置しているマカオ産業福音団体及びカリタスマカオ等がある。これらの団体の活動内容は、表 6-5 に記載したとおりである。

### 6.6.3 シンガポール

#### (1) ギャンブル依存症の定義付け

社会家族振興省 (Ministry of Social and Family Development) では、米国と同様の DSM-IV で定義された精神疾患の分類に基づき、ギャンブル依存症者数の調査を行っている。

また、問題賭博全国協議会 (National Council of Problem Gambling) では、問題賭博をアルコール依存症、喫煙依存症及び薬物依存症と同様に依存症として扱い、以下のように定義している。

- ギャンブルすることをほとんど制御できない、又はまったく制御することができない。
- ギャンブルに没頭することがある。
- 負けを取り返そうと強迫観念にかられる。
- ギャンブルすることで自己又は家族に対して損失を与える。

(出典：問題賭博全国協議会 (NATIONAL COUNCIL ON PROBLEM GAMBLING))

#### (2) ギャンブル依存症者数

##### 調査対象者

過去一年以内に、何らかのギャンブルに参加したシンガポール居住者を対象とし、その中からランダムに抽出した 3,315 人を調査対象とした。

##### 調査方法

DSM-IVに基づき質問票を作成し、回答者に対して対面でインタビューを実施した。

##### 調査結果

病的賭博、問題賭博ともに、最初に調査が行われた 2005 (平成 17) 年と比較すると、2008 (平成 20) 年及び 2011 (平成 23) 年には推定有病率は減少した (表 6-7)。

表 6-7 病的賭博及び問題賭博の推定有病率 (ギャンブル依存症協議会発表値)

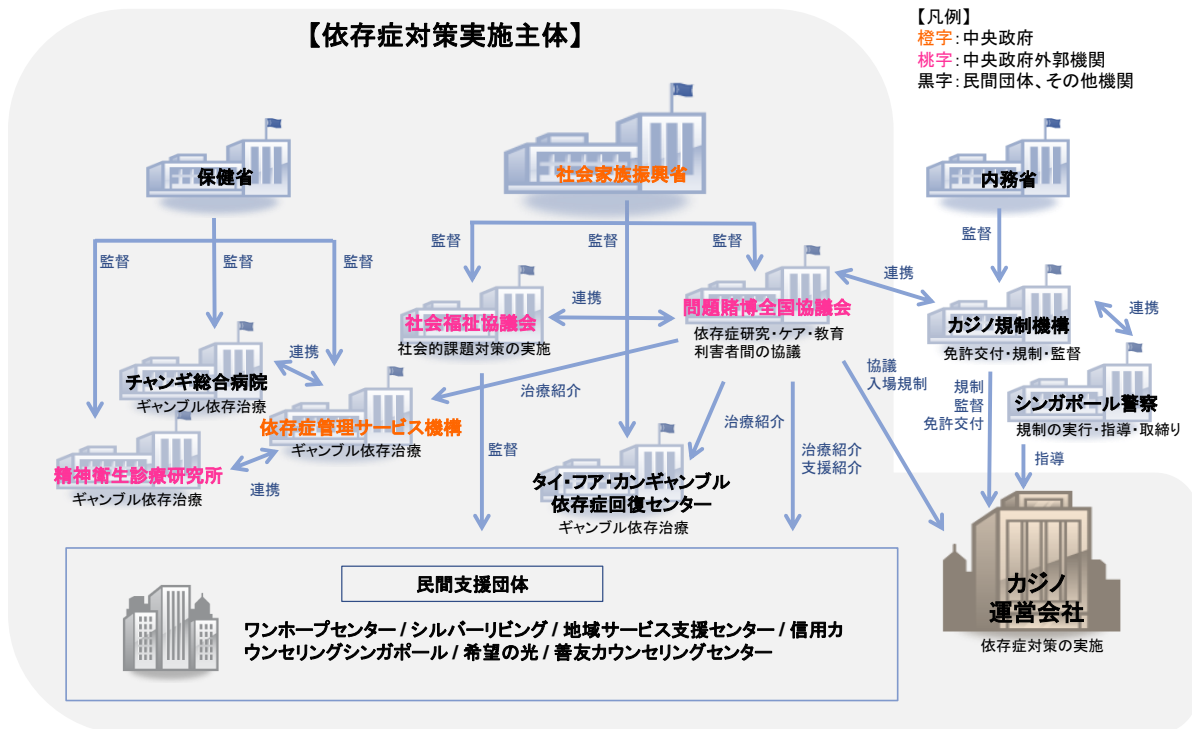
	2005 年	2008 年	2011 年
病的賭博の推定有病率	1.5-2.8%	0.7-1.6%	1.0-1.7%
問題賭博の推定有病率	1.4-2.6%	1.1-2.2%	0.9-1.6%
合計	3.3-5.0%	2.1-3.5%	2.0-3.1%

(出典：問題賭博全国協議会『REPORT OF SURVEY ON PARTICIPATION IN GAMBLING ACTIVITIES AMONG SINGAPORE RESIDENTS, 2011』基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

### (3) ギャンブル依存症対策の実施主体

図 6-6 及び表 6-8 は、シンガポールにおけるギャンブル依存症対策に関連する組織とその活動内容を示したものである。複数の行政機関が連携し、その傘下で活動する外郭団体も多い。また、行政、カジノオペレーター、医療機関、その他機関による包括的な連携が行われている。

図 6-6 ギャンブル依存症対策に関連する組織の関連図（シンガポール）



(出典：各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

表 6-8 ギャンブル依存症対策に関連する組織（シンガポール）

組織区分		組織名称	概要（活動内容等）	主な活動対象		主な活動内容区分				
				カジノ	ギャンブル全般	治療	教育	普及・啓発	調査・研究	ネットワーキング
公的機関	中央政府	社会家族振興省	<p>ギャンブル依存症の社会への影響を最小限にするため、問題賭博全国協議会、カジノ規制当局及びその他パートナーと連携し、以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>問題賭博全国協議会による責任あるギャンブル活動の促進</li> <li>レスポンシブル・ゲーミングフォーラムの開催</li> <li>ギャンブル依存症者及びその家族の支援</li> <li>カウンセリングサービスの提供（実施機関：国立依存症管理サービス）</li> <li>ギャンブル依存症支援サービスの提供（実施機関：タイ・ファ・カンギャンブル依存症回復センター）</li> <li>国立ギャンブル依存症ヘルプライン（the National Problem Gambling Helpline）の設置（実施機関：問題賭博全国協議会）</li> <li>ギャンブル依存症に関する教育（実施機関：問題賭博全国協議会）</li> </ul>	●	●			●		

組織区分	組織名称	概要（活動の内容等）	主な活動内容区分						
			主な活動対象	カジノ	ギャンブル全般	治療	教育	普及・啓発	調査・研究
公的機関	中央政府 依存症管理サービス機構 (National Addictions Management Services)	<p>重症のギャンブル依存症者に対し、治療等の以下のサービスを無償で提供しており、保健省が所掌する組織である。なお、ギャンブルだけでなく、アルコール依存症や薬物依存症も対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治療やリハビリを必要とする患者向けの入院施設(セレンティセンター)を運営</li> <li>精神科医、心理学者、カウンセラー、ソーシャルワーカー、看護師等の専門家による治療サービスの提供</li> <li>依存症者及びその家族を含む家族療法の提供</li> <li>公開セミナーの開催</li> <li>ヘルスケアやソーシャルサービスの専門家に対する教育</li> <li>依存症に関する調査・研究</li> <li>依存症対策プログラムやサービスの開発</li> <li>依存症に関するホットライン<sup>66</sup>の設置</li> </ul>		●	●	●	●	●	●
	外郭機関 精神衛生診療研究所 (the Institute of Mental Health's Community Wellness Clinics)	保健省が所掌する組織であり、精神疾患を予防するため、精神科医、心理学者、カウンセラー、看護師、ソーシャルワーカー等の専門家による治療及びリハビリ等の外来医療を提供している。			●	●			

66 依存症管理サービス機構では、同機構の職員がホットラインに対応している。

組織区分	組織名称	概要（活動内容等）	主な活動内容区分						
			主な活動対象	カジノ	ギャンブル全般	治療	教育	普及・啓発	調査・研究
公的機関 外郭機関	問題賭博全国協議会	<p>行政機関、精神科、カウンセリング、法律、リハビリ、ソーシャルサービス、宗教サービス、法律相談等を専門とするメンバーから構成される協議会で、社会家族振興省が所掌する組織である。2005（平成 17）年に社会家族振興省大臣によって設立された。ギャンブルから生じる問題について、社会家族振興省に対してアドバイスやフィードバックを行い、以下のサービスを提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノ規制法に基づく、カジノへの入場制限の実施</li> <li>・ ギャンブル依存症に関する普及・啓発、教育活動</li> <li>・ ギャンブルに関する利害関係者間の協議の推進</li> <li>・ ギャンブル運営会社による責任あるギャンブル行動の実現支援</li> <li>・ ギャンブル依存症の調査・研究</li> <li>・ ギャンブル依存症者とその家族のための治療及び予防サービス、カウンセリングサービスの提供。ホットラインの設置。</li> </ul>		●	●	●	●	●	●
	社会福祉協議会 (National Council of Social Service)	<p>ソーシャルサービスの戦略的提携及びソーシャルサービス機能の強化を推進している。ギャンブルに関連する主なサービスとして、以下のサービスを提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神患者及びその家族に対する対面及び電話カウンセリング、ワークショップの提供</li> <li>・ 精神疾患の早期発見及び早期治療による地域コミュニティへの精神患者の適応支援</li> <li>・ 精神患者のための立ち寄り型公共施設の運営</li> <li>・ 精神患者の就業支援</li> <li>・ 精神患者のリハビリ及び技能訓練の提供</li> <li>・ 精神患者の介護者に対する教育、情報提供</li> <li>・ 精神患者のための入院施設の提供</li> </ul>			●	●	●	●	●

組織区分	組織名称	概要（活動内容等）	主な活動対象		主な活動内容区分					
			カジノ	ギャンブル全般	治療	教育	普及・啓発	調査・研究	ネットワーキング	
医療機関	チャンギ総合病院 (Changi General Hospital)	ギャンブル依存症者やサイバー依存症者等に対し、医学療法の提供及び地域コミュニティへの復帰支援を行っている。		●	●					
NPO	タイ・フア・カン慈善団体、タイ・フア・カンギャンブル依存症回復センター (Thye Hua Kwan Moral Charities, Thye Hua Kwan Problem Gambling Recovery Centre)	2011(平成 23)年に社会・福祉サービスを提供する目的として、チャリティにより設立された。タイ・フア・カン慈善団体のタン・ジョン・パガー家族サービスセンター(Tanjong Pagar Family Service Center)は、主に以下のサービスを提供している。 ・ 借金やギャンブル依存症カウンセリング ・ 家族のギャンブルからの排除申請支援 ・ 責任あるギャンブル行動に関するカジノオペレーターへの支援 ・ 公開セミナーの開催 また、タイ・フア・カンギャンブル依存症回復センターにおいても、ギャンブル依存症者及びその家族に対する支援を行っている。	●	●	●	●	●			
民間団体	ワンホープセンター (One Hope Centre)	ギャンブルに関連する問題からの克服支援を目的として、2004(平成 16)年に設立。		●	●					
	シルバリービング (The Silver Lining)	ギャンブル依存症者及びその家族に対し、ゲーミングによる債務管理のカウンセリングや正しいギャンブル活動に係る教育、リハビリ対策、地域コミュニティへの復帰支援を行っている。		●	●	●	●			●
	地域サービス支援センター (WE CARE Community Services)	ギャンブル依存症者及びその家族に対し、カウンセリングや正しいギャンブル活動に関する知識の啓発、依存症予防教育を行っている。また、12 の依存症支援団体の中核的組織として立ち寄り型施設の運営やイベントの開催を行っている。	●	●	●	●	●			●
	信用カウンセリングシンガポール (Credit Counselling Singapore)	ゲーミングによる債務問題のカウンセリング、金融リテラシーの向上に係る教育等を行っている。			●	●	●			
	希望の光 (Ray of Hope)	ギャンブル依存症に対応するための専門資格を有する者、支援団体、回復プログラムを提供している。		●	●					
体民間団	善友カウンセリングセンター (Shan You Counselling Centre)	専門家によるギャンブル依存症者及びその家族に対するカウンセリング、ネットワーキングサービス、正しいギャンブル活動に関する広告等を提供している。		●	●	●	●			

(出典：各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)



#### (4) 国・自治体の対策事例と効果

社会家族振興省は、ギャンブル依存症者及びギャンブル依存症の可能性のある人をカジノへ入場できないよう制限し、ギャンブル依存症を最小化するために、カジノへの入場規制を実施している。マカオの場合、ギャンブル依存症者自身又は家族による申請が可能であるが、シンガポールでは、これに加えて第三者機関が申請することができる。第三者機関による申請の対象者（被申請者）は、ゲーミングによる債務未返済による破産者、生活支援者又は住宅開発委員会(Housing and Development Board) からの賃借料を6ヶ月以上遅滞している者が対象となり、対象者が自動的に排除申請される仕組みとなっている。

本制度を利用してカジノからの排除申請がなされた件数は、表 6-9 のとおりである。

表 6-9 カジノからの排除申請件数（シンガポール）

申請区分	2011年	2012年
自己排除申請件数	39,880	92,123
シンガポール居住者	7,225	9,843
外国人	32,655	82,280
家族による排除申請件数	886	1,331
第三者機関による排除申請件数	28,803	43,168
合計	109,449	228,745

(出典：社会家族振興省『SINGAPORE SOCIAL STATISTICS IN BRIEF 2013』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## (5) カジノオペレーターによる対策事例

シンガポールにおいてカジノオペレーターが実施しているギャンブル依存症対策は、表 6-10 のとおりである。

表 6-10 カジノオペレーターによるギャンブル依存症対策（シンガポール）

カジノオペレーター	勝率報告書 (Win/Loss Statement) の送付	従業員への依存症教育	ホットラインの設置	依存症の相談方法等を記載したパンフレット等をフロアに設置	取組内容を掲載 各社ウェブサイト に依存症対策の 取組内容を掲載	従業員及びプレイヤーに対し、各ゲームの勝率を説明	依存症研究機関に対する資金提供	依存症とみられるプレイヤーをカジノから強制退去	その他の特徴
ラスベガス・サンズ・コーポレーション	●	●	● <sup>67</sup>	●	●	●	●	●	・ハーバード・メデイカル・スクール (Harvard Medical School) との提携
ゲンティン・シンガポール	-	●	● <sup>68</sup>	-	-	-	-	-	

(出典：各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## (6) NPO等その他機関の対策・活動事例

ギャンブル依存症の者だけでなく、その家族を含めたカウンセリング等の回復プログラムや教育を実施している機関が多い。また、依存症者はゲーミングによる債務を伴う場合があることから、資産管理教育等も開催している。なお、多くの民間団体は、寄付金によって運営されている。

### 6.6.4 韓国

#### (1) ギャンブル依存症の定義付け

韓国は、これまで分析した 3 地域と異なり、DSM に基づく依存症の定義付けを行っていない。韓国賭博管理センター (Korea Center On Gambling Problems) によると、ギャンブル依存症とは、「賭博によって本人、家族が対人関係の葛藤と財政的・社会的・法的問題が発生しているにもかかわらず、自身の意思で賭博行為を制御できず持続的に賭博を行うことである」と定義している。

<sup>67</sup> ラスベガス・サンズ・コーポレーションでは、ギャンブル依存症協議会のホットラインを紹介している。

<sup>68</sup> ゲンティン・シンガポールでは、自社でホットラインを運営している。

## (2) ギャンブル依存症者数

### 調査方法

射幸産業統合監督委員会が、CPGI の調査基準に則り 2013（平成 25）年のギャンブル依存症の推定有病率を算出した。なお、CPGI を用いた調査は、4 領域（計 21 指標）の各指標に対して設定された質問に答えることで、指標を測定した（表 6-11）。

表 6-11 CPGI で扱う領域

領域	指標数	指標
ギャンブルとの関わり	4	参加するギャンブルの種類、頻度、期間、費用
問題賭博の言動	6	コントロールの欠如、モチベーション、追跡、借金、虚偽、問題認識 ※本指標の一部は、Problem Gambling Severity Index (PGSI) の指標を使用。
悪影響	2	個人の影響、社会的影響 ※本指標の一部は、Problem Gambling Severity Index (PGSI) の指標を使用。
問題賭博との関連性	9	罪の意識、最初の経験、家族の問題、共存症、問題の認識、不安の緩和、ストレス、気分の低下、自殺

(参考：CPGI)

CPGI とは、The Canadian Problem Gambling Inventory の略である。一般国民を対象として調査するために、CCSA（カナダ薬物センター（Canadian Centre on Substance））によって定義された基準である。本基準の策定に当たっては、ギャンブルに関する専門家等の意見を反映しており、DSM-IV や ICD-10 等の基準を進化させたものと言われている。DSM-IV では測れない病的賭博者もいるため、昨今では本基準を用いる国が増えてきている。なお、韓国以外では、デンマーク、オーストラリア等においても、同基準を使用している。

本基準の一般的な利用方法としては、第一段階としてランダムに対象者を抽出して調査し、第二段階では第一段階のうち一部の人に対して再調査を行う。最後に第三段階として、更に一部の人に絞った上で詳細に調査を行う。

(参考：PGSI)

PGSI とは、ギャンブル依存症に伴う影響を測定するために定義された指標である。測定方法は、択一式と記述式を組み合わせた方法や、4 択から最も適合するものを選択する方法等、複数の測定方法がある。

## 調査結果

本調査によると、7.2%がギャンブル依存症の症状を有しているとの結果となった（表 6-12）。

表 6-12 ギャンブル依存症の推定有病率（韓国）

	2013 年
ギャンブル依存症の推定有病率	7.2%

（出典：射幸産業統合監督委員会『第2次射幸産業健全発展総合計画 2014～2018年』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

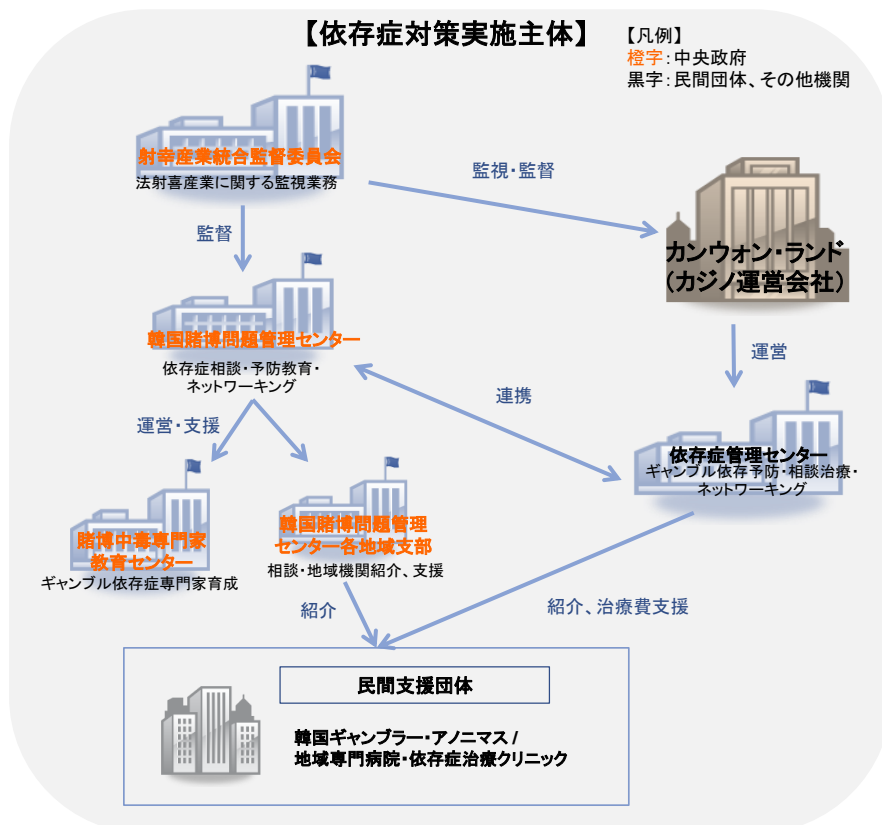
### (3) ギャンブル依存症対策の実施主体

図 6-7 及び表 6-13 は、韓国におけるギャンブル依存症対策に関連する組織とその活動内容を示したものである。カジノに特化した依存症対策を行っている機関はない。

カンウォンランドを除き、外国人向けの施設であるため、カジノのギャンブル依存症対策を行う機関は少ない傾向にある。

また、ギャンブル依存症者及びその家族に対するカウンセリングや治療は民間団体や自助グループにより実施されていることが多く、国・自治体のサービスとしての治療機関は多くない。

図 6-7 ギャンブル依存症対策に関連する組織の関連図（韓国）



（出典：各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

表 6-13 ギャンブル依存症対策に関連する組織（韓国）

組織区分	組織名称	概要（活動内容等）	主な活動対象		主な活動内容区分					
			カジノ	ギャンブル全般	治療	教育	普及・啓発	調査・研究	ネットワーク	
公的機関	中央政府 射幸産業統合監督委員会	ギャンブル産業の監視業務を目的としている。		●				●	●	
	韓国賭博問題管理センター	ギャンブル依存症及びギャンブルに関連する問題に対応することを目的として、射幸産業統合監督委員会によって設立された。ソウル特別市、グァンジュ広域市、プサン広域市、ギョンギ道、江原道に支部センターが設置されている。 なお、射幸産業統合監督委員会法に基づき、ギャンブル運営会社が納付する依存症予防治療負担金によって運営されている。		●	●	●	●			
	賭博中毒専門家教育センター	ギャンブル依存症に対応する専門家を育成することを目的として、韓国賭博問題管理センターによって設立・運営されている。		●		●				
民間団体	依存症管理センター	2001(平成 13)年にカンウォンランドが設立し、運営しているギャンブル依存症対策専門機関。ギャンブル依存症の予防教育、治療プログラム、調査研究事業を展開している。		●	●	●	●	●	●	●
自助グループ	韓国ギャンブラー・アノニマス	国際的なギャンブル依存症救済組織であるギャンブラー・アノニマス (Gambler Anonymous) の韓国支部。参加者の自発的意思によって寄付・運営されている。		●	●			●		●
	韓国ギャンブル依存症者の家族の集まり	ギャンブル依存症の家族による自発的集まり。韓国ギャンブラー・アノニマスとの連携団体である。		●	●			●		●

(出典：各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

#### (4) 国・自治体の対策事例と効果

韓国で唯一内国人が入場できるカンウォンランドでは、賭博中毒専門家教育センターと協力し、カジノへの入場制限を行っている。入場制限は、本人、家族、第三者賭博中毒専門家教育センターのコンサルタント及びカンウォンランドの従業員が申請できる。賭博中毒専門家教育センターは、利用者のカジノへの入場回数をチェックし、1ヶ月に15日を超えて入場しようとする者について、その月の入場を制限している。

カジノからの排除の申請方法等は、表 6-14 から表 6-16 までのとおりである。

表 6-14 カジノからの排除の申請方法（カンウォンランド）

事項	内容
自己排除申請の申請者	本人による申請
家族による排除申請の申請者	配偶者や直系の親族による申請
第三者による排除申請の申請者	賭博中毒専門家教育センターのコンサルタント及びカンウォンランドの従業員による申請
排除期限	署名をした日から1年間
排除を申請するカジノ	カンウォンランド
申請手順	自己、家族又は第三者からの申請を受け、カンウォンランドの担当従業員がその要求を受け付け、入場制限者名簿に登録する。入場制限の申請は、訪問又はメールで受け付けられる。なお、必要書類が申請者から10日以内に送られなかった場合、その登録申請は却下される。
排除取消	カジノ行政管理ガイドライン（Casino Admission Management Guidelines）の基準を満たした場合、再入場申請をすることができる。
排除期間/再入場申請	家族又は自身による再入場申請は、排除に違反して入場した回数が2回以内であれば、その違反から3年以上経過した上で、行うことができる。ただし、3回以上違反して入場した場合は、再入場申請を行うことができない。申請許可後は、定期的に監督委員会により監視される。

（出典：カンウォンランドカジノ HP を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

表 6-15 カジノからの排除に係る申請方法、必要書類等（カンウォンランド）

	自己排除申請	家族による排除申請	第三者による排除申請違反による排除
申請方法	訪問又はメール	訪問又はメール	—
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>入場制限要求書のコピー</li> <li>有効期限内の身分証明書のコピー</li> <li>被申請者の写真</li> <li>申請者の要求であることの証明書※メール申請の場合のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入場制限要求書のコピー</li> <li>親族であることの証明書</li> <li>有効期限内の身分証明書のコピー</li> <li>対象者の写真</li> <li>代理申請証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入場制限書のコピー</li> <li>対象者の身分証明書のコピー</li> <li>事実を示す証拠又は、関係者や従業員からの供述書</li> </ul>
問合せ先	カンウォンランド セーフティシチュエーションチーム		

（出典：カンウォンランドカジノ HP を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

表 6-16 カジノからの排除に係る再入場の申請方法、必要書類等（カンウォンランド）

事項	内容
申請方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>依存症管理センターのカウンセリングを受ける。</li> <li>身分証明書を持参の上、カンウォンランド セーフティシチュエーションチームに申請する。</li> </ol>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>依存症管理センターの証明書</li> <li>対象者の身分証明書のコピー</li> <li>入場制限取消申請書</li> </ul>

（出典：カンウォンランドカジノ HP を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

## (5) カジノオペレーターによる対策事例

カンウォンランドでは、ギャンブル依存症対策の専門機関として依存症管理センターを 2011（平成 23）年に設立した。ギャンブル依存症の予防教育、治療、調査・研究等を行っている。また、カジノからの排除の管理を行うため、排除取消申請を審査する審査委員会を発足させ、結果通知も行っている。

## (6) NPO等のその他機関の対策・活動事例

国際的なギャンブル依存症者救済組織であるギャンブラー・アノニマス（Gambler Anonymus）の韓国支部として、韓国ギャンブラー・アノニマスがある。ギャンブル依存症者の自発的意思によって当該組織に参加し、運営されている。また、韓国ギャンブラー・アノニマスと連携を行っている団体として、ギャンブル依存症者の家族による自発的集まりがある。

両団体は、ギャンブル依存症者に対するカウンセリングや、依存症者及びその家族同士のネットワーキング、予防やギャンブル依存症に関する正しい知識の普及等を行っている。

## 6.6.5 日本のギャンブル依存症対策

### (1) ギャンブル依存症の定義付け

厚生労働省では、世界保健機関が定める ICD-10 により統計調査を行っているが、国内の病院においては、ICD を採用する病院と DSM を採用する病院に分かれている。

なお、「平成 24 年度 様々な依存症における医療・福祉の回復プログラムの策定に関する研究<sup>69</sup>」によると、世界的にはギャンブルとゲーミングはほぼ同義として捉えられており、日本においては、合法・違法を問わず、パチンコ・パチスロ、競馬、競艇、宝くじ、その他公営競技、違法賭博等の様々な事象が対象となりうるとされている。

また、同研究において、ギャンブルの問題を抱える人への対応体制を整理するに当たり、病的ギャンブリングの類型分類を以下のとおり定義している（表 6-17）。

---

<sup>69</sup> 厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業として、複数の医療機関等の研究チームにより実施された研究である。なお、病的ギャンブリングについては、北里大学医学部精神科学に分担研究班が設置された。

表 6-17 病的ギャンブリングの類型分類

類型分類	特徴	対策概要	具体的な治療行為等
タイプⅠ： 精神疾患(障害)の併 存なし	ギャンブリングにのみめりこんでいるが、他の精神障害の併存はみられない群(ギャンブリングの問題により二次的に生じた抑うつや不安症状は除く)。いわゆる「依存症」。	ギャンブラーズ・アノニマス、リハビリ施設等のグループミーティングへの結びつけ型	精神科医療機関における取組としては、集団精神療法、内観療法、認知行動療法、薬物療法等がある。
タイプⅡ： 精神疾患の併存あり	大うつ病、双極性感情障害、統合失調症、不安障害、アルコール依存症等がギャンブリングの問題に先行してみられる群。	精神科医療機関での治療優先型	先行する精神障害に対し、薬物療法の効果が期待できる。 ※タイプⅠと同様の対応も同時に検討する。
タイプⅢ： 精神疾患の併存あり	反パーソナリティ障害、広汎性発達障害、精神発達遅滞、認知症、器質的な問題等で衝動制御が困難な状態等の併存がみられる群。	精神科医療機関のみでの対応困難型	併存する精神障害に対し、地域社会資源の活用等が考慮される。 ※タイプⅠと同様の対応も同時に検討する。

(出典：厚生労働省『平成 24 年度 様々な依存症における医療・福祉の回復プログラムの策定に関する研究 平成 24 年度 総括・分担研究報告書』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## (2) ギャンブル依存症者数

### 調査方法及び調査結果

2008（平成 20）年度に実施された「我が国における飲酒の実態並びに飲酒に関連する生活習慣病、公衆衛生上の諸問題とその対策に関する総合的研究」<sup>70</sup>において、全国の 20 歳以上の男女 7,500 名を無作為に抽出し、平成 20 年 6 月 12 日から 7 月 21 日までの間に面接調査及び自記式調査を実施した。アルコール関連問題の実態調査として実施しているが、自記式調査項目のなかで、ギャンブルへの依存状況（病的賭博）が含まれている。本調査の結果、有効回答 4,123 名（55.0%）のうち、病的賭博の有病率は、男性が 9.6%、女性が 1.6%であった。

ただし、本結果については、調査報告書内において病的賭博の評価基準を疑問視する意見も併記されている<sup>71</sup>。

<sup>70</sup> 厚生労働科学研究費補助金事業環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業として、複数の医療機関等の研究チームによって実施された研究である。

<sup>71</sup> 「病的賭博は修正日本版 SOGS を用いて評価し、5 点以上を病的ギャンブラーとした。日本では、さらに上位の点の方がカットオフポイントにした方がよいという見解もある。」（同報告書より）



### **(3) 国の対策事例**

#### **厚生労働省による調査研究等**

これまで我が国では、厚生労働省が実施した 2007（平成 19）年度から 2009（平成 21）年度における「いわゆるギャンブル依存症の実態と地域ケアの促進」、2010（平成 22）年度から 2011（平成 23）年度における「病的ギャンブリング（いわゆるギャンブル依存）の概念の検討と各関連機関の適切な連携に関する研究」、2010（平成 22）年度から 2012（平成 24）年度における「様々な依存症における医療・福祉の回復プログラムの策定に関する研究」の中で、ギャンブル依存症に関する研究が行われてきた。

これらの研究では、問題を抱える人への早期介入、関連する機関同士の連携が重要であると述べられている。

また、2012（平成 24）年度の研究では、精神科医療機関のみならず、自助グループ、リハビリ施設、行政担当者、相談室・カウンセリングルーム、ギャンブル運営会社、債務問題対応機関、刑事司法機関等の関連機関が互いに連携し、個々のケースに応じた適切な援助や治療、回復支援を行うに当たって必要と考えられる体制、それぞれの役割について記載されている。加えて、今後更なる発展が望まれている領域の一つである脳科学領域におけるギャンブル依存症に関する研究の知見も整理されている。

#### **依存症治療拠点機関設置運営事業**

2014（平成 26）年度から、依存症の治療及び回復支援を目的として、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部において、依存症治療拠点機関設置運営事業が行われる予定である。具体的には、依存症の治療を行っている精神科医療機関のうち、全国 5 ヶ所程度を依存症治療拠点機関に指定し、依存症に関する専門的な相談支援、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施し、依存症についての知見の集積を行う。また、併せて、依存症治療を専門的に行っている医療機関を全国拠点機関として指定し、集積した知見の評価・検討を行うことで、依存症の治療・回復プログラムや支援ガイドラインの開発や支援体制モデルの確立を行うこととしている（図 6-8、図 6-9）。

図 6-8 依存症治療拠点機関設置運営事業内容

### (新規) 依存症治療拠点機関設置運営事業について

(新規) 26年度予算案 11,743千円)

**【目的】**

- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の特性（否認や医療機関の不足等）から、依存症者が必要な治療を受けられていない現状にある。
- このため、依存症の治療及び回復支援を目的として、依存症の治療を行っている精神科医療機関のうち、5箇所程度を「依存症治療拠点機関」として指定し、依存症に関する専門的な相談支援、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施し、依存症についての知見を集積するとともに、依存症治療を専門的に行っている医療機関を全国拠点機関として指定し、集積した知見の評価・検討を行うことで、依存症の治療・回復プログラムや支援ガイドラインの開発や支援体制モデルの確立を行う。

**【対象】**

- 依存症治療を行っている精神科医療機関 5箇所程度
- 全国拠点機関 1箇所

**【実施内容】**

(1) 依存症治療拠点機関

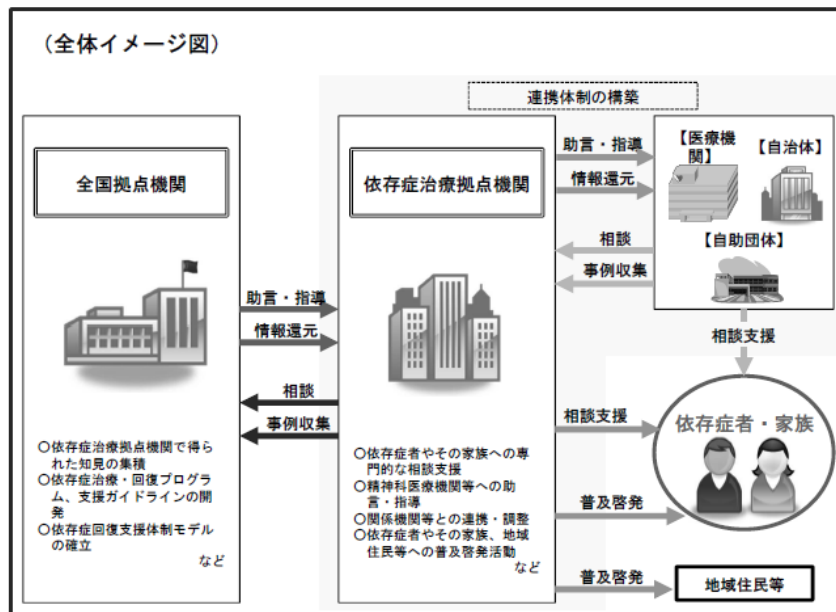
- 依存症者やその家族への専門的な相談支援
- 精神科医療機関等への助言・指導
- 関係機関等との連携・調整
- 依存症者やその家族、地域住民等への普及啓発活動 など

(2) 全国拠点機関

- 依存症治療拠点機関で得られた知見の集積
- 依存症治療・回復プログラム、支援ガイドラインの開発
- 依存症回復支援体制モデルの確立 など

(出典：厚生労働省『障害保健福祉関係主管課長会議資料』)

図 6-9 依存症治療拠点機関全体イメージ図



(出典：厚生労働省『障害保健福祉関係主管課長会議資料』)

#### (4) 東京都の対策事例

東京都では、精神保健福祉法によって各都道府県に設置することが定められている精神保健福祉センターを、都内に3ヶ所設置している。3ヶ所の精神保健福祉センターは、以下に示すとおり都内の地域を分担し、精神保健福祉相談、技術援助、精神保健福祉関係の組織づくり支援、広報普及、調査研究、デイケア、教育研修等のサービスを提供している（表 6-18）。

表 6-18 東京都立精神保健福祉センター

センター名	対象区域
東京都立中部総合精神保健福祉センター	港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	多摩地域全域
東京都立精神保健福祉センター	千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、島しょ地域

また、精神保健福祉センター以外にも、各市町村の保健所等においても様々な対応を行っている。ギャンブル依存症対応機関の活動内容を示す（表 6-19）。

表 6-19 東京都におけるギャンブル依存症対応機関の活動内容

機関名	サービス分類	概要（活動内容等）
東京都立（総合）精神保健福祉センター	リーフレット作成	ギャンブル依存症に対するアドバイスや相談機関等を記載したパンフレットを作成し、ホームページへの掲載を行っている。
	電話相談	3ヶ所の精神保健福祉センター共通の夜間電話相談を開設し、相談に対応している。
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	電話相談	薬物・アルコール・ギャンブルに関連する問題について、本人、その家族及び関係機関の職員からの相談に応じている。また、必要に応じて無料対面相談も実施している。
	依存症対策プログラムの提供	薬物・アルコール等の問題に対する本人向け再発予防プログラムを開催している。
	家族教室の開催	依存症に悩む人の家族に対し、依存症に対する正しい知識を提供し、回復に向けた依存症者との関わり方を精神科医師が指導する、家族教室を開催している。
	リーフレット配布	東京都立（総合）精神保健福祉センターが作成しているギャンブル依存症に関するリーフレットをホームページに掲載している。
東京都立中部総合精神保健福祉センター	依存症対策プログラムの提供	アルコール・ギャンブルに関連する問題に関する正しい知識の普及啓発等を、本人及びその家族に対して実施している。
	リーフレット配布	東京都立（総合）精神保健福祉センターが作成しているギャンブル依存症に関するリーフレットをホームページに掲載している。
東京都立精神保健福祉センター	電話相談	アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発等を、本人、その家族及び関係機関の職員等に対して実施している。また、ギャンブルや買い物依存等の嗜癖に関する相談も受け付けている。
	家族教室の開催	アルコール依存症に悩む人の家族に対し、依存症に対する正しい知識を提供するため、アルコール家族教育プログラムを開催している。

機関名	サービス分類	概要（活動内容等）
西多摩保健所	家族教室の開催	薬物・アルコール・ギャンブルに関連する問題に関する正しい知識の普及啓発等を、本人及びその家族に対して実施している。
多摩府中保健所	相談受付	ギャンブルに関連する問題について、保健師が相談に応じている。
	リーフレット配布	東京都立（総合）精神保健福祉センターが作成しているギャンブル依存症に関するリーフレットの配布や、保健所だよりの作成等を行っている。

（出典：各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

## (5) 医療機関等の活動等

我が国では、2012（平成24）年度時点では全国41拠点（うち東京都内1拠点）の病院において病的ギャンブルへの対応を行っている。また、39ヶ所（うち東京都内7拠点）のクリニック及び診療所、14ヶ所（うち東京都内5拠点）の相談室及びカウンセリングルームにおいても対応している。これらの病院やクリニック、診療所の対応方法としては、ギャンブル依存症対策プログラムを用いて対応している機関や、自助グループへの結びつけのみを実施している機関等、医療機関により活動内容は異なっている。

## (6) NPO等の対策・活動等

全国181ヶ所（うち東京都内16拠点）のギャンブラーズ・アノニマス（GA）をはじめとする自助グループは、無料でミーティングセッション等を実施している。東京都内のギャンブルに関連する問題に対応しているNPO法人や自助グループでは、相談対応やミーティングセッションの開催等を行っている（表6-20）。

表 6-20 ギャンブル依存症に関連する対応を行っている代表的なNPO法人（東京都内）

対象とする依存症	NPO法人名	概要（活動内容等）
ギャンブル依存症	NPO 大崎大地塾	広く一般市民、特にギャンブル依存症に苦しむ人に対して、ギャンブル依存から脱却し、社会へ復帰するための相談及び支援に関する事業、ギャンブルについてのセミナー・講演会等の企画及び開催に関する事業、並びにギャンブルについての調査・研究及び情報の提供に関する事業等を行っている。 同法人の所掌する主要機関として、ギャンブル依存症克服支援機関 JAGO、ギャンブル依存症問題研究会、全国家族会がある。
	ギャンブラーズ・アノニマス(GA)	医師・カウンセラー等は同席せず、当事者が自発的に運営する全国組織であり、他者がギャンブルの問題から回復するよう手助けすることを目的とする自助グループである。

対象とする依存症	NPO 法人名	概要（活動内容等）
	ギャマノン（GAM – ANON）	医師・カウンセラー等は同席せず、ギャンブル依存症者本人の家族・友人という同じ立場の人たちが集まってミーティングを行っている。活動は匿名で行われ、本名や身分を明かす必要はなく、ミーティングで聞いた他人の情報を漏らしてはならない決まりとなっている。また、いかなる宗教・政党・組織・団体にも縛られない自助グループである。
アルコール依存症、薬物依存症、過食・拒食症、ギャンブル依存症等	NPO 法人エイ・ケイ・ケイ(AKK)	アルコール依存症、薬物依存症、過食・拒食症、ギャンブル依存症、ワーカホリック（仕事依存症）、買い物依存、家庭内暴力、DV等のアディクション問題一般に関して相談等を行っている市民団体。年1回の市民講座をはじめ、セミナーや各種相談例会、女性限定ミーティング等を開催している。

（出典：各種情報を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

## 6.7 青少年への影響

青少年のギャンブルへの参加や依存症等の悪影響を防ぐために、各国ではゲーミング協会や慈善団体が対策を講じている。以下、米国・マカオ・シンガポール・韓国における対策事例について示す。

### (1) 米国

米国では、アメリカ合衆国ゲーミング協会<sup>72</sup>が、各州の法律で参加が認められていない青少年がギャンブルをすることや付き添いなくカジノへ入場することをカジノオペレーターが防止することを行動規範で定めている。また、行動規範では、カジノオペレーターの従業員が違反行為を行った青少年への対応方法について研修を受講することが規定されているほか、施設・インターネット・広告等によるプロモーションを法律で認められた年齢の個人に限定すること等を規定している。

### (2) マカオ

マカオでは、ゲーミングに関する研究を行っているマカオ大学ギャンブル研究所(The Institute for the Study of Commercial Gaming, University of Macau)が責任あるギャンブリングに関するセミナーを実施しているほか、2009（平成21）年にはワークショップを開催し、マカオにおける青少年の問題賭博（Problem Gambling）について取り上げ、学生に向けてギャンブルの問題点やギャンブルへの対処法を説明している。

### (3) シンガポール

シンガポールでは、政府から慈善団体として認定を受けたキリスト教青少年センター(Methodist Children Youth Centre)が各学校を訪問し、青少年ギャンブル予防セミナー(Youth

<sup>72</sup> 米国におけるゲーミング関連の業界団体であり、カジノ関連協会やカジノオペレーター等で構成されている。

Gambling Prevention Roadshow)を実施している。本セミナーでは、ドキュメンタリードラマやディスプレイ、ポスター掲示、双方向型アクティビティ、コンピューターゲームを通してギャンブルに対する正しい知識を広める活動を行っている。

#### (4) 韓国

韓国では、ギャンブル依存等の問題行為への対策を実施している韓国賭博問題管理センター (Center on Gambling Problem) が大学生向けにギャンブル依存の予防施策を広めるためのワークショップを開催した。ギャンブル問題に関する基本知識を座学やゲーム形式の講義を行っている。受講した大学生たちは大学や地域社会においてギャンブル問題予防のための宣伝活動を行うことを予定している。

### 6.8 総括

各国では、法令によってカジノオペレーターに対してライセンスの取得を義務付けているほか、入場制限に関する項目を規定しており、カジノ設置に伴う悪影響を防止している。また、法令によってマネーロンダリング対策を義務付け、カジノオペレーターに対して金融機関と同程度の対応を求めている。法制度面以外としては、カジノオペレーターはもちろんのこと、警察にカジノ犯罪専門の対策部局を設ける等、カジノに係る犯罪の発生抑止、透明性及び安全性の確保に取り組んでいる。

#### ■カジノ運営に関する法規制

各国では、法令によってカジノオペレーターに対して運営ライセンスの取得を義務付け、カジノ設置に伴う悪影響を防止している。

#### ■入場制限に関する規制

悪影響を及ぼす恐れのある人物をカジノ内に入れないようにする対策がとられている。

	ネバダ州 (ラスベガス)	マカオ	シンガポール	韓国
年齢制限	21歳未満入場禁止	21歳未満入場禁止	21歳未満入場禁止	19歳未満入場禁止
その他制限	規制当局が犯罪歴・ギャンブルにおける問題行為履歴等を基に入場禁止者リストを作成	・泥酔者・薬物使用者・危険物所持者の入場を制限 ・規制当局の監査官が違反者を退場させることができる	カジノ利用者の財務状況や生活保護受給状況を基に入場禁止者リストを作成	特別措置法に基づくカジノを除き、内国人のカジノ入場を禁止

#### ■犯罪発生状況

各国・地域におけるギャンブル関連犯罪の割合は高くなく、また IR 設置前後で犯罪件数の急激な変化は見られなかった。

	ネバダ州 (ラスベガス)	マカオ	シンガポール	韓国
ギャンブル 関連犯罪の割合	全体の 1%未満 (2012 年)	全体の 1.9% (2012 年)	全体の 1%未満 (2012 年)	全体の 1%未満 (2012 年)

#### ■マネーロンダリング対策

各国のカジノにおいて、犯罪によって得た収益の出所や所有者が不明になるような行為を防ぐための対策が取られている。

- ・ 金融機関と同様に、「疑わしい取引の報告書」「外貨取引報告書」の提出をカジノオペレーターに求め、疑わしい口座取引や外貨取引を監視。
- ・ 外貨取引時における本人確認・取引記録の保管。

#### ■施設内の安全対策

- ・ 各カジノには監視部門が設置され、カジノフロアや不審者の動き等を監視しているほか、入口に警備員を配置。
- ・ シンガポールでは、警察内にカジノ犯罪捜査局という専門組織を設置し、カジノにおける不正行為や麻薬取引、マネーロンダリング、窃盗、詐欺等の組織犯罪の捜査を実施。

#### ■ギャンブル依存症対策

各国とも、国、自治体、カジノオペレーター及び民間団体等が連携し、治療、教育、普及・啓発、調査研究等のギャンブル依存症対策に取り組んでいる。行政機関による対策としては、ギャンブル依存症者が、入場制限の申請を行う制度を整備している。なお、各国・地域において、ギャンブル依存症の基準・調査手法が異なることから、調査結果である推定有病率は、単純比較できるものではない。

表 6-21 各国のギャンブル依存症の推定有病率

	ネバダ州 (ラスベガス)		マカオ	シンガポール	韓国	日本
ギャンブル 依存症推定 有病率	6.4% (2000 年)	5.1% (2000 年)	6.0% (2007 年)	3.1% (2011 年)	7.2% (2012 年)	男性 9.6% 女性 1.6% (2008 年)
ギャンブル 依存症 基準・調査 手法	SOGS (4 分類) (南オークスギャンブル基準)	NODS (5 分類) (シカゴ大学ギャンブル基準)	DSM-IV (アメリカ精神医学会基準)	DSM-IV	CPGI (カナダ薬物センター基準)	日本版 SOGS

- ・ ギャンブル依存症者及び依存症の可能性のある人物のカジノへの入場を制限するため、自己排除申請制度を実施。本人だけでなく、親族、第三者からも申請可能な国・地域もある。

- ・ ネバダ州では、連邦・州政府、カジノオペレーター、医療機関等と連携した依存症対策が行われており、他国と比較して治療の充実度が高い傾向にある。また、国全体で、カジノオペレーターに対し依存症対策の推奨事項が定義されているため、カジノオペレーターはその基準を基本としつつ、独自の対策を行っている。
- ・ 韓国の内国人向けカジノでは、自己排除申請制度のほか、利用者の入場回数をチェックし、月の上限を超える場合は入場できないようにする制度がある。
- ・ 日本では、厚生労働省は、2007（平成 19）年以降にギャンブル依存症に関する研究を実施しているほか、2014（平成 26）年より依存症治療拠点機関設置運営事業を開始している。東京都では、都立精神保健福祉センターや保健所等で各種依存症の相談・広報活動を実施している。

#### ■ 青少年向けの対策

また、各国のゲーミング協会や慈善団体によって青少年対策が実施されており、ワークショップやセミナー等を通じて、ギャンブルに関する正しい知識を広める活動が行われている。

- ・ ギャンブルに関するワークショップの開催。
- ・ 法律で定めた年齢以下へのプロモーション規制。



## 第7章

### IRの実施主体分析

## 7 IRの実施主体分析

本章では、各地域のIR実施主体企業の分析を行う。なお、選定方法は、世界全体として売上高上位に位置し、かつ各地域で重複しない企業を2社ずつ（合計8社）選定した。IRごとの事業別採算状況については、各社が年次報告書等において公表している事業の単位で示している。

本章で示す各IRの設置概要のうち、「同一建物内又は敷地内にある施設の有無」については、各社の公式ホームページに掲載されている情報<sup>73</sup>を基に整理している。そのため、施設が実在するが公式ホームページに記載されていない場合は、実態の施設と本章の記載に乖離がある場合がある。

また、同記載におけるコンベンションは、国際会議を開催する施設に限定せず、各社の公式ホームページに掲載されている情報を基に、施設規模の大小を問わず様々な会議を実施できる施設を整理している。それらの施設の呼称は各社で異なり、コンベンション、ボールルーム、ミーティングスペース等と呼ばれる場合がある。

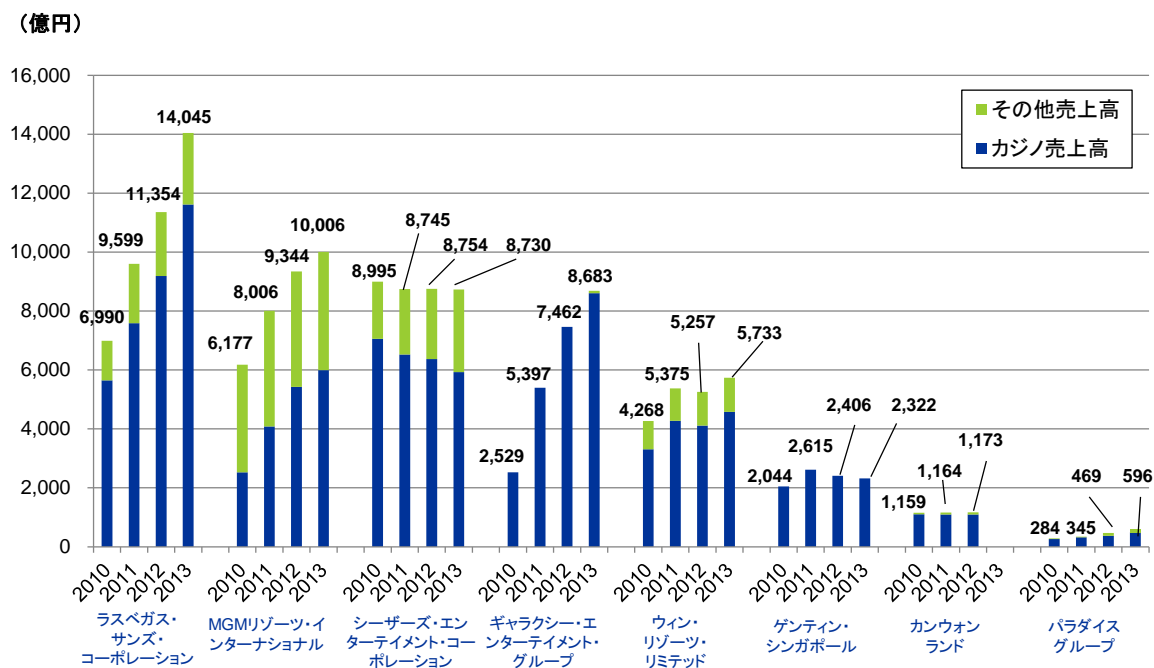
本章を参照するに当たっては、これらの点に留意すること。

---

<sup>73</sup> 公式ホームページが存在しない場合は、二次情報を基に作成。

図 7-1 は本章で分析するカジノオペレーターの売上高及びカジノ売上高を示したものである。詳しくは運営会社ごとに後述するが、年々プラス成長を遂げている企業と、売上高が停滞し伸び悩んでいる企業に分かれる。

図 7-1 本章で分析するカジノオペレーターの売上高及びカジノ売上高



※本報告書作成時点において、Kangwon Landは2013年のカジノ売上高は公表されていない。

(出典：各社年次報告書を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## 7.1 ラスベガス

### 7.1.1 MGM リゾーツ・インターナショナル

#### (1) 企業概要

MGM リゾーツ・インターナショナルは、ネバダ州ラスベガスに本社を置くカジノオペレーターである。米国、マカオにおいて、カジノを運営している。

表 7-1 企業概要 (MGM リゾーツ・インターナショナル)

設立年	2000 (平成 12) 年 <sup>74</sup>
本拠所在地	米国ネバダ州ラスベガス
代表者	ジェームス・マーレン (James J. Murren)
代表者経歴	1998 (平成 10) 年に CFO として入社し、2007 (平成 19) 年に COO に就任。翌 2008 (平成 20) 年に CEO に就任し、ミラージュ (The Mirage) との合併やビジネスの拡大に携わった。キャリアの初期は証券会社のアナリストであった。

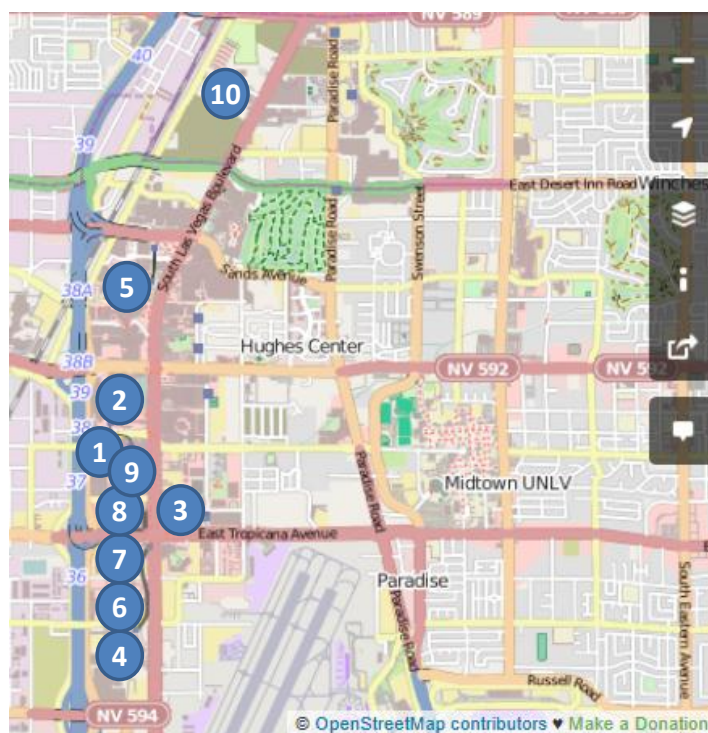
#### (2) 施設一覧

同社は、ラスベガスに 10 ヶ所の施設を保有している。

なお、すべての施設が民設民営であり、以下の①シティセンターを除く全てを MGM リゾーツ・インターナショナルが 100%出資する子会社が運営している。

<sup>74</sup> 現在の MGM リゾーツ・インターナショナルが誕生したのは 2000 (平成 12) 年だが、前身企業として IR 施設 MGM グランドホテル&カジノ (MGM Grand Hotel and Casino) を 1969 (昭和 44) 年に開業している。

図 7-2 施設設置場所




(出典：OpenStreetMap contributors を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

- ① シティセンター ※他社との共同出資により開発・運営
- ② ベラッジオ (Bellagio)
- ③ MGM グランドラスベガス (MGM Grand Las Vegas)
- ④ マンダレイベイ
- ⑤ ミラージュ
- ⑥ ルクソール (Luxor)
- ⑦ エクスカリバー (Excalibur)
- ⑧ ニューヨーク・ニューヨーク (New York-New York)
- ⑨ モンテカルロ
- ⑩ サーカス・サーカス・ラスベガス (Circus Circus Las Vegas)


### (3) 施設の設置概要

#### ① シティセンター

	開業:2009(平成21)年		
	運営会社:シティセンターホールディングス(CityCenter Holdings, LLC)		
	延床面積 271,140 m <sup>2</sup>	カジノ面積 13,500 m <sup>2</sup> (延床面積の5.0%)	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り(延床面積の10.8%)
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 他社(ドバイリゾート)とのジョイントベンチャーにより開発・運営</li> <li>➢ アリアリゾート&amp;カジノ、ヴィダラホテル&amp;スパ、マンダリンオリエンタルの3つのホテルを有している。</li> <li>➢ 3つのホテルそれぞれにコンベンション施設を備えており、そのうちアリアリゾート&amp;カジノのコンベンション施設は27,000 m<sup>2</sup>超を誇る。</li> <li>➢ ホテル客室数は5,742部屋であり、MGM グランドラスベガスに次ぐ規模。</li> <li>➢ ショッピング施設は、ショッピングモールのクリスタルを中心に構成されており、レストランやアートギャラリーを併設している。</li> <li>➢ 大規模なシアターを有し、シルク・ドゥ・ソレイユのパフォーマンス等を観覧することができる。</li> </ul>			


(出典: CIQ, MGM RESORTS INTERNATIONAL FORM 10-K For the fiscal year ended December 31, 2013, Crystal HP, Condo Hotel Center HP (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

#### ② ベラッジオ

	開業:1998(平成10)年		
	運営会社:ミラージュリゾート(Mirage Resorts Inc)		
	延床面積 307,561 m <sup>2</sup>	カジノ面積 14,040 m <sup>2</sup> (延床面積の4.6%)	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り(延床面積の3.5%)
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ コンベンション施設は18,000 m<sup>2</sup>。</li> <li>➢ ホテル客室数は3,939部屋。</li> <li>➢ 敷地内にショッピングゾーンがある。</li> <li>➢ 劇場ではシルク・ドゥ・ソレイユのパフォーマンス等を観覧することができる。</li> <li>➢ 敷地内には大規模な噴水が設置されており、楽曲に併せて水量や動きが変化するエンターテイメント設備となっている。</li> </ul>			


(出典: CIQ, MGM RESORTS INTERNATIONAL FORM 10-K For the fiscal year ended December 31, 2013, Bellagio HP, Las Vegas Tourism Bureau (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

③ MGM グランドラスベガス

	開業:1993(平成5)年		
	運営会社:MGM グランドホテル(MGM Grand Hotel LLC)		
	延床面積 412,780 m <sup>2</sup>	カジノ面積 13,770 m <sup>2</sup> (延床面積の 3.3%)	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り (延床面積の 13.1%)
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 54,000 m<sup>2</sup>を超える大型施設。</li> <li>➤ ホテル客室数は 6,017 部屋。</li> <li>➤ ナイトクラブ、映画、手品、コメディ等、パフォーマンスの種類が豊富である。</li> <li>➤ 敷地内に大テント型のアリーナが設置されており、大規模なコンサートを行うことが可能。有名アーティストによるライブが多数開催されている。</li> </ul>			


(出典 : CIQ, MGM RESORTS INTERNATIONAL FORM 10-K For the fiscal year ended December 31, 2013, MGM Grand Las Vegas HP, TopVegasPokerGames (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

④ マンダレイベイ

	開業:1999(平成11)年		
	運営会社:マンダレイリゾートグループ(Mandalay Resort Group)		
	延床面積 485,623 m <sup>2</sup>	カジノ面積 14,400 m <sup>2</sup> (延床面積の 3.0%)	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り (延床面積の 31.5%)
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 153,000 m<sup>2</sup>を超え、最大規模の施設を誇る。</li> <li>➤ ホテル客室数は 4,752 部屋。</li> <li>➤ ショッピングゾーンには、レストラン等の飲食施設を併設している。</li> <li>➤ 敷地内に東南アジアリゾートをモチーフとしたビーチやプールがあり、夏季限定でビーチ沿いにカジノがオープンする。</li> <li>➤ ライブハウスやシアター設備を有する。</li> </ul>			


(出典 : CIQ, MGM RESORTS INTERNATIONAL FORM 10-K For the fiscal year ended December 31, 2013, Mandalay Bay HP, Vegas.com (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

⑤ ミラージュ

	開業:1989(平成元)年		
	運営会社:ミラージュリゾート		
	延床面積 339,936 m <sup>2</sup>	カジノ面積 9,000 m <sup>2</sup> (延床面積の 2.7%)	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り (延床面積の 4.5%)
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 15,300 m<sup>2</sup></li> <li>➤ ホテル客室数は 3,044 部屋</li> <li>➤ 敷地内には巨大水槽や動物園等、自然をテーマにしたエンターテイメントが設置されている。動物園ではライオンやイルカ等を展示しており、イルカの調教体験等も楽しむことができる(13歳以上)。</li> <li>➤ シルク・ドゥ・ソレイユによるパフォーマンスやナイトクラブ、コメディ、有名アーティストのライブを楽しめるシアターを有する。</li> </ul>			


(出典 : CIQ, MGM RESORTS INTERNATIONAL FORM 10-K For the fiscal year ended December 31, 2013, The Mirage HP, City-data.com (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

⑥ ルクソール

	開業:1993(平成5)年		
	運営会社:ランパーツ(Ramparts,Inc)		
	延床面積 242,812 m <sup>2</sup>	カジノ面積 9,990 m <sup>2</sup> (延床面積の4.1%)	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り (延床面積の0.7%)
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は1,800 m<sup>2</sup>。</li> <li>➤ ホテル客室数は4,400 部屋。</li> <li>➤ 人体の不思議やタイタニック等、特定のテーマについての展示を行うエキシビジョンを複数開催している。</li> <li>➤ シルク・ドゥ・ソレイユのパフォーマンスを観覧することができる。</li> </ul>			


(出典: CIQ, MGM RESORTS INTERNATIONAL FORM 10-K For the fiscal year ended December 31, 2013, Luxor HP, LasVegasDirect.com (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

⑦ エクスカリバー

	開業:1990(平成2)年		
	運営会社:ニューキャッスルコーポレーション(New Castle Corp Inc)		
	延床面積 214,484 m <sup>2</sup>	カジノ面積 8,370 m <sup>2</sup> (延床面積の3.9%)	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り (延床面積の0.5%)
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は1,100 m<sup>2</sup>。</li> <li>➤ ホテル客室数は3,981 部屋。</li> <li>➤ 中世の戦いをモチーフにしたディナーショー「トーナメントオブキングス」が人気。</li> </ul>			

(出典: CIQ, MGM RESORTS INTERNATIONAL FORM 10-K For the fiscal year ended December 31, 2013, Las Vegas Tourism Bureau (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)


⑧ ニューヨーク・ニューヨーク

	開業:1997(平成9)年		
	運営会社:ニューヨーク・ニューヨーク ホテル&カジノ(New York-New York Hotel & Casino, LLC)		
	延床面積 80,937 m <sup>2</sup>	カジノ面積 8,100 m <sup>2</sup> (延床面積の10.0%)	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り (延床面積の2.3%)
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は1,890 m<sup>2</sup></li> <li>➤ ホテル客室数は2,024 部屋</li> <li>➤ 敷地内でローラーコースターが楽しめる。</li> <li>➤ 劇場ではシルク・ドゥ・ソレイユのパフォーマンスを観覧できる。</li> </ul>			

(出典: CIQ, MGM RESORTS INTERNATIONAL FORM 10-K For the fiscal year ended December 31, 2013, New York-New York HP, Las Vegas Tourism Bureau (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)




⑨ モンテカルロ

	開業:1996(平成8)年		
	運営会社:ビクトリアパートナーズ(Victoria Partners L.P)		
	延床面積 68,797 m <sup>2</sup>	カジノ面積 7,830 m <sup>2</sup> (延床面積の11.4%)	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り(延床面積の3.9%)
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は2,700 m<sup>2</sup>。</li> <li>➤ ホテル客室数は2,992 部屋。</li> <li>➤ ショッピングゾーンを有する。</li> <li>➤ 波の出るプール、流れるプール等のバリエーションに富んだ4つのプールを有する。</li> </ul>			

(出典: CIQ, MGM RESORTS INTERNATIONAL FORM 10-K For the fiscal year ended December 31, 2013, Monte Carlo HP, Las Vegas Tourism Bureau (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

⑩ サーカス・サーカス・ラスベガス

	開業:1968(昭和43)年		
	運営会社:サーカス・サーカスカジノ(Circus Circus Casinos, Inc.)		
	延床面積 279,233 m <sup>2</sup>	カジノ面積 8,820 m <sup>2</sup> (延床面積の3.2%)	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り(延床面積の0.7%)
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は1,926 m<sup>2</sup>。</li> <li>➤ ホテル客室数は3,767 部屋。</li> <li>➤ ホテルに隣接するアドベンチャードームと呼ばれる大型遊園施設の規模は、遊園地として世界最高水準である。</li> </ul>			

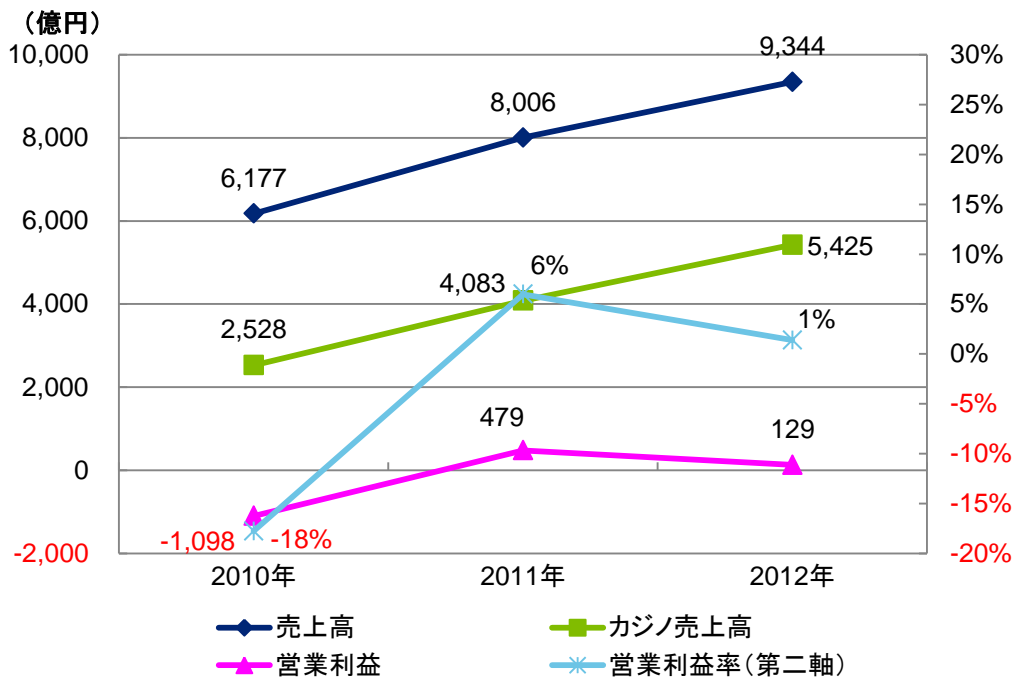
(出典: CIQ, MGM RESORTS INTERNATIONAL FORM 10-K For the fiscal year ended December 31, 2013, Circus Circus Las Vegas HP, Las Vegas Tourism Bureau (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

#### (4) IR を運営する企業の経営状況

MGM リゾーツ・インターナショナル全体の収益構造を示す（図 7-3）。

売上高は年々増加しており、2012（平成 24）年は年間約 1 兆円を記録している。これはマカオ地域での売上高の成長に起因している。また、営業利益率は平均約 3%前後と軒並み低く、これはシティセンターに係る投資等による減損を、毎年計上していることがその一因として考えられる。

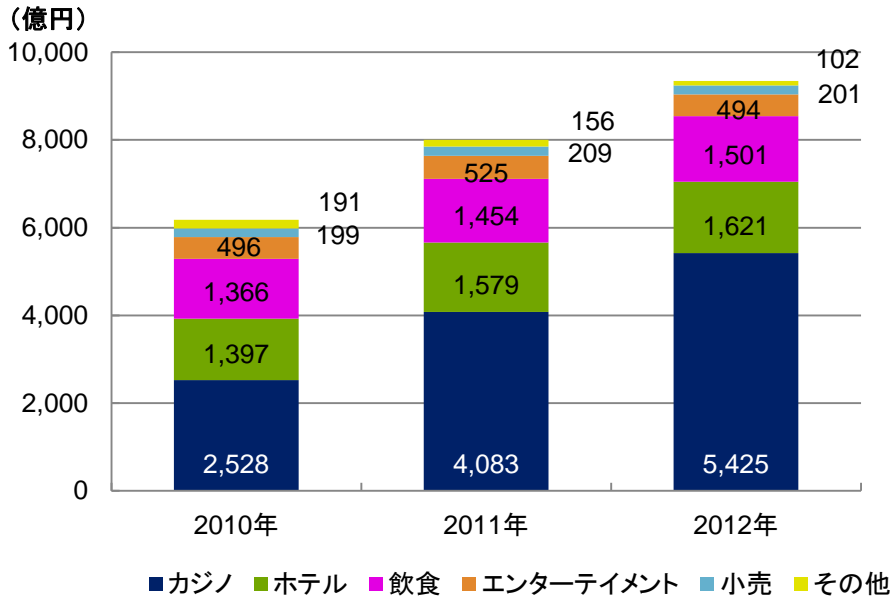
図 7-3 収益推移（MGM リゾーツ・インターナショナル）



（出典：Bloomberg を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

事業ごとに売上高をみると、カジノ事業の成長が売上高成長を牽引しており、2010（平成 22）年から 2012（平成 24）年の 3 年間で、カジノ事業が全体に占める割合は 42%から 59%へと増加している（図 7-4）。

図 7-4 売上高推移（MGM リゾーツ・インターナショナル）



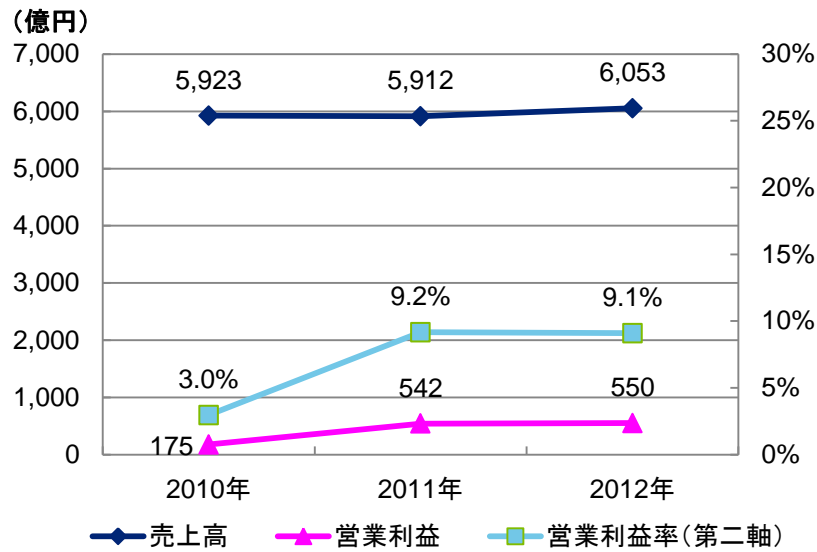
（出典：Bloomberg を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

### (5) ラスベガスにおける採算状況

MGM リゾーツ・インターナショナルのラスベガスにおける収益構造を示す（図 7-5）。ラスベガスでの売上高は、全体の約 50%を占める。

売上高、営業利益ともに横ばいであり、ここ数年は成長が滞っている。2010（平成 22）年から 2012（平成 24）年にかけて、マーケティング戦略に関してアメリスターカジノ（Ameristar Casino）との提携、MGM グランドラスベガスのメインタワーの改装、会員プログラムに関してロイヤルカリビアンインターナショナル（Royal Caribbean International）との提携等を実行しているが、売上高への明確な貢献は見られない。

図 7-5 地域別収益推移 (MGM リゾーツ・インターナショナル)

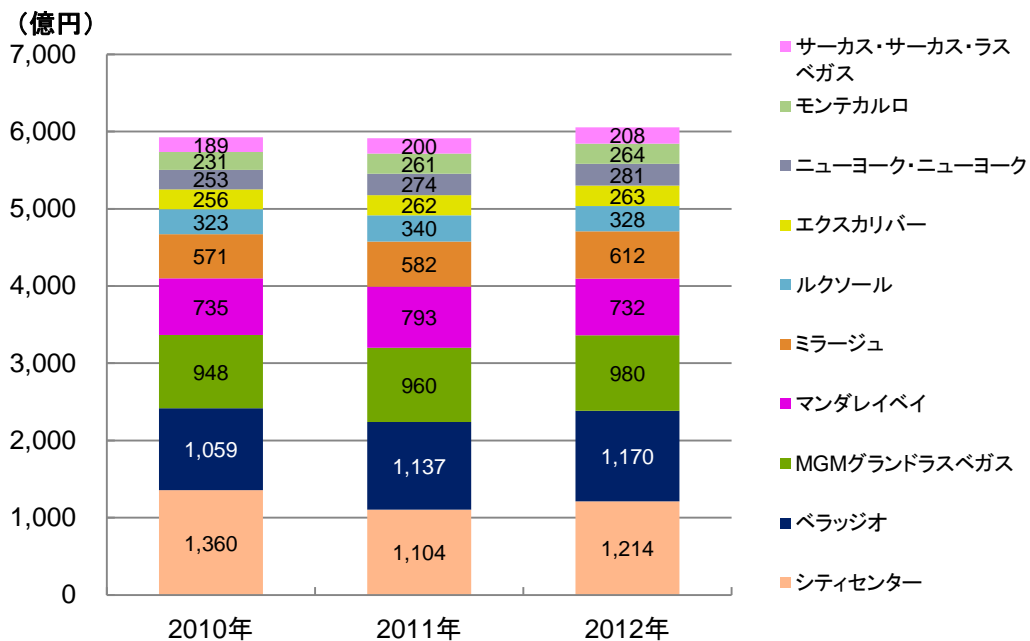


(出典：Bloomberg を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## (6) IR の施設別採算状況

MGM リゾーツ・インターナショナルは、ラスベガスに 10 ヶ所の IR を有しており、ベラッジオ、MGM グランドラスベガス、マンダレイベイの 3 施設の合計が売上高の半分以上を占める (図 7-6)。

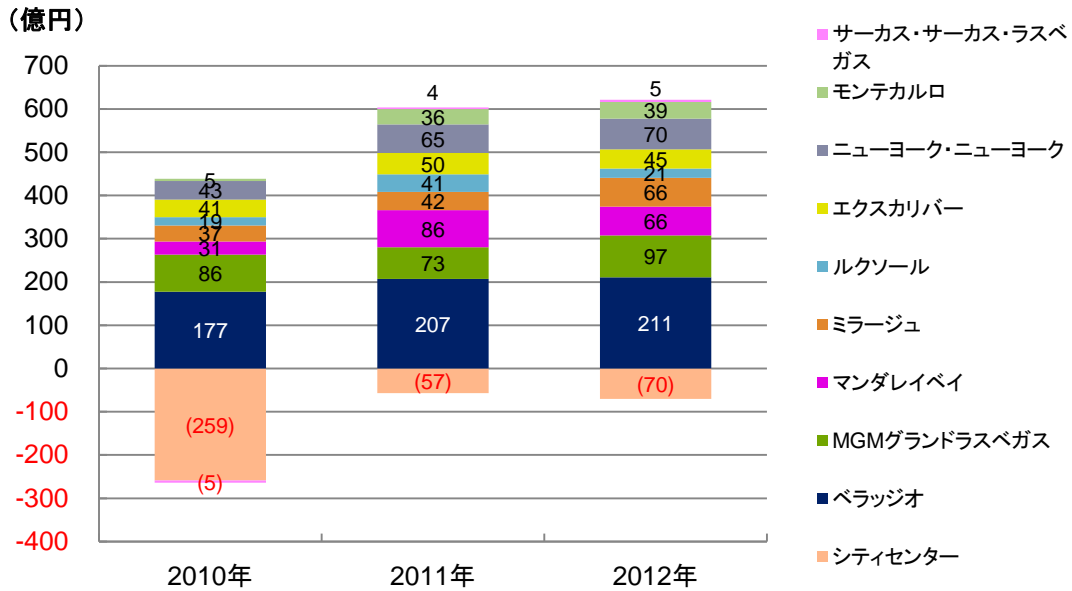
図 7-6 施設別売上高推移 (MGM リゾーツ・インターナショナル)



(出典：MGM RESORTS INTERNATIONAL FORM 10-K, CITYCENTER HOLDINGS, LLC FORM 10-K を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

売上高と同様に、営業利益もベラッジオ、MGM グランドラスベガス、マンダレイベイの3施設の合計が半分以上を占めており、同社の利益の牽引役となっている。

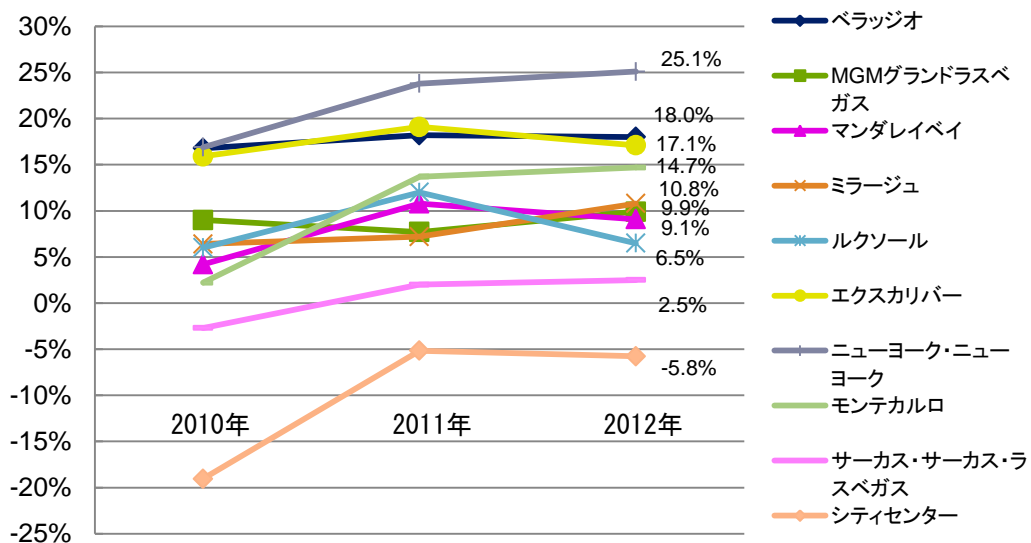
図 7-7 施設別営業利益推移 (MGM リゾーツ・インターナショナル)



(出典：MGM RESORTS INTERNATIONAL FORM 10-K を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

施設ごとに営業利益率にはばらつきがある。なお、ベラッジオは売上高が高いだけでなく、営業利益率も好調である。

図 7-8 施設別営業利益率推移 (MGM リゾーツ・インターナショナル)



(出典：MGM RESORTS INTERNATIONAL FORM 10-K を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## 7.1.2 シーザーズ・エンターテイメント・コーポレーション

### (1) 企業概要

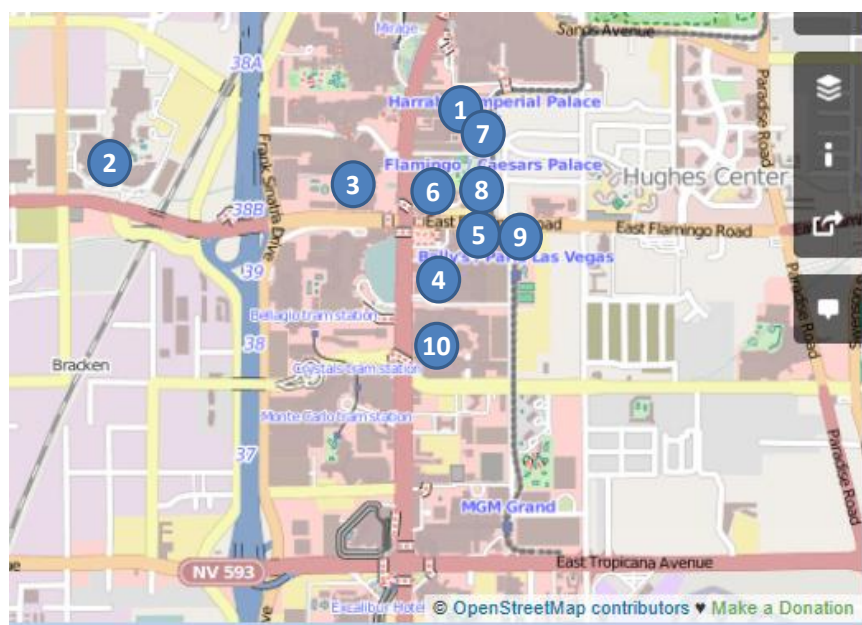
シーザーズ・エンターテイメント・コーポレーションは、ネバダ州ラスベガスに本社を置くカジノオペレーターである。世界的なカジノトーナメントであるワールドシリーズオブポーカー（World Series of Poker<sup>75</sup>（WSOP））を運営していることで知られている。米国以外に、イギリス、エジプト、南アフリカ共和国、ウルグアイにおいて、50 以上のカジノ、ホテル及びゴルフ場 7 施設を運営している。

設立年	1937(昭和 12 年)
本拠所在地	米国ネバダ州ラスベガス
代表者	ゲイリー・ウィリアム・ラブマン (Gary William Loveman)
代表者経歴	1998(平成 10)年にハラース(Harrah's) (現 Caesars) へ入社。2003(平成 15)年より当社の CEO に就任。以前はボストン連邦準備銀行にアナリストとして、ハーバードビジネススクールには教授として在籍。

### (2) 施設一覧

同社はラスベガスに 10 ヶ所の IR を保有している。すべての施設が民設民営である。

図 7-9 施設設置場所




(出典：OpenStreetMap contributors を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

<sup>75</sup> ポーカーの世界的なトーナメントであり、1970（昭和 45）年から開催されている。

- ① ハラーズラスベガス (Harrah' s Las Vegas)
- ② リオオールスイートホテル&カジノ (Rio All-Suites Hotel & Casino)
- ③ シーザーズパレス
- ④ パリラスベガス (Paris Las Vegas)
- ⑤ バリーズラスベガス (Bally' s Las Vegas)
- ⑥ フラミンゴラスベガス (Flamingo Las Vegas)
- ⑦ クアッドリゾート&カジノ (The Quad Resort & Casino)
- ⑧ クロムウェル (The Cromwell)
- ⑨ プラネットハリウッドリゾート&カジノ (Planet Hollywood Resort & Casino)
- ⑩ ホットスポットオアシス (Hot Spot Oasis)


### (3) 施設の設置概要

#### ① ハラーズラスベガス

	開業:1973(昭和48)年		
	運営会社:ハラーズラスベガス(Harrah' s Las Vegas Inc)		
	延床面積 不明	カジノ面積 8,154 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 2,530 m<sup>2</sup>。</li> <li>➤ ホテル客室数は 2,530 部屋。</li> <li>➤ コメディークラブ (Impve comedy club) では、毎夜 2 つのショーを開催している。</li> <li>➤ 上記の他、ショッピングゾーン、ナイトクラブ、スパ等の施設を有する。</li> </ul>			


(出典：CIQ, Onesource, CAESARS ENTERTAINMENT Corp FORM 10-K, Caesars HP, Harrah' s Las Vegas HP, Las Vegas Tourism Bureau (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

#### ② リオオールスイートホテル&カジノ

	開業:1990(平成2)年		
	運営会社:リオホテル&カジノ(Rio Hotel & Casino Inc.)		
	延床面積 不明	カジノ面積 10,557 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 14,400 m<sup>2</sup>。</li> <li>➤ ホテル客室数は 2,520 部屋。</li> <li>➤ マスカーレードビレッジの中には、5,400 m<sup>2</sup>を越えるショッピングエリアがある。</li> <li>➤ 上記の他、マジックショーコンサート、スパ&amp;フィットネス、ナイトクラブ等の施設を有する。</li> </ul>			


(出典：CIQ, Onesource, CAESARS ENTERTAINMENT Corp FORM 10-K, Caesars HP, Rio All-Suites Hotel & Casino HP, Academy of Psychosomatic Medicine (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

③ シーザーズパレス

	開業:1966(昭和41)年		
	運営会社:シーザーズパレスコーポレーション(Caesars Palace Corporation)		
	延床面積 不明	カジノ面積 12,528 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 27,000 m<sup>2</sup>。</li> <li>➤ ホテル客室数は 4,250 部屋。</li> <li>➤ 4,100 席を有する劇場では、セリーヌ・ディオーン、エルトン・ジョン、ロッド・スチュワートをはじめ、名高いアーティストのショーが行われている。</li> <li>➤ 上記の他、ショッピングゾーン、スパ、水族館、ナイトクラブ等を有する。</li> </ul>			


(出典: CIQ, Onesource, CAESARS ENTERTAINMENT Corp FORM 10-K, Caesars HP, Caesars Palace HP, Las Vegas Tourism Bureau (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

④ パリラスベガス

	開業:1999(平成11)年		
	運営会社:パリラスベガスホールディング(Paris Las Vegas Holding LLC)		
	延床面積 不明	カジノ面積 8,577 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 12,600 m<sup>2</sup>。</li> <li>➤ ホテル客室数は 2,920 部屋あり、ホテル内に 2 つのショッピングエリアを有する。</li> <li>➤ 上記の他、コンサート、ミュージカル、スパ&amp;フィットネス、ナイトクラブ等を有する。</li> </ul>			

(出典: CIQ, Onesource, CAESARS ENTERTAINMENT Corp FORM 10-K, Caesars HP, Paris Las Vegas HP, Las Vegas Tourism Bureau (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)


⑤ バリーズラスベガス

	開業:1973(昭和48)年		
	運営会社:バリーズカジノリゾート(Bally's Casino Resort)		
	延床面積 不明	カジノ面積 5,958 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 15,750 m<sup>2</sup>。</li> <li>➤ ホテル客室数は 2,810 部屋。</li> <li>➤ コン서트、スパ、ナイトクラブ、ショッピングエリア等を有する。</li> </ul>			

(出典: CIQ, Onesource, CAESARS ENTERTAINMENT Corp FORM 10-K, Caesars HP, Bally's Las Vegas HP, Las Vegas Tourism Bureau (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)




⑥ フラミンゴラスベガス

	開業:1946(昭和 21)年		
	運営会社:フラミンゴラスベガスホールディングス(Flamingo Las Vegas Holdings,Inc)		
	延床面積 不明	カジノ面積 6,507 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 6,570 m<sup>2</sup>。</li> <li>➤ ホテル客室数は 3,460 部屋。</li> <li>➤ ブリトニー・スピアーズ等のスーパースターのパフォーマンスやトリビュートショー、コメディ、ダンス等を提供している。</li> <li>➤ 上記の他、スパ、ナイトクラブ、ショッピングエリア等の設備を有する。</li> </ul>			


(出典：CIQ, Onesource, CAESARS ENTERTAINMENT Corp FORM 10-K, Caesars HP, Flamingo Las Vegas HP, Las Vegas Tourism Bureau (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

⑦ クアッドリゾート&カジノ

	開業:1959(昭和 34)年		
	運営会社:不明		
	延床面積 不明	カジノ面積 4,014 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 3,600 m<sup>2</sup>。</li> <li>➤ ホテル客室数は 2,550 部屋。</li> <li>➤ ショッピングエリア、スパ、ナイトクラブ等の設備を有する。</li> </ul>			


(出典：CAESARS ENTERTAINMENT Corp FORM 10-K, Caesars HP, Las Vegas Tourism Bureau (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

⑧ クロムウェル

	開業:1979(昭和 54)年		
	運営会社:不明		
	延床面積 不明	カジノ面積 3,600 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	無し
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ホテル客室数は 188 部屋。</li> <li>➤ 巨大な観覧車、レストラン、ナイトクラブ、ビーチクラブ、ショッピングゾーン等を有する。</li> </ul>			

(出典：CAESARS ENTERTAINMENT Corp FORM 10-K, The Cromwell HP (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

⑨ プラネットハリウッドリゾート&カジノ

	開業:1998(平成10)年		
	運営会社:不明		
	延床面積 不明	カジノ面積 5,805 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ホテル客室数は2,500部屋。</li> <li>➤ 最大7,000席配置可能なシアタースペースを完備。</li> <li>➤ 170以上の店舗を誇るショッピングエリアがあり、15のレストランを併設している。</li> </ul>			

(出典：CAESARS ENTERTAINMENT Corp FORM 10-K, Planet Hollywood Resort & Casino HP, Las Vegas Tourism Bureau (画像引用)を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

⑩ ホットスポットオアシス

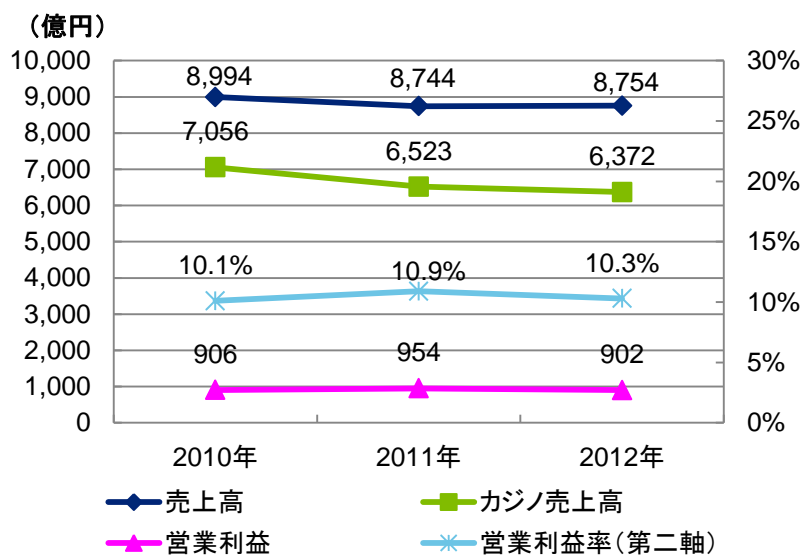
2010(平成22)年に開業し、カジノ面積は90 m<sup>2</sup>である。なお、公式ホームページはない。

**(4) IRを運営する企業の経営状況**

シーザーズ・エンターテイメント・コーポレーション全体としての収益構造を示す(図7-10)。2010(平成22)年から2012(平成24)年にかけては、事業全体の売上高、営業利益ともに横ばいである。

また、カジノ売上高は年々減少している。当該期間においては、オハイオ州にあるカジノオペレーターロックゲーミング(Rock Gaming LLC)が所有するディストウルダウン・レーストラック(Thistledown Racetrack)の資産買付、ペンシルバニア州フィラデルフィアにあるチェスターダウンズ&マリーナ(Chester Downs and Marina, LLC)の株式追加取得、カナダのオンタリオにあるウィンザーカジノ(Windsor Casino Limited)の株式追加取得等、資産の拡大を積極的に行っているが、売上高への貢献が見られない。

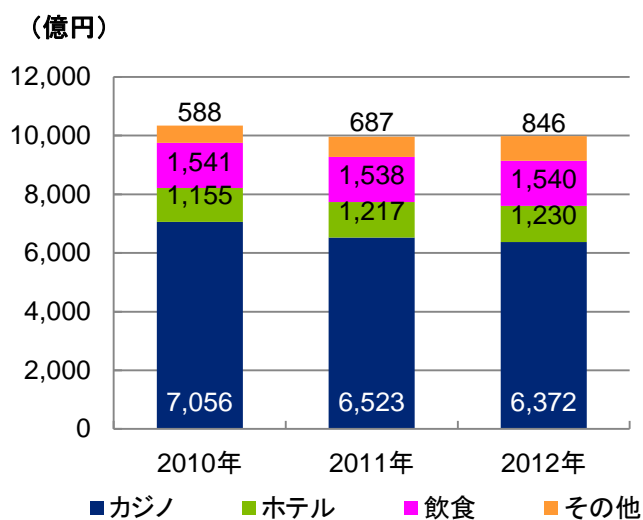
図 7-10 収益推移<sup>76</sup> (シーザーズ・エンターテイメント・コーポレーション)<sup>77</sup>



(出典： Bloomberg, OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

事業別に売上高をみると、カジノ事業が占める割合が圧倒的に高く、全体の約 65%を占めている。

図 7-11 売上高推移 (シーザーズ・エンターテイメント・コーポレーション)



(出典： Bloomberg, OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

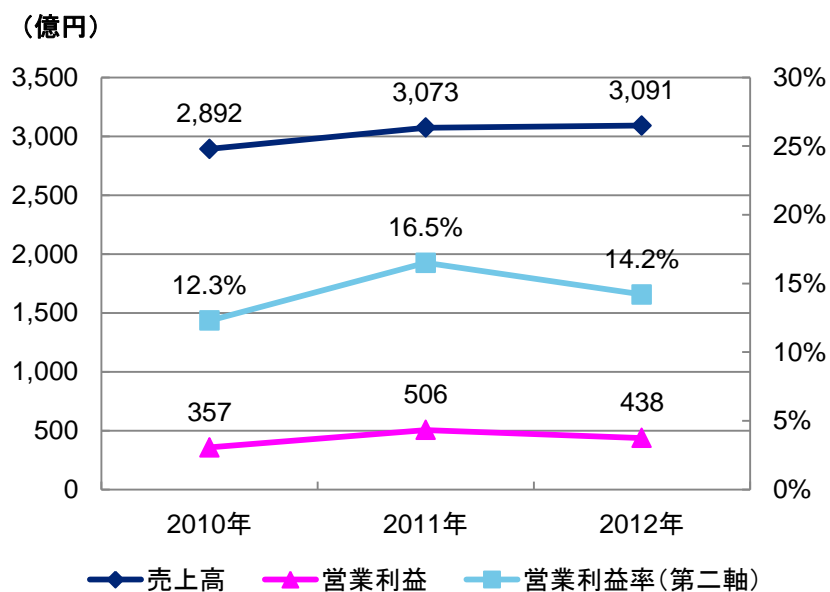
<sup>76</sup> 本報告書作成時点において、2013 (平成 25) 年の一部の数値が未公表であったため、2012 (平成 24) 年までの数値を記載している。

<sup>77</sup> 収益推移で示す売上高は、売上高推移で示す各事業の売上高の合計値から、引当金 (Promotional Allowances) を差し引いた値である。

## (5) ラスベガスにおける採算状況

シーザーズ・エンターテイメント・コーポレーションのラスベガスにおける収益構造を示す。ラスベガスでの収益は会社全体の約 30%を占める。全社の採算状況と同様、2010（平成 22）年から 2012（平成 24）年の 3 年間の売上高、営業利益ともに横ばいである。

図 7-12 地域別収益推移（シーザーズ・エンターテイメント・コーポレーション）



(出典： Bloomberg, OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## (6) IR の施設別採算状況

シーザーズ・エンターテイメント・コーポレーションは、IR 施設別の財務数値を公表していない。

## 7.2 マカオ

### 7.2.1 ウィン・リゾート

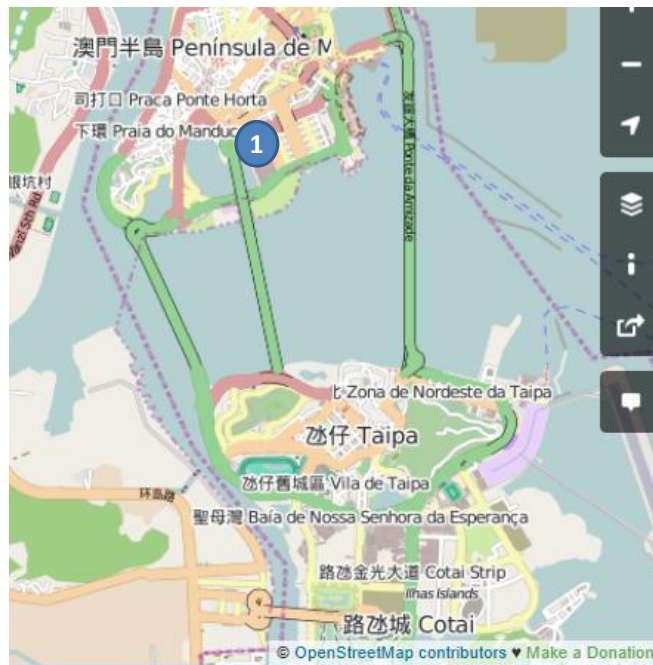
#### (1) 企業概要

ウィン・リゾートは、ネバダ州ラスベガスに本社を置くカジノオペレーターである。米国、マカオにおいてカジノを運営している。

設立年	2002 (平成 14) 年
本拠所在地	米国ネバダ州ラスベガス
代表者	スティーブ・ウィン (Steve Wynn)
代表者経歴	ミラージュ・リゾート (Mirage Resorts) の代表として、ミラージュ、トレジャーアイランド、ベラッジオ等数々のホテルを手掛けた。家業であったビンゴの運営で富を蓄え、1967 (昭和 42) 年にニューフロンティアホテル&カジノ (New Frontier Hotel and Casino) を買収している。

#### (2) 施設一覧


マカオの施設は同社の子会社であるウィン・マカオが運営しており、マカオに 1 ヶ所の施設 (ウィン・マカオ (増床分含む)) を保有しており、民設民営である。



(出典：OpenStreetMap contributors を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

### (3) 施設の設置概要

#### ① ウィン・マカオ (アンコール)

	開業:2006(平成18)年		
	運営会社:ウィン・リゾート・マカオ(Wynn Resorts (Macau)S.A.)		
	延床面積 不明	カジノ面積 25,200 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ホテル客室数は1,008部屋。</li> <li>➢ ホテル内にはスパ、フィットネスセンター等を備えている。</li> <li>➢ ショッピングゾーンがあり、高級ブランド等が多数を占める。</li> </ul>			

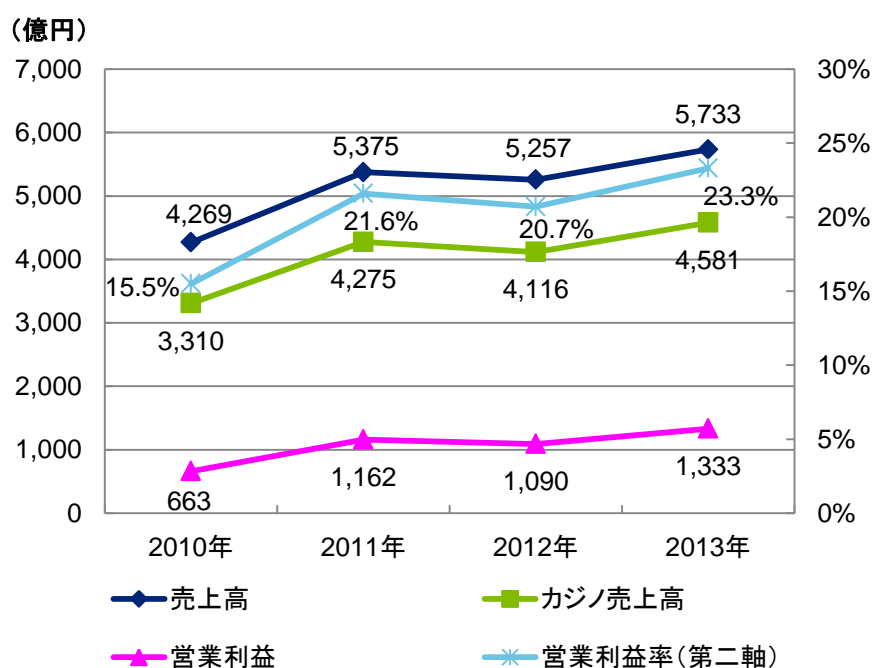
(出典: CIQ, WYNN RESORTS LTD FORM 10-K For the fiscal year ended December 31, 2013, Wynn Macau HP, macaucasinoworld (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

### (4) IR を運営する企業の経営状況

ウィン・リゾート・リミテッド全体としての収益構造を示す (図 7-13)。

売上高、営業利益ともに、順調に増収増益している。

図 7-13 収益推移 (ウィン・リゾート・リミテッド) <sup>78</sup>

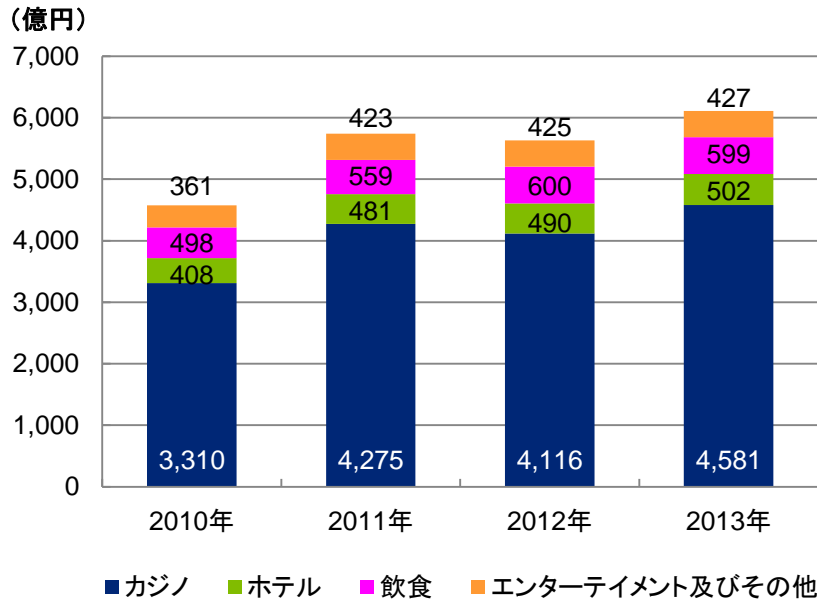


(出典: Bloomberg, OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

<sup>78</sup> 本頁の収益推移で示す売上高は、次頁の売上高推移で示す各事業の売上高の合計値から、引当金 (Promotional Allowances) を差し引いた値である。

売上高を事業ごとにみると、カジノ事業の割合が圧倒的に高く、2013（平成 25）年時点で全体の 75%占めている（図 7-14）。

図 7-14 売上高推移（ウィン・リゾーツ・リミテッド）<sup>79</sup>



（出典：Bloomberg, OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

### (5) マカオにおける採算状況

ウィン・リゾーツ・リミテッドがマカオに設置している施設はウィン・マカオ（増床分（アンコール）を含む）のみであるため、地域別の収益構造は「(6) IR の施設別採算状況」を参照すること。

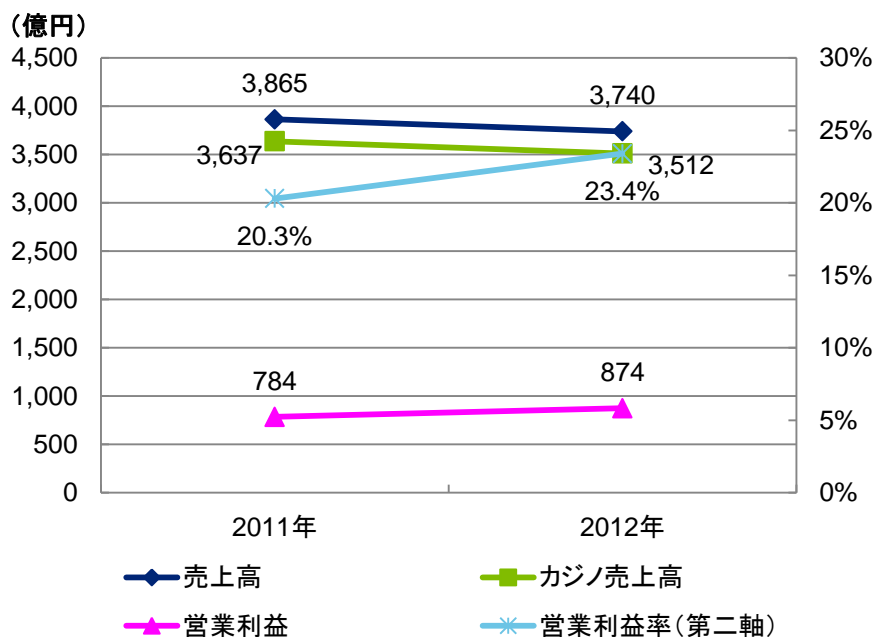
<sup>79</sup> 本頁の売上高推移で示す各事業の売上高の合計値は、前頁の収益推移で示す売上高から、引当金（Promotional Allowances）を差し引く前の値である。

## (6) IRの施設別採算状況

ウィン・マカオ（増床分（アンコール）を含む）における収益構造を示す（図 7-15）。

マカオの施設単体で採算状況を見ると、売上高、営業利益ともに、図 7-13 の売上高における2011（平成 23）年から2012（平成 24）年の推移とほぼ同様の推移を示している。

図 7-15 施設別収益推移<sup>80</sup>（ウィン・マカオ）



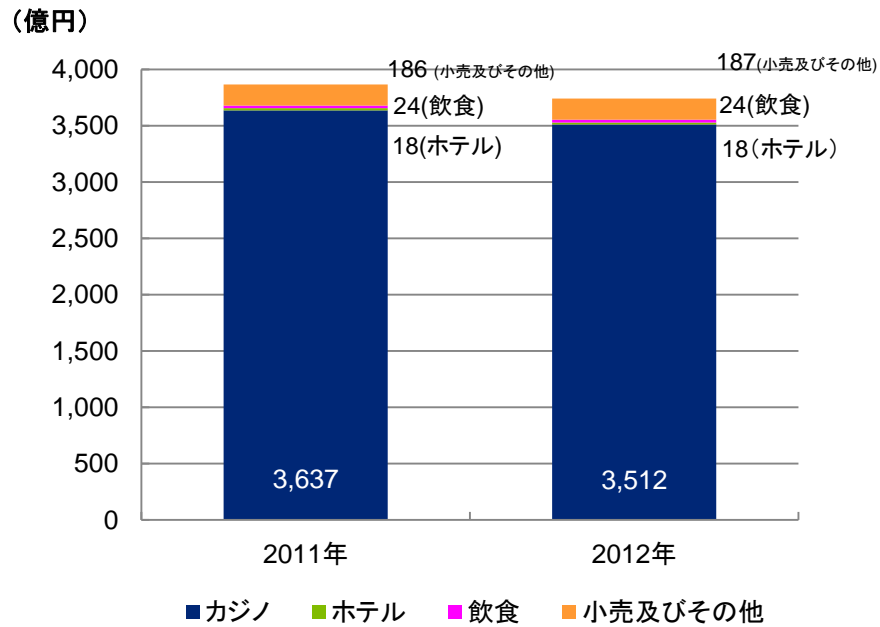
（出典：Bloomberg, OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

<sup>80</sup> 本報告書作成時点において、2010（平成 22）年及び2013（平成 25）年の一部の数値が未公表であったため、2011（平成 23）年及び2012（平成 24）年の数値を記載している。



マカオの施設単体の事業ごとの売上高をみると、全事業のうちカジノ事業が占める割合が94%と圧倒的に高く、全社で見た場合のカジノ事業比率よりも上回っている。ここから、マカオではカジノ事業に注力した経営が行われていると言える（図 7-16）。

図 7-16 施設別売上高推移（ウィン・マカオ）



(出典：WYNN RESORTS LTD FORM 10-K を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## 7.2.2 ギャラクシー・エンターテイメント・グループ

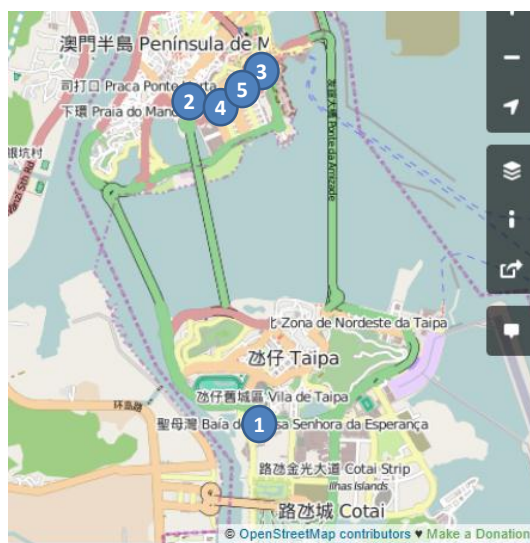
### (1) 企業概要

ギャラクシー・エンターテイメント・グループは、香港に本社を置くカジノオペレーターであり、マカオにおいて IR を運営している。また、中国や香港においてホテルやその他エンターテイメント施設の運営、建設資材の販売も行っている。

設立年	1955 (昭和 30) 年
本拠所在地	香港
代表者	チェ・ウー・ルイ (Che-woo Lui)
代表者経歴	創業者。60 年代には不動産業を始め、80 年代にはホテル産業に参入した。90 年代にはマカオのカジノ事業を始め、現在ではマカオにおいて多くのカジノ事業を手掛けている。香港の不動産大手であるケー・ワー・インターナショナル (K. Wah International) の代表者でもある。

### (2) 施設一覧

同社はマカオに 5 ヶ所の IR を保有している。すべての施設が民設民営である。




(出典：OpenStreetMap contributors を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

- ① ギャラクシー・マカオ
- ② スターワールドホテル (StarWorld Hotel)
- ③ ワルドカジノ (WALDO CASINO)
- ④ プレジデントカジノ (PRESIDENT CASINO)
- ⑤ リオカジノ (RIO CASINO)


### (3) 施設の設置概要

#### ① ギャラクシー・マカオ

	開業:2011(平成 23)年		
	運営会社:ギャラクシーカジノ(Galaxy Casino、S.A.)		
	延床面積 550,000 m <sup>2</sup>	カジノ面積 37,800 m <sup>2</sup> (延床面積の 6.9%)	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 1 部屋当たり 80～1,330 m<sup>2</sup>の多数の部屋を完備。</li> <li>➤ ホテル客室数は 2,200 部屋。</li> <li>➤ ホテルオークラ、ギャラクシーホテル、バンヤンツリーホテルの 3 つのホテルを有する。</li> <li>➤ ホテル内のプールは最大 1.5m の波を作り出すことができる。また、人工のビーチ、ジャグジーも備えている。</li> <li>➤ ショッピングゾーンがあり、高級ブランド等が多数を占める。</li> <li>➤ 3D に対応した最新の映画館があり、9 つのスクリーンを有する。</li> </ul>			


(出典:CIQ, galaxy entertainment HP (画像引用), Casino City Press『Global Gaming Almanac 2013 Edition』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

#### ② スターワールドホテル

	開業:2006(平成 18)年		
	運営会社:ギャラクシーカジノ		
	延床面積 不明	カジノ面積 12,600 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	無し
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 540 人まで収容可能。</li> <li>➤ ホテル客室数は 500 部屋以上。</li> </ul>			


(出典:CIQ, galaxy entertainment HP, Casino City Press『Global Gaming Almanac 2013 Edition』, StarWorld Hotel, macaucasinoworld (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

③ ワールドカジノ

	開業:2003(平成 15)年		
	運営会社:不明		
	延床面積 不明	カジノ面積 不明	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	無し
		ショッピング	無し
エンターテイメント		無し	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ホテル部屋数は 164 部屋。</li> </ul>			


(出典: CIQ, galaxy entertainment HP, macaubusiness.com (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

④ プレジデントカジノ

	開業:2006(平成 18)年		
	運営会社:不明		
	延床面積 不明	カジノ面積 不明	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	無し
エンターテイメント		無し	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ホテル部屋数は 200 部屋。</li> </ul>			

(出典: CIQ, galaxy entertainment HP, macaucasinoworld (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

⑤ リオカジノ

	開業:2006(平成 18)年		
	運営会社:不明		
	延床面積 不明	カジノ面積 不明	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	無し
エンターテイメント		無し	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ホテル部屋数は 440 部屋。</li> <li>➤ スパ・サウナ設備を有する。</li> </ul>			

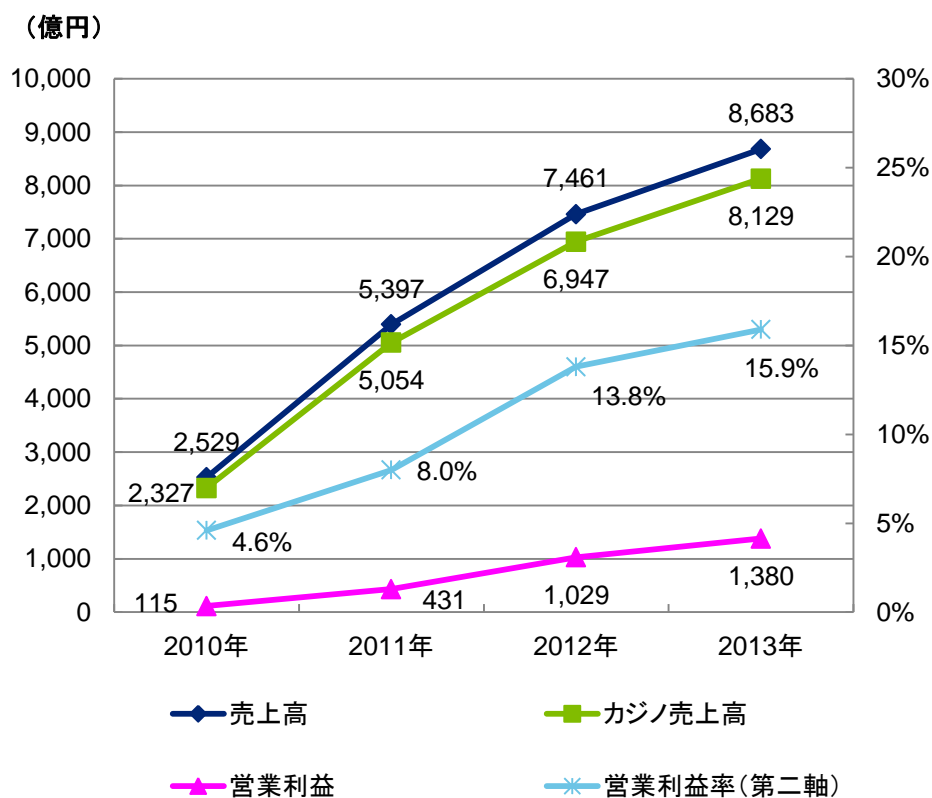
(出典: CIQ, galaxy entertainment HP, マカオ観光情報局 (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

#### (4) IR を運営する企業の経営状況

ギャラクシー・エンターテインメント・グループ全体としての収益構造を示す（図 7-17）。

売上高が 2010（平成 22）年からの 4 年間で 4 倍に成長している。また、売上高のうち、カジノ売上高が占める割合が 2013（平成 25）年は 94%と圧倒的に高く、カジノ事業の成長が全社の売上高を牽引している。併せて、営業利益率も堅調に増加している。

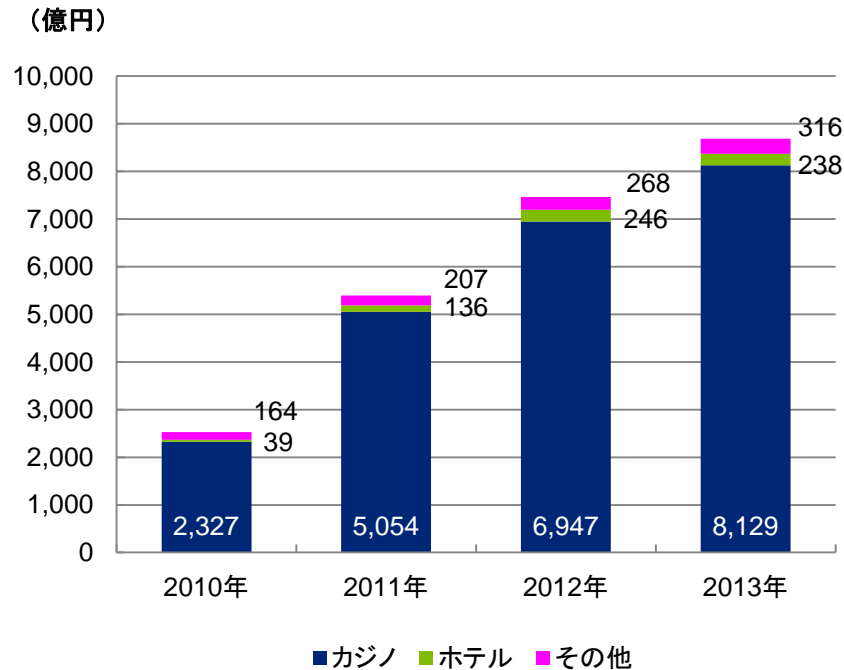
図 7-17 収益推移（ギャラクシー・エンターテインメント・グループ）



(出典：Bloomberg, OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

事業別の売上高をみると、カジノ事業が売上高のほとんどを占めており、年々著しく成長している。また、2011（平成 23）年にはマカオのコタイ地区にギャラクシー・マカオを開業しており、前年と比較して売上高が2倍となっている（図 7-18）。

図 7-18 売上高推移（ギャラクシー・エンターテインメント・グループ）



(出典：Bloomberg, OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

### (5) IR の地域別採算状況

ギャラクシー・エンターテインメント・グループが保有する IR の設置場所はマカオのみであるため、「(6) IR の施設別採算状況」を参照すること。

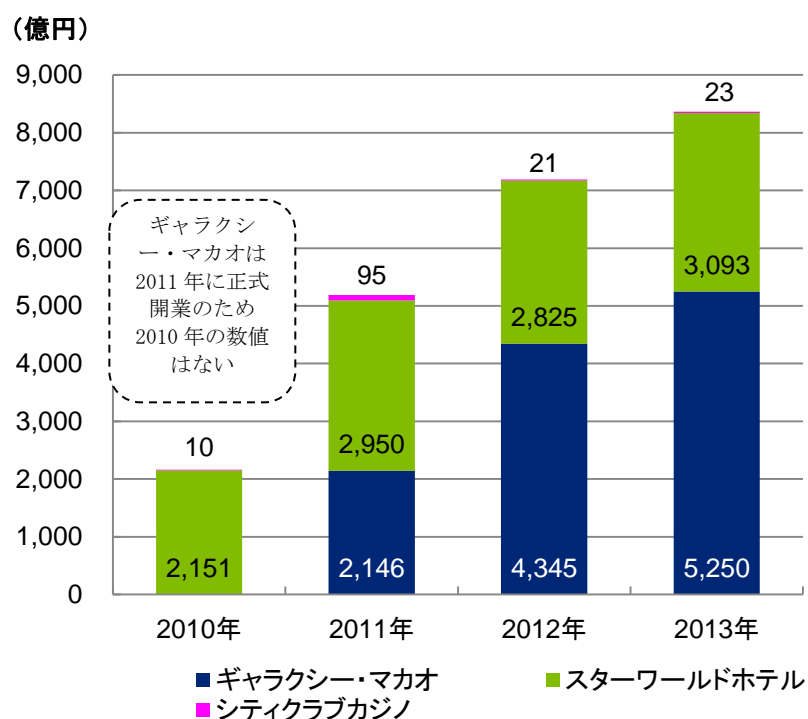
## (6) IRの施設別採算状況

ギャラクシー・エンターテインメント・グループがマカオに設置しているIR施設別売上高を示す(図7-19)。

なお、ワールドカジノ、プレジデントカジノ、リオカジノを総じてシティクラブカジノ(City Club Casino)と呼ばれており、シティクラブカジノの数値はこれら3施設の合計値を示している。

2011(平成23)年ギャラクシー・マカオが開業して以来、売上高のうちギャラクシー・マカオが占める割合は年々増加し、2013(平成25)年時点で全体の63%を占めている。ただし、スターワールドホテルも毎年ほぼ一定の売上高を上げており、全社の売上高に貢献している。

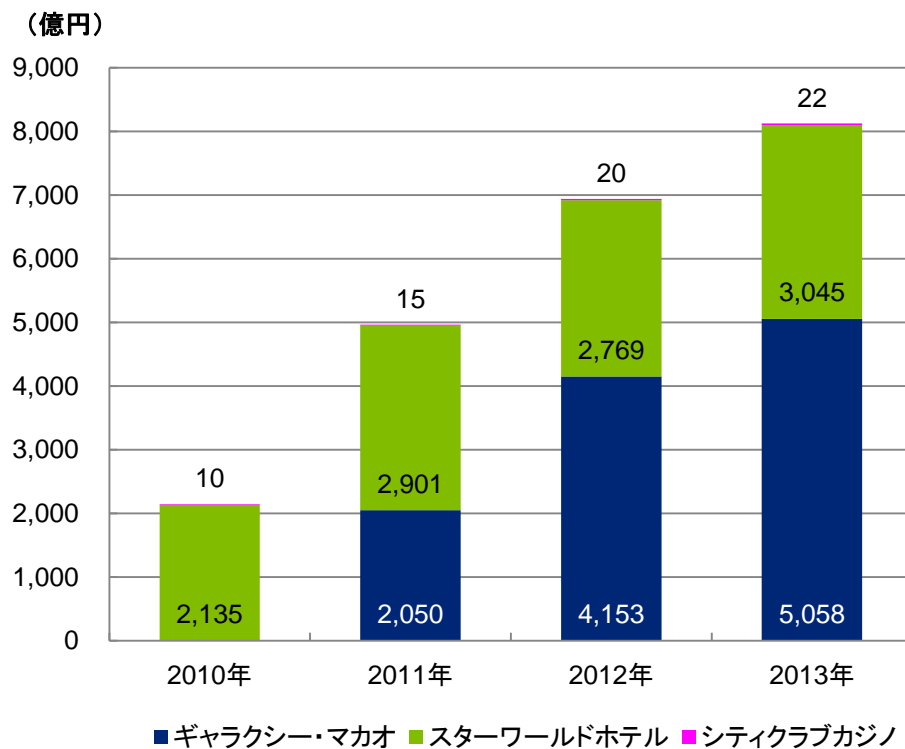
図7-19 施設別売上高推移(ギャラクシー・エンターテインメント・グループ)



(出典: Galaxy Entertainment Group Limited ANNUAL REPORT を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

売上高と同様に、カジノ売上高についてもギャラクシー・マカオが牽引している。

図 7-20 施設別カジノ売上高推移（ギャラクシー・エンターテイメント・グループ）



(出典：Galaxy Entertainment Group Limited ANNUAL REPORT を基にデロイト トーマツ  
コンサルティング作成)



## 7.3 シンガポール

### 7.3.1 ゲンティン・シンガポール

#### (1) 企業概要

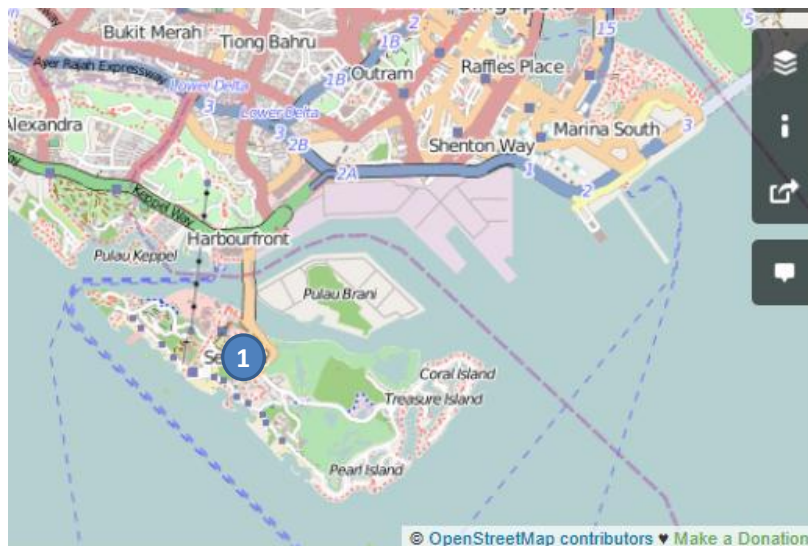
ゲンティン・シンガポールは、マレーシアに本社を置く財閥企業ゲンティン・バーハッドの子会社である。シンガポールのセントーサ島において IR を開発するために 2009（平成 21）年に設立され、現在はリゾート・ワールド・セントーサを運営している。

ゲンティン・バーハッドは投資顧問業を目的とした持株会社であり、マレーシアを本拠地とする。ゲンティングループにおいては、ゲンティン・バーハッドを含む計 5 社が証券取引所（マレーシア、シンガポール、香港）に上場している。同グループは幅広い事業を展開しており、石油開発・精製業を目的としたゲンティン・オイルアンドガス（Genting Oil & Gas）や、発電事業を目的としたゲンティン・サンヤンパワー（Genting Sanyen Power）等の関係会社を傘下に収めている。

設立年	2009（平成 21）年
本拠所在地	シンガポール
代表者	タン・スリ・リム・コー・タイ（Tan Sri Lim Kok Thay）
代表者経歴	創業者であるタン・スリ・リム・ゴー・トン（Tan Sri Lim Goh Tong）の次男。2003（平成 15）年に CEO として就任し、グループの世界的な知名度を高めた。創業者であるタン・スリ・リム・ゴー・トン（Tan Sri Lim Goh Tong）は中国福建省に生まれ、19 歳のときにマレーシアに移住。マレーシア全土にわたる大規模なレジャー・ホテル事業等で富を蓄えた。

## (2) 施設一覧


同社はシンガポールに 1 ヶ所の IR、リゾート・ワールド・セントーサを保有しており、民設民営である。



(出典：OpenStreetMap contributors を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## (3) 施設の設置概要

### ① リゾート・ワールド・セントーサ

	開業:2010(平成 22)年		
	運営主体:ゲンティン・シンガポール		
	延床面積 343,000 m <sup>2</sup> 敷地面積 490,000 m <sup>2</sup>	カジノ面積 15,000 m <sup>2</sup> (延床面積の 4.4%)	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り(延床面積の 3.2%)
ショッピング		有り	
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 3 ヶ所で合計 10,900 m<sup>2</sup>(アクエリアスホテルバンケットルーム(Equarius Hotel™ Banquet Rooms) 1,600 m<sup>2</sup>、ファンクショナルルーム(Function Rooms) 3,300 m<sup>2</sup>、コンパスボールルーム(Compass Ballroom) 6,000 m<sup>2</sup>)</li> <li>➤ ホテル客室数は 1,500 部屋。</li> <li>➤ 世界最大の水族館マリーナ・ライフ・パークを有し、10 万匹以上、800 種類以上の海洋生物を展示している。</li> <li>➤ 施設内にユニバーサル・スタジオ・シンガポール、シンガポール初となる英国発の有名スパ、コンサート等を楽しめる世界最大のアニメトロンクス・ショーを有する。</li> </ul>			

(出典：Genting Singapore PLC HP, Resorts World Sentosa HP (画像引用)，月刊レジャー産業資料 2014 年 2 月号，Sentosa Development Corporation HP を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

#### (4) IR を運営する企業の経営状況

ゲンティン・シンガポールが保有している施設はリゾート・ワールド・セントーサのみであるため、企業単位の収益構造は「(6) IR の施設別採算状況」を参照すること。

#### (5) シンガポールにおける採算状況

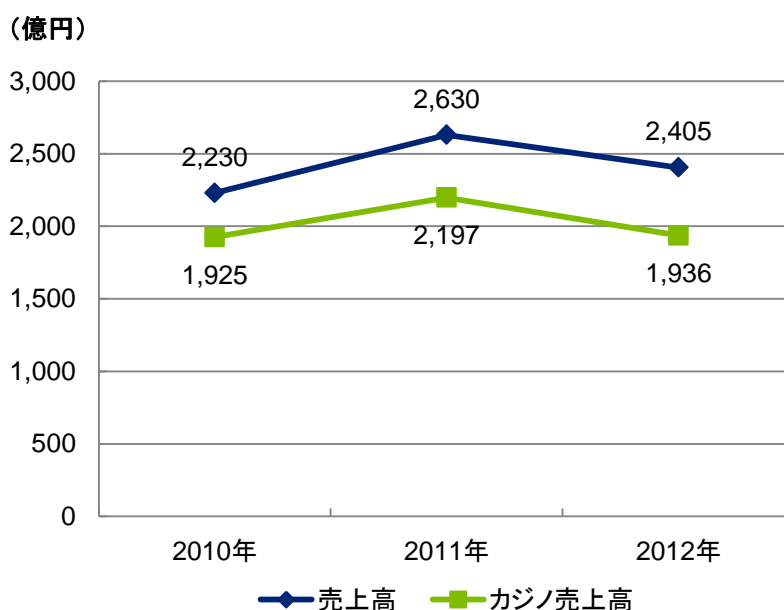
ゲンティン・シンガポールが保有している施設はリゾート・ワールド・セントーサのみであるため、企業単位の収益構造は「(6) IR の施設別採算状況」を参照すること。

#### (6) IR の施設別採算状況

リゾート・ワールド・セントーサにおける売上高推移を示す（図 7-21）。

2010（平成 22）年に開業し、翌年までは売上高が増加していたが、2012（平成 24）年以降は減収している。この傾向は、ホテルの満室率が軒並み高く、キャパシティを上回る来場需要を取り込むことができていないために売上高が頭打ちとなっていることが一因として考えられる。

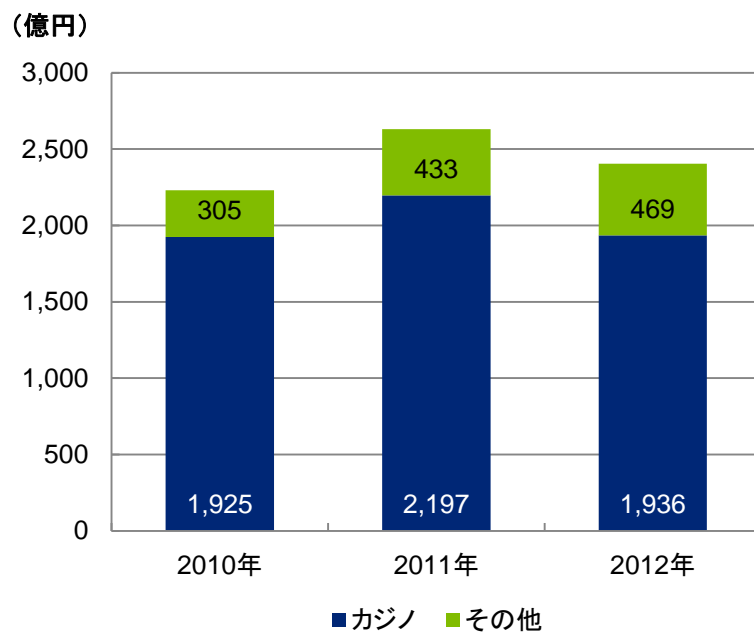
図 7-21 施設別売上高推移（リゾート・ワールド・セントーサ）



(出典：GENTING SINGAPORE PLC FINANCIAL STATEMENTS FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

本章において前掲する施設と同様に、リゾート・ワールド・セントーサにおいてもカジノ売上高が圧倒的に高い割合を占めている（図 7-22）。

図 7-22 事業別売上高推移（リゾート・ワールド・セントーサ）



（出典：GENTING SINGAPORE PLC FINANCIAL STATEMENTS FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

## 7.3.2 ラスベガス・サンズ・コーポレーション

### (1) 企業概要

ラスベガス・サンズ・コーポレーションは、ネバダ州ラスベガスに本社を置くカジノオペレーターである。米国、マカオ及びシンガポールにおいてカジノを運営している。同社が運営するベネチアン・マカオ (Venetian Macau) は、世界最大級のカジノゾーンがあることで知られている。

設立年	1988 (昭和 63) 年
本拠所在地	米国ネバダ州ラスベガス
代表者	シェルドン・アデルソン (Sheldon Adelson)
代表者経歴	フォーブス紙発表の世界長者番付 (2011 年度版) では、世界で第 16 番目の長者である。不動産仲介業者としてキャリアをスタートし、その後投資顧問業、金融コンサルタント、旅行代理店業等で富を蓄えていった。ラスベガス・サンズ・コーポレーション以外にはイスラエルの新聞社を所有する。

### (2) 施設一覧


シンガポールの施設は、同社の子会社であるマリーナ・ベイ・サンズ (Marina Bay Sands Pte. Ltd.) が運営している IR (マリーナ・ベイ・サンズ) 1ヶ所である。



(出典：OpenStreetMap contributors を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

### (3) 施設の設置概要

#### ① マリーナ・ベイ・サンズ

	開業:2010(平成22)年		
	運営会社:マリーナ・ベイ・サンズ(Marina Bay Sands Pte. Ltd.)		
	延床面積 570,000 m <sup>2</sup> 敷地面積 154,938 m <sup>2</sup>	カジノ面積 15,000 m <sup>2</sup> (延床面積の2.6%)	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り(延床面積の46.6%)
		コンベンション	有り(延床面積の21.2%)
		ショッピング	有り
		エンターテイメント	有り(延床面積の29.0%)
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ カジノ上層階の会員限定サロンにあるハイリミット(High Limit)、ルビー(Ruby)、パイザ(Paiza)の各エリアでは、200種類以上のゲームが楽しめる。</li> <li>➤ コンベンション施設は121,000 m<sup>2</sup>であり、ラスベガスのマンダレイベイに匹敵する超大型施設。</li> <li>➤ ホテル客室数は2,600部屋(265,683 m<sup>2</sup>)。</li> <li>➤ 施設内のラウンジでは、世界中の演奏者による生演奏が開催される。</li> <li>➤ エンターテイメント施設は165,157 m<sup>2</sup>であり、サンズ・スカイパーク(Sands SkyPark)(9,941 m<sup>2</sup>)、科学博物館(Museum of ArtScience)(48,000 m<sup>2</sup>)、劇場(Theaters)(21,980 m<sup>2</sup>)、クリスタルパビリオン(Crystal Pavilions)(5,914 m<sup>2</sup>)、イベントプラザ(Event Plaza)(5,000 m<sup>2</sup>)を含んでいる。</li> <li>➤ ショップス(The Shoppes at Marina Bay Sands)(74,322 m<sup>2</sup>)には300件以上の店舗が軒を連ね、施設の真ん中を運河が流れており、船に乗って巡ることができる。</li> <li>➤ 上記の他、自然をテーマにしたスパ、フィットネスセンター等を有する。</li> </ul>			

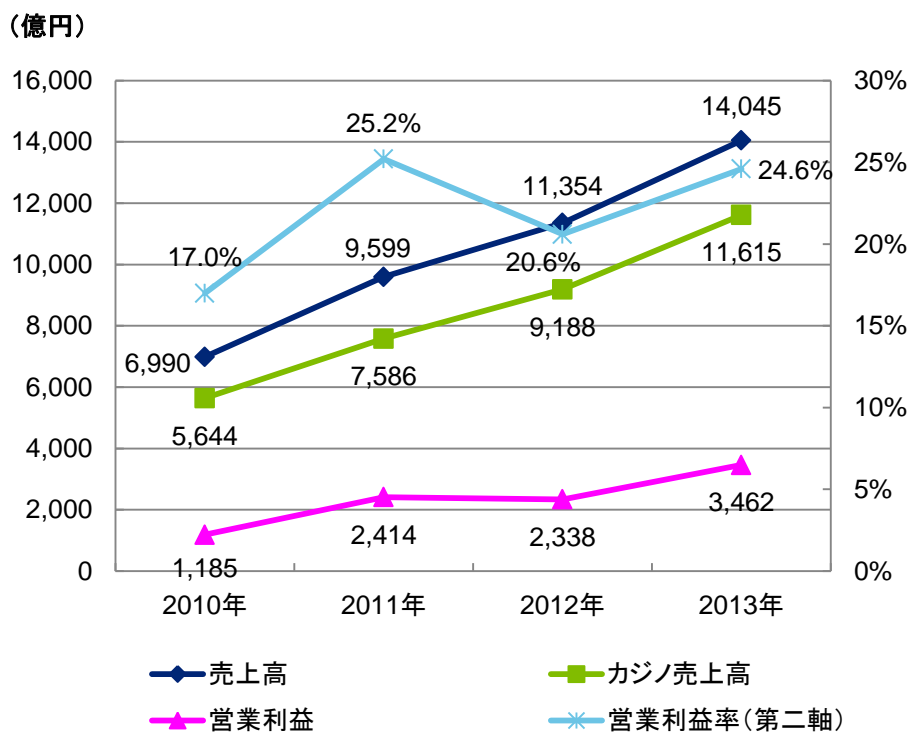
(出典: SafdieArchitects HP, LAS VEGAS SANDS CORP FORM 10-K For the fiscal year ended December 31, Las Vegas Sands Annual Report 2013, 月刊レジャー産業資料2014年2月号, EarthCheck HP(画像引用)を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

#### (4) IR を運営する企業の経営状況

ラスベガス・サンズ・コーポレーション全体としての収益構造を示す（図 7-23）。

売上高、カジノ売上高ともに、年々増加しており、2010（平成 22）年と 2013（平成 25）年と比較すると、約 2 倍になっている。売上高と比較すると営業利益は緩やかに増加している。

図 7-23 収益推移（ラスベガス・サンズ・コーポレーション）<sup>81</sup>



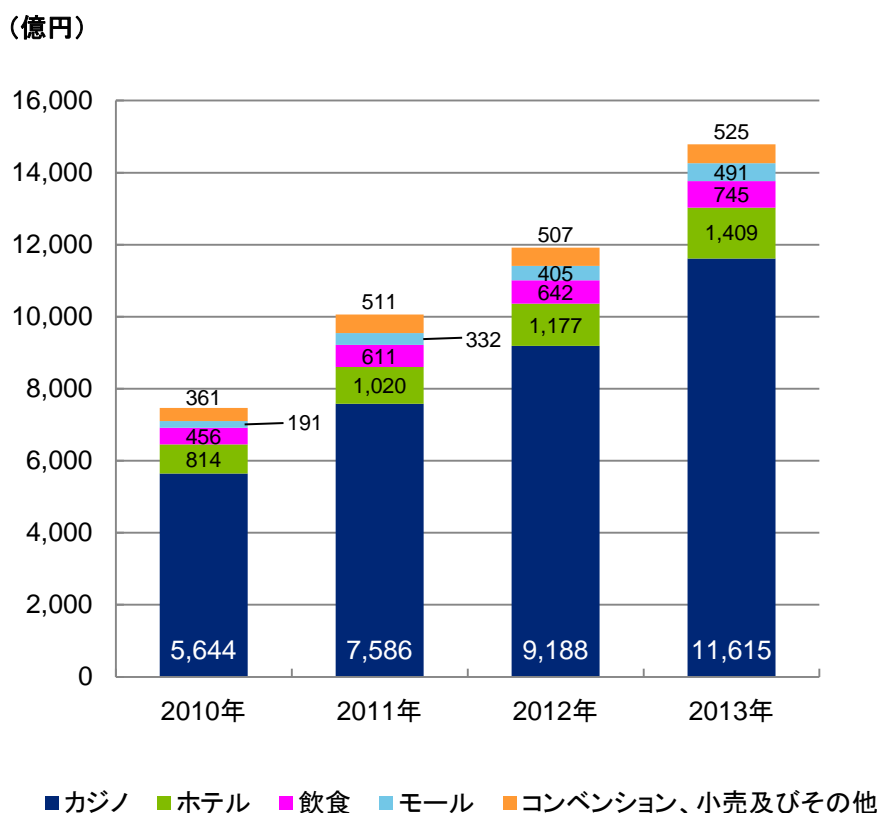
（出典：OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

<sup>81</sup> 本頁の収益推移で示す売上高は、次頁の売上高推移で示す各事業の売上高の合計値から、引当金（Promotional Allowances）を差し引いた値である。

他の企業と同様に、ラスベガス・サンズコーポレーションにおいても、カジノ売上高比率が高くなっている（図 7-24）。

また、マリーナ・ベイ・サンズの開業が売上高増加を牽引し、マリーナ・ベイ・サンズ開業年の2010（平成22）年と比較して、2013（平成25）年におけるカジノ売上高は約2倍に増えている。

図 7-24 売上高推移（ラスベガス・サンズ・コーポレーション）<sup>82</sup>



（出典：OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

## （5）シンガポールにおける採算状況

ラスベガス・サンズ・コーポレーションがシンガポールに設置している施設はマリーナ・ベイ・サンズのみであるため、地域別の収益構造は「（6）IRの施設別採算状況」を参照すること。

<sup>82</sup> 本頁の売上高推移で示す各事業の売上高の合計値は、前頁の収益推移で示す売上高から、引当金（Promotional Allowances）を差し引く前の値である。

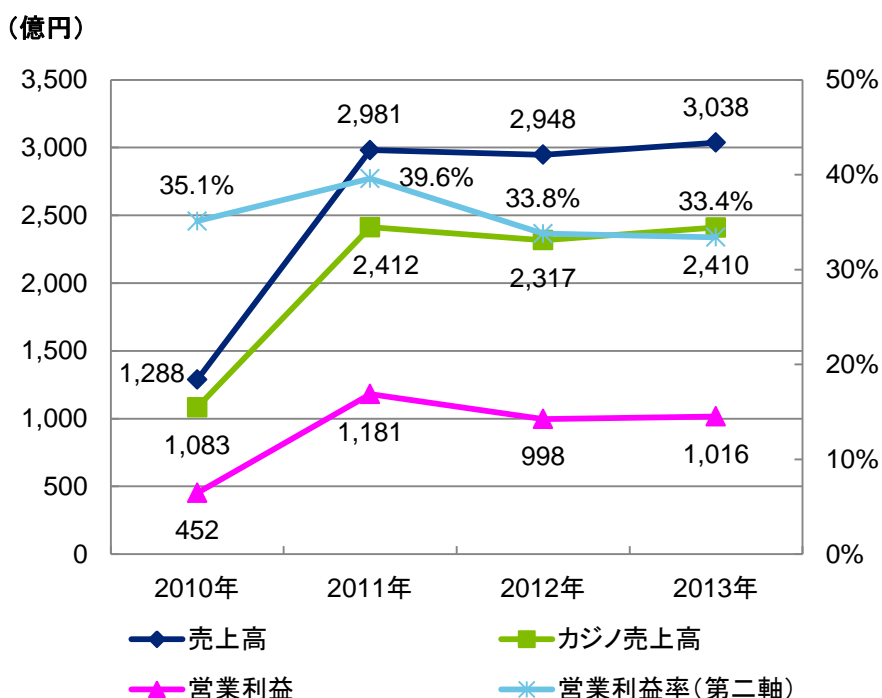


## (6) IRの施設別採算状況

マリーナ・ベイ・サンズにおける収益構造を示す(図 7-25)。なお、会社全体の売上高に占めるマリーナ・ベイ・サンズの売上高の割合は、2013(平成 25)年時点で 22%である。

2011(平成 23)年以降は営業利益率が 30%を越えており、他社と比較しても非常に高い水準である。また、マリーナ・ベイ・サンズが開業した 2010(平成 22)年以降、堅調に売上高を伸ばしているが、開業の翌年 2011(平成 23)年には成長が止まっている。これは、ホテルの満室率が軒並み高く、キャパシティを上回る来場需要を取り込むことができないために売上高が頭打ちとなっていることが一因として挙げられる。

図 7-25 施設別収益推移(マリーナ・ベイ・サンズ)<sup>83</sup>

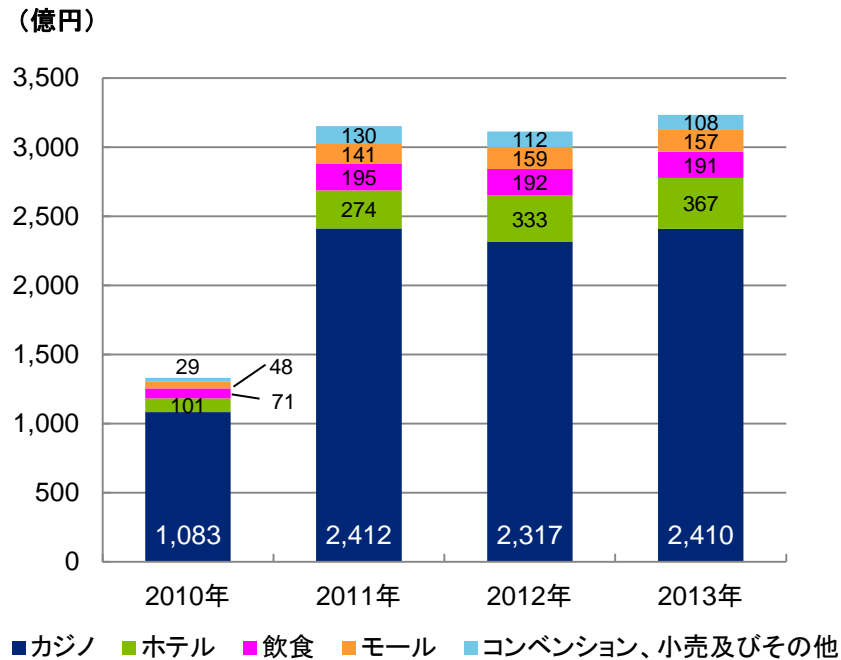


(出典：Las Vegas Sands Press Release Las Vegas Sands Reports Results を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

<sup>83</sup> 本頁の施設別収益推移で示す売上高は、次頁の施設別売上高推移で示す各事業の売上高の合計値から、引当金(Promotional Allowances)を差し引いた値である。

他の施設と同様に、マリーナ・ベイ・サンズにおいてもカジノ売上高が2013（平成25）年時点で75%と、圧倒的に高い割合を占めている（図7-26）。

図7-26 施設別売上高推移（マリーナ・ベイ・サンズ）<sup>84</sup>



（出典：Las Vegas Sands Press Release Las Vegas Sands Reports Results を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

<sup>84</sup> 本頁の施設別売上高推移で示す各事業の売上高の合計値は、前頁の施設別収益推移で示す売上高から、引当金（Promotional Allowances）を差し引く前の値である。

## 7.4 韓国

### 7.4.1 カンウォンランド

#### (1) 企業概要

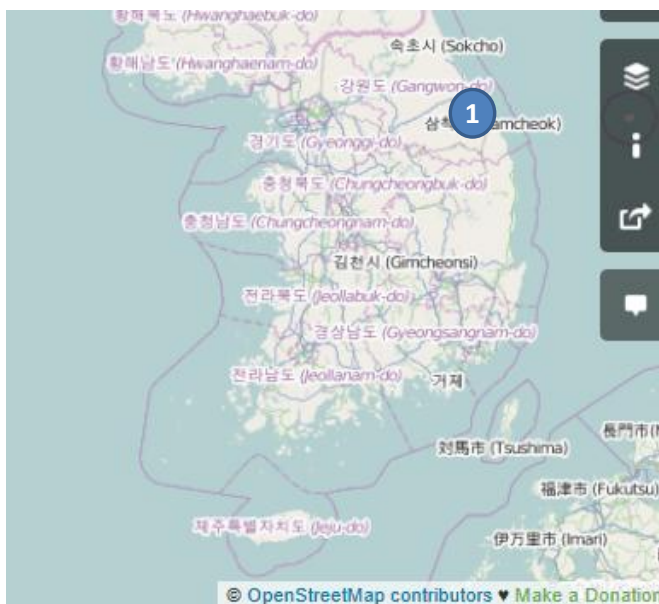
カンウォンランドは、韓国の江原道に本社を置くカジノオペレーターあり、韓国においてカジノを運営している。同社の施設は、国内唯一の内国人入場可能な IR である。

同社のビジネスは、カジノ部門、ホテル部門、レジャー部門及びゲーム・アニメーション部門の 4 事業に分かれている。IR は江原道に 1 ヶ所、ホテルは韓国内で 4 ヶ所運営している。レジャー部門については、韓国でスキー場やゴルフコースを運営している。また、ゲーム・アニメーション部門は、携帯ゲーム及びアニメーションを提供している。

設立年	1998 (平成 10) 年
本拠所在地	韓国 (江原道)
代表者	ヘウ・ジプ・チョイ (Heung Jip Choi)

#### (2) 施設一覧


同社は韓国に 1 ヶ所の IR、カンウォンランドカジノを保有しており、民設民営である。なお、4 ヶ所の地方政府、江原道開発公社及び韓国鉦山開拓株式会社が 51%出資している。



(出典： OpenStreetMap contributors を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

### (3) 施設の設置概要

#### ① カンウォンランドカジノ

	開業:2003(平成 15)年		
	運営会社:カンウォンランド		
	延床面積 不明	カジノ面積 12,793 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
ショッピング		有り	
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ ホテル客室数は 492 部屋。</li><li>➤ テーブルゲーム 200 台、スロットマシン 1,360 台。</li><li>➤ 施設内には、公演劇場やショッピングエリアを有する。</li></ul>			

(出典：Kangwon Land Casino HP，射幸産業統合監督委員会『射幸産業関連統計 2013』，Michael Graves & Associates HP（画像引用）を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

### (4) IR を運営する企業の経営状況

カンウォンランドが保有している施設はカンウォンランドカジノのみであるため、企業単位の収益構造は「(6) IR の施設別採算状況」を参照すること。

### (5) 韓国における採算状況

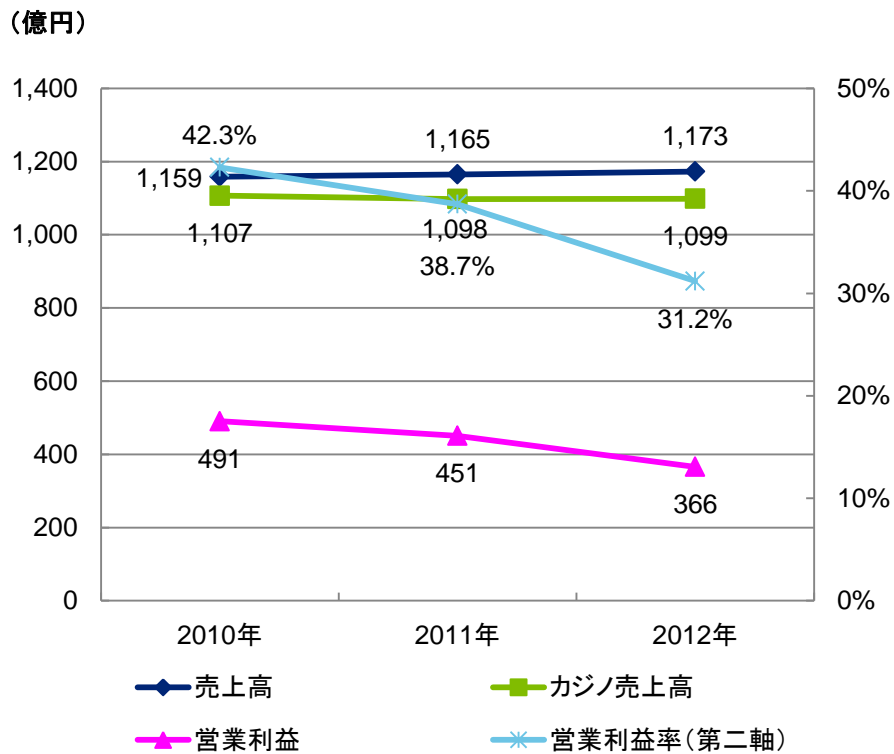
カンウォンランドが保有している施設はカンウォンランドカジノのみであるため、企業単位の収益構造は「(6) IR の施設別採算状況」を参照すること。

## (6) IR の施設別採算状況

カンウォンランドカジノにおける収益構造を示す。2010（平成 22）年以降、売上高は大きく成長しておらず、横ばいとなっている（図 7-27）。

また、営業利益率は 2010（平成 22）年で 42% だったが、毎年約 5 ポイント低下している。

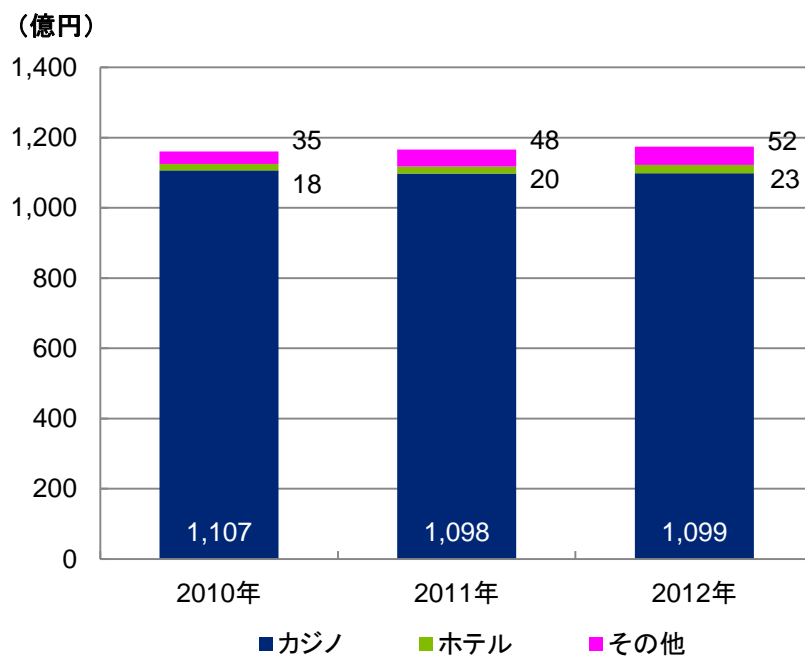
図 7-27 施設別収益推移（カンウォンランドカジノ）



(出典：OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

本章において前掲する他社の施設と同様に、カンウォンランドカジノにおいてもカジノ売上高が圧倒的に高い割合を占めている（図 7-28）。

図 7-28 施設別売上高推移（カンウォンランドカジノ）



（出典：OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

## 7.4.2 パラダイスグループ

### (1) 企業概要

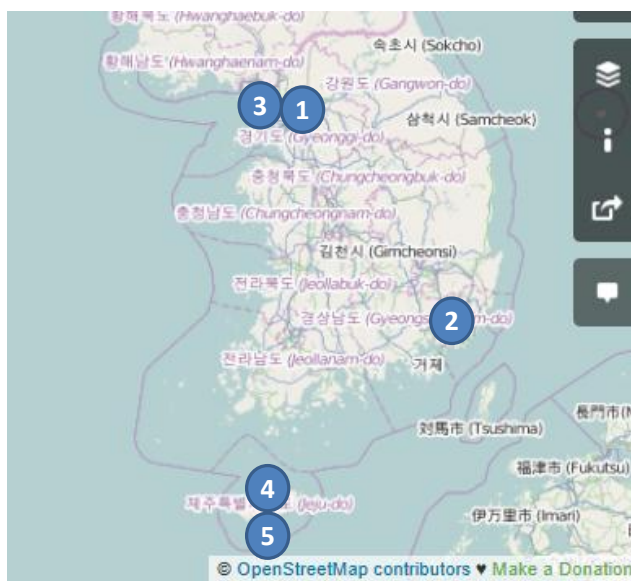
パラダイスグループは、韓国に本社を置くカジノオペレーターであり、韓国においてカジノを運営している。

同社のビジネスは、カジノ部門、ホテル部門及びびスパ部門の3事業に分かれている。カジノは韓国で5ヶ所運営しており、すべて外国人専用カジノである。

設立年	1972（昭和47）年
本拠所在地	韓国（ソウル特別市）
代表者	フィリップ・チュン（Phil-Lip Chun）
代表者経歴	2005（平成17）年からパラダイスグループの会長に就任。

### (2) 施設一覧

同社は韓国に5ヶ所<sup>85</sup>の施設を保有している。すべての施設が民設民営である。




（出典：OpenStreetMap contributors を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

<sup>85</sup> 施設①②③は、パラダイスグローバル（Paradise Global Co., Ltd）がパラダイスグループ（Paradise Co., Ltd.）に37.4%出資している。施設④は、パラダイスグループ（Paradise Co., Ltd.）がパラダイス済州（Paradise Jeju Co., Ltd）の74.5%の持分を所有している。

- ① パラダイスカジノウォーカーヒル (Paradise Casino Walkerhill)
- ② パラダイスカジノ釜山 (Paradise Casino Busan)
- ③ パラダイスカジノ仁川
- ④ パラダイスカジノ済州グランド (Paradise Casino Jeju Grand)
- ⑤ パラダイスカジノ済州ロッテ (Paradise Casino Jeju Lotte)


### (3) 施設の設置概要

#### ① パラダイスカジノウォーカーヒル

	開業:1968(昭和 43)年		
	運営会社:パラダイスグループ		
	延床面積 不明	カジノ面積 3,178 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 3,688 m<sup>2</sup>。</li> <li>➤ ホテル客室数は 830 部屋。</li> <li>➤ テーブルゲームは約 230 台。</li> <li>➤ 韓国最大規模の免税店を有する。</li> <li>➤ 国際規格の 2 面コートを持つ夜間ゲームが可能なテニスコートを有する。特殊コートで造成されており、全天候で使用可能。</li> <li>➤ 3 階建て 67 席の大規模ゴルフ練習場を完備。</li> </ul>			

(出典：PARADISE Co., Ltd. Annual Report 2011, Sheraton Grande Walkerhill HP、射幸産業統合監督委員会『射幸産業関連統計 2013』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)


#### ② パラダイスカジノ釜山

	開業:1999(平成 11)年		
	運営会社:パラダイスグローバル		
	延床面積 不明	カジノ面積 2,283 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 韓国を代表する観光名所の海雲台が一望できる。</li> <li>➤ ショッピングエリア、露天風呂温泉施設や 3D ゴルフ練習場を有する。</li> <li>➤ テーブルゲーム 70 台。</li> </ul>			

(出典：PARADISE Co., Ltd. Annual Report 2011, 射幸産業統合監督委員会『射幸産業関連統計 2013』、Busanhaps (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)




③ パラダイスカジノ仁川

	開業:1967(昭和 42)年		
	運営会社:パラダイスグローバル		
	延床面積 不明	カジノ面積 1,311 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 韓国最初のカジノであり、仁川国際空港に近接している。</li> <li>➤ コンベンション施設は 4,024 m<sup>2</sup>。</li> <li>➤ ホテル客室数は 1,022 部屋。</li> <li>➤ 上記の他、スパやフィットネス設備を有する。</li> </ul>			


(出典： PARADISE Co., Ltd. Annual Report 2011, HYATT REGENCY INCHEON HP, 射幸産業統合監督委員会『射幸産業関連統計 2013』、The Moodie Report (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

④ パラダイスカジノ済州グランド

	開業:1992(平成 4)年		
	運営会社:パラダイス済州 (Paradise Jeju Co., Ltd)		
	延床面積 不明	カジノ面積 2,756 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	無し
エンターテイメント		無し	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 済州空港に近接。</li> <li>➤ 敷地内でゴルフや乗馬を楽しむことができる。ゴルフ場は、国際レベルの 36 ホールのゴルフコース(オラ(吾羅)カントリークラブ)を備えている。</li> <li>➤ コンベンション施設は 2,176 m<sup>2</sup>。</li> <li>➤ ホテル客室数は 512 部屋。</li> </ul>			

(出典： PARADISE Co., Ltd. Annual Report 2011, JEJU GRAND HOTEL HP, 射幸産業統合監督委員会『射幸産業関連統計 2013』、World Casino Directory (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

⑤ パラダイスカジノ済州ロッテ

	開業:1987(昭和62)年		
	運営会社:パラダイスカジノ済州ロッテ(Paradise Casino Jeju Lotte)		
	延床面積 不明	カジノ面積 2,574 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
ショッピング		有り	
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ドラマのロケ地、射撃大会、ゴルフ大会、ディナーショー、海産物祭り等、年間約20回の多彩なイベントを開催。</li> <li>▶ 野外宴会場を有し、毎日夜7時から9時まで宴会場から花火を観覧できる。</li> <li>▶ コンベンション施設は1,600 m<sup>2</sup>。</li> <li>▶ ホテル客室数は500部屋。</li> </ul>			

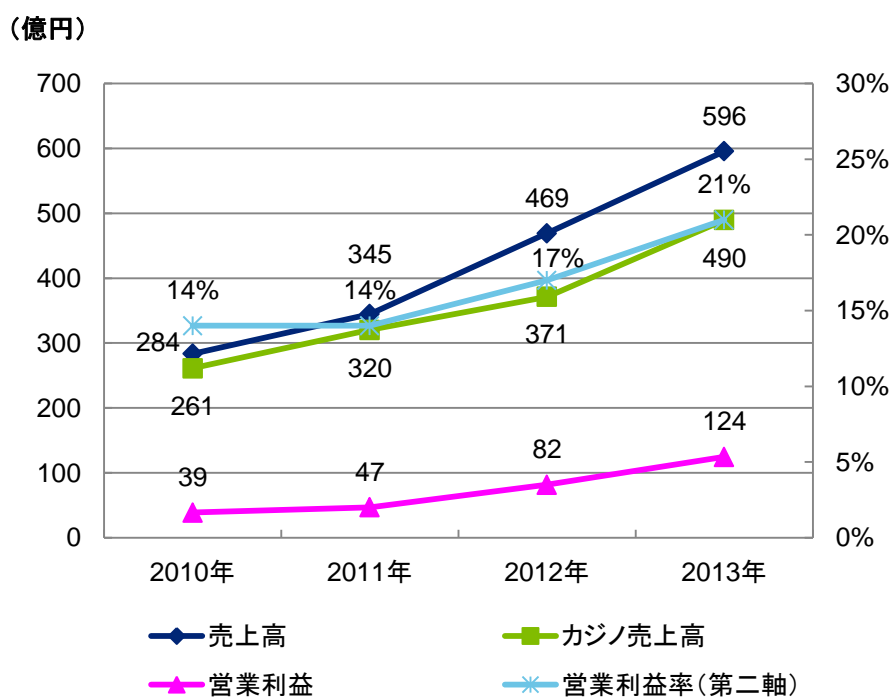
(出典: PARADISE Co., Ltd. Annual Report 2011, Lotte Hotel HP, World Casino Directory (画像引用) を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

(4) IR を運営する企業の経営状況

パラダイスグループ全体としての収益構造を示す(図 7-29)。

売上高は年々増加しており、2010(平成22)年と比較すると2013(平成25)年は約2倍の規模に成長している。

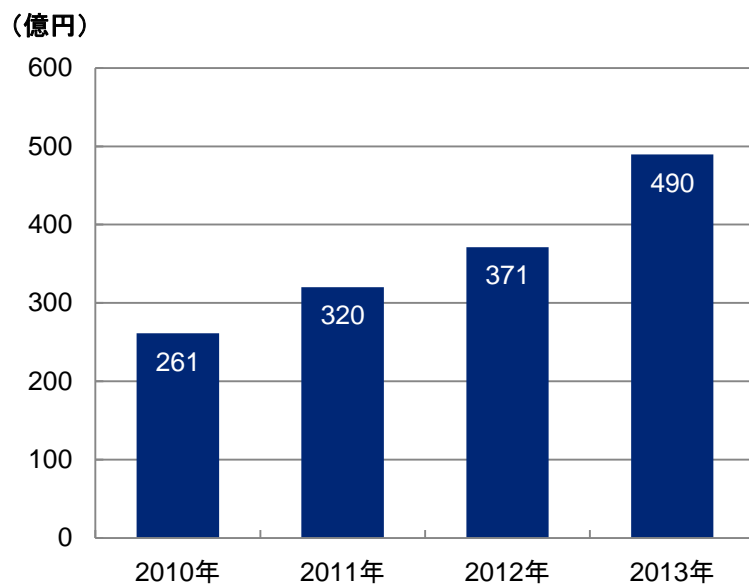
図 7-29 収益推移(パラダイスグループ)



(出典: OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

カジノ売上高は年々増加しており、2010（平成22）年と比較すると2013（平成25）年は約2倍の規模に成長している（図7-30）。

図7-30 カジノ売上高推移（パラダイスグループ）



（出典：OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

#### (5) 韓国における採算状況

パラダイスグループが保有している施設は韓国の施設のみであるため、地域別の収益構造は「(4) IR を運営する企業の経営状況」を参照すること。

#### (6) IR の施設別採算状況

パラダイスグループは、IR 施設別の財務数値を公表していない。

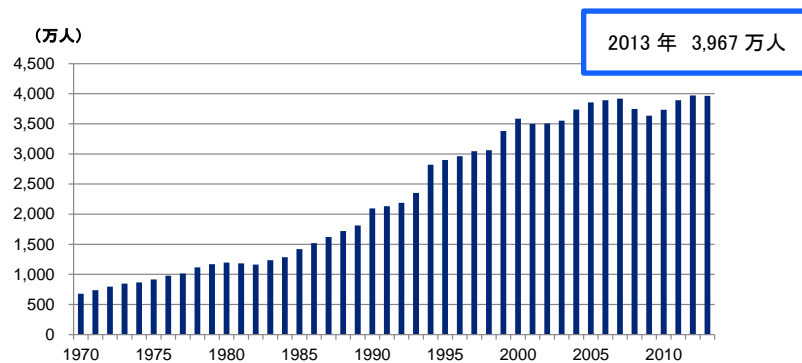
## 7.5 IR・カジノの来場者属性

IRの来場者属性にどのような特徴があるか考察する。ただし、個別施設の訪問者属性を公表していないため、ここではIR設置都市・地域における訪問者の属性と、訪問者のIRに関連する行動に関する統計を基に分析する。

### 7.5.1 ラスベガスへの訪問者の属性

ラスベガスへの訪問者数は、リーマン・ショックの影響から2008（平成20）年から2009（平成21）年にかけて一時的な落ち込みを見せているもののそれ以降は増加傾向に転じており、2013（平成25）年で3,967万人を記録している（図7-31）。

図 7-31 ラスベガスへの訪問者数の推移

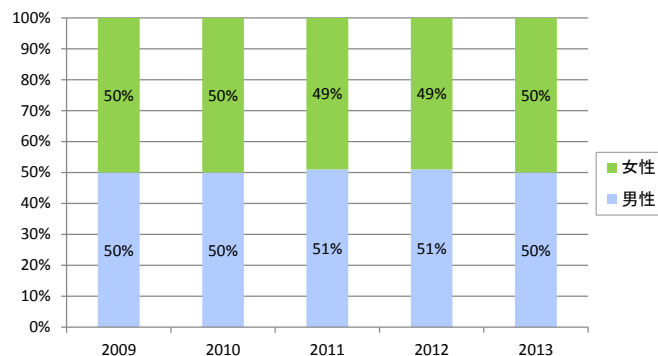


（出典：LAS VEGAS CONVENTION AND VISITORS AUTHORITY 公表資料を基に  
デロイト トーマツ コンサルティング作成）

ラスベガス市への訪問者で男女間に偏りはなく、2009（平成21）年から2013（平成25）年の期間において大きな変動は見られない（図7-32）。

なお、米国への外国人訪問者の性別では男性がやや多くなっている。

図 7-32 ラスベガス市への訪問者の性別比率の推移



（出典：Las Vegas Convention And Visitors Authority 『LAS VEGAS VISITOR PROFILE2013』を基にデロイト  
トーマツ コンサルティング作成）

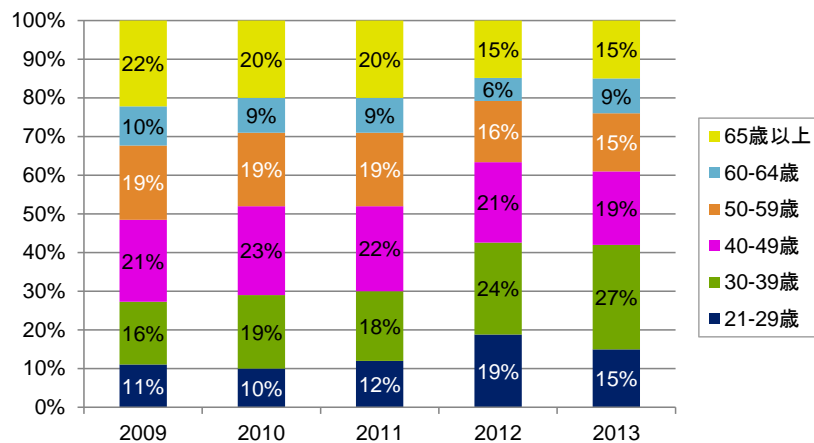
表 7-2 米国への外国人訪問者の性別比率の推移（参考）

	2008	2009	2010	2011	2012
男性	60%	56%	56%	55%	55%
女性	40%	44%	44%	45%	45%

（出典：Office of Travel and Tourism Industries 公表資料を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

年齢別にみると 30-39 歳、40-49 歳の訪問者の割合が比較的多くなっている。増減の傾向をみると 65 歳以上の訪問者割合が減少傾向にある。一方、30-39 歳の訪問者割合は増加傾向にある（図 7-33）。

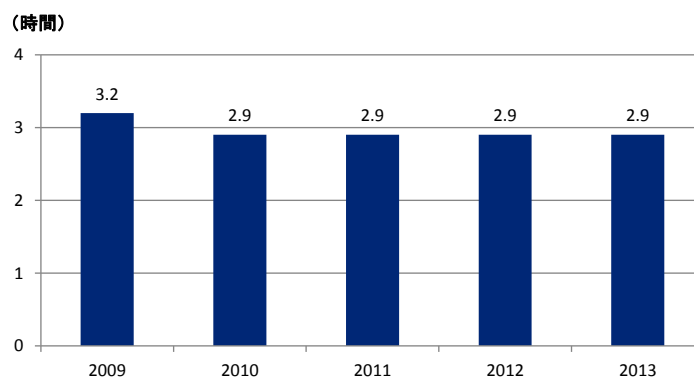
図 7-33 ラスベガス市への訪問者の年齢別比率の推移



（出典：Las Vegas Convention And Visitors Authority 『LAS VEGAS VISITOR PROFILE2013』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

ラスベガス市への訪問者が 1 日当たりゲーミングに費やす平均時間を示す（図 7-34）。ラスベガス市への訪問者は 1 日あたり約 3 時間ゲーミングに費やしており、横ばい傾向が続いている。

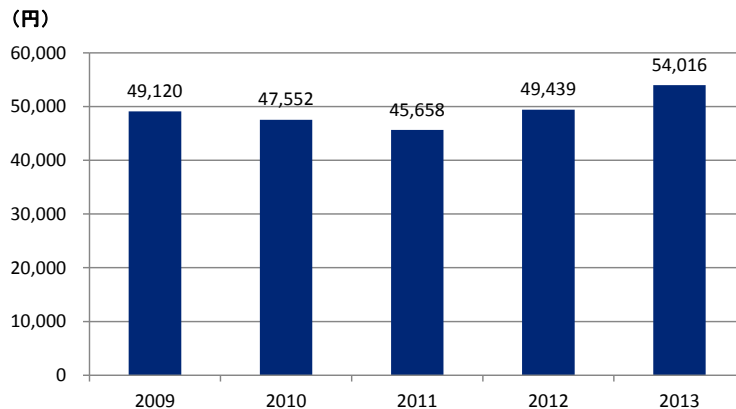
図 7-34 ラスベガス市への訪問者の 1 日当たりの平均ゲーミング利用時間



（出典：Las Vegas Convention And Visitors Authority 『LAS VEGAS VISITOR PROFILE2013』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

ラスベガス市への訪問者がラスベガス滞在中にゲーミングのために確保する平均予算は、最も多い2013（平成25）年で約54,016円となっており、2011（平成23）年の約45,658円から増加傾向にある（図7-35）。

図7-35 ラスベガス市への訪問者の平均ゲーミング予算

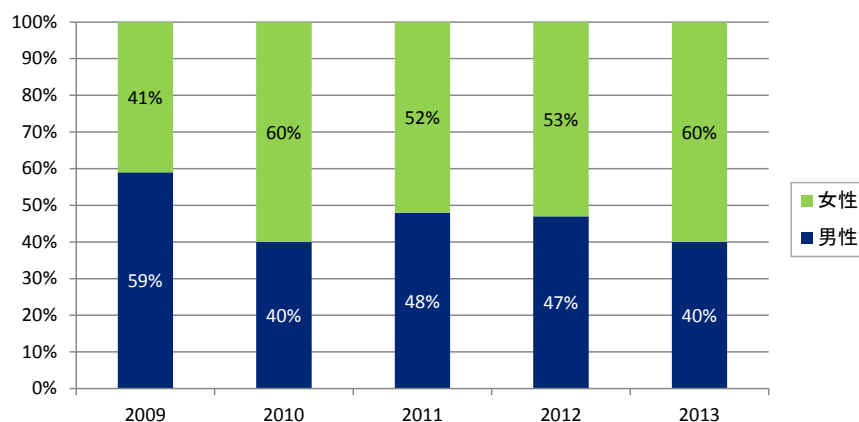


（出典：Las Vegas Convention And Visitors Authority 『LAS VEGAS VISITOR PROFILE2013』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

### 7.5.2 マカオへの訪問者の属性

マカオへの訪問者数（外国人旅行者数）は、図5-6のとおりであり、2013（平成25）年に2,932万人を記録している。訪問者の性別比率をみると、女性の方が最大で20ポイント多くなっている（図7-36）。これはベネチアン・マカオに併設されているショッピングモール等の施設が女性客を惹きつけていると推察できる。この傾向は中国本土への外国人訪問の性別比率と異なり、中国本土への外国人訪問者は男性の方が多傾向が見られる。

図7-36 マカオへの訪問者の性別比率の推移



（出典：International Tourism Research Centre 『Macao Visitor Profile Survey2009-2013』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

表 7-3 中国本土への外国人訪問者の性別比率の推移（参考）

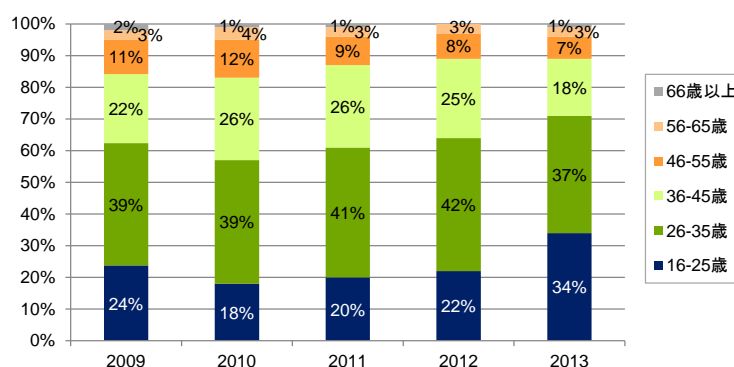
	2009	2010	2011	2012
男性	65%	64%	64%	64%
女性	35%	36%	36%	36%

（出典：中国国家统计局公表データを基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

年齢別にみると 26-35 歳の訪問者の割合が最も多くなっているものの、その割合は 2012（平成 24）年から減少に転じている。また同様に 36-45 歳の訪問者の割合も減少傾向にあり、2012（平成 24）年から 2013（平成 25）年にかけては 7 ポイント減少している。一方で 16-25 歳の訪問者の割合が増加傾向にあり 2012（平成 24）年から 2013（平成 25）年にかけて 12 ポイント増加している（図 7-36）。

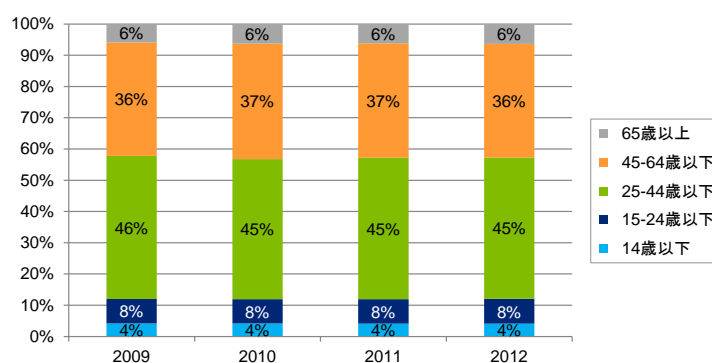
中国本土への外国人訪問者の年齢別比率の推移と比較すると、中国本土への外国人訪問者では 45-64 歳までの訪問者割合が全体の約 3 割を占めているのに対し、マカオへの訪問者の同世代（46-65 歳）の割合は約 1 割強で推移している（図 7-38）。

図 7-37 マカオへの訪問者の年齢別比率の推移



（出典：International Tourism Research Centre 『Macao Visitor Profile Survey2009-2013』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

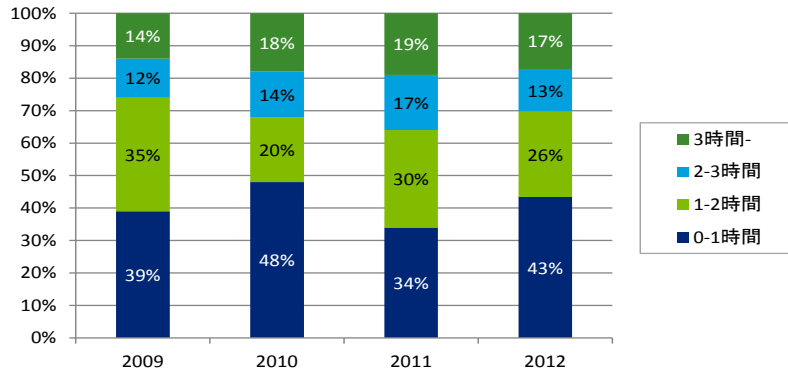
図 7-38 中国本土への訪問者の年齢別比率の推移（参考）



（出典：中国国家统计局公表データを基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

マカオへの訪問者が1日あたりゲーミングに費やす平均時間をみると、マカオへの訪問者のうち、ゲーミングに1日あたり0-1時間程度費やす割合が最も多い。次いで、1-2時間が多くなっており、3時間以上費やす訪問者の割合は全体の2割弱となっている(図7-39)。

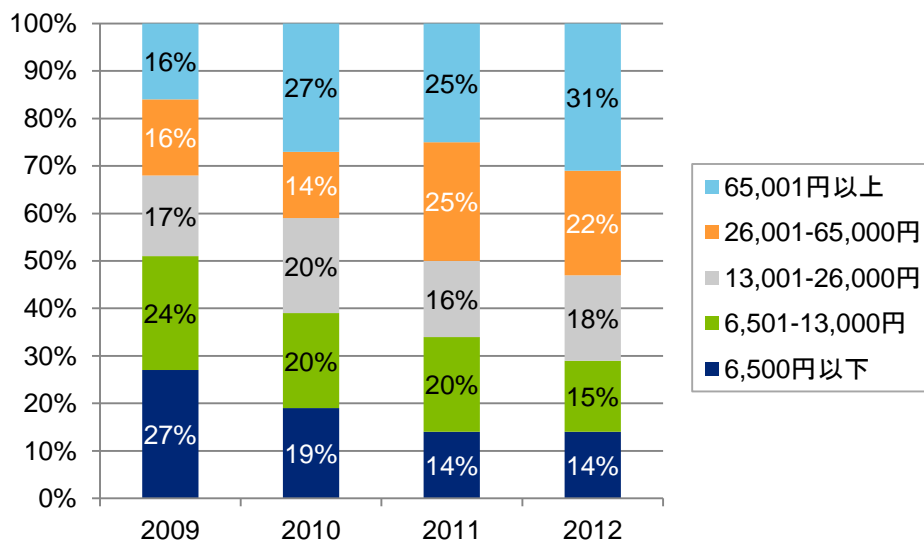
図 7-39 マカオへの訪問者の1日あたりの平均ゲーミング利用時間



(出典：International Tourism Research Centre 『Macao Visitor Profile Survey2009-2013』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

2012(平成24)年時点でマカオへの訪問者のうち、ゲーミング用の予算として65,001円以上確保している人の割合が最も多く、2011(平成23)年以降から増加に転じている(図7-40)。次に多い割合として26,001-65,000円となっており、この2つの予算価格の訪問者が全体の約半分を占めている。1日あたりの平均ゲーミング利用時間に大きな変動は見られないが、予算額が増加傾向にあるため、時間当りの予算額が増加していると考えられる。

図 7-40 マカオへの訪問者のゲーミング予算別比率の推移



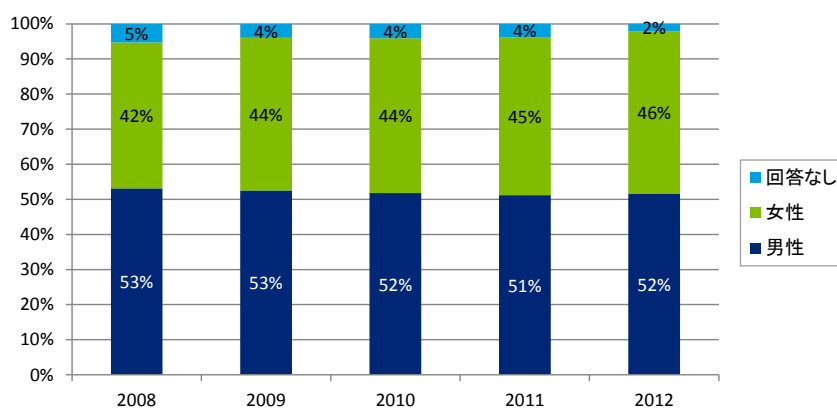
(出典：International Tourism Research Centre 『Macao Visitor Profile Survey2009-2013』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)



### 7.5.3 シンガポールへの訪問者の属性

シンガポールへの訪問者数（外国人旅行者数）は、図 5-7 のとおりであり、2013(平成 25)年に 1,557 万人を記録している。2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年におけるシンガポールへの訪問者の性別をみると、男性の方がやや多い比率となっており、この傾向に大きな変化は見られない（図 7-41）。

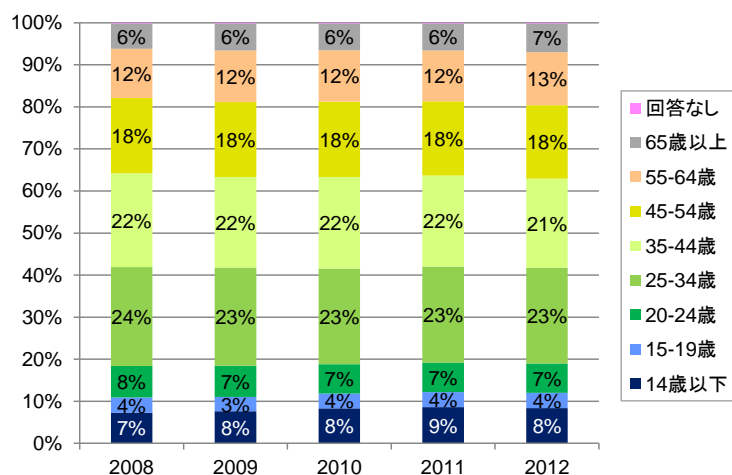
図 7-41 シンガポールへの訪問者の性別比率の推移



（出典：Shingapore Tourism Board『Annual Report on TOURISM STATISTICS』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年におけるシンガポールへの訪問者の年齢をみると、25-34 歳、35-44 歳、45-54 歳がそれぞれ約 2 割ずつを占めており、この割合に大きな変動はない（図 7-42）。

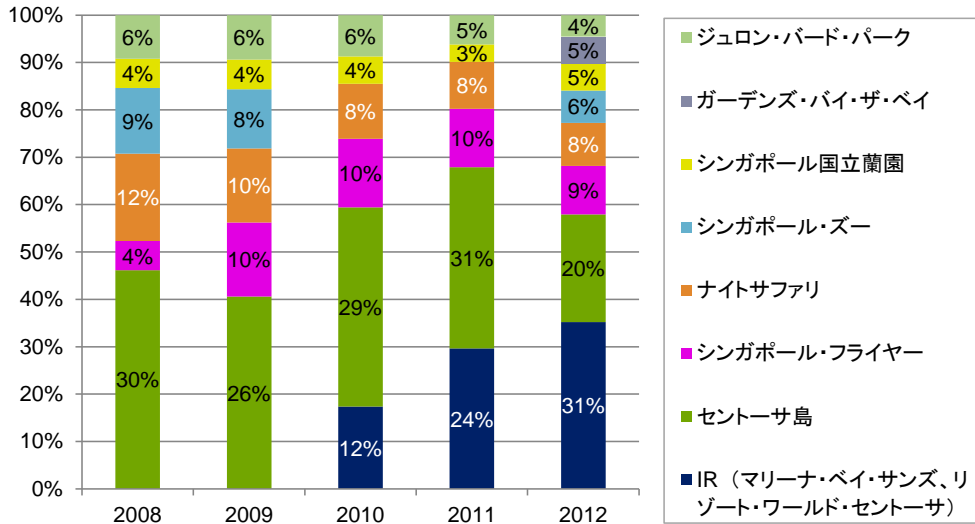
図 7-42 シンガポールへの訪問者の年齢別比率の推移



（出典：Shingapore Tourism Board『Annual Report on TOURISM STATISTICS』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

シンガポールへの訪問者のシンガポールにおける訪問場所別比率の推移をみると、2010（平成22）年にマリーナ・ベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサが開業したことを受け、この2拠点のIRに訪れる人の割合が増えている。

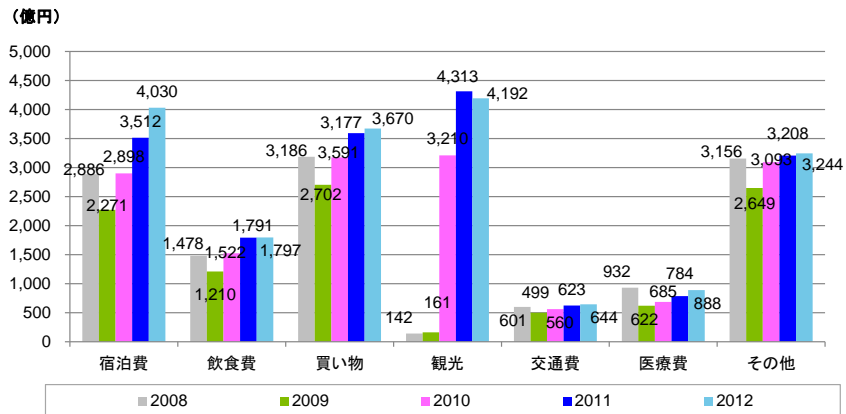
図 7-43 シンガポールへの訪問者の訪問場所別比率の推移



（出典：Singapore Tourism Board『Annual Report on TOURISM STATISTICS』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

シンガポールへの訪問者の項目別支出の推移をみると、2009（平成21）年から2010（平成22）年にかけて、観光への支出額が飛躍的に増加している。これは、2010（平成22）年のマリーナ・ベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサの開業によって、急増したゲーミングに対する旅行者の支出を、観光への支出合計に計上したためである（図 7-44）。

図 7-44 シンガポールへの訪問者の項目別支出の推移



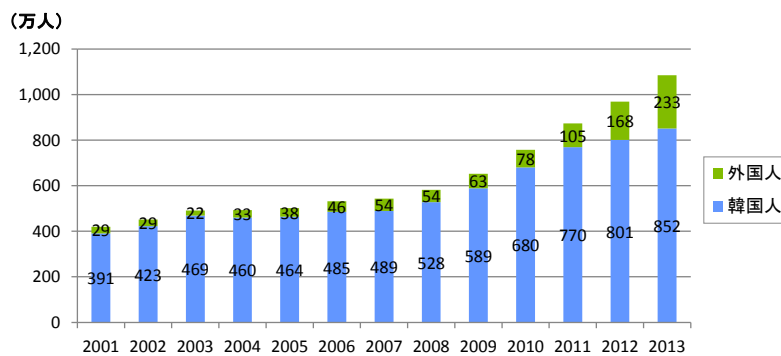
（出典：Singapore Tourism Board『Annual Report on TOURISM STATISTICS』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

#### 7.5.4 韓国 済州島への訪問者の属性

韓国のカジノ設置エリアの中でも、観光地としての発展が目覚ましく、2章にあるように今後も新規 IR の建設が計画されている済州島への訪問者の属性を整理する。

2001（平成 13）年から 2007（平成 19）年にかけては訪問者の数にそれほど大きな増減はみられないが、2007（平成 19）年に済州島の火山島と溶岩洞窟群が世界自然遺産に登録されたことや、2010（平成 22）年に世界ジオパークに登録されたことを受け、2008（平成 20）年から済州島への訪問者数は大幅に増加していると考えられる（図 7-45）。

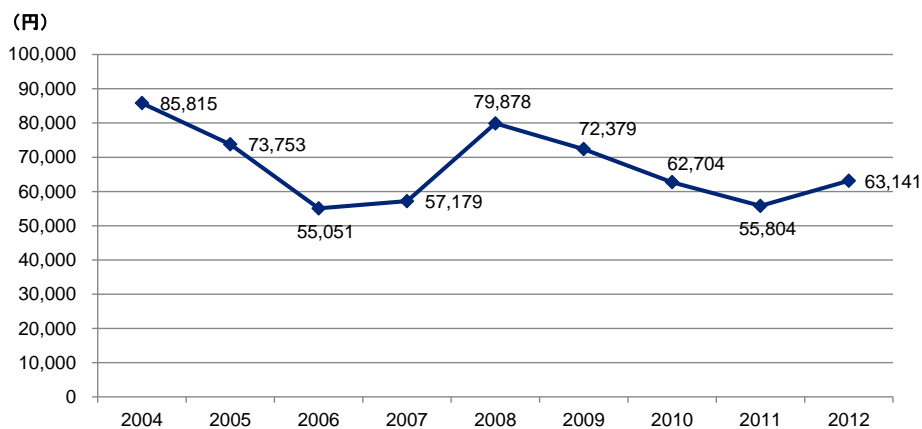
図 7-45 済州島への韓国人と外国人の訪問者数の推移



（出典：済州特別自治道観光協会『済州観光月別統計』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

済州島のカジノ訪問者一人当たりのカジノに費やす平均単価を示す（図 7-46）。済州島のカジノ売上高をカジノへの訪問者数で割ることによって算出した平均単価は、2008（平成 20）年から 2011（平成 23）年にかけて減少傾向にある。

図 7-46 済州島への訪問者がカジノに費やす平均単価の推移



（出典：韓国文化観光研究院『観光産業統計ーカジノ業現況』を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

## 7.6 総括

本章で調査を行った4地域（ネバダ州、マカオ、シンガポール、韓国）では、民設民営によりIRを開発・運営している。また、どの地域においても、カジノ、ホテル、エンターテインメント施設、コンベンション施設等が一体となった複合施設が多く見られる。

IRの採算状況を見ると、各カジノオペレーター固有の要因だけでなく、当該施設のキャパシティオーバー等の環境要因により収益が伸び悩んでいる施設も見られた。なお、事業別に採算状況を見ると、どのIRにおいても、全社の売上高に対してカジノ売上高が占める割合が高い。

IR・カジノの来場者の属性を見ると、ラスベガスでは2010（平成22）年から2013（平成25）年にかけて、ラスベガス市への訪問者の1日当たりの平均ゲーミング利用時間は変化していない一方で、平均ゲーミング予算は増加している。これは、景気の回復とともに、訪問者に経済的余裕が生じたことによるものと推察できる。

マカオでは、2010（平成22）年からマカオへの訪問者は16-25歳までの比較的若年層の割合が増加している。またゲーミングの予算別の比率を見ると63,001円以上の割合が増えていることから、比較的若く、経済的に余裕のある利用者が増えてきていることが推察できる。

シンガポールでは、2010（平成22）年にマリーナ・ベイ・サンズ、リゾート・ワールド・セントーサが開業してから、この2ヶ所への訪問者が増加している。シンガポールへの訪問者の性別、年齢別比率に大きな偏りは見られず、2010（平成22）年以降も大きな変化はないため、前述の2エリアについても、性別の偏りはなく、幅広い年齢層が訪問者となっていると推察される。

## 第8章

### 外国人のみを対象とするカジノ

## 8 外国人のみを対象とするカジノ

世界における外国人のみを対象とするカジノのうち、韓国、ベトナム、モナコの3ヶ国の調査を行った。なお、韓国にあるカジノは、カンウォンランドカジノを除く全てが外国人のみを対象とした施設であり、7章において既にパラダイスグループを分析していることから、本章では他社の調査結果を示す。

### 8.1 韓国

韓国では、インバウンド旅行者の誘致及びそれに伴う外貨の獲得、韓国カジノ産業の国際競争力向上、観光インフラ構築及び公益事業投資の財源獲得を目的として、外国人専用カジノを運営してきた背景がある。

#### 8.1.1 グランドコリアレジャー (Grand Korea Leisure)

##### (1) 企業概要

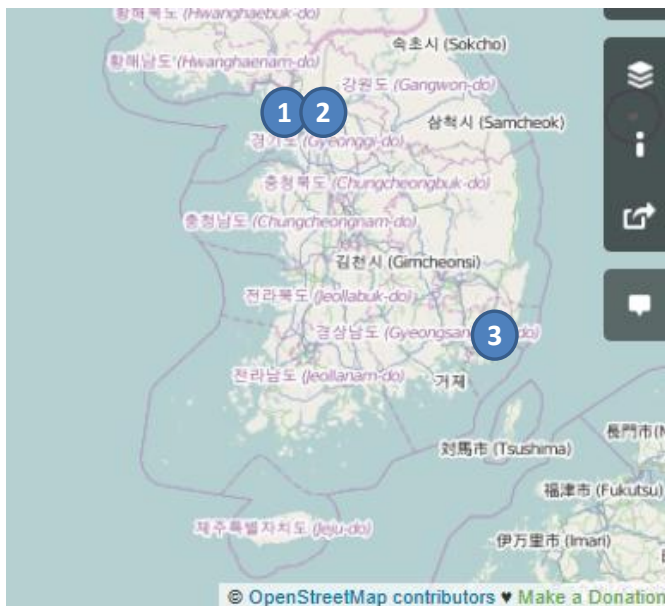
グランドコリアレジャーは、韓国観光公社の子会社であり、セブンラック (Seven Luck) というブランドで外国人専用カジノを運営しており、2009 (平成 21) 年に韓国証券取引所に上場している。

2004 (平成 16) 年に韓国観光公社文化観光部から公示された外国人専用カジノの許可公告に対し、許可申請を提出し、2005 (平成 17) 年にはソウル 2ヶ所、釜山 1ヶ所について条件付きの許認可を取得した。翌年にはセブンラック釜山ロッテ (Seven Luck Busan Lotte)、セブンラックミレニアムソウルヒルトン (Seven Luck Millennium Seoul Hilton) 及びセブンラックソウル江南 (Seven Luck Seoul Gangnam) の3ヶ所をオープンした。

また、2009 (平成 21) 年にセブンラックソウル江南 (Seven Luck Seoul Gangnam) を拡張オープンし、2010 (平成 22) 年にセブンラックミレニアムソウルヒルトン (Seven Luck Millennium Seoul Hilton)、2012 (平成 24) 年にセブンラック釜山ロッテ (Seven Luck Busan Lotte) のリニューアルオープンをしている。

## (2) 施設一覧

同社は韓国に3ヶ所の施設を保有しており、民設民営である。ただし、同社は韓国観光公社の子会社である。なお、韓国への旅行者数のうち、同社の施設に来場する日本人の割合は毎年約20%程度であり、2013（平成25）年では、約550,000人であった<sup>86</sup>。




(出典：OpenStreetMap contributors を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

- ① セブンラックソウル江南
- ② セブンラックミレニアムソウルヒルトン
- ③ セブンラック釜山ロッテ

## (3) 施設の設置概要


- ① セブンラックソウル江南

	開業:2006(平成18)年		
	運営会社:グランドコリアレジャー		
	延床面積 6,060 m <sup>2</sup>	カジノ面積 5,380 m <sup>2</sup> (延床面積の88.8%)	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	無し
		コンベンション	無し
		ショッピング	無し
エンターテインメント		無し	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ スロットマシン台数は119台、テーブルゲーム台数は71台。</li> <li>➤ 付帯施設はないが、付近にホテルや免税店、エンターテインメント施設等がある。</li> <li>➤ 付近には複合施設COEXがあり、同施設には国際会議を開催できるコンベンションセンター、水族館、劇場、映画館等がある。</li> </ul>			

(出典：7Luck HP を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)


<sup>86</sup> Korea Investment & Securities 『Company Note March 4, 2014 Grand Korea Leisure(114090)』より引用。

② セブンラックミレニアムソウルヒルトン

	開業:2006(平成 18)年		
	運営会社:グランドコリアレジャー		
	延床面積 2,840 m <sup>2</sup>	カジノ面積 2,811 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同施設はビジネス街から2.4kmという利便性を誇る。</li> <li>➤ ホテルは Millennium Seoul Hilton Hotel がある。</li> <li>➤ コンベンション施設は 8ヶ所あり、最大 500 名まで収容可能。</li> <li>➤ スロットマシン台数は 142 台、テーブルゲーム台数は 55 台。</li> </ul>			

(出典：7Luck HP を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

③ セブンラック釜山ロッテ

	開業:2006(平成 18)年		
	運営会社:グランドコリアレジャー		
	延床面積 不明	カジノ面積 2,532 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	有り
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ホテルは Lotte Hotel Busan がある。</li> <li>➤ コンベンション施設は 12ヶ所。</li> <li>➤ スロットマシン台数は 85 台、テーブルゲーム台数は 47 台。</li> </ul>			

(出典：7Luck HP を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

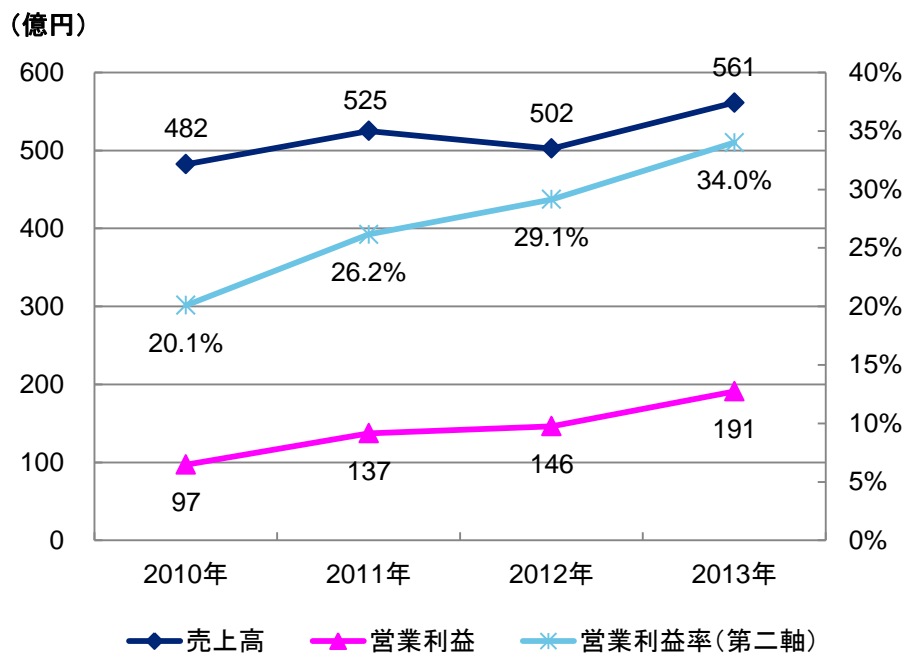


#### (4) IR を運営する企業の経営状況

グランドコリアレジャー全体としての収益構造を示す（図 8-1）。

売上高は 2010（平成 22）年で 482 億円、2013（平成 25）年で 561 億円と堅調に増加している。

図 8-1 収益推移（グランドコリアレジャー）



(出典：Korea Investment & Securities を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## 8.2 ベトナム

ベトナム国内にあるカジノのうち、本調査では2社のカジノについて調査を行った。ベトナム国内では、道徳観からカジノをベトナム人が利用することには否定的な意見が根強いことから、外国人旅行者の誘致による外貨獲得を目的とし、カジノを外国人専用とした背景がある。

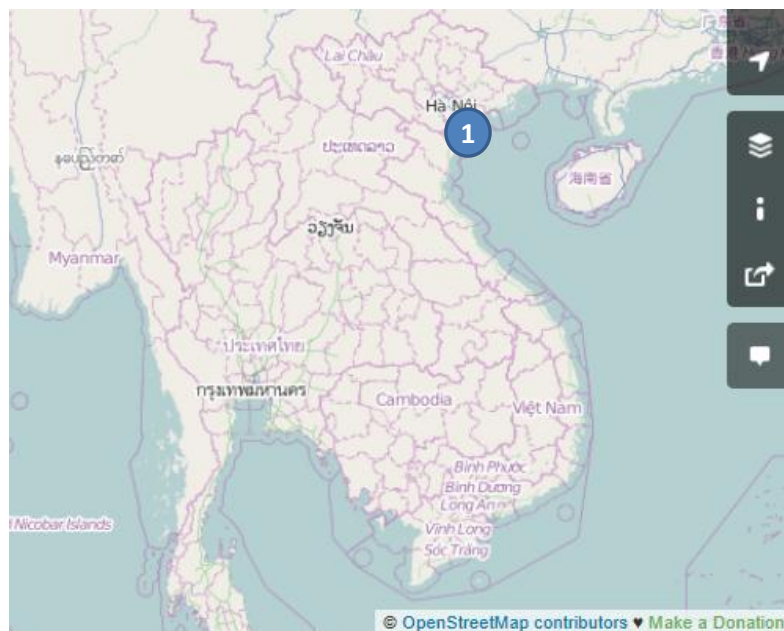
### 8.2.1 ドーソンリゾートホテル (Do Son Resort Hotel)

#### (1) 企業概要

1992（平成4）年に設立及びカジノ運営ライセンスを取得し、1994（平成6）年から開業している。

#### (2) 施設一覧


同社はベトナムに1ヶ所の施設（ドーソンリゾートホテル）を保有している。



(出典：OpenStreetMap contributors を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

### (3) 施設の設置概要

#### ① ドーソンリゾートホテル

	開業:1994(平成6)年		
	運営会社:ドーソンリゾートホテル		
	延床面積 不明	カジノ面積 1,440 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	不明
		ショッピング	不明
エンターテイメント		不明	
➤ スロットマシン 100 台、テーブルゲーム 16 台(バカラ、ブラックジャック、ルーレット)、ポーカールーム 8 部屋。			
➤ 従業員は 2013(平成 25)年時点で 417 名。			

(出典:Vietnam Travel Channel, OurFavoriteCasinos.com (画像引用)を基に  
デロイト トーマツ コンサルティング作成)

### (4) IR 企業の採算状況

ハイフォン市の発表によると、2012(平成 24)年におけるドーソンリゾートホテル(Do Son Casino)の売上高は 24.9 億円であり、そのうちカジノ売上高が占める割合は 90%を超える。

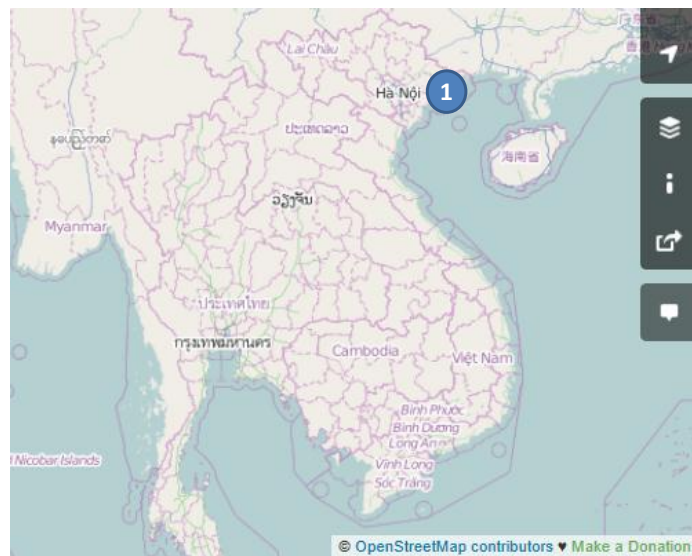
## 8.2.2 ロイヤルインターナショナルコーポレーション (Royal International Corporation)

### (1) 企業概要

1994（平成6）年に台湾企業との共同出資により設立、カジノ運営ライセンスを取得し、2007（平成19）年にはベトナム証券取引所へ上場している。

### (2) 施設一覧


同社はベトナムに1ヶ所の施設（ロイヤルインターナショナルゲーミングクラブ ホテル&スパリゾート（THE ROYAL INTERNATIONAL GAMING CLUB, HOTEL AND SPA RESORT））を保有している。



（出典：OpenStreetMap contributors を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

### (3) 施設の設置概要

#### ① ロイヤルインターナショナルゲーミングクラブ ホテル&スパリゾート

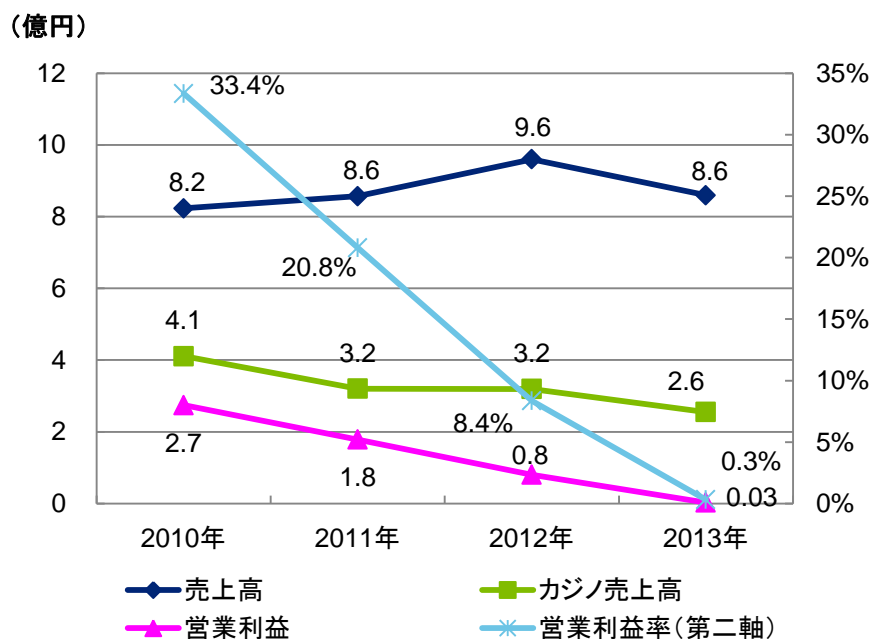
	開業: 不明	
	運営会社: ロイヤルインターナショナルコーポレーション	
	延床面積 不明	カジノ面積 846 m <sup>2</sup>
	敷地面積 300,000 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル
コンベンション		有り
ショッピング		有り
エンターテイメント		有り
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ホテル部屋数は168部屋。</li> <li>➤ スパ、カラオケ、レストラン等の100,000 m<sup>2</sup>以上のエンターテイメント施設と1,500 mにわたるビーチを有する。</li> <li>➤ スロットマシン70台、テーブルゲーム18台、ポーカールーム。</li> </ul>		

（出典：Royal International Corporation HP, World Casino Networks（画像引用）を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成）

#### (4) IR を運営する企業の経営状況

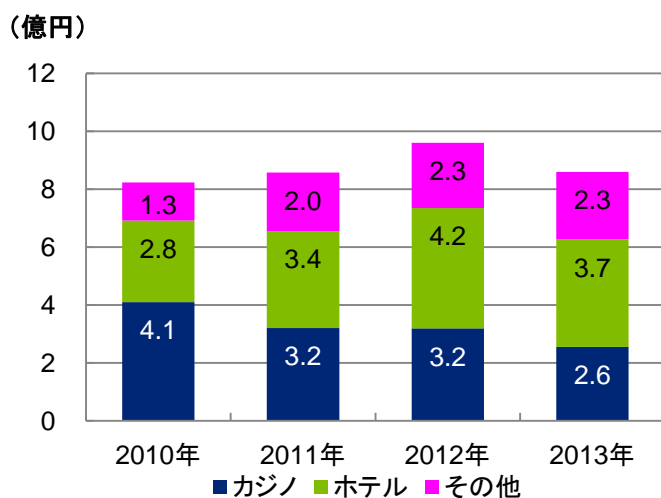
ロイヤルインターナショナルコーポレーション全体としての収益構造を示す。同社が公表している情報によると、2013（平成 25）年の売上高は約 8.6 億円と、これまで分析してきた他社に比べ、規模がかなり小さい。さらに、営業利益が年々低くなっている。

図 8-2 収益推移（ロイヤルインターナショナルコーポレーション）



(出典：OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

図 8-3 事業別売上高推移（ロイヤルインターナショナルコーポレーション）



(出典：OneSource を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## 8.3 モナコ

モナコでは、他に主要産業あるいは競争力のある産業が存在しなかったため、観光を促進し、外国からの旅行者を誘致して外貨を獲得することを目的とし、カジノを外国人専用とした背景がある。

### 8.3.1 モンテカルロ SBM (Monte-Carlo SBM)

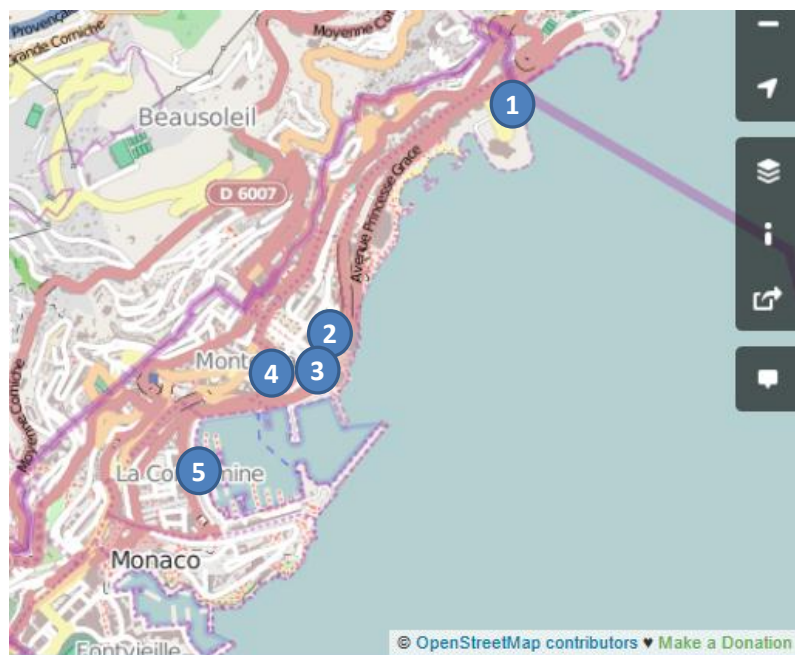
#### (1) 企業概要

モンテカルロ市の発展のため、モンテカルロ SBM は 1863 (文久 3) 年に国王 (チャールズ III 世) の命により設立された。主要株主はモナコ政府であることから、半官半民の企業であるといえる。観光、レジャー、ビジネス、カジノ、グルメ、文化・スポーツ等の様々な分野に関連する事業を展開し、約 3,000 人の従業員を擁する。

#### (2) 施設一覧

同社はモナコに 5 ヶ所のカジノを保有しており、それぞれ民設民営である。

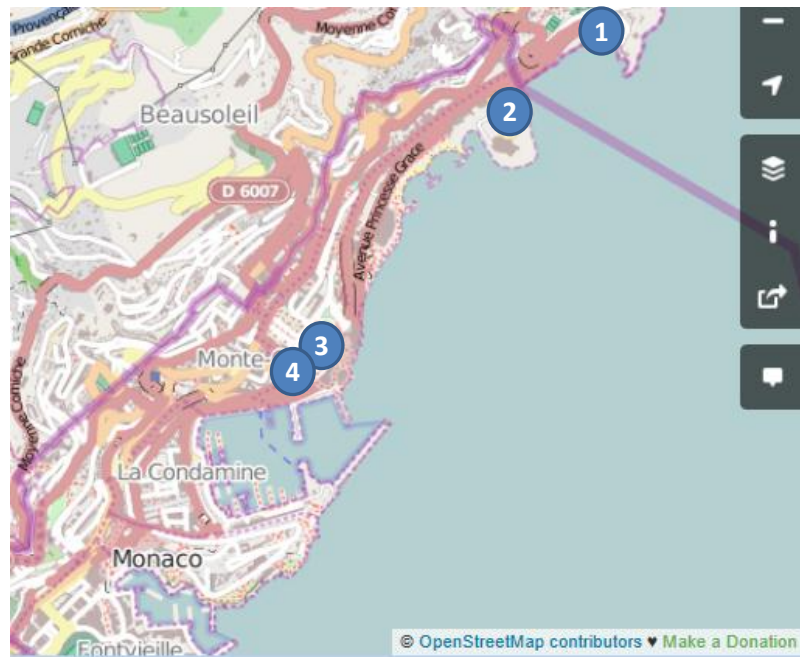
5 ヶ所の施設全体で 40 のミーティングルームを有し、最大 950 人を収容できる。なお、コンベンション施設全体の面積は 5,300 m<sup>2</sup> である。



(出典：OpenStreetMap contributors を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

- ① モンテカルロベイカジノ
- ② カジノドモンテカルロ (Casino de Monte-Carlo)
- ③ カジノカフェドパリ (Casino Café de Paris)
- ④ サンカジノ (Sun Casino)
- ⑤ ラ・ラスカッセ (La Rascasse)

なお、同社はカジノの周辺に4ヶ所のホテルを有している。




(出典：OpenStreetMap contributors を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

- ① モンテカルロビーチ (Monte-Carlo Beach)
- ② モンテカルロベイホテル&リゾート (Monte-Carlo Bay Hotel & Resort)
- ③ ホテルエルミタージュモンテカルロ (Hôtel Hermitage Monte-Carlo)
- ④ ホテルドパリモンテカルロ (Hôtel de Paris Monte-Carlo)


### (3) 施設の設置概要

#### ① モンテカルロベイカジノ

	開業:不明		
	運営会社:モンテカルロ SBM		
	延床面積 不明	カジノ面積 25,200 m <sup>2</sup>	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	有り
		コンベンション	有り
		ショッピング	無し
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 15ヶ所(1,340 m<sup>2</sup>)で、340 人まで収容可能。</li> <li>➤ モンテカルロベイホテル&amp;リゾートを併設しており、ホテル客室数は 334 部屋。</li> <li>➤ スロットマシン台数は 145 台。</li> </ul>			


(出典：モンテカルロ SBM HP を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

#### ② カジノドモンテカルロ

	開業:1890(明治 23)年		
	運営会社:モンテカルロ SBM		
	延床面積 不明	カジノ面積 不明	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	無し
		コンベンション	有り
		ショッピング	無し
エンターテイメント		無し	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ スロットマシン台数は 1,000 台以上。</li> <li>➤ 付近に同社のホテルドパリモンテカルロがある。</li> </ul>			

(出典：モンテカルロ SBM HP を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)


#### ③ カジノカフェドパリ

	開業:不明		
	運営会社:モンテカルロ SBM		
	延床面積 不明	カジノ面積 不明	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	無し
		コンベンション	有り
		ショッピング	無し
エンターテイメント		無し	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンベンション施設は 343 m<sup>2</sup>、最大 100 人収容可能。</li> <li>➤ スロットマシン台数は 561 台以上。</li> <li>➤ 付近に同社のホテルドパリモンテカルロがある。</li> </ul>			

(出典：モンテカルロ SBM HP を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)




④ サンカジノ

	開業:不明		
	運営会社:モンテカルロ SBM		
	延床面積 不明	カジノ面積 不明	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	無し
		コンベンション	無し
		ショッピング	無し
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ スロットマシン台数は 300 台以上。</li> <li>➤ カジノフロア内にショー等を行うステージがある。</li> <li>➤ 付近に同社のホテルエルミタージュモンテカルロがある。</li> <li>➤ 付近に同社のカンファレンス施設、スポルティングディベール(Sporting d’Hiver)がある。</li> </ul>			

(出典：モンテカルロ SBM HP を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

⑤ ラ・ラスカッセ

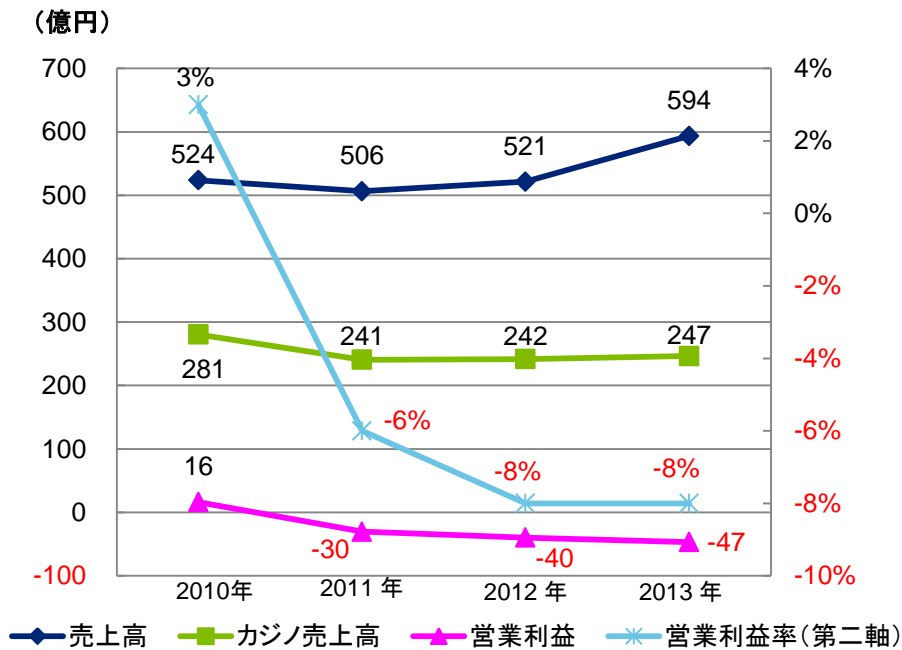
	開業:不明		
	運営会社:モンテカルロ SBM		
	延床面積 不明	カジノ面積 不明	
	同一建物内又は敷地内にある施設の有無	ホテル	無し
		コンベンション	無し
		ショッピング	無し
エンターテイメント		有り	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 巨大なバーを有する。</li> <li>➤ 本施設はナイトクラブであり、同施設内にカジノ機器を設置している。</li> </ul>			

(出典：モンテカルロ SBM HP を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

#### (4) IR を運営する企業の経営状況

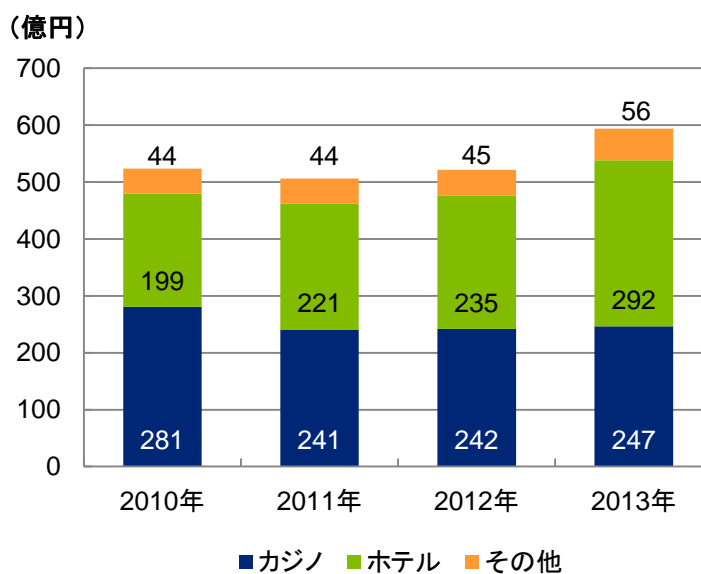
モンテカルロ SBM 全体としての収益構造を示す (図 8-4)。全社の売上高にしめるカジノ売上高の割合は 2013 (平成 25) 年で 42%と、7 章で分析した企業に比べ、低い水準である。なお、営業利益は年々下がっており、2013 (平成 25) 年にはマイナス 47 億円を記録している。

図 8-4 収益推移 (モンテカルロ SBM)



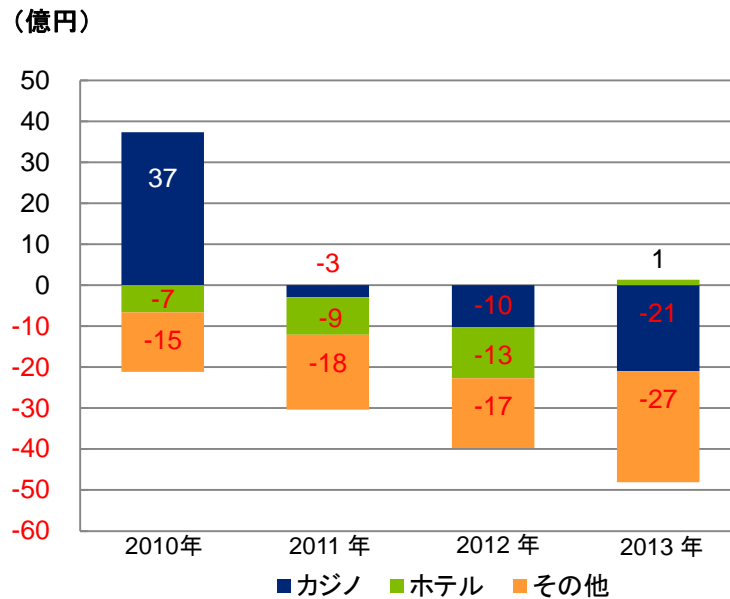
(出典：Bloomberg を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

図 8-5 事業別売上高推移 (モンテカルロ SBM)



(出典：Bloomberg を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

図 8-6 事業別営業利益推移（モンテカルロ SBM）



(出典：Bloomberg を基にデロイト トーマツ コンサルティング作成)

## 8.4 総括

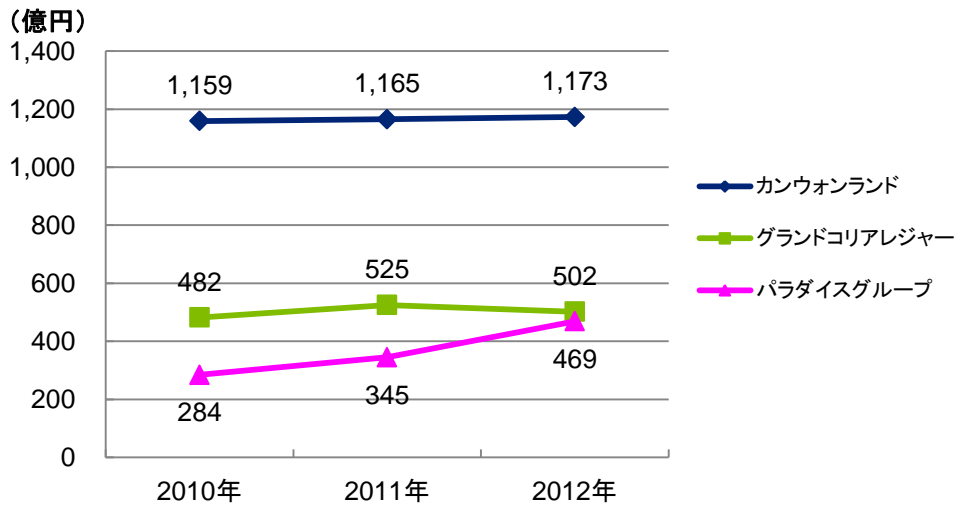
本章で調査した外国人専用カジノをみると、前述の4地域と比較して収益規模が非常に小さい。その理由として、本章で調査したベトナムやモナコは、7章で調査したシンガポールや韓国のような国際的なハブ空港はなく、海外からのアクセスが良くないため、外国人旅行者数が少ないことが一因として考えられる。なお、7章、8章で対象とした国の2012（平成24）年における外国人旅行者数<sup>87</sup>は、米国66,969千人（第2位）、マカオ13,577千人（第20位）、韓国11,140千人（第23位）、シンガポール10,390千人（第25位）、ベトナム6,848千人（第40位）であり、モナコは上位40位以内に入っていない。

ただし、モナコについては、2章にて分析した欧州のIRの傾向にあるとおり、MICE等のビジネス需要をメインターゲットにしているのではなく、近距離圏から訪れる顧客に対して娯楽を提供するリゾート施設という位置付けが強いため、ラスベガスやマカオ等の代表的なIRのような大規模な収益を見込んでいない可能性も考えられる。

また、ベトナム及び韓国については、内国人需要を取り込めていないことも一因として考えられる。国内に外国人専用カジノと内国人も入場できるカジノの両方を有する韓国をみると、外国人専用であるグランドコリアレジジャー（3施設）及びパラダイスグループ（5施設）と比較し、内国人も入場できるカンウォンランドの売上高は約2倍となっている。

<sup>87</sup> 日本政府観光局『世界各国・地域への外国人訪問者数（2012（平成24）年 上位40位）』を引用。

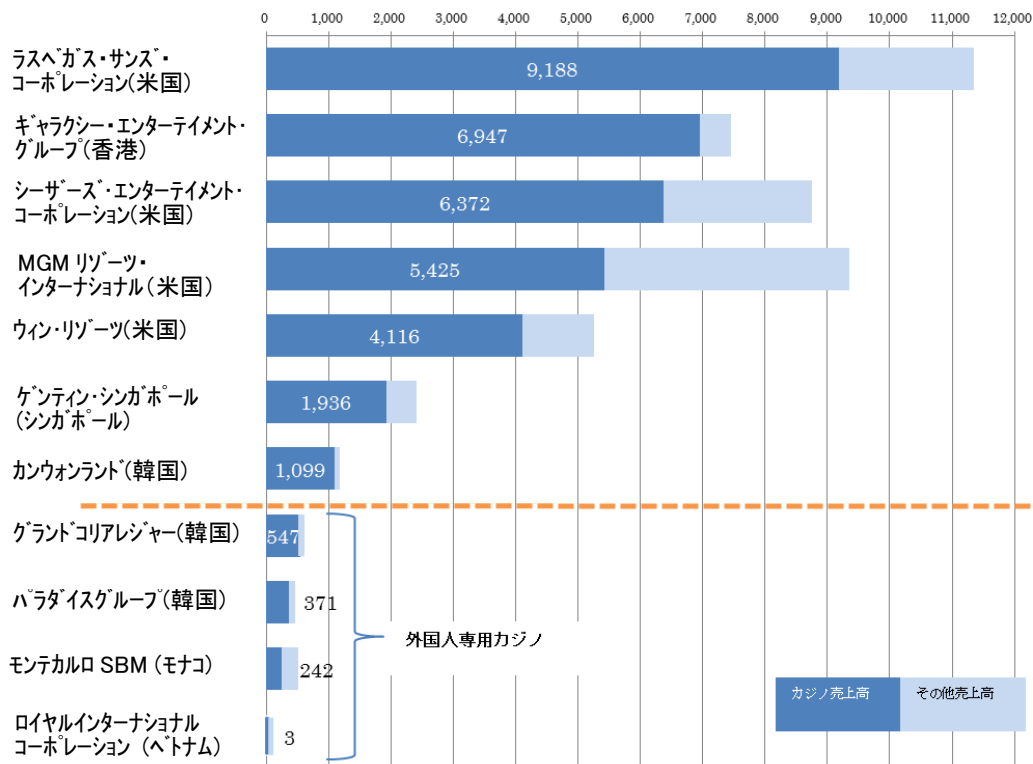
図 8-7 韓国において IR を運営する各企業の売上高推移



7章で調査を行ったネバダ州、マカオ、シンガポール及び韓国の IR は、その収益規模において世界の IR の主要プレイヤーと言えるが、これら 4 ヶ国において、外国人のみを対象とするカジノを設置している国は韓国のみであり、外国人専用カジノはカジノの形態として主流ではないと考えられる。

図 8-8 世界の主要プレイヤーと外国人専用カジノのカジノ売上高の比較

(単位: 億円)



## 参考文献

- IR ゲーミング学会ホームページ (<http://www.jirg.org/>)
- アメリカ合衆国ゲーミング協会ホームページ (<http://www.americangaming.org/>)
- 依存症管理サービス機構（シンガポール）ホームページ  
(<http://www.nams.sg/Pages/index.aspx>)
- 仁川国際空港公社ホームページ (<http://www.airport.kr/eng/>)
- ウィン・リゾーツホームページ (<http://www.wynnresorts.com/>)
- SJM ホールディングスホームページ (<http://www.sjmholdings.com/>)
- FBI（2008（平成20）年～2012（平成24）年）『Crime in the United States』
- MGM リゾーツ・インターナショナルホームページ (<https://www.mgmresorts.com/>)
- 大崎大地塾ホームページ (<http://www.jago.jp/5-gaiyo.html>)
- オンラインカジノ協会（Remote Gambling Association）ホームページ  
(<http://www.rga.eu.com/?lang=en>)
- 回復センター（マカオ）ホームページ (<http://iasweb.ias.gov.mo/cvf/en/>)
- カジノ規制機構（シンガポール）『カジノ管理規則』
- カリタスマカオホームページ (<https://www.caritas.org.mo/en/donation/node>)
- カンウォンランド依存症管理センターホームページ  
(<http://klacc.high1.com/Ghome/main.high1>)
- 韓国ギャンブラー・アノニマスホームページ (<http://www.dandobak.or.kr/NEW/>)
- 韓国検察庁（2003（平成15）年～2013（平成25）年）『犯罪統計』
- 韓国政府『観光振興法』
- 韓国政府『観光振興法施行規則』
- 韓国政府『金融取引報告法』
- 韓国政府『観光振興法施行令』
- 韓国政府『射幸行為等規制及び処罰特例法』
- 韓国政府『廃鉱地域開発支援に関する特別措置法』
- 韓国賭博問題管理センターホームページ (<http://www.kcgp.or.kr/>)
- 希望の光ホームページ ([http://christian-care-services.org/rayofhope\\_about.php](http://christian-care-services.org/rayofhope_about.php))
- ギャラクシー・エンターテイメント・グループホームページ  
(<http://www.galaxyentertainment.com/en>)
- ギャンブラーズアノニマスホームページ (<http://www.gamblersanonymous.org/ga/node/1>)
- ギャンブル影響調査委員会（米国）ホームページ  
(<http://govinfo.library.unt.edu/ngisc/index.html>)

- キリスト教青少年センター（シンガポール）ホームページ (<http://www.mcyc.sg/>)
- 金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/>)
- 金融犯罪取締ネットワーク（米国）ホームページ (<http://www.fincen.gov/>)
- クアンニン経済省ホームページ ([http://halonginvest.gov.vn/web\\_BQLKKT/index\\_EN.aspx](http://halonginvest.gov.vn/web_BQLKKT/index_EN.aspx))
- 警察庁『警察白書』
- ゲーミング委員会（ネバダ州）『ゲーミング規則』
- ゲンティン・シンガポールホームページ (<http://www.gentingsingapore.com/>)
- ゲンティン・バーハッドホームページ (<http://www.genting.com/>)
- ゲンティン・マレーシアホームページ (<http://www.gentingmalaysia.com/offices.htm>)
- 公益財団法人日本生産性本部（2013（平成25）年）『レジャー白書』
- シーザーズ・エンターテインメント・コーポレーションホームページ  
(<https://www.caesars.com/corporate/>)
- ジェトロ『シンガポール経済の動向（2013（平成25）年）』
- 射幸産業統合監督委員会（2012（平成24）年）『射幸産業関連統計』
- 射幸産業統合監督委員会ホームページ (<http://www.ngcc.go.kr/NGCC.do>)
- 衆議院ホームページ (<http://www.shugiin.go.jp/internet/index.nsf/html/index.htm>)
- 社団法人日本プロジェクト産業協議会（2001（平成13）年）『韓国におけるカジノ政策並びに  
運営の実態に関する調査報告書』
- シルバーリビング（シンガポール）ホームページ  
(<http://silver-lining-community.weebly.com/>)
- シンガポール警察ホームページ (<http://www.spf.gov.sg/>)
- シンガポール警察 Commercial Affairs Department『Annual Report 2011-2012』
- シンガポール社会家族振興省ホームページ (<http://app.msf.gov.sg/>)
- シンガポール社会福祉協議会ホームページ (<http://www.ncss.gov.sg/home/index.asp>)
- シンガポール政府『カジノ管理法』
- シンガポール内務省ホームページ (<http://www.mha.gov.sg/index.aspx>)
- 信用カウンセリングシンガポールホームページ (<http://www.ccs.org.sg/>)
- 聖公会ギャンブルカウンセリング・ファミリーウェルネスセンター（マカオ）ホームページ  
([http://www.skhsco.org.mo/index.php?option=com\\_content&view=article&id=6&Itemid=13&lang=en](http://www.skhsco.org.mo/index.php?option=com_content&view=article&id=6&Itemid=13&lang=en))
- 青少年ギャンブル予防教育団体（マカオ）ホームページ  
([http://www.beautifullifemo.com/index.php?option=com\\_content&view=article&id=1&Itemid=13&lang=en](http://www.beautifullifemo.com/index.php?option=com_content&view=article&id=1&Itemid=13&lang=en))

[emid=120](#))

- 精神衛生診療研究所（シンガポール）ホームページ  
(<http://www.imh.com.sg/clinical/page.aspx?id=286>)
- 責任あるゲーミングセンター（米国）(<http://www.ncrg.org/>)
- 善友カウンセリングセンター（シンガポール）ホームページ (<http://www.shanyou.org.sg/>)
- タイ・ファ・カンギャンブル依存症回復センター（シンガポール）ホームページ  
(<http://www.thkmc.org.sg/thk-problem-gambling-recovery-centre/>)
- 台北駐大阪経済文化弁事処ホームページ (<http://www.taiwanembassy.org/mp.asp?mp=247>)
- 台湾内政部統計処ホームページ (<http://www.npa.gov.tw/NPAGip/wSite/mp?mp=1>)
- 地域サービス支援センター（シンガポール）ホームページ (<http://www.wecare.org.sg/>)
- 千葉県（2012（平成24）年）『カジノ・MICE機能を含む複合施設の導入検討調査』
- チャンギ総合病院（シンガポール）ホームページ  
([http://www.cgh.com.sg/Medical\\_Specialities/Clinical\\_Support\\_Services/Pages/addiction-programme.aspx](http://www.cgh.com.sg/Medical_Specialities/Clinical_Support_Services/Pages/addiction-programme.aspx))
- 中華人民共和国マカオ特別行政区政府『マカオ特別行政区規則』
- 電通（2014（平成26）年）『日本版統合型リゾートに対する国内外ビジネス層の意識調査』
- 賭博中毒専門家教育センター（韓国）ホームページ(<http://www.kgcec.or.kr/sub/main.html>)
- 賭博問題管理センター（韓国）ホームページ (<http://www.kcgp.or.kr/>)
- 日本ギャンオンホームページ (<http://www.gam-anon.jp/>)
- 日本ギャンブラーズ・アノニマスホームページ (<http://www.gajapan.jp/jicab-ga.html>)
- 日本政府『刑法 賭博及び富くじに関する罪』
- ネバダ州ゲーミングコントロールボード『ゲーミング規制』
- ネバダ州公安局（2011（平成23）年）『Crime In Nevada』
- ネバダ州政府『ネバダ州改訂法』
- ネバダ州保健福祉省ホームページ (<http://hr.nv.gov/>)
- ネバダ州リゾート協会（2013（平成25）年）『Nevada Gaming Fact Book 2013』
- 博彩監察協調局（マカオ）ホームページ  
(<http://www.dicj.gov.mo/web/en/frontpage/index.html>)
- 博報堂（2003（平成15）年）『カジノビジネス生活者調査 第一回 速報』
- 博報堂（2003（平成15）年）『カジノビジネス生活者調査 第二回 速報』
- 博報堂（2007（平成19）年）『カジノに関する生活者意識調査 速報』
- 文化体育観光部（韓国）（2007（平成19）年～2013（平成25）年）『カジノ統計』
- 米国国勢調査局（2010）『The 2010 United States Census』

- 北海道庁（2012（平成24）年）『カジノを含む統合型観光リゾート（IR）による経済・社会影響調査』
  - マカオ産業福音団体ホームページ (<http://www.moief.org/>)
  - マカオ大学ギャンブル研究所ホームページ (<http://www.umac.mo/iscg/index.html>)
  - マカオデイリータイムズホームページ (<http://www.macaodailytimes.com.mo/>)
  - マカオ特別行政区金融情報室『Guidelines on Money Laundering and the Financing of Terrorism』
  - マカオ特別行政区検察院ホームページ (<http://www.mp.gov.mo/en/main.htm>)
  - マカオ特別行政区司法警察庁ホームページ ([http://www.pj.gov.mo/New\\_en/main\\_en.htm](http://www.pj.gov.mo/New_en/main_en.htm))
  - マカオ特別行政区統計局ホームページ  
(<http://www.dsec.gov.mo/default.aspx?noredirect=true>)
  - メルコ・クラウン・エンターテイメントホームページ  
(<http://www.melco-crown.com/eng/index1.html>)
  - 問題賭博サービス管理協会（米国）ホームページ  
(<http://www.problemgamblingservices.org/default.aspx>)
  - 問題賭博全国協議会（シンガポール）ホームページ  
(<http://www.ncpg.org.sg/en/Pages/Home.aspx>)
  - 問題賭博全国協議会（米国）ホームページ  
(<http://www.ncpgambling.org/i4a/pages/index.cfm?pageid=1>)
  - 問題賭博ネバダ州協議会ホームページ (<http://www.nevadacouncil.org/>)
  - ラスベガス・サンズ・コーポレーションホームページ (<http://www.sands.com/index.html>)
  - ワンホープセンター（シンガポール）ホームページ (<http://onehopecentre.org/>)
  - A Casino City Press Publication (2013) 『Global Gaming Almanac』
  - BCN ワールドホームページ (<http://bcn-world-resort.com/about/>)
  - Home Team News ホームページ (<http://www.hometeam.sg/index.aspx>)
- Wynne Resources Ltd 『INTRODUCING THE CANADIAN PROBLEM GAMBLING INDEX』



平成 26 年度 I R（統合型リゾート）に関する調査業務委託報告書

発 行 月 平成 26 年 6 月

発 行 東京都知事本局地方分権推進部

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

Tel 03-5321-1111

調 査 実 施 デロイト トーマツ コンサルティング株式会社

有限責任監査法人トーマツ（共同制作）

